

●自動車交通事業法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件

昭和八年八月五日
鐵道、內務省令

- 自動車交通事業法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件左ノ通定ム
- 第一條 自動車交通事業法第四條、第五條、第十條、第十三條第一項、第二項及第十四條ノ規定ニ依ル免許許可其ノ他ノ處分ハ左ニ掲グル自動車運輸事業ニ關スルモノヲ除キ之ヲ地方長官ニ委任ス
 - 一 路線ノ全部又ハ一部カ東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及名古屋市ノ道路元標ヨリ二十軒ノ範圍内ニ在ルモノ
 - 二 路線ノ全部又ハ一部カ自動車道ニ依ルモノ
 - 三 當該路線ヨリ五軒(起點又ハ終點ヨリ十軒)ノ範圍内ニ鐵道、軌道、索道、自動車道事業又ハ他ノ自動車運輸事業ノ路線(未開發及出願中ノモノヲ含ム)在ルモノ
 - 四 其ノ他鐵道、軌道、索道、自動車道事業又ハ他ノ自動車運輸事業(未開發及出願中ノモノヲ含ム)ト競争ノ虞アルモノ
- 第二條 自動車運輸事業ニ關スル職權ニシテ左ニ掲グル事項ニ關スルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス
- 一 事業計畫ノ變更但シ前條各號ノ一ニ該當スル自動車運輸事業ニ關シ左ニ掲グルモノヲ除ク
 - イ 路線ノ起點終點ノ變更並ニ經過地ノ重要ナル變更
 - ロ 運賃ノ變更
 - ハ 旅客座席定員又ハ輛數ノ減少ニシテ自動車運輸事業基準規程ニ適合セザルニ至ルモノ

〔山梨警〕

- 二 運輸開始
 - 三 專用自動車道ノ工事方法ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 市街地ニ在リテハ五十米以内其ノ他ノ地ニ在リテハ百米以内ノ中心線ノ變更
 - ロ 有效幅員ノ些少ナル擴張
 - ハ 舗裝及路床ノ構造ノ改良又ハ之ニ基ク路面ノ縱斷勾配ノ變更
 - ニ 溝橋、排水設備、高五米以下ノ支壁其ノ他簡易ナル工作物ノ構造及位置ノ變更
 - ホ 橋梁、隧道其ノ他主要ナル工作物ノ構造及位置ノ些少ナル變更
 - ハ 六米以内ノ橋梁、溝橋又ハ百米以内ノ隧道ノ廢止
 - ト 一般ノ道路、自動車道、一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ位置又ハ鐵道、軌道等トノ交叉ノ位置ノ變更
 - 四 運輸開始ノ認可申請期間ノ伸長
 - 五 事業ノ休止
 - 六 事業ノ廢止(起點終點ノ變更ニ因ル一部廢止ヲ含ム)
 - 七 會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意
- 第三條 臨時ノ必要ニ因リ三月以内ノ期間ヲ限リ經營スル自動車運輸事業ノ免許、許可、認可其ノ他ノ處分ハ前二條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ地方長官ニ委任ス
- 第四條 自動車道事業ニ關スル職權ニシテ左ニ掲グル事項ニ關スルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス
- 一 工事竣工期間ノ伸長
 - イ 市街地ニ在リテハ五十米以内其ノ他ニ在リテハ百米以内ノ中心線ノ變更

〔山梨警〕

●自動車交通事業法第三十七條第三項ノ規定ニ依ル補償ニ關スル件

昭和八年九月二十五日
勅令第二百五十一號

- 朕自動車交通事業法第三十七條第三項ノ規定ニ依ル補償ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
- 第一條 國ニ於テ自動車運輸事業ヲ經營シタル爲之ト路線ヲ共通ニスル自動車運輸事業者ガ其ノ區間ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リ廢止シタル場合ニ於ケル補償金額ハ國ノ經營スル自動車運輸事業者ガ受ケル利益ノ年額ヲ基礎トシ其ノ七年分(同一區間ニ付第二條ノ補償金ヲ交付シタル場合ハ七年ヨリ其ノ交付年數ヲ控除シタル年數分)以内ニ於テ鐵道大臣之ヲ決定シ其ノ定ムル所ニ依リ計算シ一時ニ交付ス
- 殘存路線ノミニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リ廢止シタル場合ニ於ケル補償金額ハ前項ノ規定ニ依リ路線ヲ共通ニスル區間ニ付交付スル補償金額ニ共通區間ニ對スル殘存區間ノ運輸數量(國ノ經營スル自動車運輸事業ノ運輸開始前ニ於ケルモノ)ノ割合ヲ乘シタル金額以内ニ於テ鐵道大臣之ヲ決定シ其ノ定ムル所ニ依リ計算シ一時ニ交付ス
- 前二項ノ規定ニ依ル補償金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ國ノ經營スル自動車運輸事業ノ運輸開始ノ日ヨリ一年以内ニ其ノ事業廢止ノ許可又ハ會社解散ノ認可ヲ申請スルコトヲ要ス
- 第二條 國ニ於テ自動車運輸事業ヲ經營シタル爲之ト路線ヲ共通ニスル自動車運輸事業者ガ其ノ區間ニ付著シク利益ヲ減少スルニ至リタル場合ニ於ケル補償金額ハ國ノ經營スル自動車運輸事業者ガ受ケル利益額以内ニ於テ政府之ヲ定ム

- ロ 有效幅員ノ些少ナル擴張
 - ハ 舗裝及路床ノ構造ノ改良又ハ之ニ基ク路面ノ縱斷勾配ノ變更
 - ニ 溝橋、排水設備、高五米以下ノ支壁其ノ他簡易ナル工作物ノ構造及位置ノ變更
 - ホ 橋梁、隧道其ノ他主要ナル工作物ノ構造及位置ノ些少ナル變更
 - ハ 六米以内ノ橋梁、溝橋又ハ百米以内ノ隧道ノ廢止
 - ト 一般ノ道路、自動車道、一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ位置又ハ鐵道、軌道等トノ交叉ノ位置ノ變更
 - チ 駐車場ノ新設又ハ其ノ位置、面積及構造ノ變更
 - 三 供用ノ開始
 - 四 供用ノ休止
- 第五條 地方長官本令ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ事件ガ二府縣以上ニ關スルトキハ關係地方長官ニ商議ノ上連名ニテ之ヲ爲スベシ
- 第六條 地方長官第一條乃至第三條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク鐵道大臣ニ之ヲ報告スベシ
- 地方長官第四條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク內務大臣及鐵道大臣ニ之ヲ報告スベシ
- 第七條 本令中地方長官トアルハ自動車運輸事業ニ關スル限り東京府ニ在リテハ警視總監トス但シ事件ガ專用自動車道ニ關スルモノニ在リテハ警視總監及東京府知事トス

附則 本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前項ノ規定ニ依ル補償ノ期間ハ國ノ經營スル自動車運輸事業ノ運輸開始ノ日ヨリ三年以内トス

第三條 第一條第一項及前條ノ場合ニ於テ國ノ經營スル自動車運輸事業ガ受クル利益ハ國ノ經營スル自動車運輸事業ノ運輸開始前ニ於ケル當該自動車運輸事業ノ運輸數量ト國ノ經營スル自動車運輸事業ノ運輸開始後ニ於ケル運輸數量トヲ比較シ國ノ經營スル自動車運輸事業ニ轉嫁シタリト認メラルル數量ニ基キ受クル國ノ收入ヨリ國ガ之ヲ輸送スルニ要スル費用ヲ控除シタル殘額ヲ謂フ但シ第一條第一項ノ場合ニ於テ殘額ガ該收入ノ百分ノ二ニ達セザルトキハ該收入ノ百分ノ二ニ相當スル額トス

附則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●自動車運輸事業基準規程

昭和八年八月五日 鐵道省令第四號

自動車運輸事業基準規程ノ通定ム

自動車運輸事業基準規程

第一條 自動車運輸事業ノ用ニ供スル旅客自動車ハ路線ノ幅員ニ應ジ左ノ區別ニ依ル旅客座席定員ヲ有スルモノナルコトヲ要ス
一 東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及名古屋市内ノ市内ノ交通ヲ目的トスル自動車運輸事業ニシテ主トシテ十五米以上ヲ有スル路線ニ在リテハ十六人以上
二 前號ノ場合ヲ除キ主トシテ九米以上ノ幅員ヲ有スル路線ニ在リテハ十二人以上

〔山梨警〕

〔山梨警〕

自動車交通事業法第八條ノ規定ニ依ル自動車登録規程左ノ通定ム

自動車交通事業法第八條ノ規定ニ依ル自動車登録規程

第一條 自動車運輸事業ヲ營ム株式会社ニ屬スル自動車ヲ當該事業ノ用ニ供セントスルトキハ本令ノ定ムル所ニ依リ登録ヲ受クベシ
第二條 自動車ノ登録ハ當該自動車ノ主タル使用地ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監トス、以下同シ）之ヲ管掌ス
第三條 事業者ハ別記様式ニ依リ一車毎ニ作成シタル登録申請書正副二通ヲ提出スベシ
第四條 地方長官登録申請書ヲ受付ケタルトキハ之ニ登録番號及登録年月日ヲ記入シ正本ハ之ヲ自動車登録簿ニ編綴シ副本ニハ官印ヲ捺捺シ正本ト契印シテ之ヲ申請者ニ還付スベシ
第五條 登録ヲ受ケタル後登録事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ事業者ハ舊申請書ノ副本ヲ添へ別記様式ニ準ジ作成シタル變更登録申請書正副二通ヲ送附ナク提出スベシ
地方長官前項ノ申請書ヲ受付ケタル場合ニ於ケル手續ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス但シ車名、形式及年式以外ノ登録事項ニ變更ヲ生ジタル場合ニ於ケル登録番號ハ舊ニ依ル
第六條 左ノ場合ニ於テハ事業者ハ舊申請書ノ副本ヲ添へ送附ナク登録ノ抹消ヲ申請スベシ
一 登録ヲ受ケタル自動車ヲ事業ノ用ニ供セザルニ至リタルトキ又ハ其ノ所有權ヲ失ヒタルトキ
二 主タル使用地ガ他ノ地方長官ノ管轄ニ屬スルニ至リタルトキ
地方長官前項ノ申請書ヲ受付ケタルトキハ舊申請書ノ正本ヲ自動車登録簿ヨリ取外シ副本ト共ニ之ヲ保管スベシ

三 主トシテ九米未滿五米以上ノ幅員ヲ有スル路線ニ在リテハ八人以上
四 主トシテ五米未滿ノ幅員ヲ有スル路線ニ在リテハ六人以上
前項ノ路線ノ幅員ハ當該路線（路線ガ同一ノ免許ニ係ルト否ト問ハズ）ニ於テ同一ノ運輸系統ト認ムベキ區間ニ付之ヲ認定ス
路線ノ幅員又ハ第一條第一項ニ掲グル市ノ地域ニ變更ヲ生ジタルトキハ變更前ヨリ其ノ路線ニ使用スル自動車ニ限リ第一條第一項ノ規定ニ拘ラズ引續キ之ヲ使用スルコトヲ得

附則

第二條 事業者ハ同一ノ運輸系統ト認ムベキ路線ノ區間ニ對シ其ノ運輸數量及料程ニ應ジ相當數ノ自動車ヲ備フルコトヲ要ス
事業者ハ修繕其ノ他ノ場合ニ使用スル爲相當數ノ豫備車ヲ備フルコトヲ要ス
第三條 臨時ノ必要ニ因リ三月以内ノ期間ヲ限リ經營スル自動車運輸事業ニハ前二條ノ規定ヲ適用セズ

附則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際自動車運輸事業ノ用ニ供スル自動車ハ第一條ノ規定ニ適合セザルモノト雖モ之ヲ使用スルコトヲ得
本令施行ノ際自動車運輸事業ノ用ニ供スル自動車ノ數ニシテ本令施行後二年ヲ經過スルモ第二條ノ規定ニ適合セザルトキハ免許ニ有効期間上ノ幅員ヲ指定スルコトアルベシ

●自動車交通事業法第八條ノ規定ニ依ル自動車登録規程

昭和八年八月五日 鐵道省令第五號

第七條 前二條ノ場合ニ於テ舊申請書ノ副本ノ紛失等ニ因リ之ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ旨ヲ申請書ニ附記スベシ

附則

第八條 何人ト雖モ自動車登録簿ノ記載事項ヲ記載シタル書面ヲ地方長官ニ提出シ其ノ相違ナキ旨ノ認證ヲ申請スルコトヲ得
本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
自動車運輸事業ヲ營ム株式会社ニ屬スル自動車ニシテ本令施行ノ際事業ノ用ニ供スルモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ之ガ登録ヲ受クベシ
臨時ノ必要ニ因リ三月以内ノ期間ヲ限リ經營スル自動車運輸事業ニハ本令ヲ適用セズ

別記様式

自動車登録申請書

自動車運輸事業者名聞

Table with 6 columns: 一 車名、形式及年式, 二 機關番號, 三 車臺番號, 四 旅客定員及物品積載定量, 五 箱型視型又ハ有蓋無蓋ノ別, 六 運行路線. Includes registration date and official stamp.

備考

- (備考)
- 一 用紙ノ寸法ハ日本標準規格B列五番トス
- 二 登録事項ハ申請者ニ於テ之ヲ記入スベシ

●自動車運輸規程

昭和八年八月五日
鐵道省令第六號

自動車運輸規程左ノ通定ム

自動車運輸規程

第一章 總則

- 第一條 自動車運輸事業ノ運輸ハ本令ノ定ムル所ニ依ルベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監トス、以下同シ)ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラザルコトヲ得
- 地方長官前項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク鐵道大臣ニ之ヲ報告スベシ
- 鐵道大臣ハ自動車運輸事業ノ狀況ニ依リ本令ニ依ラザル運輸ヲ命ズルコトヲ得
- 第二條 運賃、料金其ノ他ノ運送條件ハ公告ヲ爲シタル後ニ非ザレバ之ヲ實施スルコトヲ得ズ
- 運賃又ハ料金を増加セントスルトキハ前項ノ公告ハ二週間以上之ヲ爲スコトヲ要ス

〔山梨管〕

- 第三條 車輛ノ運行ヲ休止シ又ハ變更セントスルトキハ實施前之ヲ公告スルコトヲ要ス
- 第四條 運轉手、車掌其ノ他旅客及公衆ニ應接スル係員ハ制服ヲ着用シ又ハ腕章、徽章ニ依リ係員タルコトヲ明示スベシ
- 第五條 旅客及荷主ハ係員ノ職務上ノ指圖ニ從フベシ

第二章 運輸

- 第六條 車輛ノ外側ニハ見易キ箇所ニ行先及事業者ノ名稱又ハ徽章ヲ表示スベシ
- 第七條 車輛ニハ豫備タイヤ又應急修理ニ必要ナル器具ヲ備フベシ但シ急速ニ之ヲ供給スベキ施設アルトキ又ハ他ノ車輛ニ依リ容易ニ運送ヲ繼續シ得ルトキハ之ヲ要セズ
- 第八條 車輛ハ毎日其ノ運行開始前其ノ要部ヲ點檢スベシ
- 第九條 車輛ハ使用ノ狀況ニ依リ六月ヲ超エザル期間毎ニ操向裝置、制動裝置、照明裝置、車輛、車軸其ノ他ノ要部ヲ細密ニ檢査スベシ
- 第十條 車輛ハ其ノ走行四萬五千斤(新造車輛ノ第一回解體檢査ニ在リテハ七萬斤)迄毎ニ解體檢査ヲ爲シタル後ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 第十一條 前二條ノ規定ニ依リ檢査ヲ爲シタルトキハ其ノ概要、費用、年月日其ノ他必要ナル事項ヲ車歴簿ニ記入スベシ重要ナル修繕又ハ改造ヲ爲シタルトキ亦同シ
- 第十二條 専用自動車道ハ常ニ車輛ヲ安全且正確ニ運輸スルコトヲ得ベキ状態ニ之ヲ保持スベシ
- 第十三條 旅客運送
- 第十三條 旅客停留所ニハ見易キ場所ニ停留所名及事業者ノ名稱又ハ徽章ヲ表示シ且主要旅客停留所ニハ車輛ノ主ナル行先、運賃及發車時刻ヲ掲

〔山梨管〕

示スベシ

- 運行頻繁ナル路線ニ在リテハ始發及終發ノ時刻並ニ運轉間隔ノ大要ヲ以テ前項ノ發車時刻ニ代フルコトヲ得
- 第十四條 旅客ノ同伴スル四年未滿ノ小兒ニシテ座席ヲ塞ガザルモノハ無賃ヲ以テ之ヲ運送スベシ
- 第十五條 左ニ掲グル者ノ乗車ハ之ヲ拒絕スルコトヲ得
 - 一 附添人ナキ重病者及精神病者
 - 二 泥酔者又ハ不潔ナル服装ヲ爲ス者
 - 三 其ノ他他ノ旅客ニ迷惑ヲ及ボス虞アル者
- 傳染病患者ハ他ノ旅客ト之ヲ同乗セシムルコトヲ得ズ
- 第十六條 旅客ハ左ノ行爲ヲ爲スベカラズ
 - 一 機械裝置ニ手ヲ觸ルルコト
 - 二 進行中乗降スルコト
 - 三 進行中運轉手ニ話シ掛ケ、乗降口ノ扉ヲ開キ又ハ肢體ヲ車外ニ出スコト
 - 四 物品ヲ車外ニ投棄スルコト
 - 五 他ノ旅客ノ迷惑トナル行爲ヲ爲スコト
- 前項ニ掲グル行爲ヲ爲ス者係員ノ制止ヲ背セザルトキハ之ヲ降車セシムルコトヲ得
- 第十七條 旅客ハ檢査ノ爲乗車券ヲ呈示又ハ取集ノ爲其ノ交付ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 前項ノ規定ニ反シ乗車券ヲ呈示又ハ交付ヲ拒ミタル旅客ニ對シテハ普通運賃ノ外ニ同額ノ割増運賃ヲ請求スルコトヲ得無効ノ乗車券ヲ以テ乗車シタル旅客ニ對シ亦同シ
- 第十八條 旅客ハ左ニ掲グル物品ヲ車内ニ持込ムコトヲ得ズ

- 一 犬其ノ他ノ動物ニシテ他ノ旅客ノ迷惑トナル虞アルモノ
- 二 品質、容積等ニ因リ他ノ旅客ノ迷惑トナル虞アルモノ
- 三 火藥類(少量ノ銃用火藥類又ハ緩燃導火線ヲ除ク)其ノ他危害ヲ他ニ及ボス虞アルモノ
- 第十九條 旅客運送事業ノ免許ヲ受ケタル事業者ハ旅客ノ運送ヲ目的トスル車輛ニ積載シ得ルモノニ限り郵便物、新聞紙其ノ他少量ノ物品ノ運送ヲ爲スコトヲ得
- 火藥類及危害ヲ他ニ及ボス虞アル物品ハ旅客ト同一ノ車輛ニ、臭氣ヲ發シ又ハ不潔ナル物品ハ旅客ト同一ノ車室ニ之ヲ積載スルコトヲ得ズ

第四章 物品運送

- 第二十條 左ノ場合ニ於テハ物品ノ運送ヲ拒絕スルコトヲ得
 - 一 運送ニ適スル設備ナキトキ
 - 二 直ニ運送ヲ爲スコトヲ得ザルトキ
- 第二十一條 貨物自動車ニハ運送中ニ於ケル運送品看守ノ爲特ニ必要ナル附添人ノ外乗車セシムルコトヲ得ズ

第五章 罰則

- 第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ料金ニ處ス
 - 一 係員ノ許諾ヲ受ケズシテ専用自動車道内ニ立入りタルトキ
 - 二 車輛ニ瓦石類ヲ投擲シタルトキ
 - 三 係員ノ職務ノ執行ヲ妨害シタルトキ
- 附則
- 本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行ノ際第六條、第七條及第十三條ノ規定ニ適合セザルモノハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ之ヲ適合セシムベシ

旅客自動車設備規程

昭和八年八月五日
鐵道省令第七號

旅客自動車設備規程左ノ通定ム

旅客自動車設備規程

第一條 自動車運輸事業ノ用ニ供スル旅客自動車ノ設備ハ本令ノ定ムル所ニ依ルベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監トス、以下同シ)ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラザルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク鐵道大臣ニ之ヲ報告スベシ

鐵道大臣ハ必要アリト認ムルトキハ本令ニ依ラザル設備ヲ命ズルコトヲ得

第二條 車臺ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 車種上面ノ高ハ車體ヲ取附ケタル狀態ニ於テ乗降口ノ中央ニテ測リ六十センチ以下(低床式構造)トスルコト

第三條 車輛ハ排出瓦斯ノ車室内ニ侵入スルコトヲ防止スル構造ト爲スベシ

車輛ニハ必要ニ應ジ室内照明裝置及換氣裝置ヲ爲スベシ

第四條 客室高ハ車輛ノ縱中心線ニ於テ測リ床面ヨリ千三百七十センチ(立席ヲ有スルモノニ在リテハ千七百三十センチ)以上ト爲スベシ

第五條 旅客座席ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 幅員ハ一人ニ付四百センチ以上トスルコト

二 凭レ前方ノ餘地ハ六百センチ以上トスルコト

第六條 立席ハ通路ノ幅員三百センチ以上ニシテ旅客座席定員十二人以上ノモ

〔山梨警〕

ノニ非ザレバ之ヲ設クルコトヲ得ズ

立席定員ハ通路ノ面積〇・一二平方米ニ付一人ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ

前二項ノ通路ノ幅員及面積ハ通路ニ向ヒ座席ノ設アル場合ニ於テハ凭レノ前方六百センチヲ控除シテ之ヲ計算ス

立席ヲ設クル場合ニハ握リ手、吊リ革其ノ他適當ナル施設ヲ爲スベシ

第七條 車輛ニハ運輸ノ狀況ニ應ジ適當ナル物品ノ積載設備ヲ爲スベシ

第八條 旅客座席定員八人以下ノ車輛ニハ第四條及第五條ノ規定ヲ適用セズ

附則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際自動車運輸事業ノ用ニ供スル旅客自動車ハ本令ノ規定ニ適合セザルモノト雖モ之ヲ使用スルコトヲ得

軍用自動車補助法第三條ノ規定ニ該當スル自動車及本令施行ノ日ヨリ三年以内ニ自動車運輸事業ノ用ニ供スル旅客自動車ハ第二條第一號ノ規定ニ適合セザルモノト雖モ之ヲ使用スルコトヲ得

自動車運輸事業會計規程

昭和八年八月五日
鐵道省令第九號

自動車運輸事業會計規程左ノ通定ム

自動車運輸事業會計規程

第一條 自動車運輸事業ノ會計ハ本令ノ定ムル所ニ依ルベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鐵道大臣ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラザルコトヲ得

〔山梨警〕

鐵道大臣ハ必要アリト認ムルトキハ本令ニ依ラザル會計ヲ命ズルコトヲ得

第二條 營業年度ハ一年又ハ六月トス

第三條 自動車運輸事業ノ開始ニ必要ナル自動車、専用自動車道等ノ取得又ハ建設ノ爲支出シタル金額ハ之ヲ興業費トス

運輸開始後増設其ノ他ノ改良ヲ加ヘタル場合ニ於ケル費用ハ之ヲ興業費トス但シ新工事ニ因リ撤去セラレタル部分ノ舊工事費ハ新工事費ニ相當スル額ヲ限度トシ興業費ヨリ之ヲ控除スベシ

借入金ノ利子ハ運輸開始前ニ屬スルモノニ限り之ヲ興業費ニ決算スルコトヲ得

第四條 自動車、専用自動車道其ノ他興業費ニ決算シタルモノノ保存復舊ノ費用、前條第二項ノ場合ニ於テ興業費ヨリ控除スベキ金額、諸稅其ノ他運輸營業上ノ諸費用ハ之ヲ營業費トス

第七條 第一項ノ規定ニ依ル自動車ノ價額消却金及之ニ類似スル消却金ハ之ヲ營業費トス

第五條 旅客收入、物品收入及其ノ他運輸營業上ノ諸收入(運輸雜收)ハ之ヲ運輸收入トシ運輸收入及雜收入ハ之ヲ營業收入トス

第六條 財産目録ニ記載スル有價證券以外ノ財産ノ價額ハ實費決算額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第七條 自動車ノ價額ハ使用ノ狀況ニ應ジ每營業年度ニ之ヲ消却スベシ興業費ニ決算シタル借入金ノ利子、商法第九十六條ノ規定ニ依ル利息配當金、他ノ自動車營業承繼ノ爲支出シタル金額等ニシテ之ニ對應スル有形財産ヲ有セザルモノハ相當之ヲ消却スベシ

第八條 興業及營業ニ關聯スル費用ハ當該營業年度ニ於ケル興業費及營業費トシテ之ヲ決算ス

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

專用自動車道設備規程左ノ通定ム

專用自動車道設備規程

昭和八年八月五日
鐵道省令第八號

- 第一條 專用自動車道ノ設備ハ本令ノ定ムル所ニ依ルベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鐵道大臣ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラザルコトヲ得鐵道大臣ハ必要アリト認ムルトキハ本令ニ依ラザル設備ヲ命ズルコトヲ得
- 第二條 專用自動車道ノ有效幅員ハ三米以上ト爲スベシ
有效幅員六米未満ノモノニ在リテハ必要ニ應ジ待避所ヲ設クベシ
- 第三條 曲線ノ半徑ハ百米以上ト爲スベシ但シ特殊ノ箇所ニ於テハ五十米迄之ヲ短縮スルコトヲ得
- 第四條 視距ハ八十米以上ト爲スベシ但シ特殊ノ箇所ニ於テハ六十米迄之ヲ短縮スルコトヲ得
- 第五條 曲線ノ半徑三百米以下ノ箇所ニ於テハ屈曲部ノ内側ニ於テ有效幅員ヲ相當大シ路面ノ横斷勾配ハ片勾配ト爲スベシ
片勾配ハ十二分ノ一ヨリ急ナルコトヲ得ズ
- 第六條 有效路面、橋梁、溝橋其ノ他ノ工作物ハ運轉スベキ自動車ノ通過ニ耐フル構造ト爲スベシ
- 第七條 專用自動車道ハ一般ノ道路、自動車道、一般通行ノ用ニ供スル道路、鐵道、軌道等ト平面交又ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ適當ナル保安設備ヲ設ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第八條 一般自動車道構造令第二條乃至第四條、第七條、第九條、第十條、第十二條乃至第十五條及第二十條ノ規定ハ專用自動車道ニ之ヲ準用ス

●一般自動車道構造令

昭和八年八月五日
內務、鐵道省令

〔山梨管〕

- 一般自動車道構造令左ノ通定ム
- 第一條 一般自動車道ハ二車線以上ノ有效幅員ヲ有セシムベシ
一車線ノ幅員ハ三米トス但シ四車線以上ト爲ス場合ニ於テハ一車線ノ幅員ヲ二米七五ト爲スコトヲ得
- 第二條 有效路面ノ兩側ニハ幅員五十種以上ノ路肩ヲ設クベシ
- 第三條 縱斷勾配ハ二十分ノ一ヨリ急ナルコトヲ得ズ但シ特殊ノ箇所ニ於テ相當ノ距離毎ニ緩ナル勾配ヲ有スル區間ヲ設クル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 縱斷勾配ノ變移スル箇所ニ於テハ相當ノ縱斷曲線ヲ設クベシ
- 第五條 曲線ノ半徑ハ三百米以上ト爲スベシ但シ特殊ノ箇所ニ於テハ百米迄之ヲ短縮スルコトヲ得
- 第六條 視距ハ百三十米以上ト爲スベシ但シ特殊ノ箇所ニ於テハ八十米迄之ヲ短縮スルコトヲ得
- 第七條 路面ニハ左右對照ノ横斷勾配ヲ附スベシ
- 第八條 曲線ノ半徑五百米以下ノ箇所ニ於テハ屈曲部ノ内側ニ於テ有效幅員ヲ相當大シ路面ノ横斷勾配ハ片勾配ト爲スベシ
片勾配ハ十二分ノ一ヨリ急ナルコトヲ得ズ
- 第九條 前條ノ場合ニ於テハ屈曲部ノ兩端ニ相當ノ長ノ緩和區間ヲ設クベシ
- 第十條 曲線ノ背向スル箇所ニ於テハ兩曲線間ニ相當ノ長ノ直線部ヲ設クベシ
- 第十一條 有效路面、橋梁、溝橋其ノ他ノ工作物ハ六尺以上ノ自動車ノ通過ニ耐フル構造ト爲スベシ
- 第十二條 有效路面ハ適當ナル材料ヲ以テ舗裝スベシ

〔山梨管〕

- 第十三條 隧道内及上部橫溝ヲ有スル橋梁ノ路面上ノ有效高ハ四米以上ト爲スベシ一般自動車道ガ橋下ヲ通過スル場合ニ付亦同シ
- 第十四條 側溝ノ深及底幅ハ三十種以上ト爲スベシ
- 第十五條 路端ノ高ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外水流水面ノ最高水位上三十種以上ト爲スベシ
- 第十六條 一般自動車道ハ一般ノ道路、自動車道、一般通行ノ用ニ供スル道路、鐵道、軌道等ト平面交又ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ適當ナル保安設備ヲ設ケタルトキハ限リ一般ノ道路又ハ一般通行ノ用ニ供スル道路ト平面交又ヲ爲スコトヲ得
- 第十七條 駐車場、給油所、使用料金徴收所、事務員駐在所其ノ他ノ工作物ハ有效路面外ニ設クベシ
- 第十八條 車線ノ限界ニハ限界線ヲ設クベシ
限界線ハ路面ト異ル色ヲ以テ表示スベシ
- 第十九條 出入口、屈曲部其ノ他必要ナル箇所ニハ速度制限標ヲ設クベシ
- 第二十條 交通上危険ノ虞アル坂路、屈曲部、斷崖等ニハ警戒標、防護柵其ノ他必要ナル設備ヲ爲スベシ
- 警戒標ノ様式及其ノ建設方法ニ關シテハ大正十一年內務省令第二十七號ノ規定ヲ準用ス
- 第二十一條 屈曲部其ノ他必要ナル箇所ニハ信號及照明ノ設備ヲ爲スベシ
- 第二十二條 適當ノ距離毎ニ通信設備ヲ爲シ駐車場、給油所、事務員駐在所其ノ他必要ナル箇所トノ通信ヲ容易ナラシムベシ
- 第二十三條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ前各條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得
- 特別ノ事由アル場合ニ在リテハ主務大臣ハ本令ニ依ラザル設計ヲ命ズルコトヲ得

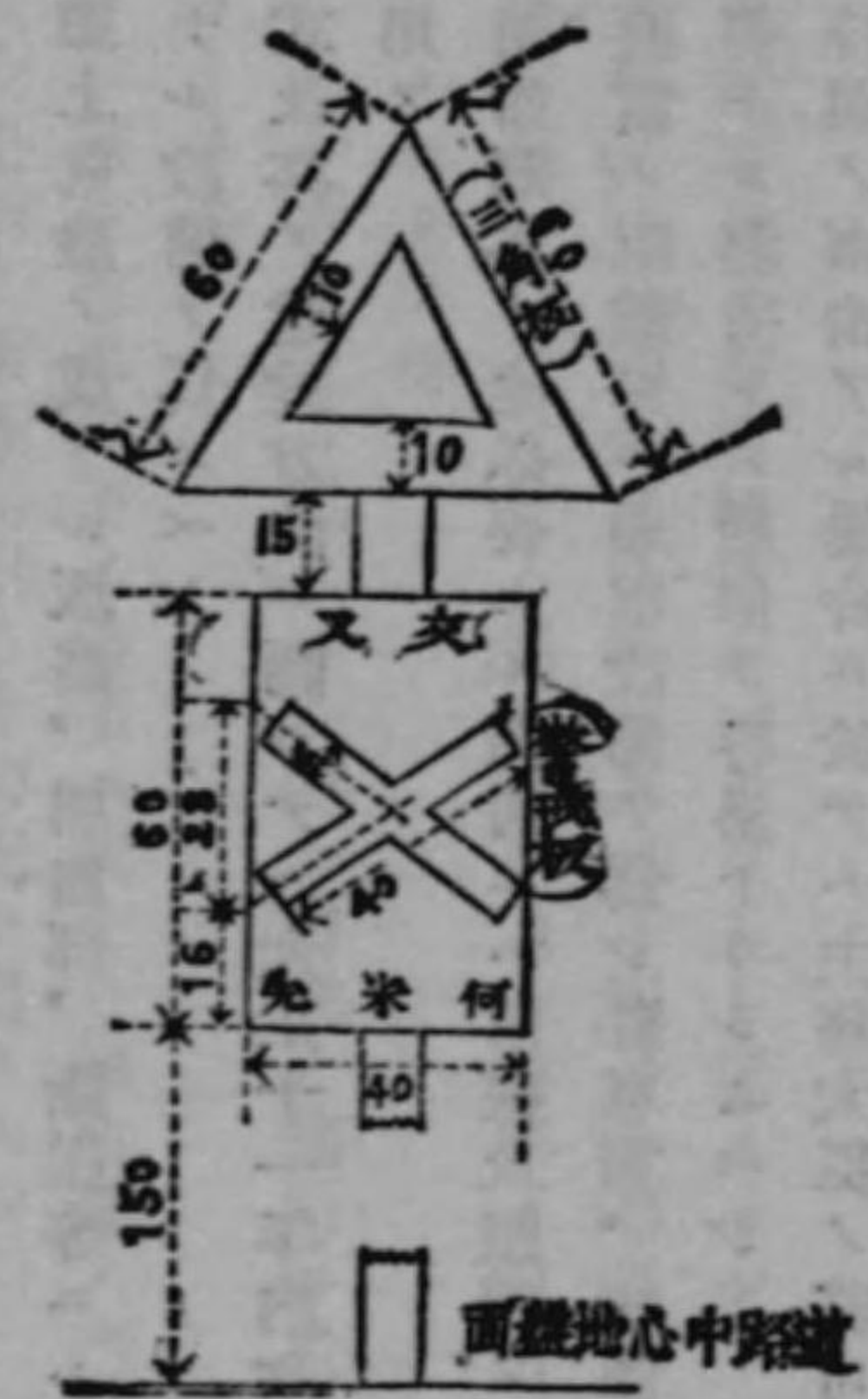
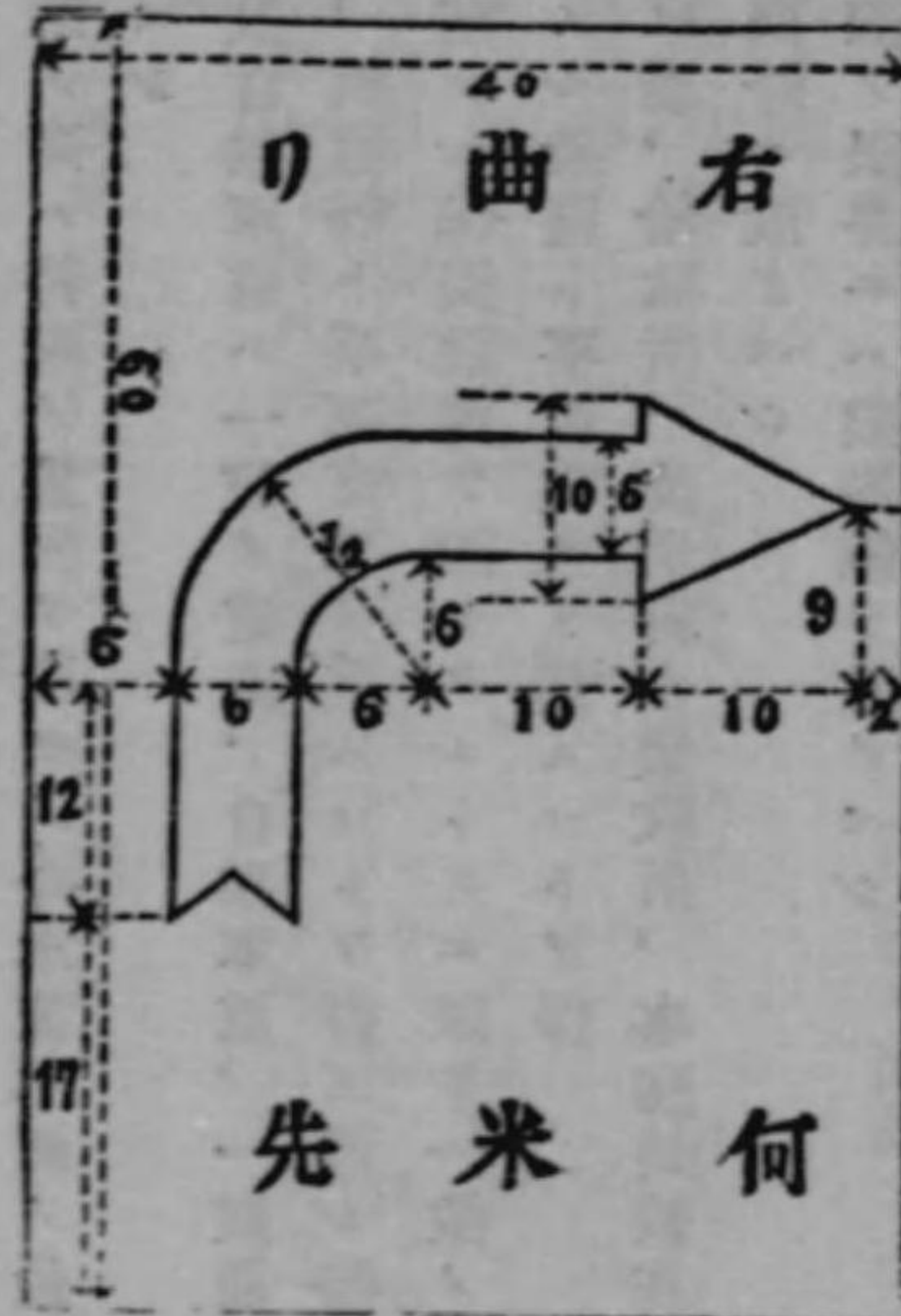
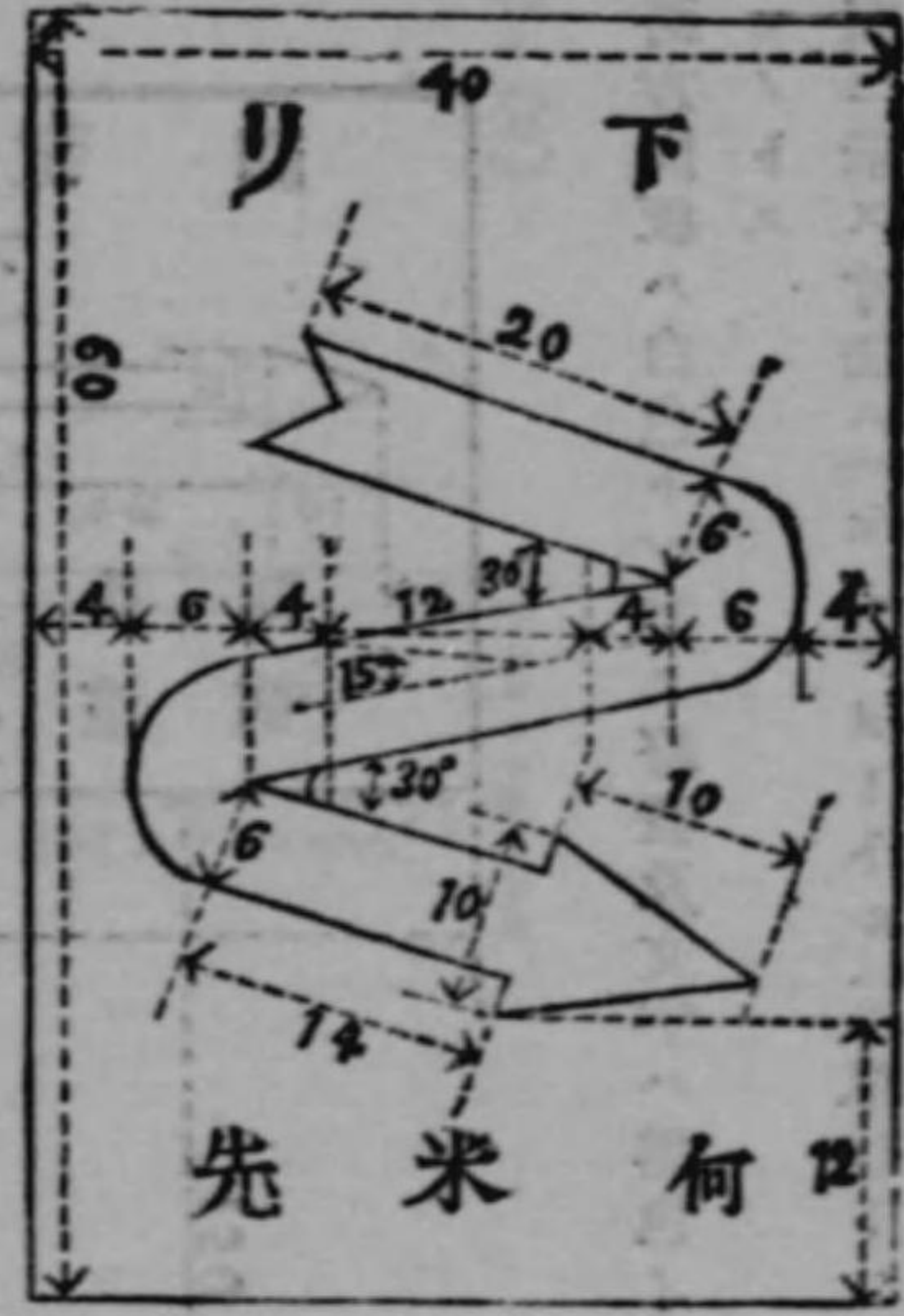
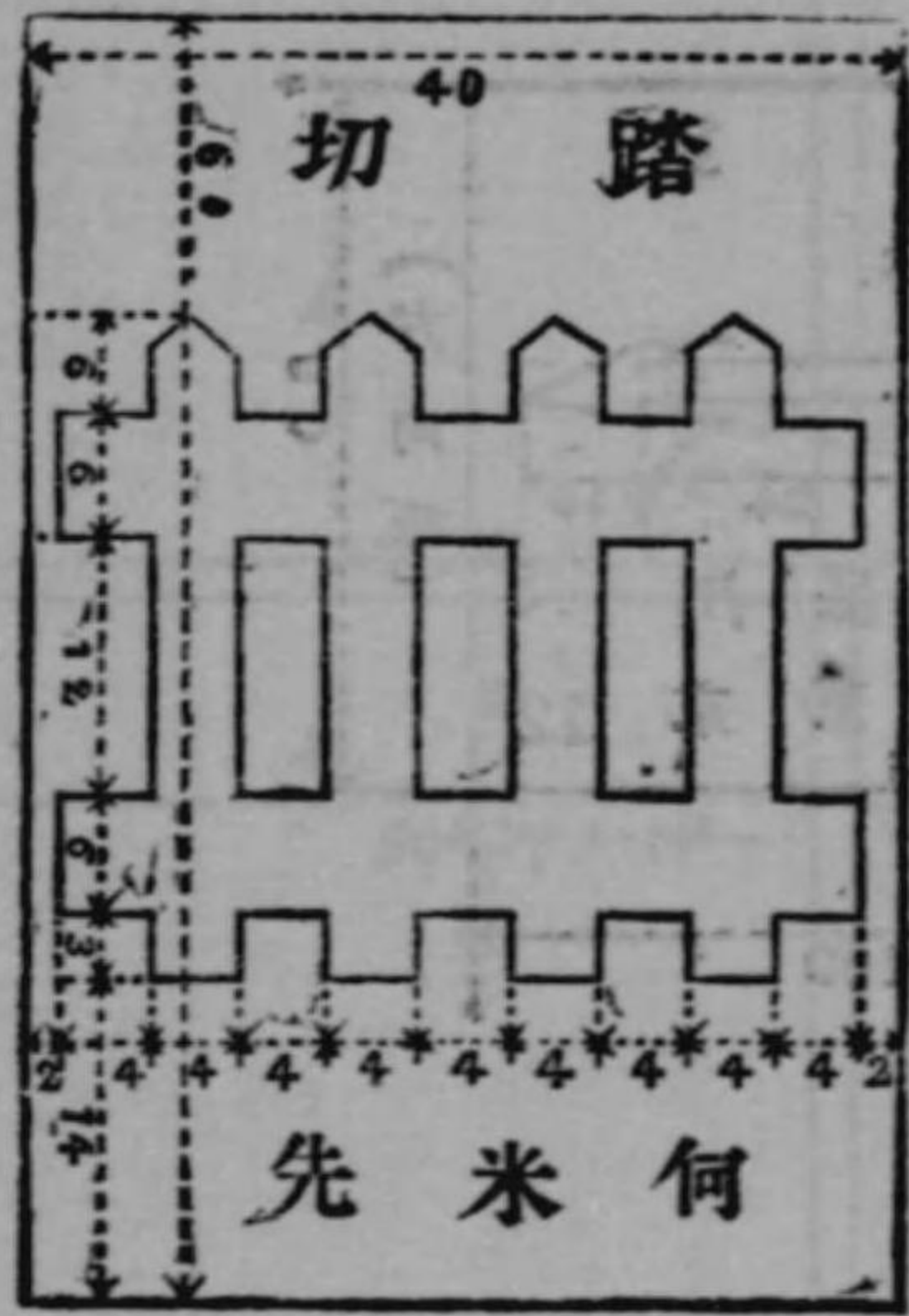
●道路警戒標及道路方向標ニ關スル件

大正十一年十一月九日
內務省令第二十七號

- 道路警戒標及道路方向標ニ關スル件左ノ通定ム
- 第一條 道路ノ屈曲部、坂路其ノ他交通上危険ノ虞アル箇所ニ對シ必要ナル場合ニ於テハ道路警戒標ヲ建設スベシ
- 第二條 十字路、丁字路其ノ他ノ箇所ニ對シ交通上必要アル場合ニ於テハ道路方向標ヲ建設スベシ
- 第三條 道路警戒標及道路方向標ヲ建設スル場合ニ於テハ別記様式ニ依ルベシ
- 第四條 道路警戒標ハ第一條ニ規定スル箇所ノ前後八十メートル乃至百四十メートルノ地點ニ於テ道路ノ方向ニ面シ左側路端ニ之ヲ建設スベシ但シ市街地ニ在リテハ相當其ノ距離ヲ短縮スルコトヲ得
- 第五條 道路方向標ハ道路ニ面シ路端ニ之ヲ建設スベシ

附則

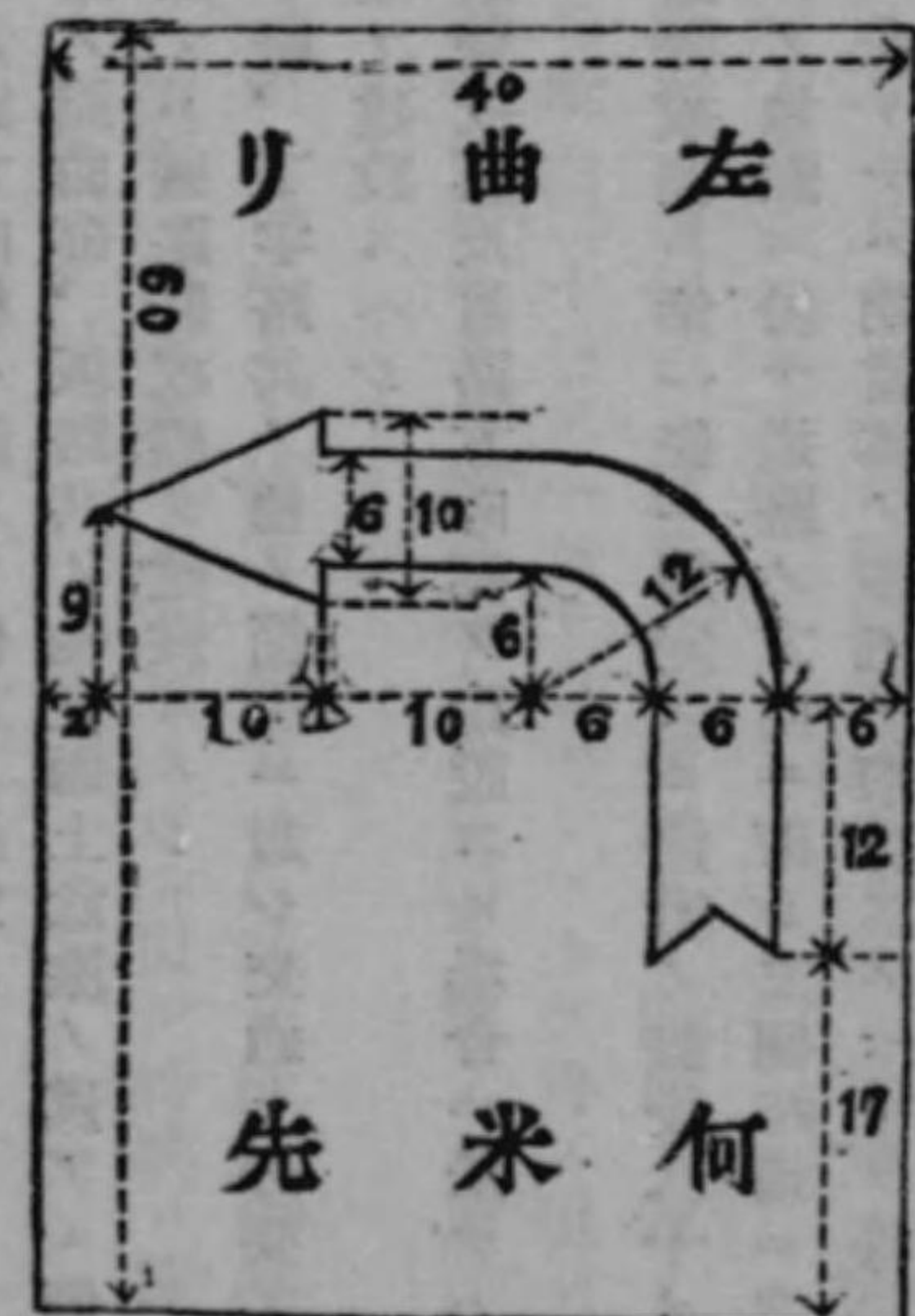
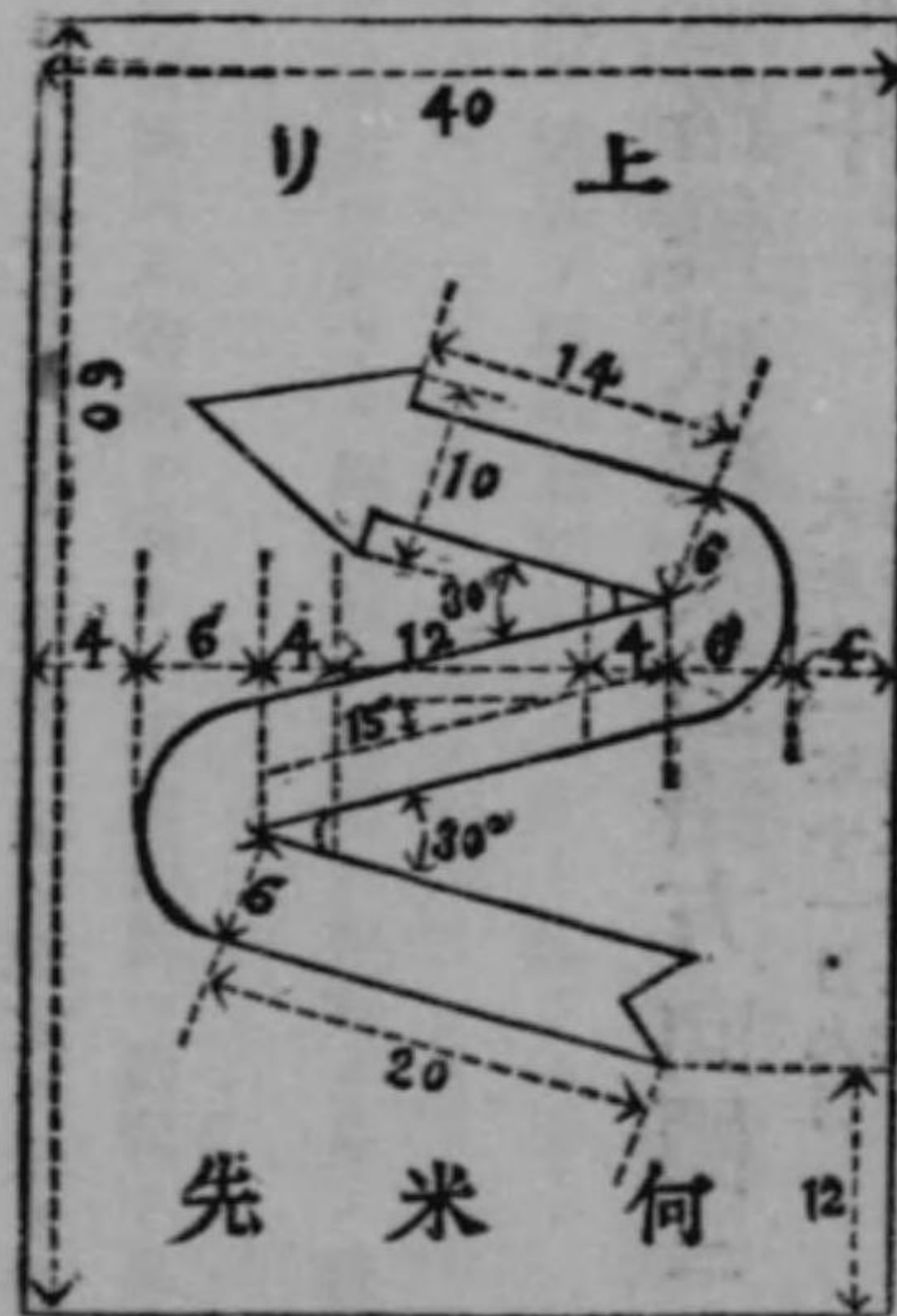
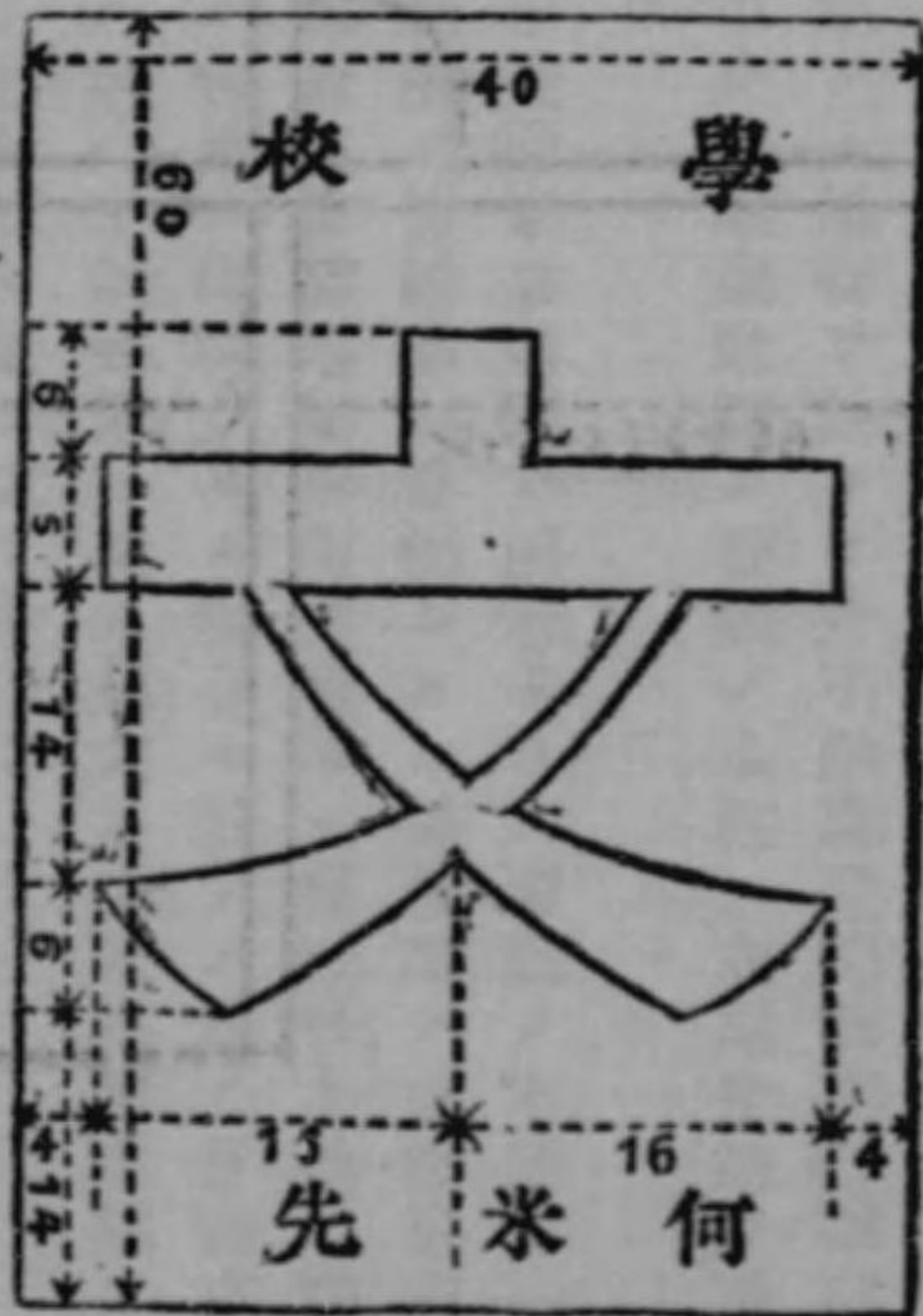
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

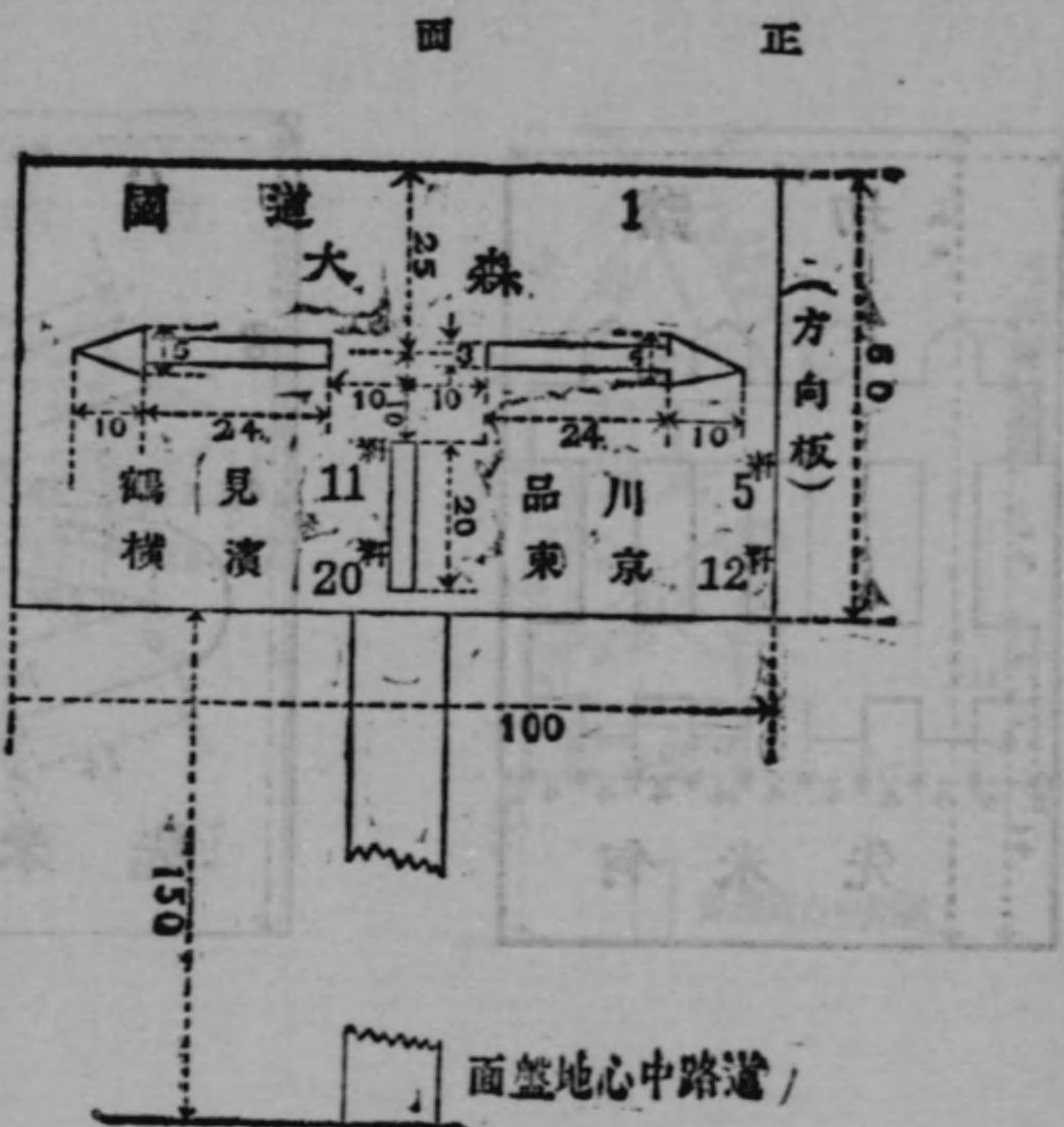


(別記様式)
道路警戒標

備考

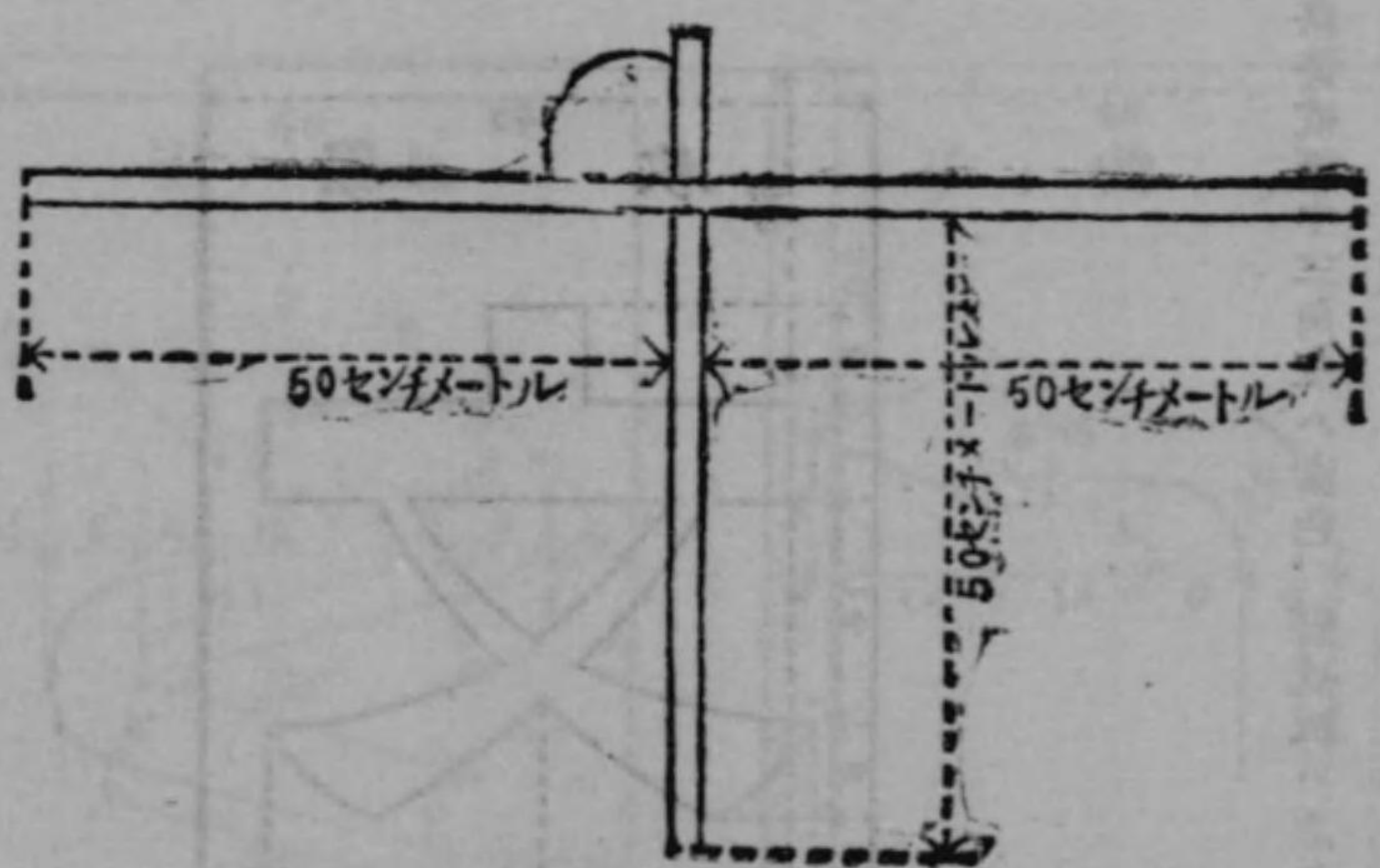
- 一 道路警戒標中三角板ハ赤色、警戒板ハ黒色トシ其ノ符號及文字ハ白ペンキニテ記載スルモノトス
- 二 前圖ニ示ス寸法ハ「センチメートル」チ單位トス
- 三 市街地ニ在リテハ警戒板ノ道路中心地盤上高ハ相當之チ増加スルコトヲ得





- 備考
- 一 道路方向板ハ白色トシ其ノ符號及文字ハ黑色インキニテ記載スルモノトス
 - 二 前圖ニ示ス寸法ハ「センチメートル」ヲ單位トス
 - 三 市街地ニ在リテハ方向板ノ道路中心地盤上高ハ相當之ヲ増加スルコトヲ得
 - 四 特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外左ノ構造ニ依ルモノトス

(丁字路ノ分)



(山梨警)

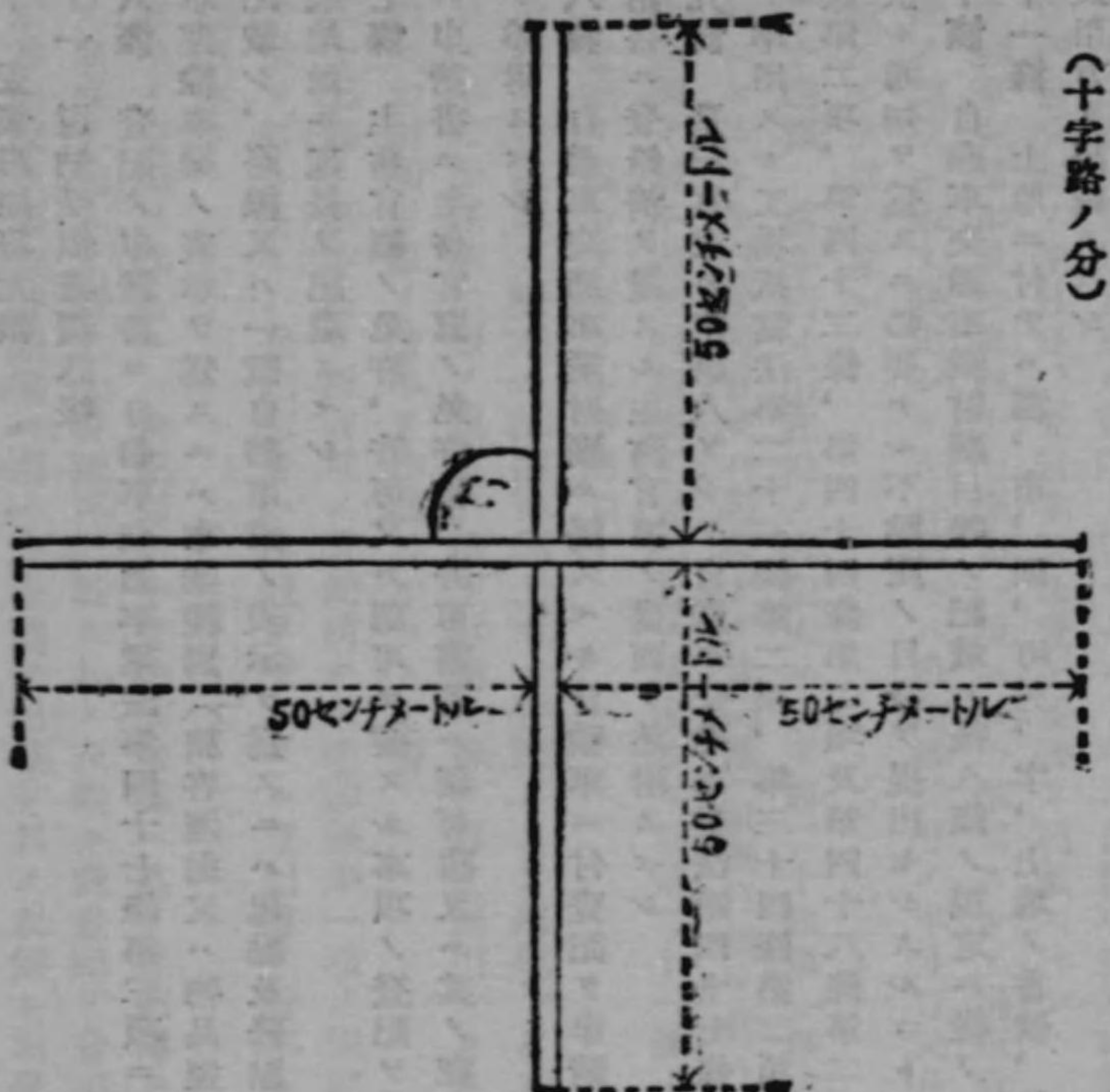
●自動車交通事業財團抵當登記取

扱手續

昭和八年九月三十日
司法省令第三十三號

自動車交通事業財團抵當登記取扱手續ノ通定ム

- 第一條 自動車交通事業法ニ依ル自動車交通事業財團ノ登記ニ付テハ本令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外不動産登記法施行細則ニ從フ
- 第二條 自動車交通事業財團ノ登記ノ事務ハ商業登記ヲ取扱フ登記所ニ於テ之ヲ取扱フ
- 第三條 自動車交通事業財團ノ所有者タル會社ノ本店ガ一登記所ノ管轄地ヨリ他ノ登記所ノ管轄地ニ移轉シタル場合又ハ自動車交通事業財團ノ所有權ガ一登記所ノ管轄地ニ本店ヲ有スル會社ヨリ他ノ登記所ノ管轄地ニ本店ヲ有スル會社ニ移轉シタル場合ニ於テハ其ノ自動車交通事業財團ノ登記ノ事務ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依ル移送ヲ爲スニ至ル迄仍舊本店ノ所在地ノ登記所ニ於テ之ヲ取扱フ
- 第四條 自動車交通事業財團登記簿ハ附錄様式ニ依リ地方裁判所長ニ於テ之ヲ調製スベシ
- 第五條 登記所ニハ登記簿、共同人名簿及受附帳ノ外左ノ帳簿ヲ備フベシ
 - 一 共同擔保目録綴込帳
 - 二 申請書類綴込帳
 - 三 決定原本綴込帳
 - 四 抗告書類綴込帳
 - 五 評價事件簿
 - 六 評價書類綴込帳
 - 七 本登記簿交付帳
 - 八 謄本抄本交付帳



(十字路ノ分)

九 通知簿

十 受領證原符元帳

十一 還納受領證返帳

第六條 登記ノ申請書ニ自動車交通事業法第四十七條第三項ニ掲グル自動車運輸事業ノ表示ヲ爲スニハ事業種別(旅客運送又ハ物品運送ノ別)ヲ記載シ、路線又ハ一般自動車道ノ表示ヲ爲スニハ起點及終點、主ナル經過地並ニ延長ヲ記載スベシ

第七條 主務官廳ノ免許、許可又ハ認可ヲ要スル事項ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ主務官廳ノ免許書、許可書若ハ認可書又ハ其ノ認證アル際本ヲ添附スベシ

第八條 自動車交通事業財團ニ屬スベキ自動車ニ付登記ヲ申請スルニハ申請書ニ登録簿ヲ證スル主務官廳ノ書面ヲ添附スベシ

第九條 登記官吏ハ申請人ヲシテ自動車交通事業法第四十七條第一項ニ於テ準用スル工場抵當法第二十三條第二項、第三十四條第二項、第三十七條第二項、第四十三條、第四十四條第二項及第四十八條第二項ノ規定ニ依ル通知ヲ爲スニ必要ナル不動産ノ目録ヲ提出セシムルコトヲ得

第十條 自動車交通事業財團目録ノ記載ハ後八條ノ規定ニ從フベシ

第十一條 土地ニ付テハ郡、市、區、町村、字、土地ノ番號、地目、面積及用方ヲ記載スベシ

第十二條 建物其ノ他ノ工作物ニ付テハ其ノ種類、構造、箇數及面積又ハ延長ヲ記載シ且其ノ所在ノ土地ヲ表示スベシ

第十三條 地上權ニ付テハ第十一條ニ掲グル事項ノ外設定ノ目的及範圍、存續期間、地代及其ノ支拂時期、設定ノ年月日並ニ所有者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スベシ

第十四條 賃借權ニ付テハ第十一條又ハ第十二條ニ掲グル事項ノ外存續期間、借賃及其ノ支拂時期、設定ノ年月日、登記其ノ他賃借權ヲ對抗スルコトヲ得ベキ事由、貸賃人ノ氏名又ハ名稱及住所並ニ賃借權ノ讓渡若ハ賃借物ノ轉貸ヲ許ス特約アルトキハ其ノ特約ヲ記載スベシ

〔山梨警〕

第二十一條 前條第二項ノ規定ハ自動車交通事業財團ノ所有權ガ一登記所ノ管轄地ニ本店ヲ有スル會社ヨリ他ノ登記所ノ管轄地ニ本店ヲ有スル會社ニ移轉シタル場合ノ所有權移轉登記ノ申請ニ付テハ準用ス

九 通知簿

十 受領證原符元帳

十一 還納受領證返帳

間、借賃及其ノ支拂時期、設定ノ年月日、登記其ノ他賃借權ヲ對抗スルコトヲ得ベキ事由、貸賃人ノ氏名又ハ名稱及住所並ニ賃借權ノ讓渡若ハ賃借物ノ轉貸ヲ許ス特約アルトキハ其ノ特約ヲ記載スベシ

旨、通知ヲ爲シタル登記所ノ名稱、受附ノ年月日及受附番號ヲ記載シ通知書ニ受附ノ年月日及受附番號ヲ記載スベシ此ノ場合ニ於テハ通知事項ノ要旨ハ登記ノ目的欄ニ、通知ヲ爲シタル登記所ノ名稱ハ申請人ノ氏名稱ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十條 自動車交通事業財團目錄ハ永久ニ之ヲ保存スベシ

附則 本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附錄様式

自動車交通事業財團登記簿	紙數表紙ヲ除キ 枚
區裁判所	地方裁判所長

〔山梨管〕

(權當抵) 區	乙	順位 番號	事項欄
		順位 番號	事項欄
		順位 番號	事項欄
		順位 番號	事項欄
	丁	順位 番號	事項欄

〔山梨管〕

●自動車交通事業財團登録簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付又ハ登記簿若ハ其ノ附屬書類ノ閱覽ヲ請求スル者ノ納ムベキ手数料ニ關スル件

昭和八年九月三十日
司法省令第三十四號

自動車交通事業財團登記簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付又ハ登記簿若ハ其ノ附屬書類ノ閱覽ヲ請求スル者ノ納ムベキ手数料ニ付テハ明治三十二年司法省令第十四號第一條、第二條、第五條及第六條ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

明治三十二年五月十三日司法省令第十四號ハ土地登記簿ノ謄本又ハ請求等手数料ノ件ナリ

●自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ關スル件

昭和八年八月二日
勅令第二百二十號

朕自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

鐵道大臣自動車交通事業ノ統制其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ自動

車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ノ經營ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ關シ必要ナル事項ハ鐵道大臣之ヲ定ム

附則
本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則

昭和八年八月五日
鐵道省令第十號

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則左ノ通定ム

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則

- 第一條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ヲ經營セントスル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ除キ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監トス、以下同シ）ノ免許ヲ受ケベシ
 - 一 國ニ於テ又ハ國ヨリ運送ノ委託ヲ受ケテ經營スルモノ
 - 二 自己ノ專用ニ供スルモノ（運送業者ガ直接其ノ運送事業ノ用ニ供スルモノ及特定ノ學校、工場等ガ有價ニテ其ノ學生、生徒、職工其ノ他ノ特定人ヲ運送スルモノヲ除ク）
 - 三 物品販賣業者等ガ其ノ顧客ノ委託ヲ受ケ物品ヲ無償ニテ集配スルモノ（物品運送業者ガ運送ノ委託ヲ受ケル場合ヲ除ク）
- 第二條 路線ヲ定メ定期ニ非ズシテ自動車ヲ運行シテ旅客ヲ運送スル事業

〔山梨警〕

- ハ左ニ掲ケルモノヲ除キ之ヲ經營スルコトヲ得ズ
 - 一 名所舊蹟等ノ遊覽客ヲ運送スルモノ
 - 二 特定ノ場所ニ出入スル公衆ヲ無償ニテ運送スルモノ
 - 三 自己ノ專用ニ供スルモノ（運送業者ガ直接其ノ運送事業ノ用ニ供スルモノヲ除ク）
 - 四 特定ノ學校、工場等ノ學生、生徒、職工其ノ他ノ特定人ヲ運送スルモノ
- 第三條 免許申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請者之ニ記名捺印スベシ
 - 一 申請者ノ本籍、住所及營業所
 - 二 路線ヲ定メザルモノニ在リテハ主タル事業地
 - 三 事業ノ種別（旅客運送又ハ物品運送ノ別並ニ貨切自動車、不定期遊覽乗合自動車、不定期貨物自動車等ノ別ニ分チ事業ノ大要ヲ記載シ尙路線ヲ定ムルモノニ在リテハ停留所ヲ明示シタル路線圖ヲ添付スルコト）
- 四 運賃
- 五 使用車輛ノ車名及輛數（旅客定員別又ハ物品積載定量別）
- 六 車庫ノ位置及其ノ構造ノ大要（圖面ヲ添付スルコト）

- 第四條 免許ヲ受ケタル者主タル事業地、事業ノ種別、路線、運賃、使用車輛ノ輛數、旅客定員（八人以上ニ増加スル場合ニ限ル）又ハ車庫ノ位置ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケベシ
- 住所、營業所、車輛ノ車名、旅客定員又ハ物品積載定量ノ變更ハ運送ナク地方長官ニ之ヲ届出ヅベシ
- 第五條 免許ヲ受ケタル者事業ヲ讓渡セントスルトキハ讓渡契約ノ要旨ヲ明示シ讓受人ト連署ノ上地方長官ノ許可ヲ受ケベシ會社ノ合併ニ因ル事業ノ承繼ニ付亦同シ

〔山梨警〕

免許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業ヲ承繼スルコトヲ得

- 第六條 自動車交通事業法第十一條ノ規定ハ本令ノ規定ニ依ル免許、許可又ハ認可ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルトキハ地方長官トス
- 第七條 路線ヲ定メズシテ旅客ヲ運送スル事業ヲ經營スル者ハ個別ニ運賃ヲ受ケ他ノ旅客ヲ同乗セシメ其ノ他自動車運輸事業ニ類似スル行為ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第八條 地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業者ヲシテ事業上ノ報告ヲ爲サシメ、書類ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣シテ事業ノ狀況ヲ監査セシムルコトヲ得
- 地方長官ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃ノ變更其ノ他事業ノ改善ヲ命ズルコトヲ得
- 第九條 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ處分ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行為ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ免許ヲ取消シ又ハ事業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得
- 第十條 左ノ場合ニ於テハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ
 - 一 免許ヲ受ケタル後四月以内ニ事業ヲ開始セザルトキ
 - 二 事業ヲ廢止シタルトキ
 - 三 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ
- 第十一條 左ノ場合ニ於テハ運送ナク地方長官ニ之ヲ届出ヅベシ
 - 一 事業ヲ開始シタルトキ
 - 二 事業ヲ承繼シタルトキ
 - 三 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ
 - 四 事業者死亡シタルトキ
 - 五 事業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

第十二條 旅客自動車設備規程及自動車運輸規程第一章乃至第三章ノ規定ハ第二條第一號ノ事業ニ之ヲ準用ス

- 第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 - 一 第一條及第二條ノ規定ニ違反シタルトキ
 - 二 免許ヲ受ケタル者其ノ名義ヲ他人ニ利用セシメタルトキ
 - 三 第七條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 第十四條 自動車交通事業法第五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第十五條 本令ノ規定ニ依ル申請書其ノ他ノ書類ハ主タル事業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スベシ但シ路線ヲ定ムル事業ニシテ路線ガ二府縣以上ニ跨ルモノニ在リテハ事件ガ二府縣以上ニ關スル場合ニ限り起點ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スベシ
- 第十六條 地方長官本令ノ規定ニ依リ處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ事件ガ二府縣以上ニ關スルトキハ關係地方長官ニ商議ノ上連名ニテ之ヲ爲スベシ
- 第十七條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

●自動車交通事業法施行規則第二

十八條營業報告書様式

利益金處分表

第三表 自年月日至年月日 名稱

收入金額		支出金額	
科目	金額	科目	金額
前期繰越金		法定準備金	
前期純益		任意準備金	
		役員賞與金	
		優先株配當金	
		(年何割何分)	
		普通株配當金	
		(年何割何分)	
		後期繰越金	
合計		合計	

備考
一、優先株又は後配株ニ數種アルトキハ各種類毎ニ配當金ヲ記載スベシ
二、年度ノ中間ニ於テ株金ノ拂込アリタルトキハ其ノ期日及金額ヲ欄外ニ記載スベシ

〔山梨警〕

ニ説明スベシ
四、自動車道費ニハ測量及監督費、用地費、土工費、路面費、橋梁費、伏樋費、隧道費、總係費等ノ目ヲ設ケテ記載スベシ
五、開業區間ニ當期決算額又ハ戻入額アルトキハ其ノ事由ヲ摘要欄ニ説明スベシ

〔山梨警〕

取締役、監査役及主ナル株主表

第五表 年月日現在 名稱

氏名	所株式有數	摘	要
取締役			
監査役			
主ナル株主			

備考

何々間路線興業費明細表

第四表 自年月日至年月日 名稱

科目	前期未	當期	計	摘要
	決算額	決算額		
車輛費				
器械場				
諸建物				
道路改良				
總保費				
自動車道費				
合計				

備考
一、區間ヲ分チテ整理スルトキハ各區間毎ニ本表ヲ調製スベシ
二、開業區間ト未開業區間トアルトキハ各區間別ニ本表ヲ調製スベシ但シ正確ニ區分スルコト能ハザルトキハ一定ノ標準ヲ設ケ合計金額ニ於テ區分シ之ヲ欄外ニ記載スベシ、尙合計ニ於テ區分シタルトキハ其ノ標準ヲ欄外ニ説明スベシ
三、諸建物費其ノ他ヲ各事業ニ分割計上シタルトキハ其ノ標準ヲ欄外

一八四

● 自動車交通事業法施行規則第二十八條統計報告書様式

昭和八年八月五日
鐵道省告示第三百六十號

自動車交通事業法施行規則第二十八條統計報告書様式
自動車交通事業法施行規則第二十八條統計報告書様式

自動車運輸事業者名

鐵道省監督局長宛
地方長官(警視總監)宛

年(下)期自年月日統計報告書

一八五

路線表

第一表 年 月 日現在 名稱

種別	區間	程			停留所數	摘要
		道路及通	一般自動車道	計		
開業路線	旅客運送	何々間	程	程		
	物品運送					
	旅客及物品運送計					
	計					
未開業路線	旅客運送					
	物品運送					
	旅客及物品運送計					
	合計					

備考

- 旅客運送ト物品運送トノ種別ハ免許ヲ受ケタル事業ノ種別ニ依リ記載スベシ
- 區間ハ免許、運輸系統ノ如何ニ拘ラズ重複セザル様記載スベシ
- 程ハ小數點以下二位ヲ四捨五入シ一位ニ止メテ計上スベシ
- 停留所數ハ開業路線ニ係ルモノノミヲ記載スベシ

〔山梨管〕

車輛表

第二表 年 月 日現在 名稱

種別	車名	輛數	旅客定員計		積載定員	摘要
			座席	立席		
旅客自動車						
貨物自動車						
合造車						
牽引車						
附隨車						
合計						

備考

- 本表ハ所有者ノ如何ニ拘ラズ現ニ事業ノ用ニ供スル車輛ニ付之ヲ作製スベシ
- 車名及輛數ハ旅客定員又ハ積載定員別ニ記載スベシ

〔山梨管〕

運輸成績表

第三表 自年月日至年月日 名稱

種別	營業日數	使用日數	車走行日數	輸送數量		運輸收入			摘要
				旅客	物品	旅客	物品	計	
旅客運送				人	噸	圓	圓	圓	
物品運送									
合計									

三 瓦斯倫以外ノ動力ヲ使用スルモノニ在リテハ之ヲ區別シ摘要欄ニ記載スベシ

備考

- 接続セザル路線ニ在リテハ其路線毎ニ區分記載スベシ接続スル路線ト雖モ區間ヲ分チ整理スルトキ亦同シ
- 營業日數ハ營業休止ノ日數ヲ除キタルモノヲ記載スベシ
- 使用延日車數及車輛走行日數ハ自己路線ニ於テ營業上使用シタル車輛ニ付調査記載スベシ

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

五 本表ハ營業年度末現在ヲ以テ作製記載スベシ第二表及第五表ニ付亦同シ

四 輸送旅客人員ノ計算ハ次ノ方法ニ依ル

- 片道乗車ハ一券ヲ以テ一人トス
- 往復乗車及週遊乗車ハ一券ヲ以テ二人トス
- 定期乗車ハ有效日數ニ二ヲ乗シタルモノ
- 團體及貸切乗車ハ運賃計算人員
- 回数乗車ハ乗車シ得ベキ其ノ回数但シ區間制ニシテ乗車區數ニ應ジ乗車券ヲ使用シ得ルモノニ在リテハ適當ノ方法ニ依リ旅客人員ヲ推算出シ其ノ方法ヲ説明スベシ此ノ場合普通乗車ニ於テ各區券ヲ發賣スルトキハ次ノ如キ算出方法アリ

普通乗車總區數 = 一人平均乗車區數
 回数乗車總區數 = 推定旅客人員
 一人平均乗車區數

例 一區券 二區券 三區券 普通乗車總區數
 $100 \times 1 + 80 \times 2 + 70 \times 3 = 470$ 區 一人平均
 $100人 + 80人 + 70人 = 250$ 區 乘車區間
 $50 \times 100 + 100 \times 80 = 13,000$ 人 推定旅客人員
 $13,000 \div 470 = 27.66 \dots$ 人

- 乗車券ヲ發賣セザルモノニ在リテハ推定ニ依リ旅客人員ヲ算出シ其ノ方法ヲ摘要欄ニ記載スベシ
- 定期、回数、週遊、團體乗車券ニ對スル延人員及運賃ハ之ヲ摘要欄外ニ記載スベシ
- 輸送數量及運輸收入ハ乗車券發賣ノ日又ハ物品受託ノ日ノ屬スル

又ハ無償ニテ其ノ事業ヲ經營スルモノヲ謂フ

七 大型自動車旅客運送事業(大型事業)トハ旅客定員八人以上ノ自動車ヲ使用シ目的地又ハ經營區間ヲ定メ旅客ヲ運送スル事業ヲ謂フ

第二條 申請書又ハ届書ニシテ鐵道大臣及内務大臣ニ提出スルモノハ正副四通(法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル事項ノ申請書又ハ届書ハ正副三通)ヲ、運送事業規則ニ依ル申請書中大型事業特定自動車事業及路線貨物自動車事業ニ關スルモノハ正副三通ヲ、其ノ他ノモノハ正副二通ヲ提出スベシ但シ必要アル場合ニハ更ニ副本ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 申請又ハ届出ニハ申請人又ハ届出人ニシテ未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 事業免許ノ申請ヲ爲シタル者又ハ免許ヲ受ケタル者ニシテ死亡シ又ハ行衛不明トナリタルトキハ其ノ戸主若ハ同居ノ家族ニ於テ法人ニシテ解散シタルトキハ清算人ニ於テ五日以内ニ其ノ旨届出ヅベシ

第五條 申請書又ハ届書ハ營業所又ハ主たる事務所所在地ノ所轄警察署ヲ經由スベシ

第二章 自動車運輸事業

第六條 自動車運輸事業者ハ其ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ四月以内ニ認可車輛數ヲ備フベシ、使用車輛數増加ノ認可ヲ受ケタルトキ亦同シ

四月以内ニ前項ノ車輛數ヲ備ヘ車輛檢査ヲ申請セザルトキハ認可車輛數ヨリ之ヲ減シタル數ヲ以テ認可車輛數ト看做ス廢車期間二月ニ及プトキ亦同シ

第七條 自動車運輸事業者工事其ノ他已ムラ得ザル事由ニ因リ一時路線ヲ

〔山梨管〕

〔山梨管〕

三 正當ノ理由ナクシテ乗車ヲ拒ミ又ハ降車ヲ要求セザルコト

四 名義ノ如何ニ拘ラズ許可ヲ受ケタル額ト異ナル料金ヲ請求セザルコト

第三章 自動車運送事業

第十三條 運送事業規則第三條ノ免許申請書ニハ同條ノ規定ニ依ル事項ノ外左ノ事項ヲ具スベシ

一 稱號

二 申請者會社又ハ會社ノ發起人ナルトキハ定款ノ寫

三 車庫ヲ賃借スルモノニ在リテハ車庫主ノ承諾書

四 路線ヲ定ムルモノニ在リテハ路線及其ノ起點、終點ノ地名、地番延長主ナル經過地ヲ記載シタル縮尺五萬分ノ一以上ノ平面圖

第十四條 運送事業規則第五條ニ依ル許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 讓渡ノ場合ハ讓渡契約書ノ寫及讓渡價格ノ説明書

二 合併ノ場合ハ合併ニ關スル株主總會ノ決議ノ要領書、無限責任社員又ハ總社員ノ同意書ノ寫

第十四條ノ二 大型自動車旅客運送事業ノ免許申請書ニハ左ノ事項ヲ具シ申請者記名捺印スベシ

一 申請者ノ本籍、住所及營業所

二 目的地又ハ經營區間及行程(目的地又ハ經營區間ヲ記載シタル縮尺二十萬分ノ一以上ノ平面圖ヲ添付スルコト)

三 事業ノ種別

四 運賃

五 使用車輛ノ車名及輛數(旅客定員別)

六 車庫ノ位置及其ノ構造ノ大要(平面圖ヲ添付スルコト)

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

變更セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ

一 申請者ノ住所及氏名(法人ナルトキハ其ノ名稱、事務所所在地並ニ代表者ノ住所及氏名)

二 變更路線及其ノ延長(圖面ヲ添付スルコト)

三 變更期間

四 變更事由

第八條 旅客自動車運輸事業者ハ其ノ車輛内部ノ見易キ箇所ニ所轄警察署ノ證印ヲ受ケタル料金表ヲ掲示スベシ

第九條 削除

第十條 旅客自動車運輸事業者ノ用ニ供スル自動車ニハ車掌ヲ乗務セシムベシ但シ知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 自動車運輸事業者ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ知事ニ届出ヅベシ

一 本籍、住所、氏名又ハ稱號ヲ變更シタルトキ

二 會社ノ名稱、事務所所在地、代表者又ハ其ノ住所若ハ氏名ニ變更アリタルトキ

三 會社登記ヲ了シタルトキハ登記簿原本ヲ添付スルコト

四 定款ヲ變更シタルトキ

五 運輸者ヲ雇入レ若ハ解雇シタルトキ又ハ運輸者死亡シ若ハ行衛不明トナリタルトキ(雇入、解雇、死亡又ハ行衛不明年月日ヲ具スルコト)

第十二條 旅客自動車運輸事業者ノ用ニ供スル自動車ノ運輸者、車掌其ノ他

一 車輛ハ常に清潔ニスルコト

二 公衆ニ對シテ濫ニ乗車ヲ勸誘セザルコト

前項ノ申請書ニハ第十三條一、二、三ノ各號ノ書類ヲ添付スベシ

第十四條ノ三 大型事業ノ用ニ供スル自動車ノ車體兩側面ノ帶ニハ約九種平方ノ白色、黑色又ハ青色文字ニテ『大型事業』ト記載シ且事業者名ヲ表示スベシ

旅客自動車運輸事業者ノ豫備車ニシテ大型事業ニ使用スルモノハ自動車ノ車體兩側面ノ帶ニ約九種平方ノ白色、黑色又ハ青色文字ニテ『大型事業』兼用』ト記載シ且事業者名ヲ表示スベシ

前二項ノ自動車ニハ別記第四號様式ノ免許狀寫ヲ備付クベシ

第十四條ノ四 大型事業者ガ學生、生徒、青年團、在郷軍人等ノ各種視察又ハ冠婚葬祭、講中參詣等(遊覽ヲ主トスル團體ヲ含マズ)同時ニ一團トシテ旅行スル必要アル者ノ求メアリタル場合ニ於テ免許狀記載區間外ニ互リ臨時ニ旅客ヲ運送セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ

一 事業者名、住所及營業所

二 運送ノ日時

三 旅客ノ種類及旅行ノ目的

四 旅客ノ員數及代表者ノ住所氏名

五 運送區間、經過地及總行程

六 使用車輛ノ定員及輛數

第十四條ノ五 一地方ニ於テ大型事業者ナキ場合大型自動車ヲ有スル旅客運輸事業者ハ大型事業ノ免許ヲ有セザルトキト雖運輸事業經營ニ支障ヲ來サザル範圍内ニ於テ其ノ豫備車ヲ利用シ知事ノ許可ヲ得テ前條ノ旅客ニ限リ臨時ニ之ヲ運送ヲ爲スコトヲ得

前項ノ許可申請書ニハ前條各號ノ外運輸事業者ノ常用車及豫備車ノ總數ヲ記載スベシ

第十四條ノ六 前二條ニ依リ許可ヲ受ケタル自動車ニハ別記第五號様式ノ許可狀ヲ備付ケ前條ノ場合ニ於テハ更ニ前面「ガラス」ニ「臨時大型事業」ノ文字ヲ表示スベシ

第十五條 第三者ガ特定自動車事業ヲ經營スル場合ハ免許申請書ニ學校、工場等ヨリ委託ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第十六條 運送事業規則第四條ノ規定ニ依ル變更認可申請書又ハ變更届書ニハ變更事項及變更事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類又ハ圖面ヲ添附スベシ

第十七條 運送事業規則第十一條第二號ノ規定ニ依ル相續人ノ事業承繼届書ニハ戶籍謄本ヲ添附スベシ

第十八條 貸切旅客自動車事業者又ハ其ノ運轉者ハ旅客ノ請求アリタルトキハ別記第二號様式ノ料金受取證ヲ交付スベシ

第十九條 路線ヲ定ムル自動車運送事業者工事其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ一時路線ヲ變更セントストキハ變更路線、變更事由及變更期間ヲ具シ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ

第二十條 本令第六條及第十一條ノ規定ハ自動車運送事業者ニ、第八條ノ規定ハ貸切旅客自動車事業者ニ、第十二條ノ規定ハ貸切旅客自動車事業ノ用ニ供スル自動車ノ運轉者及助手ニ之ヲ準用ス

第四章 車掌

第二十一條 旅客自動車運轉事業者車掌ヲ乗務シシメントストキハ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ具シ所轄警察署長ニ車掌免許ヲ申請スベシ

警察署長車掌免許ヲ與ヘタルトキハ別記第三號様式ノ車掌免許證ヲ交付ス

車掌免許ハ當該旅客自動車運轉事業者ニ被備中ニ限リ其ノ效力ヲ有ス

〔山梨警〕

第二十二條 車掌免許ハ左ノ各號ニ該當セザル者ニ之ヲ與フ

- 一 十四歳未満ノ者
- 二 傳染性疾患ヲ有スル者又ハ他人ニ嫌惡ノ感ヲ與フル疾患ヲ有スル者
- 三 車掌免許ノ取消ヲ受ケ六月ヲ經過セザル者
- 四 其ノ他警察署長ニ於テ不適當ト認ムル者

第二十三條 車掌ハ乗務中車掌免許證ヲ携帯スベシ

第二十四條 車掌ニシテ本令ニ違反シ又ハ業務上不適當ト認メタルトキハ所轄警察署長ハ車掌免許ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第二十五條 旅客自動車運轉事業者ハ車掌ノ住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキハ五日以内ニ所轄警察署長ニ届出テ車掌免許證ノ訂正ヲ受ケベシ

第二十六條 車掌免許證ヲ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ旅客自動車運轉事業者ハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク所轄警察署長ニ再交付ヲ申請スベシ

第二十七條 旅客自動車運轉事業者ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ五日以内ニ車掌免許證ヲ所轄警察署長ニ返納スベシ

- 一 車掌免許ノ取消又ハ停止ヲ受ケタルトキ
- 二 車掌ヲ解雇シタルトキ又ハ車掌ニシテ廢メタルトキ
- 三 車掌死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキ
- 四 車掌免許證ノ再交付ヲ受ケタル場合ニ於テ舊免許證ヲ所持スルトキ

車掌免許ノ停止期間満了シタルトキハ車掌免許證ヲ還附ス

第五章 組合

第二十八條 自動車運轉事業者及自動車運送事業者ハ警察署ノ管轄區域毎ニ組合ヲ設ケルコトヲ得

前項ノ組合ハ二以上ノ警察署ノ管轄區域ニ互リ組合聯合會ヲ組織スルコトヲ得

第二十九條 前條第一項ノ規定ニ依リ組合ヲ設ケントストキハ組合規約

〔山梨警〕

ヲ定メ組合員ノ業態別ニ住所、氏名ヲ記載シタル名簿ヲ添ヘ所轄警察署長ノ認可ヲ受ケベシ、組合規約ヲ變更セントストキハ亦同シ

組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱
- 二 區域及組織
- 三 目的及事業
- 四 主たる事務所所在地
- 五 役員ノ種類及數並ニ其ノ選任方法、任期及權限
- 六 會議ニ關スル事項
- 七 組合員ノ權利義務ニ關スル事項
- 八 組合ノ財産及經費收支ニ關スル事項
- 九 加入脱退ニ關スル事項
- 一〇 違約者處分ニ關スル事項
- 一一 解散ニ關スル事項
- 一二 前各號ノ外必要ナル事項

第三十條 組合役員ノ選任、豫算、決算其ノ他議決シタル事項ハ之ヲ遲滞ナク所轄警察署長ニ届出ヅベシ

第三十一條 警察署長公安上必要アリト認メタルトキハ組合ノ解散、役員ノ改選、規約ノ變更又ハ議決ノ取消ヲ命ズルコトヲ得

第三十二條 本令第二十八條第二項ノ規定ニ依リ組合聯合會ヲ組織セントストキハ會則ヲ定メ知事ノ認可ヲ受ケベシ、會則ヲ變更セントストキハ亦同シ

會則ニ付テハ本令第二十九條第二項ノ規定ヲ準用ス

第三十三條 本令第三十條及第三十一條ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ警察署長トアルハ之ヲ知事トス

第六章 自動車道及自動車道事業

第三十四條 自動車道事業者ハ左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ知事ニ届出ヅベシ

- 一 路線ノ起點、終點ノ地名、地番又ハ經過市町村名ニ變更アリタルトキ
- 二 一般自動車道ノ工事ニ著手シタルトキ
- 三 一般自動車道ノ供用ヲ開始シタルトキ
- 四 一般自動車道工作物其ノ他ニ事故アリタルトキ

第三十五條 法第二十二條第一項ノ規定ニ依ル土地立入又ハ使用ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ具スベシ

- 一 自動車道ノ種類
- 二 立入又ハ使用ノ目的
- 三 立入又ハ使用スベキ土地ノ區域
- 四 立入又ハ使用スベキ時間及期間

第三十六條 自動車道ニシテ一般ノ道路、自動車道、一般通行ノ用ニ供スル道路又ハ鐵道軌道ト連絡若ハ交叉スル場合ニ於テハ連絡若ハ交叉ニ關スル承諾書又ハ協定書ノ寫ヲ規則第十一條第一號又ハ第三十七條第二號ノ工事方法書ニ添附スベシ

第七章 罰則

第三十七條 第四條、第八條、第十條本文、第十一條、第十二條、第十四條ノ三乃至第十四條ノ六、第十八條、第二十條、第二十一條第一項、第二十三條、第二十五條乃至第二十七條及第三十四條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十四條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第三十八條 自動車運輸事業者又ハ自動車運送事業者未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條 自動車運輸事業者又ハ自動車運送事業者法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

第四十條 自動車運輸事業者又ハ自動車運送事業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ事業者ニ關スル本令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附則

第四十一條 本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十二條 自動車運輸事業者又ハ自動車運送事業者ガ本令施行ノ際現ニ使用スル車輛數ヲ以テ其ノ認可車輛數トス但シ本令施行前四月以内ニ事業ノ免許又ハ車輛增加ノ認可ヲ受ケタル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

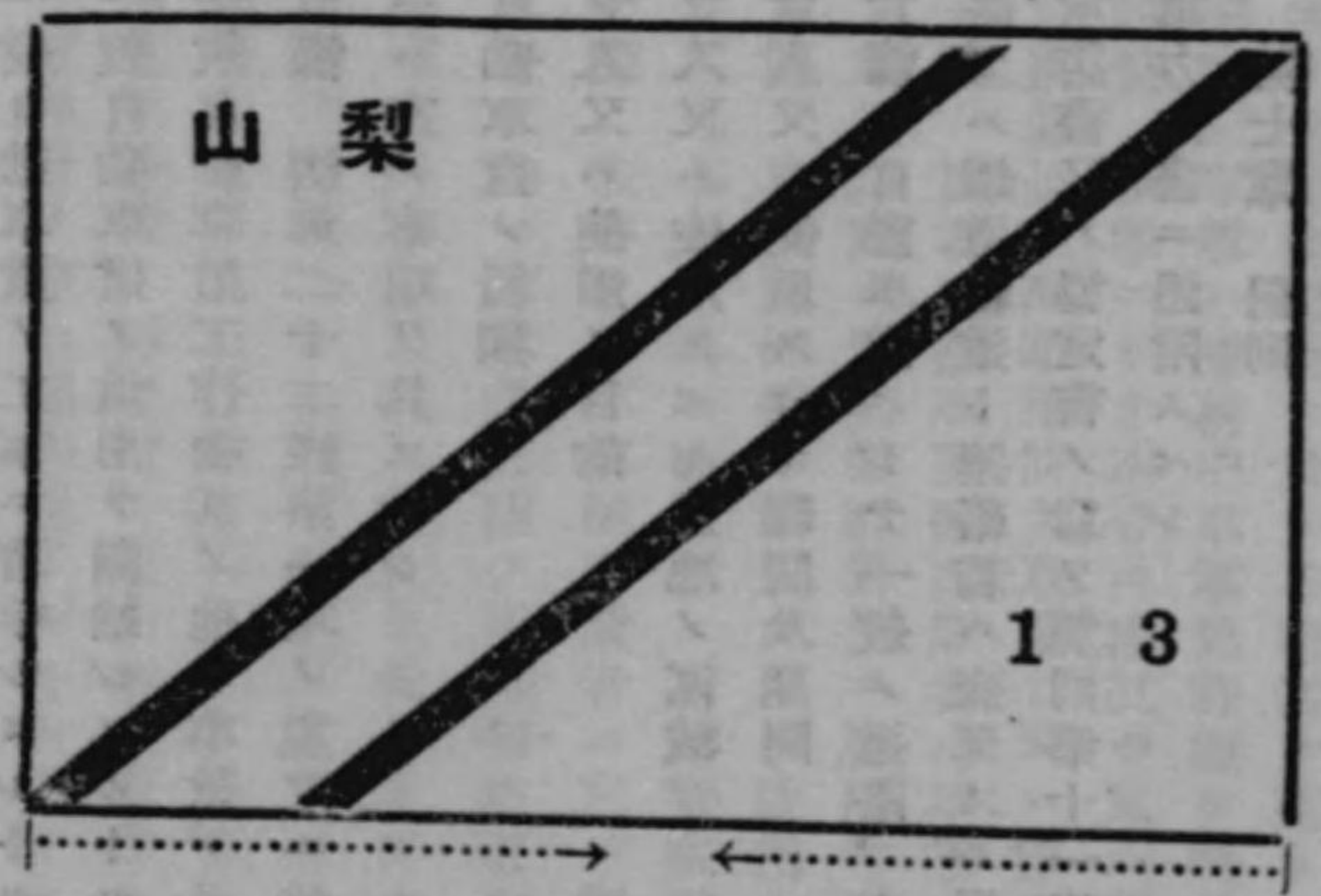
第四十三條 本令施行ノ際現ニ營業中ノ旅客自動車運輸事業者及貸切旅客自動車事業者ハ本令施行ノ日ヨリ二月以内ニ本令第八條ノ規定ニ依ル料金表ノ揭示ヲ爲スベシ

第四十四條 本令施行ノ際現ニ車掌免許ヲ有スル者ハ之ヲ本令ニ依リ車掌免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十五條 従前ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル組合ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本令ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

〔山梨警〕

第一號樣式



白地=黒字及青色ノ斜線トス

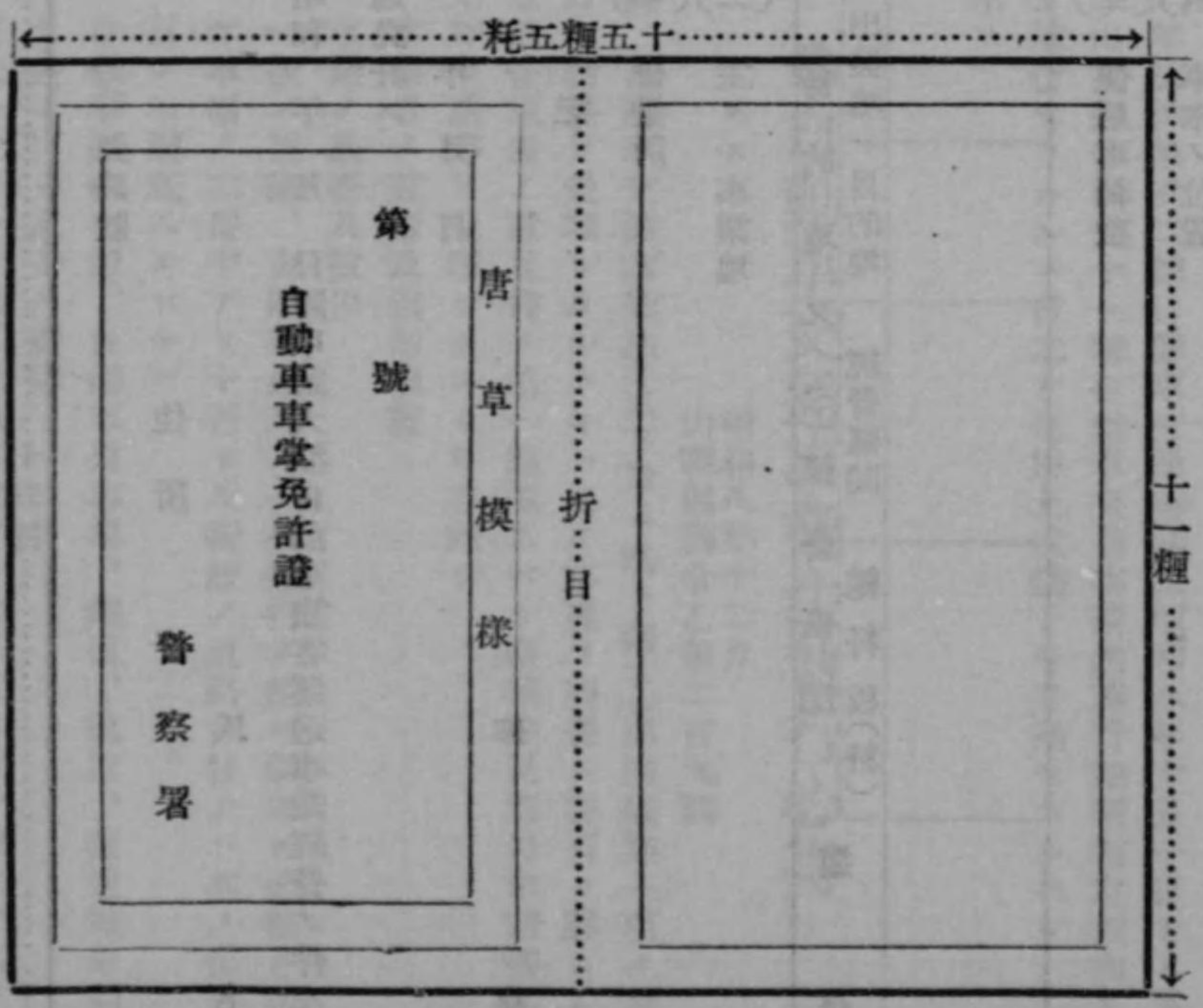
〔山梨警〕

第二號樣式

自動車料金受取證	
金	也
右	ヨリ
候也	迄ノ料金トシテ領收
昭和	年月日
營業主	氏 名
車輛番號	
運轉者	氏 名
殿	

第三號樣式

表 (外面) (二ツ折)



裏 (内面)

備考	住		異動届出日	異動先	本籍	住所	氏名	生年月日	被雇先	交付年月日
	昭和	昭和			昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
折目										

〔山梨警〕

第五號様式

大型事業免許區間外臨時運送 (臨時大型自動車運送) 許可狀

住所又ハ營業所 氏名

昭和 年 月 日 附申請大型事業免許區間外臨時運送 (臨時大型自動車運送) ノ件左記ノ通許可ス

年月日 知事 本團

記

(一) 臨時運送年月日

(二) 臨時運送區間及程

(三) 運送すべき團體名及其ノ目的

(四) 使用車輛數

(五) 運賃

〔山梨警〕

第四號様式

免許狀

住所 氏名

昭和 年 月 日 附申請大型自動車旅客運送事業經營ノ件左ノ通免許ス

年月日 知事 本團

記

(一) 營業所

(二) 主たる事業地

(三) 目的地又ハ經營區間

(四) 出發地 目的地 經營區間 總程(程) 運賃

使用車輛數 車庫ノ位置

● 自動車交通事業法施行細則制定

ニ關スル件

昭和八年十二月 警訓第二五號

昭和六年法律第五二號自動車交通事業法昭和八年十月一日ヨリ施行ニ付之ニ伴ヒ山梨縣令第七十一號自動車交通事業法施行細則制定昭和九年一月一日ヨリ施行セラルルニ付之ガ運用上遺憾ナキヲ期セラルベシ右訓示ス

● 自動車交通事業法執行心得

昭和八年十二月 山梨縣訓令乙第二百九號

- 第一條 自動車交通事業法(以下單ニ法ト稱ス)第四條第一項ノ規定ニ依ル免許申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ許否ニ關スル意見ヲ具シ道路管理者ノ意見書ヲ添ヘ進達スベシ路線變更認可申請書又ハ路線延長免許申請書ヲ受理シタルトキ亦同シ
- 一 事業者ノ資産及信用程度
 - 二 事業ノ成否及效用
 - 三 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路ノ適否(幅員ガ車輛ノ二倍半アリヤ否ヤ及新設ノ道路ニ付テハ其ノ供用開始年月日ヲモ調査スルコト)
 - 四 自動車運輸事業、自動車道事業、鐵道、軌道、索道等未開業ノモノヲ含ムニ及ボス影響
 - 五 附近ニ於ケル自動車運輸事業、自動車道事業、鐵道、軌道、索道等ノ出願アルトキハ其ノ名稱、區間、申請者、申請書ノ受附年月日等

●直通運轉ニ關スル件

昭和八年十月三十日
監陸第二四六四號

通牒

本日鐵道省訓令第二號ヲ以テ昭和八年鐵道省訓令第一號中改正相成候處左記事項留意有之度及通牒候

- 一、訓令第一條ノ二ハ路線ノ一部ヲ共通ニシ又ハ路線カ接続スル甲乙二ノ自動車運輸事業者ガ甲乙兩路線ニ跨ル直通旅客ノ不便ヲ除ク爲メ甲又ハ乙ニ屬スル車輛ヲ他ノ路線ニ乗入レ甲乙兩路線ヲ直通シテ運轉ヲ爲スガ如キ場合ヲ指スモノナルコト
- 二、右ノ場合ニ於テハ他ノ路線ニ屬スル車輛ヲ自己ノ路線ニ於テ運轉スルコトトナリ又ハ自己ノ路線ニ屬スル車輛ヲ他ノ路線ニ流用スルコトトナルヲ以テ各事業計畫ノ變更(自動車交通事業法施行規則第二條第二號ノ變更トナル)トシテ處理スベキモノナルコト(昭和八年十月三日監陸第六九八號監督局長通牒第四號參照)
- 三、甲ノ路線ニ屬スル車輛ト雖モ乙ノ路線ニ於テ運轉スル限リ甲ノ事業ニハ非ズシテ乙ノ事業トシテ經營(即チ乙ノ名義ニ於テ經營シ收入ハ乙ニ歸屬シ支出ハ乙ノ負擔トナル)セラルベキモノナルコト(昭和八年十月三日監陸第六九八號監督局長通牒第三號參照)
- 四、本件ノ如キ方法ハ動モスレバ他人ニ名義ヲ利用セシムルガ如キ結果ヲ來ス虞アルヲ以テ充分實狀ヲ調査スルコト
- 五、乘入ニ因ル直通運轉ノ結果附近ニ於ケル他ノ交通機關ニ相當ノ影響ヲ與フル虞アルヲ以テ充分實狀ヲ調査スルコト
- 六、稟伺書ニハ右調査事項ヲ記載シ且當事者間ノ契約書ノ謄本ヲ添附スルコト

〔山梨警〕

〔山梨警〕

- 但シ車道歩道ノ區別ナキ道路ニシテ路面外ニ幅員一米以上ノ昇降場ヲ設ケタル場合ハ停留所ニ於ケル道路ノ車輛外道路總幅員ヲ前項ノ規定ヨリ一米以内縮少スルコトヲ得
- 一、車道歩道ノ區別ナキ道路ノ車輛外道路總幅員トハ道路ノ總幅員ヨリ車輛ノ幅員ヲ減シタルモノヲ謂フ
 - 二、車道歩道ノ區別アル道路ノ車道ニ於ケル車輛外道路總幅員トハ車道ノ幅員ヨリ車輛ノ幅員ヲ減シタルモノヲ謂フ
 - 三、(ハ) 乗合自動車ノ停留所ハ併用軌道ノ停留所ト設置セサルコト
(ニ) 停留所ノ有效長ハ二〇米以上ナルコト、但シ特殊ノ事由アル場合ニ於テハ之ヲ使用車輛ノ長ノ二倍迄短縮スルコトヲ得
 - 三、待避所
有效幅員四、五米未滿ノ道路ニハ三〇〇米以内毎ニ見透開敞ノ箇所ヲ選ビ待避所ヲ有スルコト
 - 四、五米以上ナルコト
 - 四、最小半徑
屈曲部ニ於ケル道路中心線ノ半徑ハ一米以上ナルコト、但シ道路カ交會又ハ屈曲スル箇所ノ突出部ノ内側路端線ハ半徑七、五米以上ノ圓弧ナルコト
 - 五、最小視距
人家連櫓ノ箇所ヲ除ク外視距ハ道路ノ中心線上、四米ノ高ニ於テ五〇米以上ナルコト、但シ特殊ノ箇所ニ在リテハ之ヲ二五米迄短縮スルコトヲ得
 - 六、視距五〇米未滿ノ箇所ニ於テハ時速十五軒以下ニ制限スルコト
 - 六、最急勾配

●自動車運輸事業路線ノ道路及通路ノ規格ニ關スル件

昭和十一年一月十四日
內務省發土第二號土木、警保局長依命通牒

自動車運輸事業路線ノ道路及通路ノ規格別紙ノ通被定候條御了知相成度此段及依命通牒候也

自動車運輸事業路線ノ道路及通路ノ規格

一、道路(通路ヲ含ム以下同シ)ノ幅員

道路ノ總幅員ハ使用車輛幅ノ二倍半以上ナルコト、但シ第三項ニ規定スル待避所ヲ有スル道路ニ在リテハ其ノ幅員ヲ次ノ標準迄ニ縮少スルコトヲ得

- (イ) 車輛幅一、八米未滿ノ自動車ヲ使用スル場合ノ道路ノ總幅員ハ三、六米以上ナルコト、但シ橋梁ノ有效幅員ハ二、七米以上ナルコト
- (ロ) 車輛幅一、八米以上ノ自動車ヲ使用スル場合ノ道路ノ總幅員ハ四、五米以上ナルコト、但シ橋梁ノ有效幅員ハ三、六米以上ナルコト

二、停留所

(イ) 乗合自動車ノ停留所ニ於テハ左ノ車輛外道路總幅員ヲ保有スルコト

道路ノ種別	幅員	其他ノ場所
主要ナル街路 主要ナル國道	三、七五米以上	三、七五米以上
別アル道路ノ車輛 外道路總幅員	五、五〇米以上	三、七五米以上
車道歩道ノ區別ナキ道路ノ車輛外 道路總幅員	四、七五米以上	三、七五米以上
兩側人家連櫓又ハ 連櫓スヘキ場所	三、七五米以上	三、七五米以上

- 六、(イ) 坂路ノ勾配ハ六パーセントヨリ急ナラサルコト、但シ半徑(米)ヲ勾配(パーセント)ニテ除シタル數カ一、五以上ノ箇所ニ於テハ一〇パーセント迄急ナルコトヲ得
- 六、(ロ) 六パーセントヨリ急ナル坂路ニ於テハ時速十五軒以下ニ制限スルコト
- 七、橋梁其ノ他ノ工作物
橋梁、溝橋等ハ道路取締令第十三條ニ規定スル荷重ニ對シ安全ナルコト
- 八、保安設備
交通上危險ノ虞アル坂路、屈曲部、斷崖等ニハ速度制限標、道路標識、防護柵其ノ他必要ナル設備ヲ有スルコト
- 九、特別ノ事由アルモノニ限り前各項ノ定メニ據ラサルコトヲ得

昭和十一年一月十四日

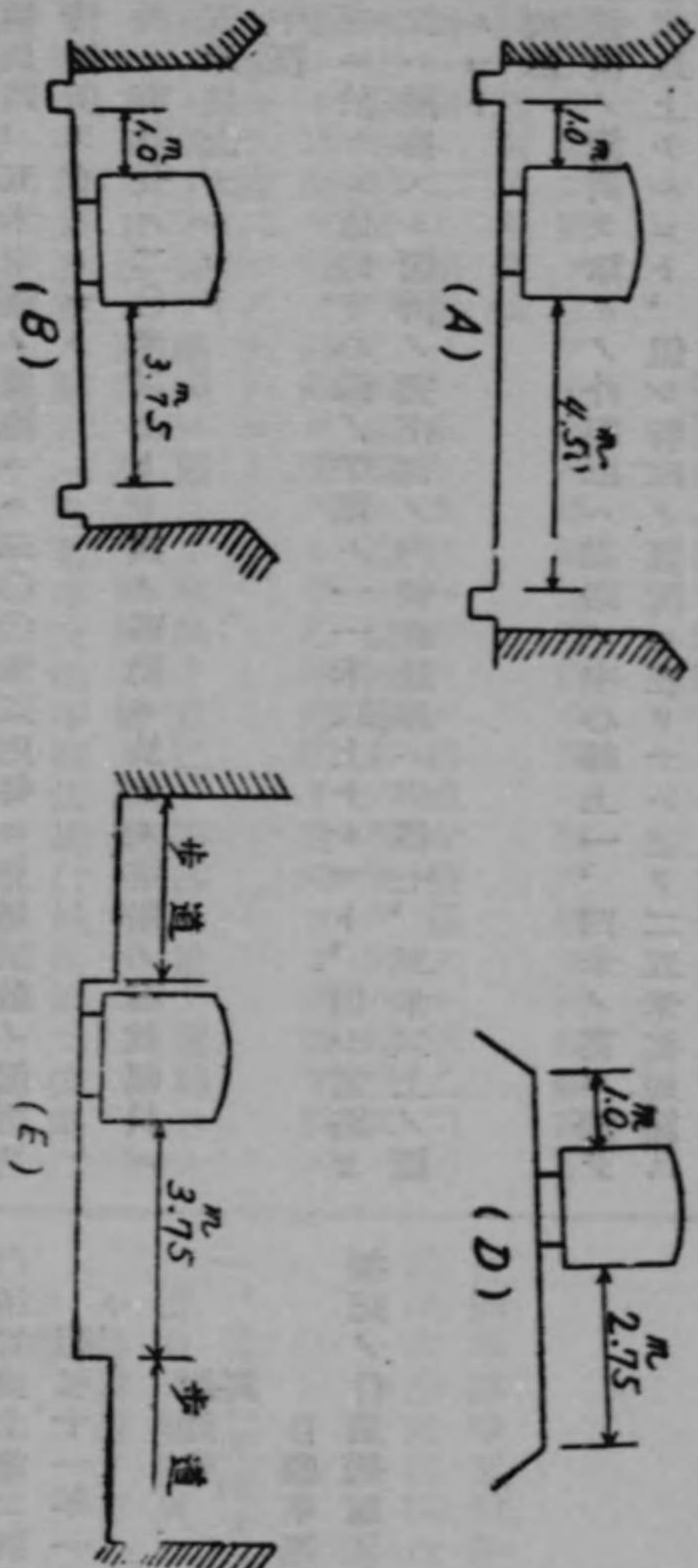
內務省土木局長

鐵道省 監督局長(宛各通)

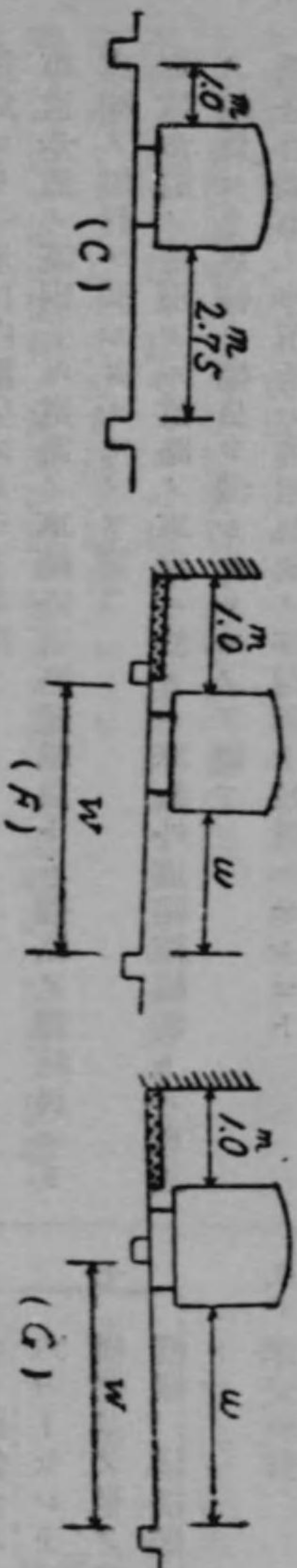
同 運輸局長(宛各通)
自動車運輸事業路線ノ道路及通路ノ規格ニ關スル件
標記ノ件別紙寫ノ通各廳府縣長官ニ置通牒條御了知相成度

停留所ニ於ケル車體外幅員

110圖



- (I) 歩車道ノ區別ナキ道路
 - (1) 兩側人家連櫓ノ場所
 - (A) 主要ナル街路又ハ國道
 - (B) 其ノ他ノ道路
 - (2) 其ノ他ノ場所
- (II) 歩車道ノ區別アル道路
 - (C) (D)
- (III) 路面外ニ幅員1m以上ノ昇降場ヲ設ケル場合
 - (E)
- (F) (G)
- (1) 車體外幅員(w)
- (1) 兩側人家連櫓又ハ連櫓スルキ場所
主要ナル街路又ハ主要ナル國道
w ≥ 4.50
- 其ノ他ノ道路 w ≥ 3.75
- (2) 其ノ他ノ場所 w ≥ 2.75以上



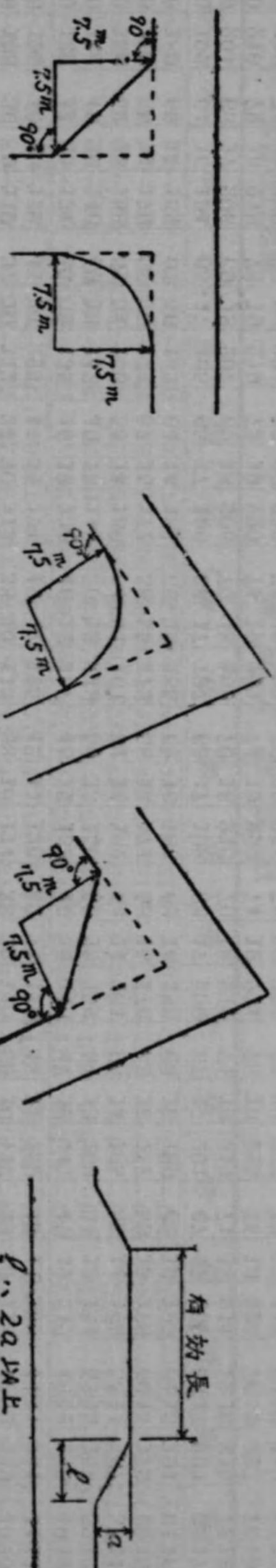
- (2) 道路ノ幅員(W)
- 車體幅 1.8未満 W ≥ 3.6
- 車體幅 1.8以下 W ≥ 4.5

〔山築線〕

〔山築線〕

道路ハ交會又ハ屈曲スル箇所ノ兩切

停留所及待避所ノ有效長



何レノ方法ニテモ可

●自動車運輸事業基準ニ關スル件

昭和十年九月十八日
監陸第一〇六八四號

自動車運輸事業者ハ自動車運輸事業基準規程第二條ニ依リ相當數ノ常用車
並ニ豫備車ヲ備フルヲ要スルモノニ有之昭和九年九月三十日迄ニ之ガ備付
ヲ爲サザルモノニ對シテハ同規程附則第三項ニ依リ免許ニ有効期間ヲ指定
スルコトト致度候條一先貴管下各旅客自動車運輸事業者ニ付左記標準ヨリ
看テ基準規程ノ趣旨ニ合致セルヤ否ヤニ關シ別紙様式ニ依リ調査ノ上車輛
増備及有効期間指定ノ要否ニ關スル貴見ト共ニ至急回報相成度此段依命及
通牒候尤モ右標準ハ各地域別ニ旅客自動車運輸事業者ノ實情ニ基キ一應考
査決定セルモノニ付地方的運輸狀況其ノ他ノ事情ニ依リテハ本標準ノミニ
依リ難キ場合可有之其ノ際ニ於ケル車輛増備及有効期間ノ指定ノ要否ニ付
テハ右事情參酌相成可然モノニ付爲念申添候
追テ規模小ナル事業者ヲシテ夫々車輛ヲ増備セシムルハ著シク不經濟ナ

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

110圖

ル場合可有之如斯場合ニ於テハ此際夫等事業者ノ共同經營乃至合同ヲ勸
奨スルガ機宜ヲ得タルモノト被認候ニ付此點御合ミノ上可然幹旋方相煩

- 記
- 一、常用車輛數決定標準
 - (1) 六大都市内運輸ニ在リテハ 路線一杆毎ニ
 - (2) 一般都市内運輸ニ在リテハ 路線一杆毎ニ
 - (3) 地方運輸ニ在リテハ 路線一杆毎ニ 〇・一輛以上
- 二、豫備車輛數決定標準
 - (1) 常用車輛數五十輛以下ノモノニ在リテハ五輛又ハ其ノ端數毎ニ一輛
以上
 - (2) 常用車輛數五十一輛以上二百輛以下ノモノニ在リテハ五十輛迄ハ(1)
ニ依リ之ヲ超ユル車輛數ニ付テハ六輛又ハ其ノ端數毎ニ一輛以上
 - (3) 常用車輛數二百一輛以上ノモノニ在リテハ二百輛迄ハ(2)ニ依リ之ヲ

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

超ユル車輛數ニ付テハ七輛又ハ其ノ端數毎ニ一輛以上

(備考)

一、茲ニ常用車輛數ト稱スルハ事業者ガ現ニ常用車トシテ使用スル車輛數ニ非ズシテニ基キ(地方的運輸狀況其ノ他ノ事情ヲ參酌スル要アル場合ニ於テハ之ヲ爲シテ)決定セラレタル車輛數ヲ云フモノ

ナルト

二、各事業者ニ付夫々本標準ニ依リ豫備車ヲ備付ケシムルハ著シク不經濟ト認メラル、特殊ノ事情アル場合ニ於テハ豫備車ノ共用ヲ認ムルコトアルベキコト(昭和八年十月三日監維第六九八號監督局長通牒參照)

常用車輛數表 (其ノ一)

程	0		1		2		3		4		5		6		7		8		9		程
	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
0																					0
10	12	4	1	14	2	15	3	16	4	17	5	18	6	19	7	20	21	22	23	24	10
20	24	8	2	26	9	27	9	28	10	29	10	30	10	31	11	32	11	33	11	34	20
30	36	12	3	38	13	39	13	40	14	41	14	42	14	43	15	44	15	45	15	46	30
40	48	16	4	50	17	51	17	52	18	53	18	54	18	55	19	56	19	57	19	58	40
50	60	20	5	62	21	63	21	64	22	65	22	66	22	67	23	68	23	69	23	70	50
60	72	24	6	74	25	75	25	76	26	77	26	78	26	79	27	80	27	81	27	82	60
70	84	28	7	86	29	87	29	88	30	89	30	90	30	91	31	92	31	93	31	94	70
80	96	32	8	98	33	99	33	100	34	101	34	102	34	103	35	104	35	105	35	106	80
90	108	36	9	110	37	111	37	112	38	113	38	114	38	115	39	116	39	117	39	118	90
100	120	40	10	122	41	123	41	124	42	125	42	126	42	127	43	128	43	129	43	130	100
110	132	44	11	134	45	135	45	136	46	137	46	138	46	139	47	140	47	141	47	142	110
120	144	48	12	146	49	147	49	148	50	149	50	150	50	151	51	152	51	153	51	154	120
130	156	52	13	158	53	159	53	160	54	161	54	162	54	163	55	164	55	165	55	166	130
140	168	56	14	170	57	171	57	172	58	173	58	174	58	175	59	176	59	177	59	178	140
150	180	60	15	182	61	183	61	184	62	185	62	186	62	187	63	188	63	189	63	190	150
160	192	64	16	194	65	195	65	196	66	197	66	198	66	199	67	200	67	201	67	202	160
170	204	68	17	206	69	207	69	208	70	209	70	210	70	211	71	212	71	213	71	214	170
180	216	72	18	218	73	219	73	220	74	221	74	222	74	223	75	224	75	225	75	226	180
190	228	76	19	230	77	231	77	232	78	233	78	234	78	235	79	236	79	237	79	238	190
200	240	80	20	242	81	243	81	244	82	245	82	246	82	247	83	248	83	249	83	250	200

〔三緊數〕

備考 (一)六大都市内運輸(二)地方運輸 (三)一般都市内運輸

常用車輛數表

程	0		1		2		3		4		5		6		7		8		9		程
	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
1-5	1	51-56	11	111-116	21	171-176	31	236-242	41	306-312	51	376-382	61	446-452	71	516-522	81	586-592	91	656-662	
6-10	2	57-62	12	117-122	22	177-182	32	243-249	42	313-319	52	383-389	62	453-459	72	523-529	82	593-599	92	663-669	
11-15	3	63-68	13	123-128	23	183-188	33	250-256	43	320-326	53	390-396	63	460-466	73	530-536	83	600-606	93	673-679	
16-20	4	69-74	14	129-134	24	189-194	34	257-263	44	327-333	54	397-403	64	467-473	74	537-543	84	607-613	94	679-685	
21-25	5	75-80	15	135-140	25	195-200	35	264-270	45	334-340	55	404-410	65	474-480	75	544-550	85	614-620	95	685-691	
26-30	6	81-86	16	141-146	26	201-207	36	271-277	46	341-347	56	411-417	66	481-487	76	551-557	86	621-627	96	691-697	
31-35	7	87-92	17	147-152	27	208-214	37	278-284	47	348-354	57	418-424	67	488-494	77	558-564	87	628-634	97	698-704	
36-40	8	93-98	18	153-158	28	215-221	38	285-291	48	355-361	58	425-431	68	495-501	78	565-571	88	635-641	98	705-711	
41-45	9	99-104	19	159-164	29	222-228	39	292-298	49	362-368	59	432-438	69	502-508	79	572-578	89	642-648	99	712-718	
46-50	10	105-110	20	165-170	30	229-235	40	299-305	50	369-375	60	439-445	70	509-515	80	579-585	90	649-655	100	719-725	

常用車輛數表 (其ノ二)

程	0		1		2		3		4		5		6		7		8		9		程	
	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)		
210	252	84	21	254	85	22	255	85	22	256	86	22	257	86	22	258	86	22	259	86	22	260
220	264	88	22	266	89	23	267	89	23	268	90	23	269	90	23	270	90	23	271	90	23	272
230	276	92	23	278	93	24	279	93	24	280	94	24	281	94	24	282	94	24	283	94	24	284
240	288	96	24	290	97	25	291	97	25	292	98	25	293	98	25	294	98	25	295	98	25	296
250	300	100	25	302	101	26	303	101	26	304	102	26	305	102	26	306	102	26	307	102	26	308
260	312	104	26	314	105	27	315	105	27	316	106	27	317	106	27	318	106	27	319	106	27	320
270	324	108	27	326	109	28	327	109	28	328	110	28	329	110	28	330	110	28	331	110	28	332
280	336	112	28	338	113	29	339	113	29	340	114	29	341	114	29	342	114	29	343	114	29	344
290	348	116	29	350	117	30	351	117	30	352	118	30	353	118	30	354	118	30	355	118	30	356
300	360	120	30	362	121	31	363	121	31	364	122	31	365	122	31	366	122	31	367	122	31	368
310	372	124	31	374	125	32	375	125	32	376	126	32	377	126	32	378	126	32	379	126	32	380
320	384	128	32	386	129	33	387	129	33	388	130	33	389	130	33	390	130	33	391	130	33	392
330	396	132	33	398	133	34	399	133	34	400	134	34	401	134	34	402	134	34	403	134	34	404
340	408	136	34	410	137	35	411	137	35	412	138	35	413	138	35	414	138	35	415	138	35	416
350	420	140	35	422	141	36	423	141	36	424	142	36	425	142	36	426	142	36	427	142	36	428

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

六、待避所ヲ設 置セムトス ルトキハ其 ノ箇所ニ於 ケル道路ノ 有効幅員ノ	七、屈曲半徑	八、最小視距	九、勾配	一〇、橋梁、溝 橋及隧道 ノ状態
待避所ノ有 効距離及 長待避所 ノ最大間 隔	屈曲半徑十一米未滿ノ箇 所 最小屈曲半徑 道路交會部ノ最小屈曲半徑	米	六パーセントヨリ急 ナル勾配ノ箇所數 最急勾配 パーセント	橋梁又ハ隧道 ノ有効幅員、 隧道ノ有効高 度(橋名又ハ隧 道名ヲ記スル コト)及特ニ 重量大ナル車
面圖ヲ添附セ シムルコト				

〔山梨警〕

車庫取締標準左記ノ通り相定メラレ候條取締上心得ラルヘシ
右指示ス

左記

- 第一條** 左ノ各號ノ許可申請書ニハ車庫ノ位置(百米以内附近見取圖)面積
及構造ヲ明記シタル圖面並ニ構造仕様書ヲ添付セシムヘシ
- 一、運輸事業又ハ運送事業ノ免許申請書(自動車交通事業法施行規則第
一條第三條運送事業規則第三條)
- 二、事業計劃變更(車庫ノ新設、車庫ノ位置變更、車庫ノ構造變更)認可
申請書(自動車交通事業法施行規則第八條職權委任第二條)
- 三、車庫ノ位置變更認可申請書(運送事業規則第四條)
- 第二條** 左ノ各號ノ一ニ該當スル地域内ニ於テハ車庫ノ設置ヲ許可セス但
シ交通保安上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 一、橋梁隧道踏切又ハ道路ノ交又點若ハ曲角ヨリ十米以内
- 二、電車停留所ヨリ十米以内
- 三、幼稚園學校病院等ノ隣接地
- 四、幅員四米未滿ノ道路ニ面スル場所
- 五、其ノ他交通保安上支障アル場所
- 第三條** 車庫ノ位置又ハ構造設備ハ左ノ制限ニ依ラシムヘシ
但シ土地又ハ建物ノ狀況ニヨリ斟酌スルコトアルヘシ
- 一、道路ニ面シ車庫ヲ設置セントスル場合ニ於テ道路幅員四米以上五米
未滿ノトキハ二米以上道路幅員五米以上ノトキハ一米以上ノ空地ヲ道
路ト車庫トノ間ニ存スルコト
- 二、車庫ノ大サハ格納車輛一輛ノ場合ハ少クトモ其ノ車幅ノ三分ノ一以
上ノ餘裕ヲ存スルコト
- 三、木造車庫ニアリテハ内部ヲ不燃質物ヲ以テ築造スルコト

一、保安設備	二、其ノ他必 要ト認ム ル事項
場合ニ使用スル ハ橋梁、溝、橋 ノ安全荷重ヲ 記載スルコト	速度制限標、 道路標識、防 護柵等ノ設備 ヲ必要トスル 箇所ノ地名及 簡所ノ種類ヲ 記載スルコト
交通量、鐵道 又關係トシテ 記載スルコト	

注意

- 一、本様式ハ府縣知事ノ管理ニ屬スル道路ニ付共ノ様式ヲ示シタルモ
ノナルヲ以テ其ノ他ノ道路又ハ通路ニ付テハ其ノ管理者ニ於テ之ニ
準シ作成スルコト
- 二、第一項乃至第三項、第七項ノ事項及長十五米以上ノ橋梁又ハ隧道
ノ位置並名稱ハ之ヲ五萬分ノ一以上ノ平面圖ニモ記載スルコト(申
請書ニ添附セル平面圖ヲ利用スルモ差支ナシ)

●車庫取締標準ニ關スル件

昭和九年一月二十二日
保發第二〇號

〔山梨警〕

- 四、車庫出入口ニハ適當ナル扉ヲ設ケルコト
- 五、床ハ耐水材料ヲ以テ鋪裝シ且ツ適當ナル排水設備ヲ爲スコト
- 六、車庫ノ一部ヲ事務所又ハ客待所トシテ使用スルトキハ安全ナル區劃
ヲ設ケルコト
- 第四條** 車庫ヲ設置セントスル土地又ハ建物ニシテ他人ノ所有ニ係ルトキ
ハ其ノ所有若ハ管理者ノ使用承諾書ノ寫ヲ許可申請書ニ添付セシムヘシ
- 第五條** 車庫落成シタルトキハ届出検査ヲ受ケシムヘシ
検査ヲ行ヒ支障ナキトキハ所轄警察署長使用認可書ヲ交付スヘシ
使用認可ヲ受ケルニ非ラサレバ車庫ヲ使用セシムベカラス
- 第六條** 第一條第一項第一號乃至第三號ノ車庫落成シ使用認可ヲ與ヘタル
トキハ速ニ報告スヘシ
- 第七條** 車庫ニ於テハ左ノ各號ヲ遵守セシムヘシ
- 一、車庫内ニ於テ火氣ヲ使用シ又ハ喫煙セサルコト
- 二、車庫ハ常ニ清潔ヲ保持シ塵芥、汚泥、汚水等ヲ停滯セシメサルコト
- 三、車庫内見易キ箇所ニ營業時間(運輸事業者ニ在リテハ發著時間)及運
賃表ヲ掲示スルコト
- 四、車庫内ニハ揮發油類ノ消火ニ有效ナル設備ヲ爲スコト
- 第八條** 警察署長ハ許可申請書ヲ受理シタルトキハ前各項ニ照査シ必要事
項調査ノ上許可ノ意見ヲ附シ進達スヘシ

●運轉者雇入解雇及車掌免許ニ關スル件

昭和九年三月十三日 保發第一〇四號

昭和八年十二月二十八日縣令第七十一號自動車交通事業法施行細則第十一條第五號ニ依ル運轉者雇入、解雇届出及同則第二十一條第一項ニ依ル車掌免許ニ關シテハ各左ノ取扱ニ依ルヘシ
 一、運轉者雇入及解雇届書ハ爾令別紙様式ニ依ラシムヘシ
 二、右届書ヲ受理シタルトキハ別紙様式ニ依リ運轉者雇入臺帳ヲ備ヘ記入ノ上速ニ通達スヘシ
 三、車掌ヲ免許シタルトキハ別紙様式ニ依リ車掌免許臺帳ヲ備ヘ登載シ置クヘシ

別紙様式

自動車運轉者雇入届
市郡
村町
番地

〔山梨警〕

自動車運輸運送事業			
雇入タル	本	籍	氏名
運轉者ノ			生年月日
右ノ者昭和	年月	日	雇入候間免許證寫添附自動車交通事業法施行細則第十一條第五號ニ依リ届出候也
昭和	年月日	何	某◎
備考			
山梨縣知事 何 某殿			
備考			
一、本届出ハ雇入タル日ヨリ五日以内ニ之ヲ爲スヘシ			
二、届書ニハ自動車運輸(旅客乗合)運送(旅客貸切)事業者ノ場合ハ運轉及就業各免許證寫ヲ、貨物自動車運送事業者ハ運轉免許證ノ寫ヲ添付シ尙其ノ寫ハ免許證ノ様式タルヘキコト			
三、自家用自動車使用者カ届出スヘキ場合ハ其ノ届書業名ヲ自家			

別紙様式

自動車運轉者解雇届			
解雇シタル	本	籍	氏名
運轉手ノ			生年月日
右ノ者昭和	年月	日	解雇致候間自動車交通事業法施行細則第十一條第五號ニ依リ届出候也
昭和	年月日	何	某◎
備考			
山梨縣知事 何 某殿			
備考			
一、本届出ハ解雇シタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ爲スヘシ			
二、自家用自動車使用者カ爲ス場合ハ其ノ届書業名ヲ自家用自動車使用者ト記スヘシ			
三、本届書ハ二通ヲ作り所轄警察署ニ提出スヘシ			

〔山梨警〕

用自動車使用者ト記シ免許證寫ハ運轉免許證ノミ添付スルコト			
四、本届書ハ二通ヲ作り所轄警察署ニ提出スルコト			
備考			
山梨縣知事 何 某殿			
備考			
一、本届出ハ解雇シタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ爲スヘシ			
二、自家用自動車使用者カ爲ス場合ハ其ノ届書業名ヲ自家用自動車使用者ト記スヘシ			
三、本届書ハ二通ヲ作り所轄警察署ニ提出スヘシ			

●自動車運轉者運轉地、就業地及住所變更届出取扱ニ關スル件

昭和九年四月七日
保發第一四八號警察部長通牒

各警察署長宛

標記ノ件爾今左記ニ依リ自動車運轉者運轉、就業各豪帳ノ整理ヲ行ヒ常ニ其署管下ニ現住運轉又ハ就業セル運轉者ノ現在ヲ知ルト同時ニ取締上遺憾ナキヲ期セラルヘシ
右指示ス

記

一、運轉地又ハ就業地變更ニ就テハ
本縣下ニ運轉又ハ就業中ノ運轉者ニシテ他ノ廳府縣ニ運轉地又ハ就業地ヲ變更シタルトキハ其ノ廳府縣ヨリ當廳ニ通報シ來ルヲ以テ其ノ都度別紙第一號様式ニ依リ指示スル所アルベシ
二、住所變更ニ就テハ
甲地警察署管下ニ住所ヲ有シタル運轉者ガ乙地警察署管下ニ住所變更(免許證記載事項變更届)届出アリタルトキハ乙地警察署ハ甲地警察署ニ別記第二號様式ニ依リ通報ヲ爲スヘシ

第一號様式

保收第 號	昭和 年 月 日
山梨縣警察部長名	

〔山梨警〕

第二號様式

收第 號	昭和 年 月 日	乙地警察署長
甲地警察署長宛		
自動車運轉者住所變更届出ノ件		
先ニ貴署管下ニ在住運轉中ノ自動車運轉者左記ノ通當署管下ニ其ノ住所ヲ變更シタル旨届出有之候條昭和九年四月七日保發第一四八號指示ニ基キ及通報候也		
記		
運轉者 本籍	前住所	氏名
持本人ノ所	運轉免許證 第 號	年齢 年 月 日生
考 備	就業免許證 第 號	

〔山梨警〕

警察署長宛

自動車運轉者運轉地變更ノ件

其ノ署管下ニ運轉就業中ニ係ル自動車運轉者左記ノ通り運轉地變更届出ヲ爲シタル旨當該廳府縣ヨリ通報有之候條昭和九年四月七日保發第一四八號指示ニ基キ處理セラルヘシ
右指示ス

記

考 備	變更シタル	年月日	廳府縣	縣府廳
運轉者 本籍	變更前住所	氏名	年齢	年月日生

●人力車營業取締規則

明治三十年三月
山梨縣令第十二號

改正 明治三十三年六月縣令第三五號、三十四年四月第二五號、三十九年八月第四五號、四二年三月第五三號

第一章 通則

- 第一條 此規則ニ於テ人力車營業ト稱スルハ幌子ヲシテ車ヲ輓カシメ又ハ人力車ヲ貸シ若クハ自ラ車ヲ輓クモノヲ云フ
 - 第二條 人力車營業ヲ爲サントスル者ハ願書ニ族籍住所氏名生年月日ヲ記シ所轄警察官署ニ願出允許ヲ受クベシ
 - 第三條 營業ノ爲メ使用スル人力車ノ車體ハ使用前所轄警察官署ノ檢査ヲ受クベシ其改造買受若クハ讓渡ヲ爲シタルトキハ亦同シ
 - 第四條 車體檢査證ハ車ノ鐵込正面ニ釘付シ又ハ幌子ヲシテ之ヲ携帯セシムベシ
 - 第五條 車體附屬品及幌子ノ服裝ハ毎年二回(四月十月)所轄警察官署ノ檢査ヲ受クベシ但定期ノ外臨時檢査ヲ爲スコトアルベシ
 - 第六條 車體附屬品及服裝ハ所轄警察官署ニ於テ不適當ト認ムルトキハ其修補ヲ命ジ又ハ其使用ヲ停止スルコトアルベシ
 - 第七條 幌子ヲシテ車ヲ輓カシメントスルモノハ願出ニ幌子ノ族籍住所氏名生年月日ヲ記シ同伴シテ所轄警察官署ニ願出允許ヲ受クベシ營業者自ラ車ヲ輓クトキハ總テ幌子ノ例ニ依ルベシ
 - 第八條 左ノ各項ニ該當スルトキハ三日以内所轄警察官署ニ届出ベシ但營業者ノ死亡ハ相續人又ハ戶主ヨリ届出ヅベシ
- 一 族籍住所氏名等ニ異動ヲ生ジタルトキ
二 廢業又ハ廢車シタルトキ

- 三 車ヲ賣渡又ハ讓渡シタルトキ
- 四 輓子ノ資格ヲ失ヒタルトキ
- 五 輓子ヲ解雇シ又ハ輓子ノ失踪若クハ死亡シタルトキ
- 第九條 本則ニ違背シ又ハ不正ノ行為アリト認ムルトキハ所轄警察官署ニ於テ停業又ハ允許ノ失效ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十條 營業者組合ヲ設ケ左ノ事項ヲ詳記シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受ケベシ其變更ヲ要スル時亦同シ但規約ノ設定變更ニ付テモ亦所轄警察官署ニ届出認可ヲ受ケルコトヲ要ス但組合ニ入ラザル者ハ營業ヲ爲ス事ヲ得ズ

- 一 組合區域
- 二 組合名稱及事務所ノ位置
- 三 正副取締各一名
- 四 正副取締ノ選舉及費用負擔方法

- 第二章 車體ノ構造附屬品及服裝
- 第十一條 車體ノ構造及附屬品ハ左ノ制限ニ從ヒ堅牢ニ製造スベシ但破損又ハ汚染シタルモノハ使用スルコトヲ得ズ
- 一 一人乗ハ横幅内法一尺二寸以上二人乗ハ同二尺以上タルベシ
- 二 車體ハ無地漆塗中張革天鵝絨羅紗ノ類ヲ用フベシ
- 三 車體ニ同塗色ノ泥除ヲ備フベシ
- 四 護謨引又ハ桐油製ノ母衣前掛ヲ備フベシ但母衣ノ高サハ二尺三寸以上トス(鯨尺)
- 五 鯨尺五尺掛蒲團及免許證ノ番號ヲ記シタル提灯ヲ備フベシ
- 第十二條 就業中ノ服裝ハ凡ソ左ノ制限ニ從フベシ
- 一 著服ハ紺又ハ黒色ノ法被股引トス但雨雪泥濘ノ時ニアリテハ半股引

〔山梨警〕

- (膝ノ上部ニ達スルモノ)ヲ用ヒ夏期(自六月一日至九月三十日)ニアリテハ白色ノ法被股引ヲ用ユルコトヲ得
- 二 冠物ハ大黒帽子又ハ饅頭笠
- 三 雨具ハ護謨又ハ桐油其他絨類製
- 四 法被及雨具ノ背面ニハ免許證ノ番號ヲ附スベシ

- 第三章 輓子ノ就業制限
- 第十三條 途中駐車セムトスルトキハ乘客ノ承諾ヲ求ムヘシ又客ヨリ指名サレタル者ノ出車ヲ妨ケヘカラス
- 第十四條 就業中ハ破綻又ハ汚染シタル衣類ヲ著用シ若クハ頰冠リ其他不體裁ノ形狀ヲ爲スヘカラス
- 第十五條 行人ニ對シ強テ乗車ヲ勸メ又ハ言語動作ヲ以テ侮辱スヘカラス
- 第十六條 乗車ノ求メアルトキハ速ニ之ニ應ジ故ナク之ヲ拒ムヘカラス
- 第十七條 乘客ノ求メナキ場所ニ輓子入レ又ハ承諾ヲ得ス他車ニ乗替若クハ降車等ヲ爲サシムヘカラス
- 第十八條 駐車場以外ノ場所ニ車ヲ置クヘカラス但乘客用辨ノ爲メ往來ノ妨害トナラサル場所ニ駐車スルハ此限ニアラス
- 第十九條 警察官吏ノ制止ヲ受ケタル場所ニ輓子入ルヘカラス
- 第二十條 就業中ハ左ノ物品ヲ携帶シ求メアルトキハ之ヲ示スヘシ
- 一 免許證
- 二 貨錢表
- 三 人力車營業取締規則
- 四 雨具
- 五 提灯、蠟燭、マツチノ類
- 第二十一條 削除
- 第二十二條 往來雜沓又ハ狹隘ノ場所若クハ街角橋上ヲ通過スルトキハ徐

〔山梨警〕

- 行スヘシ
- 第二十三條 削除
- 第二十四條 破損シタル道路橋梁其他危險ノ虞アル場所ニ於テハ其旨ヲ乘客ニ告ケ降車ヲ請フベシ
- 第二十五條 削除
- 第二十六條 乘客ノ遺留品アリテ物品主知レサルトキハ直ニ警察官署ニ届出ヘシ
- 第二十七條 一人乗ニ二人、二人乗ニ三人以上ヲ乗載スヘカラス但十年未滿ノモノハ二人ヲ以テ一人トシ三年未滿ノモノハ定員外トス
- 第二十八條 車體外ニ張出スヘキ長大ノ物品ヲ積載スヘカラス
- 第二十九條 左ニ記載シタルモノハ乗載スヘカラス但シ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
- 一 傳染病者
- 二 車ヲ汚染シ又ハ惡臭ヲ遺留スヘキ物品

- 第四章 貨錢及駐車場
- 第三十條 貨錢ハ一定ノ金額ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケ駐車場ヘ掲示スヘシ其改定ヲ要スルトキハ亦同シ
- 第三十一條 何等ノ名義ヲ以テスルモ乘客ニ對シ定額外ハ勿論約束外ノ金錢ヲ請求スルヲ得ズ
- 第三十二條 營業者ハ便宜共同シテ駐車場ヲ設ケ其場所ノ圖面ヲ添ヘ所轄警察官署ニ願出允許ヲ受ケヘシ但廢止シタルトキハ其旨届出ヘシ
- 甲府市ノ駐車場ニ在テハ一名以上ノ當直者ヲ置キ乘客ノ求メニ應スヘシ
- 第五章 罰則
- 第三十三條 本則第二條乃至第五條第七條第八條第十條乃至第二十條第二十二條第二十四條第二十六條乃至第三十二條ニ違背シタル者ハ三十日未

- 第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第六章 附則

- 第三十四條 本則施行前ニ營業ノ爲メ使用セル人力車ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ所轄警察官署ノ検査證ヲ受ケヘシ
- 本則施行前ニ人力車營業ノ爲メ雇入レタル輓子ニ付テハ前項期日以内ニ免許證ヲ受ケヘシ
- 第三十五條 本則施行前ニ設置シタル組合又ハ規約ハ本則施行ノ日ヨリ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受ケヘシ
- 第三十六條 本則ニ牴觸スル從前ノ成規ハ本則施行ノ日ヨリ總テ之ヲ廢止ス

●人力車營業取締規則執行心得

明治三十三年六月 示令第七一號

- 改正 明治三十九年九月訓示第四六號
- 第一條 左ノ各號ニ該當スル者ハ輓子タルコト第三號ニ該當スル者ハ營業者タルコトヲ許可スヘカラス
- 一 老衰者未丁年者又ハ疾病等ニテ就業ニ耐ヘスト認ムル者
- 二 醉狂又ハ暴行ノ癖アリト認ムル者
- 三 強盜竊盜詐欺取財猥褻姦淫又ハ幼者略取誘拐ノ罪ニ依リ刑ニ處セラレ滿期後改悛ノ情ナシト認ムル者
- 第二條 免許證及検査證ハ左ノ雜形ニ依リ調製スヘシ

縦二寸五分

何組第何號
人力車營業
住所氏名
生年月日

横 二寸
縦 二寸五分

自ラ人力
車ヲ轉ノ
營業ニ與
フル免許
證

裏 烙 印

各署ニ備
付アル烙
印

何組第何號
人力車營業
何郡何町何村ノ誰
何ノ誰
生年月日

横 二寸
縦 二寸五分

與フヘ
キ免許
證
ニ同シ

裏 烙 印

免許證
ニ同シ

何組第何號
車體検査證

何郡何市町村人力車營業
何人乘 何ノ誰

初年 次年 三年

四月十月 四月十月 四月十月

年月日

烙印

縦 四寸
横 五寸五分

鏡子ノ烙印ニ同シ

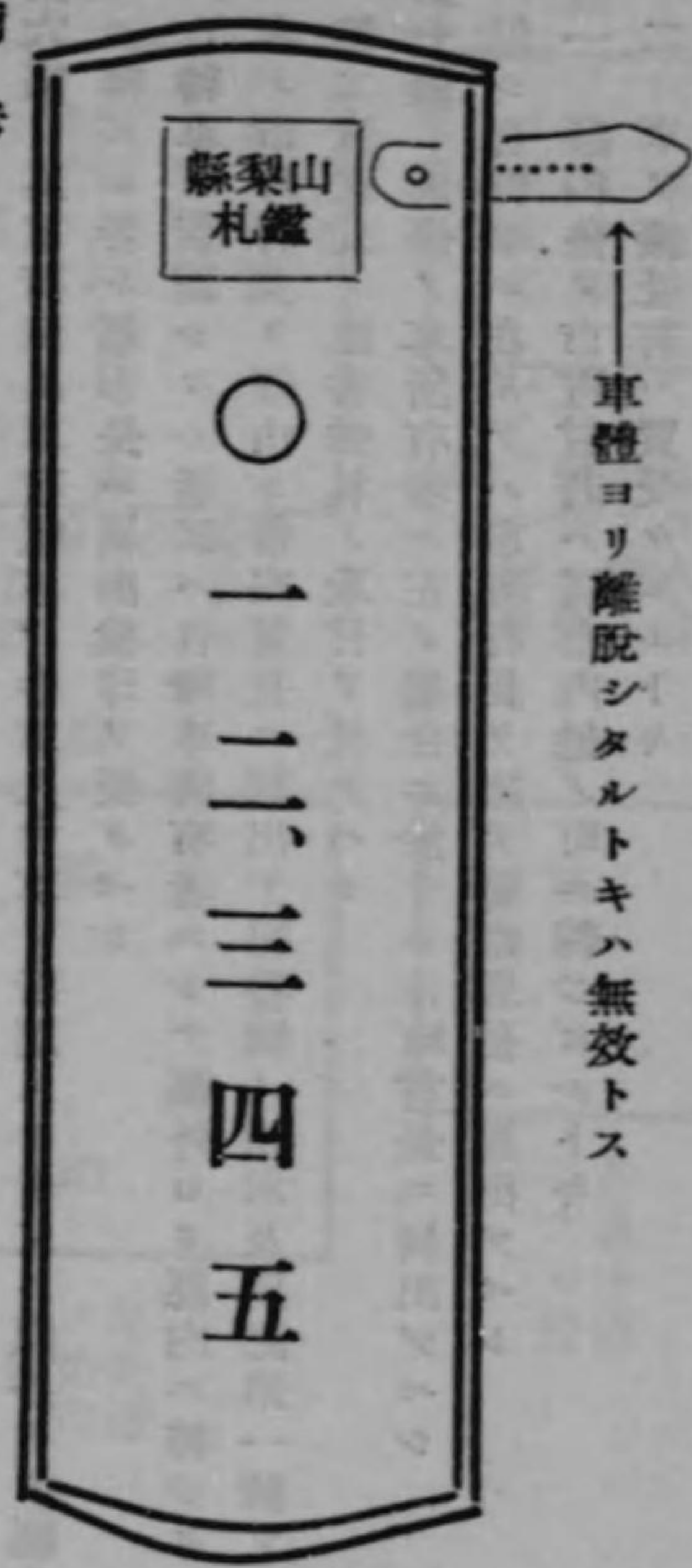
〔山梨警〕

- 一 船體ヲ變更シ間敷ニ増減ヲ生ジタル時
 - 二 縣内定繫場ヲ變換シタル時
 - 三 縣外又ハ縣内他ノ郡市町村若ハ同市内他ノ大字ニ轉ズル時
 - 四 代替改氏名ノ時
 - 五 船ヲ讓受若クハ買受タル時
- 前項第二ノ場合ニ於テ定繫場所在地ヲ他ノ郡市ニ變換シタル時ハ舊定繫場所在郡市長ヲ經テ新定繫場所在ノ郡市長ニ願出第五ノ場合ニ於テハ讓與人若ハ賣渡人ト連署スベシ
- 第三條 鐵札ヲ亡失又ハ毀損シタル時ハ定繫場所在ノ郡市長ニ願出其再渡ヲ請フベシ
 - 第四條 左ノ場合ニ於テハ定繫場所在ノ郡市長ニ届出鐵札ヲ返納スベシ
 - 一 縣外ニ定繫場ヲ移シタルトキ
 - 二 解船破船又ハ水火盜難等ニ因リ船ヲ失ヒタルトキ
 - 第五條 定繫場所在ノ郡市ニ居住セザル者ハ該地ニ納稅代理人ヲ定メ連署ノ上定繫場所在ノ郡市長ニ届出ヅベシ
 - 第六條 馬車荷積馬車荷積車、牛車人力車ヲ新調スル者又ハ縣外ヨリ縣内ニ轉ズル者ハ郡市長ニ届出檢印ヲ受ケベシ
 - 自轉車ヲ新調シタル者又ハ自轉車所有者ニシテ縣外ヨリ縣内ニ轉ジタル者ハ市町村長ヲ經由シ警察署長ニ届出テ記番號ノ指示及別記第一號又ハ第二號樣式ノ記番號札ノ取付ヲ受ケベシ
 - 第七條 前條ノ車所有者ハ左ノ場合ニ於テハ市町村長ニ届出ヅベシ
 - 一 縣内他ノ市町村若ハ同市内他ノ町ニ轉ジタルトキ
 - 二 車ヲ讓受若ハ買受ケタルトキ
 - 三 水火盜難等ニ因リ車ヲ亡失シタルトキ

- 第三條 組合ニハ所轄警察官署ノ地名ニ依リ組名(甲府署部内ハ甲府組石和署部内ハ石和組ト稱スル類)ヲ付スヘシ
 - 第四條 左ノ場合ニ在テハ意見ヲ具シ警務長ノ指揮ヲ受ケヘシ
 - 一 允許ノ失効ヲ命スルノ必要アリト認ムルトキ
 - 二 允許ノ失効ヲ命シタル後改換ノ情アリト認メ營業ヲ許サントスルトキ
 - 三 組合規約ヲ認可スヘカラスト認ムルトキ
 - 第五條 賃錢ハ駐車場其ノ他通行行人ノ最モ眼ニ觸レ易キ必要ノ場所ヲ撰ミ揭示セシムヘシ
 - 第六條 駐車場ハ私有地ニ設ケシムヘシ
 - 第七條 取締人ハ已ヲ得サル事情アル場合ノ外ハ組合營業者ノ中ヨリ選定セシムヘシ
 - 第八條 法被及雨具ノ背面ニ附スヘキ番號ハ縫取又ハ金屬等ヲ以テ車上ニ在テ判明シ得ヘキ樣調製セシムヘシ
 - 第九條 營業者及輓子ノ名簿樣式ハ別ニ定ムル處ニ依ルヘシ
- 改正 明治三十年一月 山梨縣令第三號
五月第四三號、大正六年十月第三一號、一三年九月第二八號、一五年七月第一〇三號、昭和二年八月第四九號、九年二月第五號
- 船車取締規則
- 第一條 船所有人ハ其ノ定繫場ヲ定メ定繫場所在地ノ郡市長ニ願出鐵札ヲ受ケ之ヲ船尾ニ釘付スベシ
 - 第二條 左ノ場合ニ於テハ定繫場所在ノ郡市長ニ願出鐵札ノ書換ヲ請フベシ
 - 四 車體ヲ變更シ若ハ檢印ノ箇所ニ修繕ヲ加ヘ又ハ解撤シタルトキ
 - 五 檢印ノ廢滅等ヲ來シタルトキ
 - 六 縣外ニ轉ジタルトキ
 - 七 鐵札又ハ記番號ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ
- 前項第一ノ場合ニ於テハ現住地ノ市町村長ノ證明ヲ受ケ轉住地ノ市町村長ニ届出テ第二ノ場合ニ於テハ讓與人若ハ賣渡人ト連署スベシ
- 第一項第四乃至第七ノ場合ニ於テハ届出ノ際檢印ノ切取、鐵札若ハ記番號札ノ取外再渡ノ檢印又ハ鐵札若ハ記番號ヲ再指示及記番號札ノ再取外ヲ受ケベシ
- 第一項第一及第二ノ場合ニ於テ自轉車所有者ノ轉住又ハ自轉車ノ讓受若ハ買受ニシテ所轄警察署ヲ異ニスルトキハ所有者ノ前住地又ハ讓與人若ハ賣渡人居住地ノ市町村長並ニ其ノ所轄警察署長ヲ經由シ(記番號札ハ警察署長ニ返納)尙所有者ノ轉住地又ハ讓受人若ハ買受人居住地ノ市町村長ヲ經由シテ其ノ所轄警察署長ニ届出新ニ記番號ノ指示及記番號札ノ取付ヲ受ケベシ
- 第八條 削除
 - 第九條 第一條乃至第七條ノ規定ニ違反シ又ハ車ノ既届ヨリ稅額ノ重キモノノ用ニ供シ若ハ虛偽ノ届出ヲナシ又ハ當該吏員ノ調査ヲ拒ミ若ハ其ノ調査ニ對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルモノハ二圓以上二十圓未滿ノ科料ニ處ス
 - 第十條 削除
 - 第十一條 削除
 - 第十二條 本則發布以前舊規則ニ依リ下付シアル鐵札又ハ檢印ヲ受ケタル船車ハ本則ニ依リ鐵札下付又ハ檢印ヲ受ケタルモノト看做ス
 - 第十三條 本則ハ明治三十年一月二十七日ヨリ施行ス

〔山梨警〕

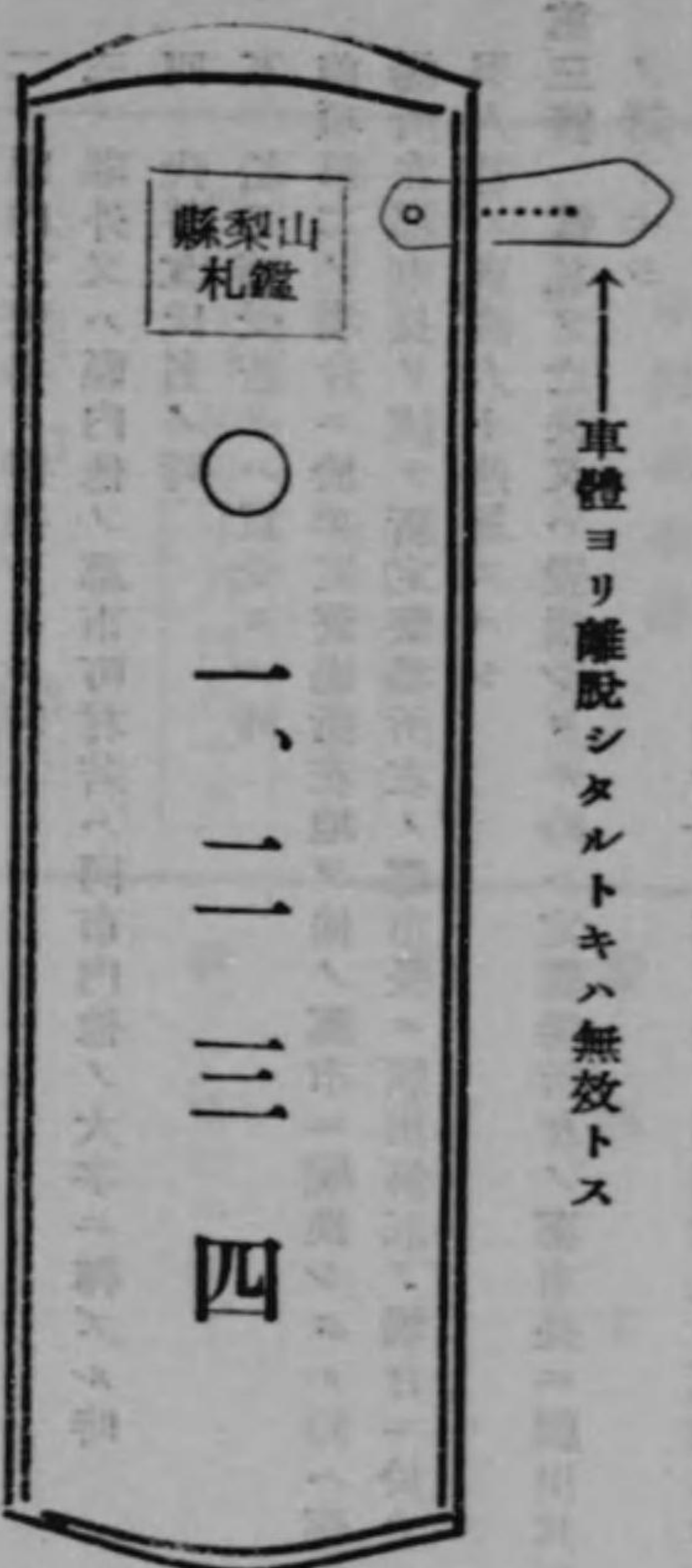
第一號樣式 (有稅自轉車ニ附著スルモノ)



備考

アルミニウム製長曲尺一尺、幅曲尺二寸五分、黒地ニ白地ノ凸文字ヲ用ヒ記號ハ所轄警察署ノ標字ヲ表ハシ後部泥除ニ附著スルモノトス

第二號樣式 (免稅自轉車ニ附著スルモノ)



備考

〔山梨警〕

● 船車取扱手續

明治三十年一月 山梨縣訓令甲第五號

改正 明治三十三年六月訓令甲第一八號、三十九年六月第二五號、大正六年一月第二四號、九年六月第三〇號、八月第三六號、一三年九月第二四號、一五年七月第八二號、昭和二年五月第三〇號、七月第三六號、三年九月第三〇號、九年二月第二號、一〇年三月第一九號、一一年四月第八號

- 第一條 市町村長ニ於テ船車取締規則第一條及第六條ノ願書ヲ受ケタルキハ檢査ノ上鑑札ノ下付若ハ檢印ヲ爲シ且ツ臺帳ニ登載スベシ
- 警察署長ニ於テ船車取締規則第六條第二項ニ依ル自轉車ノ願書ヲ受ケタルトキハ記番號ノ指示及記番號札ノ取付ヲ爲シ第一號樣式ノ臺帳ニ之ヲ登載スベシ
- 第二條 市町村長ニ於テ船車取締規則第二條乃至第四條及第七條ノ願書若ハ届出ヲ受ケタルトキハ調査ノ上鑑札ノ書替再渡又ハ檢印等ヲ爲シ且其ノ事項ヲ臺帳ニ登載スベシ
- 警察署長ニ於テ船車取締規則第七條第一項第一第二第四第六及第七ノ届書ヲ受理シタルトキハ其ノ事項ヲ記番號臺帳ニ登載スベシ
- 第二條ノ二 警察署長ハ第一條第二項前條第二項及船車取締規則第七條第三項及第四項ニ依ル處理事項ヲ第二號樣式ニ依リ其ノ所管內經由市町村長ニ進達スベシ
- 第三條 船車取締規則第二條第二項及第七條第二項ノ證明手續ハ其ノ願書若ハ届書ニ與書ヲ爲スモノトス
- 第四條 前條ノ手續ヲ經タル願書若ハ届書ヲ受ケタルトキハ右證明ヲ爲シ

タル市町村長ニ處理ノ要項ヲ通知シ書換鑑札ヲ交付シタルトキハ舊鑑札ハ燒棄スベシ

- 前項ノ通知ヲ受ケタル市町村長ハ其ノ通知ニ依リ臺帳ヲ加除スベシ
- 第五條 削除
- 第六條 削除
- 第七條 市役所及町村役場ニ備置クベキ船車稅臺帳ノ樣式ハ別ニ之ヲ定ム
- 第八條 削除
- 第九條 本手續ニ規定スルモノノ外船車ノ取扱ニ關シテハ縣稅賦課規則施行細則縣稅賦課取扱手續ニ依ル
- 第十條 本手續ハ明治三十年一月二十七日ヨリ施行ス

面表

第何號	何國何郡(市)	定置場何河(湖)岸
船鑑札	山梨縣	船梁ヨリ何間……(一間未滿ノ船ハ一)
應烙印	何船……	舳漁船又ハ小廻船ト記スベシ
何國何郡(市)何町(村)番地	何船……	舳漁船又ハ小廻船ト記スベシ
明治何年何月何日	何之誰	裏面 白木

烙印寸法曲尺	竪二寸六分	厚サ適宜
烙印寸法其他前ニ同シ	幅一寸一分	
山梨縣		
免稅		

第一號樣式 有稅自轉車記番號臺帳

交付年月日	記番號	摘要	住	所	氏	名	備	考

免稅自轉車記番號臺帳

交付年月日	記番號	摘要	住	所	氏	名	備	考

第二號樣式ノ一

交付年月日	記番號		住	所	氏	名
	有稅	免稅				

右通知候也

市町村長 殿

何々警察署長

第二號樣式ノ二

記番號	住 所	氏 名	處 理 要 項
			處理要項記載例左ノ通り

右通知候也

年 月 日

市町村長 殿

記載例

何月何日何市町村へ轉住
 何月何日何々ニ依リ再下付新記番號第 號交付
 何月何日何市町村何某ヨリ讓受(讓渡)

何々警察署長

●山舎、案内業取締規則

昭和八年四月二十日 山梨縣令第二十八號

改正 昭和八年六月縣令第四六號 山舎、案内業取締規則左ノ通定ム

山舎、案内業取締規則

- 第一條 料金ヲ得テ左ノ各號ノ一ニ該當スル業務ヲ爲サムトスル者ハ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケヘシ
- 一 山舎ヲ設ケ登山者ノ宿泊ニ供セムトスルモノ
- 二 登山者又ハ遊覽者ニ對シ乗馬、駕籠ヲ供シ荷物運搬又ハ案内ヲ爲サ

〔山梨警〕

〔山梨警〕

所轄警察署長ハ前項ノ料金ニシテ不適當ト認ムルトキハ改正ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 所轄警察署長ハ山舎ノ構造、駕籠及附屬品ノ検査ヲ爲シ不適當ト認ムルトキハ修繕ヲ命シ或ハ其ノ使用ヲ制限スルコトアルヘシ乗馬ニ付亦同シ

第六條 業務者許可證ヲ亡失、毀損シ又ハ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ再下付ヲ申請スヘシ

第七條 業務者本則ニ違反シ其ノ他業務上不適當ト認ムル所爲アルトキハ所轄警察署長ハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第七條ノ二 警察署長ニ於テ取締上必要アリト認ムルトキハ業務者及組合ニ對シ特別ノ命令ヲ發スルコトアルヘシ

第八條 第一條乃至第三條、第六條ニ違背シタル者又ハ第四條第二項若ハ第五條ノ命令ニ違背シ又ハ第七條ニ依ル業務停止中業務ニ服シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

- 第九條 明治三十三年六月縣令第二十九號乘馬、駕籠、小荷物運搬營業取締規則第一條ニ依リ届出檢印ヲ受ケタル者又ハ明治四十一年六月縣令第三十五號富士登山旅客宿泊所案内業者其ノ他ニ關スル取締規則第一條ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ本則施行ノ日ヨリ二箇月以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ
- 前項ノ届出ヲ爲シタル者ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
- 第十條 明治三十三年六月縣令第二十九號乘馬、駕籠及小荷物運搬營業取締規則及明治四十一年六月縣令第三十五號富士登山旅客宿泊所案内業者其ノ他ニ關スル取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

ムトスルモノ

- 三 登山者ヲ目的トシテ飲食物其ノ他ノ物品ヲ販賣セムトスルモノ
- 四 登山者又ハ遊覽者ニ對シ常置ノ店舗ヲ設ケスシテ寫眞撮影ヲ爲サムトスルモノ
- 前項第一號ニ依ル願書ニハ附近見取圖及構造圖ヲ第四號ニ依ル願書ニハ戶籍抄本ヲ添附スヘシ

第二條 前條各號ノ業務ニ從事スル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 名義ノ如何ヲ問ハス料金以外ノ金品ヲ請求セサルコト
- 二 料金表ハ業務所ヲ有スル者ニ在リテハ業務所ノ見易キ場所ニ之ヲ掲示シ其ノ他ノ者ニ在リテハ就業中常ニ之ヲ携帯スルコト
- 三 第一條第二號乃至第四號ノ業務者ハ就業中許可證ヲ携帯スルコト
- 四 警察官吏又ハ客ノ求メアルトキハ料金表並許可證ヲ提示スルコト
- 五 強イテ客ヲ勸誘シ又ハ正當ノ理由ナクシテ客ノ求メ拒ミ其ノ他客ヲ迷惑ヲ及ボササルコト
- 六 濫ニ慣習ヲ云爲シ他人ノ業務行爲ニ妨害ヲ爲ササルコト
- 七 業務用器具類ハ常ニ清潔ニシ第一條第二號ノ業務者ニ在リテハ就業中不體裁ノ形裝ヲ爲ササルコト
- 八 第一條第一號ノ業務者ハ別記第一號樣式ノ帳簿ヲ備ヘ第四號ノ業務者ハ別記第二號樣式ノ帳簿ヲ携帯シ夫々所定事項ヲ記載シ警察官吏ノ點檢ニ供スルコト
- 第三條 業務者ハ共同シテ組合ヲ作り規約ヲ設ケ所轄警察署長ノ認可ヲ受ケヘシ規約ノ改正ニ付亦同シ
- 前項ノ組合ハ警察署ノ管轄區域ニ依ル
- 第四條 料金ハ組合ニ於テ之ヲ定メ所轄警察署長ノ認可ヲ受ケヘシ其ノ變更ニ付亦同シ

第一號樣式

到 著	出 發	前 夜	居 住 地	族 籍 又 職 業	氏 名	年 齡
年月日	年月日	宿 泊 地	ハ 國 籍	職 業	氏 名	年 齡

第二號樣式

撮 影	完 成	發 送 地	又 族 籍 又 職 業	氏 名	備 考
年月日	年月日	ハ 居 住 地	ハ 國 籍	職 業	氏 名

●山舎、案内業取締規則執行心得

昭和八年四月 山梨縣訓令乙第八六號

- 第一條 規則第一條ノ願書ヲ受理シタルトキハ性質素行並健康ノ良否前科ノ有無場所ノ適否及前營業ニ就キ行政處分ヲ受ケタルヤ否ヤヲ調査シ支障ナシト認ムルトキハ許可スヘシ
- 第二條 規則第一條ノ規定ニ依リ許可シタルトキハ種類別ニ別記樣式ノ許可證ヲ下付スヘシ
- 第三條 規則第九條ニ依リ届出ヲ爲シタル者ニ對シテハ從前下付シタル許可證ト引換ニ第二條ニ依ル許可證ヲ下付スヘシ

●船舟業取締規則

昭和九年六月一日 山梨縣令第二十一號

船舟業取締規則左ノ通定ム

第一章 通則

第一條 本令ニ於テ船舶業ト稱スルハ遊船業及渡船業ヲ謂フ
遊船業トハ河川、湖沼等ニ於テ遊覽、漁獵、競技其ノ他之ニ類スル目的
ノ爲有償又ハ無償ニテ船舶ヲ貸與スルヲ業トスルモノヲ謂フ
渡船業トハ河川、湖沼等ニ於テ有償又ハ無償ニテ旅客又ハ物品ヲ運送ス
ルヲ業トスルモノヲ謂フ

第二條 本令ニ依リ知事ニ提出スベキ申請書又ハ届書ハ正副二通トシ所轄
警察署ヲ經由スベシ

第三條 警察署長取締上必要アリト認メタルトキハ船舶業者運轉士及船夫
ニ對シ本令ニ規定スルモノノ外必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二章 船舶業者

第四條 船舶業ヲ營メントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ渡船業ニ在リテハ知
事、遊船業ニ在リテハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クベシ第四號乃至第七號
ノ事項ヲ變更セントストキ亦同シ

一 申請者ノ住所氏名及生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所
在地、代表者ノ住所氏名及定款ノ寫)

二 事務所所在地

三 遊船業、渡船業ノ別

四 渡船業ニ在リテハ航路及發着ノ位置(圖面添附)並ニ發着時刻

五 遊船業ニ在リテハ遊船區域及定繫場ノ位置(圖面添附)

六 有償無償ノ別及有償ナル場合ハ料金額又ハ運賃額

七 船舶ノ種類、艘數、舟名、長幅(最大幅)及乘客定員

八 發動機船ニ在リテハ機關ノ種類及構造明細書

前項第四號又ハ第五號ノ水面其ノ他ノ場所ヲ使用スルニ付所有者若ハ管
理者ノ承諾ヲ要スル場合ニハ其ノ承諾ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

〔山梨警〕

〔山梨警〕

九 定員外ニ乗船セシメザルコト但シ十三歳以下ハ二人ヲ以テ一人ト看
做シ四歳以下ハ定員外トス

十 出船時刻ニ到リタルトキハ必ズ出船スルコト但シ乘客ナキ場合ハ此
ノ限ニ在ラズ

十一 暴風雨、出水其ノ他危険ノ虞アルトキハ船舶ヲ貸與シ又ハ出船セ
ザルコト

十二 強テ乗船ヲ勸誘セザルコト

第八條 警察署長ハ危険豫防ノ爲必要アリト認メタルトキハ船舶ノ貸與若
ハ出船ノ停止ヲ命ジ又ハ乗船人員ノ制限其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコ
トヲ得

第九條 警察署長ハ危険豫防ノ爲必要アリト認メタルトキハ船體其ノ附屬
具又ハ業務用工作物ノ改造若ハ設置ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限シ若ハ禁
止スルコトヲ得

第十條 暴風雨、出水其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ船舶ノ貸與又ハ出船
ヲ停止シタルトキハ船舶業者ハ遲滞ナク其ノ旨事務所ニ揭示シ且所轄警
署長ニ報告スベシ其ノ停止ヲ解キタルトキ亦同シ

第十一條 乘客ノ行衛不明又ハ遭難事故アリタルトキハ船舶業者運轉士又
ハ船夫ニ於テ遲滞ナク適當ナル措置ヲ爲シ且警察官吏ニ届出ヅベシ

第十二條 船舶業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察
署長ニ届出ヅベシ

一 住所氏名又ハ事務所ヲ變更シタルトキ(法人ニ在リテハ其ノ名稱、
事務所所在地、代表者又ハ其ノ住所若ハ氏名ニ變更アリタルトキ)

二 船舶業者死亡シ又ハ失踪シタルトキ(法人ナル場合ハ解散シタルトキ)

三 業務又ハ使用船舶ヲ廢止シタルトキ

四 業務ヲ開始シ又ハ休止シタルトキ

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

二二九

乘客定員ハ一人ニ付面積〇、五米平方トシ腰掛其ノ他特別ノ裝置ニ係ル
モノハ實際著席シ得ル限度ヲ以テ算定スルモノトス

第五條 遊船業者及渡船業者ハ各他ノ業務ニ類似スル行爲ヲ爲スコトヲ得
ズ

第六條 船舶業者祭典、縁日等ノ場合ニ於テ又ハ他ノ渡船業者、自動車運
輸業者若ハ自動車運送事業者ト連絡運送ヲ爲ス爲ニ料金額又ハ運賃額
ヲ割引セントストキハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署長ノ許可ヲ受クベシ

一 申請者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地)

二 連絡運送ノ場合ハ其ノ方法

三 割引料金又ハ割引運賃

四 割引ノ事由及期間

第七條 船舶業者ハ左ノ各號ヲ遵守スベシ

一 船體及附屬具ハ常に完全ニシ且清潔ヲ保持スルコト

二 船體檢査證及運轉士又ハ船夫ノ氏名ヲ船内見易キ箇所ニ表示シ置ク
コト

三 料金額又ハ運賃額及發着時刻ヲ事務所、發着場又ハ定繫場及船内見
易キ箇所ニ表示シ置クコト但シホトニ在リテハ船内ニ表示スルコ
トヲ要セズ

四 乘客定員ヲ船内見易キ箇所ニ表示シ置クコト

五 發着場又ハ定繫場ニハ乗降ニ危険ナキ設備ヲ爲シ發着場ニハ其ノ見
易キ箇所ニ發着場名ヲ表示シ置クコト

六 客ノ乗降ノ用ニ供スル架橋ハ幅員一、五米以上トスルコト

七 船舶ニハ救命袋、救命綱、板切其ノ他適當ナル救命具ヲ備ヘ付クル
コト

八 名義ノ如何ヲ問ハズ定額外ノ料金又ハ運賃ヲ請求セザルコト

五 運轉士又ハ船夫ヲ解雇シタルトキ

六 船舶業者自ラ運轉士又ハ船夫タル場合ニ於テ之ヲ廢メタルトキ

七 運轉士又ハ船夫死亡シ若ハ失踪シタルトキ

前項第二號及第三號ノ場合ニハ船體檢査證(及船舶業者自ラ運轉士又ハ
船夫タル場合ハ運轉士免許證又ハ船夫免許證)ヲ、第六號及第七號ノ場合
ニハ運轉士免許證又ハ船夫免許證ヲ同時ニ返納スベシ

第一項第二號ノ場合ニハ戶籍法第十七條ノ届出義務者又ハ清算人(破
産ノ場合ニハ破算管財人)ヲ以テ届出義務者トス

第十三條 船舶業者本令ノ規定若ハ本令ノ規定ニ基キテ爲ス命令若ハ處分
ニ違反シ又ハ公安ヲ害シ其ノ他業務上不適當ト認メタルトキハ渡船業ニ
在リテハ知事、遊船業ニ在リテハ警察署長ニ於テ許可ヲ取消シ又ハ業務
ヲ停止スルコトアルベシ

第十四條 船舶業者正當ノ理由ナクシテ許可ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ
開業セザルトキハ渡船業ニ在リテハ知事、遊船業ニ在リテハ警察署長ニ
於テ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十五條 船舶業者第十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ許可ヲ取消サレタルト
キハ遲滞ナク所轄警察署長ニ船體檢査證(及船舶業者自ラ運轉士又ハ船
夫タル場合ハ運轉士免許證又ハ船夫免許證)ヲ返納スベシ

第十六條 船舶業ヲ承継セントストキハ雙方連署ノ上渡船業ニ在リテハ
知事、遊船業ニ在リテハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クベシ但シ連署シ得ザ
ル場合ハ其ノ事由ヲ疎明スルコトヲ要ス

第十七條 第四條第一項又ハ前條ノ規定ニ依ル申請又ハ届出ニハ申請人又
ハ届出人ニシテ未成年者若ハ禁治產者ナルトキハ法定代理人、準禁治產

〔山梨警〕

〔山梨警〕

第九條 警察署長ハ危険豫防ノ爲必要アリト認メタルトキハ船體其ノ附屬
具又ハ業務用工作物ノ改造若ハ設置ヲ命ジ又ハ其ノ使用ヲ制限シ若ハ禁
止スルコトヲ得

第十條 暴風雨、出水其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ船舶ノ貸與又ハ出船
ヲ停止シタルトキハ船舶業者ハ遲滞ナク其ノ旨事務所ニ揭示シ且所轄警
署長ニ報告スベシ其ノ停止ヲ解キタルトキ亦同シ

第十一條 乘客ノ行衛不明又ハ遭難事故アリタルトキハ船舶業者運轉士又
ハ船夫ニ於テ遲滞ナク適當ナル措置ヲ爲シ且警察官吏ニ届出ヅベシ

第十二條 船舶業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察
署長ニ届出ヅベシ

一 住所氏名又ハ事務所ヲ變更シタルトキ(法人ニ在リテハ其ノ名稱、
事務所所在地、代表者又ハ其ノ住所若ハ氏名ニ變更アリタルトキ)

二 船舶業者死亡シ又ハ失踪シタルトキ(法人ナル場合ハ解散シタルトキ)

三 業務又ハ使用船舶ヲ廢止シタルトキ

四 業務ヲ開始シ又ハ休止シタルトキ

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

二二九

者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 船體検査

第十八條 船體検査ニ合格シタル船舶ニ非ラザレバ之ヲ船舶業ニ使用スルコトヲ得ズ

船舶業者船舶ヲ使用セントスルトキハ所轄警察署長ノ検査ヲ受クベシ之ヲ改造シタルトキ亦同シ

船體検査ニ合格シタルトキハ別記第一號様式ノ船體検査證ヲ交付ス

第十九條 船舶ハ毎年一回所轄警察署長ノ指定シタル日時及場所ニ於テ検査ヲ受クベシ但シ警察署長必要アリト認メタルトキハ臨時検査ヲ行フコトヲ得

前項ノ検査ヲ受ケザルトキ又ハ前項ノ検査ニ基キテ必要アリト認メタルトキハ警察署長ハ船舶ノ使用ヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得

第二十條 第九條又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ船舶ノ使用ヲ停止又ハ禁止セラレタルトキハ船舶業者ハ遲滞ナク所轄警察署長ニ船體検査證ヲ返納スベシ

第二十一條 船舶ヲ讓渡セントスルトキハ雙方連署ノ上所轄警察署長ノ許可ヲ受クベシ

第二十二條 船體検査證ヲ亡失若ハ毀損シ又ハ其ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ五日以内ニ所轄警察署長ニ其ノ再交付又ハ訂正ヲ申請スベシ

第二十三條 第七條第七號及第十九條第一項ノ規定ハ自己ノ専用ニ供スル船舶ニ之ヲ適用ス

第四章 運轉士及船夫

〔山梨管〕

第二十四條 發動機船ニハ運轉士ヲ其ノ他ノ船舶ニハ船夫ヲ乗務セシムベシ但シボートハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條 運轉士免許又ハ船夫免許ヲ受ケタル者ニ非ラザレバ船舶(ボートヲ除ク)ヲ運航スルコトヲ得ズ

運轉士又ハ船夫タラントスル者ハ其ノ住所氏名生年月日及履歷書ヲ具シ船舶業者ト連署ノ上所轄警察署長ノ免許ヲ受クベシ船舶業者自ラ運轉士又ハ船夫タラントスルトキ亦同シ

警察署長運轉士免許又ハ船夫免許ヲ與ヘタルトキハ別記第二號様式ノ運轉士免許證又ハ船夫免許證ヲ交付ス

運轉士免許又ハ船夫免許ハ當該船舶業者ニ被備中(船舶業者自ラ運轉士又ハ船夫タル場合ハ其ノ業務繼續中)ニ限リ效力ヲ有ス

第二十六條 運轉士免許又ハ船夫免許ハ左ノ各號ノ一ニ該當セザル者ニ之ヲ與フ

一 精神病者

二 運轉士免許又ハ船夫免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ經過セザル者

三 其ノ他警察署長ニ於テ不適當ト認ムル者

警察署長必要アリト認メタルトキハ實地試験ヲ行フコトヲ得

第二十七條 運轉士船夫其ノ他乗客及公衆ニ應接スル係員ハ制服ヲ着用シ又ハ腕章、徽章等ニ依リ係員タルコトヲ明示スベシ

第二十八條 運轉士及船夫ハ第七條第一號及第八號乃至第十二號ノ外左ノ各號ヲ遵守スベシ

一 船中運轉士乗務セザルコト

二 乗務中運轉士免許證又ハ船夫免許證ヲ携帯シ警察官吏ノ求アリタル

船夫免許證ヲ本人ニ還付ス

第五章 組合

第三十三條 船舶業者ハ河川、湖沼別ニ組合ヲ設ケルコトヲ得

前項ノ組合ハ組合聯合會ヲ組織スルコトヲ得

第三十四條 船舶業者組合ヲ設ケントスルトキハ組合規約ヲ定メ組合員ノ業應別ニ住所及氏名ヲ記載シタル名簿ヲ添へ所轄警察署長(二以上ノ警察署ノ管轄區域ニ互ル場合ハ知事)ノ認可ヲ受クベシ組合規約ヲ變更セントスルトキ亦同シ

組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 名 稱

二 區域及組織

三 目的及事業

四 主たる事務所所在地

五 役員ノ種類及數並ニ其ノ選任ノ方法、任期及權限

六 會議ニ關スル事項

七 組合員ノ權利義務ニ關スル事項

八 組合ノ財産及經費收支ニ關スル事項

九 加入脱退ニ關スル事項

十 違約者處分ニ關スル事項

十一 解散ニ關スル事項

十二 前各號ノ外必要ナル事項

第三十五條 組合役員ノ選任及豫算、決算其ノ他議決シタル事項ハ之ヲ遲滞ナク所轄警察署ニ届出ヅベシ

〔山梨管〕

トキハ之ヲ提示スルコト

三 夜間航行スルトキハ燈火ヲ點ズルコト

四 航路外ニ航行セザルコト

第二十九條 左ニ掲グル者ノ乗船ハ之ヲ拒絕スルコトヲ得

一 附添人ナキ重病者又ハ精神病者

二 泥酔者又ハ不潔ナル服装ヲ爲ス者

三 其ノ他ノ旅客ニ迷惑ヲ及ボス虞アル者

傳染病患者ハ他ノ旅客ト之ヲ同乗セシムルコトヲ得ズ

第三十條 運轉士又ハ船夫本令ノ規定若ハ本令ノ規定ニ基キテ爲ス命令若ハ處分ニ違反シ又ハ風俗ヲ紊シ其ノ他不適當ト認メタルトキハ警察署長ハ運轉士免許若ハ船夫免許ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第三十一條 運轉士免許證又ハ船夫免許證ヲ亡失若ハ毀損シ又ハ其ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ五日以内ニ所轄警察署長ニ其ノ再交付又ハ訂正ヲ申請スベシ

第三十二條 運轉士又ハ船夫ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ遲滞ナク運轉士免許證又ハ船夫免許證ヲ所轄警察署長ニ返納スベシ

一 第三十條ノ規定ニ依リ運轉士免許若ハ船夫免許ノ取消又ハ停止ヲ受ケタルトキ

二 解雇セラレタルトキ

三 船舶業者其ノ業務ヲ廢止シタルトキ

四 運轉士免許證又ハ船夫免許證ノ再交付ヲ受ケタル場合ニ於テ舊免許證ヲ所持スルトキ

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

第三十六條 警察署長(知事ノ認可ヲ受ケタルモノニ在リテハ知事)ハ公安上必要アリト認メタルトキハ組合ノ解散、役員ノ改選、規約ノ變更又ハ議決ノ取消ヲ命ズルコトアルベシ

第三十七條 第三十三條第二項ノ規定ニ依リ組合聯合會ヲ組織セントスルトキハ會則ヲ定メ所轄警察署長(二以上ノ警察署ノ管轄區域ニ互ル場合ハ知事)ノ認可ヲ受ケベシ會則ヲ變更セントスルトキ亦同シ
會則ニ付キテハ第三十四條第二項ノ規定ヲ準用ス

第三十八條 第三十五條及第三十六條ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第六章 罰則

第三十九條 第四條乃至第七條、第十條、第十一條、第十二條第一項第二項、第十五條、第十六條、第十八條第一項第二項、第十九條第一項、第二十二條乃至第二十四條、第二十五條第一項第二項、第二十七條、第二十八條、第二十九條第二項、第三十一條及第三十二條第一項ノ規定ニ違反シタル者又ハ第三條、第八條、第九條、第十三條、第十四條、第十九條第二項及第三十條ノ規定ニ依ル命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四十條 船舶業者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

船舶業者ニシテ法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス
第四十一條 船舶業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ船舶業者ニ關スル本令ノ規定又ハ本令ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコト

〔山梨警〕

ヲ得ズ

附則

第四十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十三條 明治三十七年二月山梨縣令第六號富士川通船營業取締規則及大正七年九月山梨縣令第四十九號運漕船取締規則、明治四十二年三月山梨縣令第四十六號渡船橋梁取締規則ハ之ヲ廢止ス

第四十四條 本令施行ノ際現ニ業務ノ用ニ供スル船舶ニシテ従前ノ規則ニ依リ検査ニ合格シタルモノ又ハ現ニ運轉士若ハ水夫タルモノニシテ従前ノ規則ニ依リ免許證札ヲ受ケタル者ハ之ヲ本令ニ依リ船體検査ニ合格シ又ハ運轉士免許若ハ船夫免許ヲ受ケタルモノト看做ス
前項ノ規定ニ該當スル者ハ本令施行ノ日ヨリ三月以内ニ船體検査證又ハ運轉士免許證若ハ船夫免許證ノ交付ヲ受ケベシ

第四十五條 本令施行ノ際現ニ存スル船舶業者ハ本令施行ノ日ヨリ三月以内ニ本令ニ依リ新ニ許可ヲ申請スベシ
前項ノ許可申請ヲ爲サザルトキハ従前ノ許可又ハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第四十六條 本令施行ノ際現ニ存スル船舶業者ハ本令施行ノ日ヨリ二月以内ハ第七條第一項第二號乃至第七號ノ規定ニ拘ラズ従前ノ規定ニ依ルコトヲ得

〔山梨警〕

第一號様式 (船體検査證) (木材)

第 號
船體検査證
住所
(營業者) 氏 名
一 船 舟 名
一 船 舟 ノ 種 類
一 乘 客 定 員
一 製 造 年 月 日
一 檢 査 年 月 日
昭和 年 月 日
何々警察署印

五横 (四寸九分五厘)

三寸五分

第二號様式 (運轉士(船夫)免許證) (折疊式)

第 號
(白 紙)
運轉士(船夫)免許證
何々警察署印

七、五横 (二寸五分)

(表面)

●船舟業取締規則執行心得

昭和九年六月 山梨縣訓令乙第百十四號

- 第一條 船舟業取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ノ規定ニ依ル申請書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ遲滞ナク正本一通ヲ進達スベシ
- 第二條 規則第四條第一項ノ規定ニ依ル渡船業ノ許可申請書ヲ受理シタルトキハ同條第一項第四號乃至第七號ノ事項ノ適否及左ノ事項ヲ調査シ許否ニ關スル意見ヲ具シ進達スベシ
 - 一 申請者ノ經歷及資産信用ノ程度
 - 二 事業ノ成否及效用
 - 三 他ノ船舟業トノ關係
 - 四 他人ニ名義ヲ藉ス虞ナキヤ
 - 五 其他參考事項規則
- 第三條 規則第四條第一項後段ノ規定ニ依ル渡船業ニ關スル變更許可申請書ヲ受理シタルトキ當該事項ノ適否ヲ調査シ許否ニ關スル意見書ヲ具シ進達スベシ
- 第四條 規則第四條ノ規定ニ依リ遊船業ヲ許可シタルトキ
 - 一 規則第四條ノ規定ニ依リ遊船業ヲ許可シタルトキ
 - 二 渡船業ニ關シ規則第十三條第一項第一號乃至第四號ノ規定ニ依ル届出ヲ受理シタルトキ
 - 三 遊船業ニ關シ規則第十三條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ
 - 四 遊船業ニ關シ規則第十六條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ受理シタルトキ
 - 五 二以上ノ警察署ノ管轄區域ニ互ル組合ニ關シ規則第三十五條ノ規定ニ依ル届出ヲ受理シタルトキ
- 第五條 規則第六條ノ規定ニ依ル許可申請書ヲ受理シタルトキハ該船舟業者ト連絡運送ヲ爲ス自動車運輸事業者又ハ自動車運送事業者ノ運賃割引ニ付自動車交通事業關係法令ニ依ル認可ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ事情

	(三寸三分)	住 所	昭 和 年 月 日
		動 異 所	年 月 日
		考 備	
昭和 年 月 日 交付			
住 所			
氏 名			
年 月 日 生			
船舟業者氏名			

(裏面)

〔山梨警〕

〔山梨警〕

- 第五條 渡船業ニ關シ規則第十三條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲ス必要アリト認メタルトキ其ノ事情ヲ具申スベシ
- 第六條 規則第十六條ノ規定ニ依ル渡船業承継ノ許可申請書ハ其ノ業務ノ主タル事務所所在地ノ所轄警察署ニ於テ之ヲ受理シ左ノ事項ヲ調査シ(業務カニ以上ノ警察署ノ管轄區域ニ互ル場合ハ他ノ關係警察署ニ協議ノ上)許否ニ關スル意見ヲ具シ進達スベシ
 - 一 承継人ノ經歷及資産信用ノ程度
 - 二 兩當事者ノ關係
 - 三 他人ニ名義ヲ藉ス虞ナキヤ
 - 四 其他參考事項
- 第七條 規則第三十四條ノ規定ニ依ル組合設立ノ認可申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ事情ヲ具シ稟議スベシ
 - 一 二以上ノ警察署ノ管轄區域ニ互ル組合ノ設立又ハ規約變更ノ認可申請書ハ組合ノ主タル事務所所在地ノ所轄警察署ニ於テ之ヲ受理シ許否ニ關スル意見ヲ具シ進達スベシ
 - 二 以上ノ警察署ノ管轄區域ニ互ル組合ニ對シ規則第三十條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲ス必要アリト認メタルトキハ其ノ事情ヲ具申スベシ
- 第九條 第三條第五號、第七條及前條ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス
- 第十條 警察署ニハ別記第一號様式ノ船舟業者臺帳、第二號様式ノ運轉士船夫臺帳及第三號様式ノ船舟臺帳ヲ備付ケ常ニ之ヲ整理スベシ
- 第十一條 第一號様式(用紙美濃紙)

許 可 番 號		住 所	
許 可 年 月 日		氏 名	
開 業 年 月 日		生 年 月 日	
廢 業 年 月 日			
航 路 又 ハ 遊 船 區 域		業 務 種 別	
船 舟 ノ 種 類 艘 數 及 名 稱			
運 賃 額 又 ハ 料 金 額			

第二號様式 (用紙美濃紙) 運轉士船夫臺帳

免 許 番 號		住 所	
免 許 年 月 日		氏 名	
運 轉 士 船 夫 ノ 別 名		生 年 月 日	
雇 主 名			

免許番號	住所
免許年月日	氏名
運轉士船夫ノ別	生年月日
雇主名	
備考	

第三號様式 (用紙美濃紙) 船舶臺帳

検査證番號	船舶ノ種類	船舶業者名
下付年月日	乗客定員	
船舶名	製造年月日	
検査證番號	船舶ノ種類	船舶業者名
下付年月日	乗客定員	
船舶名	製造年月日	
		船舶業者名

● 船舶業取締規則制定ニ關スル件

〔山梨警〕

昭和九年六月 警訓第一七號

船舶ニ依ル營業ノ取締ニ關シテハ從來富士川通船營業取締規則富士五湖ニ於ケル運漕船取締規則及渡船橋梁取締規則存スルモ運漕船取締規則ニ於テハ貨切船營業ト乗合船營業トヲ法規上區別セザルヲ以テ兩者間ニ紛議絶ヘザルノミナラズ道路法第二十六條ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタル渡船業者ニ對シテハ從來船體其ノ他保安取締等附セラレ居リタルノ據アルヲ以テ此等ヲ合併セ取締ル(但シ第三條ヲ除ク)ト共ニ舊規則ノ内容概シテ舊套ニ屬スルヲ以テ今般上記三規則ヲ包括シ船舶業ニ對スル取締ヲ縣下全般ニ及ボスト共ニ上述二營業ヲ峻別シ以テ禍根ノ根絶ヲ期シ富士五湖ニ於ケル船舶業者相互間ノ連絡統制ノ必要ニ顯ミ組合及組合聯合會ヲ法認シ其ノ他業者ニ對シ取締上及遊覽客ノ利便上漸新ナル諸種ノ遵守事項ヲ規定セリ

今富士五湖ハ國立公園指定ヲ目前ニ控ヘ其ノ名ニ背カザランガ爲メ遊覽船ノ交通上ノ連絡統制並ニ其ノ裝備及各種設備ノ改善ハ最モ緊要事タルハ發言ヲ要セズ又之ヲ縣下全般ニ見ルモ船舶業必ズシモ渺カラズ之ガ相當ナル取締ヲ爲スノ要ニ迫ラレ各位本規則ノ趣旨ニ基キ之ガ運用ニ遺憾ナキヲ期セラレベシ

右訓示ス

● 消防組員通行ノ際賃錢請求方ノ件

明治二十七年七月 山梨縣令第三十八號

人民私費ヲ以テ開設シタル道路橋梁渡津等本年勅令第十五號消防組規則ニ依リ設置シタル消防組員ニシテ水火災警消防演習等ニ際シ一定ノ服裝ヲ爲シ通行スルトキニ限り賃錢ヲ請求スベカラズ

● 航空法

大正十年四月九日 法律第五十四號

改正 昭和十一年五月法律第三十四號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル航空法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

航空法

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ航空機トハ人ノ搭乘シ得ル飛行機、航空船、氣球、滑空機其ノ他航空ノ用ニ供スル機器ヲ謂フ

本法ニ於テ航空ニハ陸上又ハ水上ノ滑走ヲ、離陸又ハ著陸ニハ離水又ハ著水ヲ包含ス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ所有スル航空機ハ之ヲ日本航空機トス

一 日本國又ハ日本ノ公共團體

二 日本臣民

三 日本法令ニ依リ設立シタル會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員、合資會社及株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員カ日本臣民タルモノ

四 前號ニ掲ケル法人以外ノ法人ニシテ日本法令ニ依リ設立シ其ノ代表者ノ全員カ日本臣民タルモノ

第三條 本法ハ本章及第四十一條乃至第四十三條ノ規定ヲ除クノ外軍用航空機ニ之ヲ適用セス

國ノ使用ニ供スル航空機ニ付テハ第二十一條、第二十八條乃至第三十條、第三十三條、第三十四條及第四十條ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

勅令ヲ以テ指定スル航空機ニ付テハ第二章乃至第四章ニ規定スル事項ニ

〔山梨警〕

關シ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第四條 航空ニ關シ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

第二章 航空機ノ検査及登録

第五條 航空機ヲ製造スル者ハ其ノ設計、材料、部分品、技巧及製品ニ付行政官廳ノ検査ヲ受クヘシ

堪航證明書ナキ航空機ノ所有者ハ其ノ航空機ニ付行政官廳ノ検査ヲ受クヘシ

前二項ノ検査ニ合格シタル航空機ニ對シテハ堪航證明書ヲ交付ス

第一項及第二項ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル航空機ニ之ヲ適用セス

第六條 堪航證明書ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ效力ヲ失フ

一 堪航證明書ニ記載シタル有効期間ヲ經過シタルトキ

二 第十四條第一項ノ規定ニ依リ航空機ノ使用ノ禁止ヲ命シタルトキ

前項第一號ノ有効期間ハ前條ノ検査ニ合格シタル日ヨリ起算シ六月以内ニ於テ行政官廳之ヲ定ム有効期間ハ第十一條ノ検査ノ結果ニ依リ検査ノ日ヨリ起算シ六月以内ニ於テ行政官廳之ヲ延長スルコトヲ得

第七條 第五條ノ検査ニ合格シタル航空機ノ所有者ハ行政官廳ニ其ノ航空機ノ登録ヲ申請スルコトヲ得

航空機ノ登録事項ハ航空機ノ所有者ノ氏名名稱、登録記號其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項トス

登録シタル事項ニ變更アリタルトキハ航空機ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ變更ノ登録ヲ申請スヘシ

登録シタル航空機ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空機ノ所有者ノ氏

第八條 航空機カ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ際ノ航空機ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ堪航證明書ヲ返付スヘシ

- 一 滅失又ハ破壊シタルトキ
- 二 解散セラレタルトキ
- 三 其ノ堪航證明書カ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ
- 四 登錄シタル航空機カ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ際ノ航空機ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ登錄證明書ヲ返付スヘシ

前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ同時ニ抹消登錄ヲ申請スヘシ

第九條 登錄シタル航空機ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ國籍記號、登録記號並所有者ノ氏名名稱及住所ヲ表示スヘシ

- 第十條 航空機ハ前條ノ規定ニ依ル表示ヲ爲シ且堪航證明書及登録證明書ヲ備附クルニ非サレハ之ヲ航空ノ用ニ供スルコトヲ得ス
- 第十一條 行政官廳ハ定期又ハ臨時ニ航空機ノ検査ヲ爲スコトヲ得
- 第十二條 第五條第一項第二項及第十條ノ規定ハ航空機ノ試験ノ爲飛行場又ハ命令ヲ以テ定ムル場所ニ於テ航空スル航空機ニ關シテハ之ヲ適用セ

〔山梨警〕

第一項ノ規定ニ依リ禁止ヲ命セラレタル乗員ハ其ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ行政官廳ニ航空免狀ヲ返付スヘシ

第四章 飛行場及其ノ經營者

第二十一條 飛行場ヲ設置セムトスル者、其ノ區域ヲ變更セムトスル者又ハ公共ノ用ニ供スル飛行場ヲ廢止セムトスル者ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケヘシ公共ノ用ニ供スル飛行場ノ公共ノ用ニ供セサル飛行場ニ變更シ又ハ公共ノ用ニ供セサル飛行場ヲ公共ノ用ニ供スル飛行場ニ變更セムトスル者亦同シ

第二十二條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第二十三條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ其ノ飛行場ヲ他ノ目的ニ使用シ又ハ使用セシムルコトヲ得ス

第二十三條ノ二 行政官廳ハ航空ノ安全保持ノ爲公共ノ用ニ供スル飛行場又ハ公示セラレタル飛行場豫定地ノ境界ヨリ外方千「メートル」ノ區域内ニ於テ特別地域ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ特別地域内ニ於テ工作物、船舶、竹木其ノ他ノ物件ヲ設置、定繋又ハ植栽セムトスル者ハ該物件カ其ノ存スル地點ヨリ最短距離ニ在ル飛行場ノ境界地點ヲ基準トスル水平面上左ノ各號ノ高サヲ超ユル場合ニ於テハ行政官廳ノ許可ヲ受ケヘシ但シ「メートル」ヲ超エサル農作物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 飛行場ノ境界ヨリ外方五百「メートル」ノ區域内ニ在リテハ物件ノ存スル地點ト其ノ地點ヨリ最短距離ニ在ル飛行場ノ境界地點トノ水平距離ノ三分ノ一ノ高サ

二 前號ノ區域ノ外方ノ特別地域内ニ在リテハ物件ノ存スル地點ト其ノ地點ヨリ最短距離ニ在ル前號ノ區域ノ外方境界地點トノ水平距離ノ

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

第十三條 第五條、第七條、第八條及第十一條ニ規定スルモノノ外航空機ノ検査又ハ登録ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 行政官廳ハ第十一條ノ検査ノ結果ニ基キ其ノ他航空機ノ現狀ニ因リ必要アルトキハ航空機ノ使用ノ制限、停止又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ規定ニ依リ制限ヲ命シタルトキハ堪航證明書ニ制限事項ヲ附記シ停止ヲ命シタルトキハ停止中堪航證明書ヲ領置ス

第三章 乗員

第十五條 航空機ノ乗員ニ非サレハ航空機ニ搭乗シテ其ノ運航ニ從事スルコトヲ得ス

第十六條 技術證明書及航空免狀ヲ有スルコトヲ要ス

第十七條 技術證明書ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ行フ考査ニ合格シタル者ニ之ヲ交付ス技術證明書ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ航空免狀ノ交付ヲ受ケルコトヲ得

第十八條 乗員ハ航空免狀ヲ携帯スルニ非サレハ運航ニ從事スルコトヲ得ス

第十九條 行政官廳ハ乗員ニ對シ定期又ハ臨時ニ検査ヲ爲スコトヲ得

第二十條 第十五條第一項ノ規定ハ飛行場又ハ命令ヲ以テ定ムル場所ニ於テ航空機ニ搭乗シテ運航練習ヲ爲ス者及運航練習ノ爲乗員ト同乗シ共同シテ運航ニ從事スル者ニ之ヲ適用セス

第二十一條 行政官廳ハ乗員引續キ六月以上運航ニ從事セザルトキ、第十八條ノ検査ノ結果ニ基キ必要アルトキ又ハ保安上必要アルトキハ就業ノ制限、停止又ハ禁止ヲ命スルコトヲ得

〔山梨警〕

二十分ノ一ニ十七「メートル」ヲ加ヘタル高サ

第二十三條ノ三 行政官廳ハ前條ノ規定ニ違反シテ設置、定繋又ハ植栽シタル工作物、船舶、竹木其ノ他ノ物件ニ付其ノ所有者又ハ之ニ代リ其ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル者ニ對シ期限ヲ定メ前條第二項ニ規定スル高サヲ超ユル部分ノ除去其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得竹木ニシテ前條第二項ニ規定スル高サヲ超ユルニ至リタルモノニ付亦同シ

前條第一項ノ規定ニ依リ特別地域指定ノ場合ニ於テ現ニ存スル物件カ前條第二項ニ規定スル高サヲ超ユルモノニ付亦同シ

第二十四條 行政官廳ハ飛行場ノ境界ヨリ外方五百「メートル」ノ區域内ニ於テ航空ノ障礙ト爲ルヘキモノアルトキハ飛行場ノ經營者ニ對シ必要ナル航空標識ノ設置ヲ命スルコトヲ得

飛行場ノ經營者ハ前項ノ航空標識ノ設置又ハ維持ノ爲必要アルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ日没後日没前ニ限リ他人ノ土地ニ立入り若ハ障礙ト爲ルヘキ物件ヲ除去シ又ハ必要ナル土地若ハ物件ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ經營者ハ運滞ナク其ノ旨行政官廳ニ届出テ且其ノ土地又ハ物件ノ占有者ニ通知スヘシ

飛行場ノ經營者ハ第一項ノ航空標識ノ維持ノ爲緊急ノ必要アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス他人ノ土地ニ立入り若ハ障礙ト爲ルヘキ物件ヲ除去シ又ハ必要ナル土地若ハ物件ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ經營者ハ運滞ナク其ノ旨行政官廳ニ届出テ且其ノ土地又ハ物件ノ占有者ニ通知スヘシ

第二十五條 第二十三條ノ三第二項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ命令ニ基キ措置又ハ前條ノ規定ニ依リ立入、除去若ハ使用ニ因リ生シタル損害ハ飛行

場ノ經營者之ヲ補償スヘシ第二十三條ノ二第一項ノ規定ニ依ル特別地域ノ指定アリタルカ爲既ニ著手シタル工作物其ノ他ノ設備ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ至リタルニ因リ生シタル損害ニ付亦同シ
前項ノ規定ニ依ル補償ノ金額ニ關シ協議調ハサルトキハ行政官廳ノ決定ヲ求ムルコトヲ得

第二十六條 第二十三條ノ二、第二十三條ノ三、前條及第五十九條第一號ノ規定ハ軍用ニ供スル飛行場又ハ公示セラレタル飛行場豫定地ニ付特別地域ヲ指定スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 第二項第三項及前條ノ規定ハ許可又ハ届出ニ關スル規定ヲ除クノ外軍用ニ供スル飛行場ノ境界ヨリ外方五百「メートル」ノ區域内ニ於テ航空ノ障礙ト爲ルヘキモノアルトキ必要ナル航空標識ヲ設置又ハ維持スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ハ他人ノ運航スル航空船又ハ飛行機ニ對シ其ノ飛行場ニ於テ著陸又ハ離陸スルコトヲ拒ムコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條 公共ノ用ニ供セサル飛行場ノ經營者ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ他人ノ運航スル他人ニ屬スル航空機ヲシテ其ノ飛行場ニ於テ著陸又ハ離陸セシムルコトヲ得ス

第二十九條 航空船及飛行機ハ陸上ニ在リテハ飛行場ニ非サル場所、水上ニ在リテハ命令ヲ以テ禁止スル場所ニ於テ離陸又ハ著陸スルコトヲ得ス

第五章 航空及運送

〔山梨警〕

權利ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

第三十八條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ用地ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ因リ其ノ地租ヲ免除ス但シ一時ノ使用ニ供スルモノ又ハ有料借地ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條 關稅法中船舶、船長、船用品及海路運送並之ニ關スル犯罪事件ノ調査、處分及處罰ニ付之ヲ準用ス但シ關稅法中開港トアルハ第三十四條ノ飛行場トス

第四十條 第三十三條ノ航空機カ故障又ハ避難ノ爲其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ第三十四條ニ規定スル著陸ノ場所以外ニ著陸シタルトキハ稅關官吏其ノ地ニ在ル場合ニ於テハ稅關官吏ニ、稅關官吏其ノ地ニ在ラサル場合ニ於テハ警察官吏ニ遲滞サケ届出ツヘシ

第四十一條 日本國外ヨリ發航シテ日本國內ニ至ル航空機ニ關シテハ傳染病豫防ノ爲檢疫ヲ施行ス

第四十二條 前條ノ規定ハ内地、朝鮮、臺灣相互間ニ付之ヲ準用ス

第四十三條 航空機ノ救難及之ニ關スル處罰ニ付テハ水難救護法ヲ準用ス

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

但シ故障若ハ避難ノ爲其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキ又ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第三十條 故ナク皇居、禁苑、離宮、行在所若ハ神宮ノ上空ニ於テ又ハ皇陵ノ上空千「メートル」以下ニ於テ航空機ノ運航ヲ爲スコトヲ得ス
前項ニ掲ケル場所ノ外航空ニ關スル制限又ハ禁止ヲ必要トスル場所ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十一條 戰時又ハ事變ニ際シ必要アルトキハ行政官廳ハ航空機ノ航空ヲ禁止スルコトヲ得
第三十二條 日本航空機ニ非サル航空機ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ航空ノ用ニ供スルコトヲ得ス
第三十三條 日本國外ヨリ發航シテ日本國內ニ至リ若ハ日本國內ヨリ發航シテ日本國外ニ至ル航空機又ハ日本國外ヨリ發航シ著陸スルコトナクシテ日本國ヲ通過シ日本國外ニ至ル航空機ハ行政官廳ノ指定スル航空路ニ由リ航空スヘシ
第三十四條 日本國外ヨリ發航シテ日本國內ニ至リ又ハ日本國內ヨリ發航シテ日本國外ニ至ル航空機ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ指定スル飛行場ニ於テ著陸又ハ離陸スヘシ
第三十五條 日本航空機ニ非サル航空機ニ依リ有償ニテ日本各地ノ間又ハ日本國外ト日本國內トノ間ニ於テ旅客又ハ貨物ノ運送ヲ爲スコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第三十六條 行政官廳ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ日本航空機ニ依リ運送業ヲ營ムコトヲ得ス

第四十四條 左ノ事項ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
一 航空機ニ備附クヘキ日誌其ノ他ノ帳簿書類及附屬品其ノ他ノ物件ニ關スル事項
二 保安上又ハ軍事上ノ必要ノ爲航空機ニ搭載スルコトヲ制限又ハ禁止スル火藥類、寫眞機其ノ他ノ物件ニ關スル事項
三 航空機ニ關スル燈火及信號ニ關スル事項
四 航空ニ關スル保安上必要ナル制限及航空機ト船舶トノ衝突豫防ニ關スル事項
五 航空標識及其ノ設置ニ關スル事項
六 飛行場ノ設備ニ關スル事項
第四十五條 當該官吏ハ其ノ職權ノ執行ニ必要ナリト認ムルトキハ航空機ノ離陸差止又ハ著陸ヲ命スルコトヲ得
第四十六條 當該官吏ハ其ノ職權ノ執行ニ必要ナリト認ムルトキハ航空機、飛行場又ハ格納庫ニ臨檢シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ備附ヲ要スル帳簿書類及物件ニ關シ檢査ヲ爲スコトヲ得
第四十七條 朝鮮及臺灣ニ於テハ第三十七條第二項、第三十八條及第四十三條ノ規定ニ關シ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

第七節 罰則
第四十八條 航空標識ヲ損壞シタル者又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効トラシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
第四十九條 詐僞ノ信號ヲ爲シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ航空ノ危險ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
第五十條 現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ヲ墜落、顛覆若ハ覆没セシメ又ハ破壊シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
前條ノ罪ヲ犯シ因テ現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ノ墜落、顛覆、覆没又

- ハ破壊ヲ致シタル者亦前項ノ例ニ同シ
- 第五十一條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス
- 第五十二條 過失ニ因リ航空ノ危険ヲ生セシメ又ハ現ニ航空ノ用ニ供スル航空機ノ墜落、顛覆、覆没又ハ破壊ヲ致シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 其ノ業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第五十三條 詐術ヲ用キ第五條若ハ第十一條ノ検査ヲ受ケ又ハ不實ノ事項ヲ登録セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第五十四條 第四十九條、第五十條第一項及前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 第五十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第五條又ハ第十一條ノ検査ニ合格セザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者又ハ第三十二條ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 第十四條第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ爲シタル命令ニ違反シタル者
 - 三 第九條ノ規定ニ違反シテ國籍記號若ハ登録記號ヲ表示セザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者又ハ虛偽ノ國籍記號若ハ登録記號ヲ表示シタル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
- 第五十六條 第十五條第一項ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ爲シタル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第五十七條 第三十條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス

〔山梨警〕

- 第三十條第二項ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止ニ違反シタル者、第三十一條ノ規定ニ依ル禁止ニ違反シタル者又ハ第三十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第五十八條 第二十九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第四十五條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ命令ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第五十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第二十三條ノ三又ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ命令ニ違反シタル者
 - 二 故ナク當該官吏ノ臨檢若ハ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者
 - 第六十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第九條ノ規定ニ違反シテ航空機所有者ノ氏名名稱若ハ住所ヲ表示セザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者又ハ虛偽ノ氏名名稱若ハ住所ヲ表示シタル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
 - 二 第十條ノ規定ニ違反シテ堪航證明書又ハ登録證明書ヲ備附ケザル航空機ヲ航空ノ用ニ供シタル者
 - 三 第十七條ノ規定ニ違反シタル者
 - 第六十一條 第二十一條、第二十二條、第二十七條第一項、第二十八條、第三十四條乃至第三十六條又ハ第四十條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 第六十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第二十三條ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 第二十七條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケスシテ使用料ノ請求ヲ爲

〔山梨警〕

- シタル者
- 第六十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス
 - 一 第五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 第七條第三項又ハ第八條第三項ノ規定ニ依リ登録ノ申請ヲ怠リタル者
 - 三 第八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ堪航證明書又ハ登録證明書ノ返付ヲ怠リタル者
 - 四 第二十條第三項ノ規定ニ依リ航空免狀ノ返付ヲ怠リタル者
 - 五 第四十條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ怠リタル者
- 前項ニ規定スル過料ハ法人ニ在リテハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス
- 第六十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和二年五月勅令第四百四號ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行)

●航空法施行令

昭和十二年五月三十一日 勅令第二百三十七號

- 朕航空法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
- 航空法施行令
- 第一章 總則
- 第一條 航空法第三條第三項ノ規定ニ依リ左ノ航空機ヲ指定ス
 - 滑空機
- 第二條 航空法第二十三條ノ二第一項又ハ第二十六條第一項ノ飛行場豫定
- 第四章 保安
- 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

●航空法施行規則

昭和二年五月五日 逓信省令第八號

- 改正 昭和八年一〇月逓信省令第四一號、一一年五月第一三號、一二年五月第三九號
- 航空法施行規則左ノ通定ム
- 航空法施行規則
- 目次
- 第一章 總則
- 第二章 検査
- 第三章 登録
- 第四章 記號

第二十六條第二項ノ規定ハ毀損ニ因リ塔航證明書ノ再交付ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 塔航證明書ヲ返付スヘキ場合ニ於テ之ヲ返付スルコト能ハサルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨選信大臣ニ届出ツヘシ

第三十條 塔航證明書亡失ノ届出アリタルトキ又ハ之ヲ返付スヘキ場合ニ於テ返付セザルトキハ選信大臣ハ當該塔航證明書ノ無効ナルコトヲ官報ニ公告ス

第三章 登録

第三十一條 航空機ノ登録ハ左ノ三種トス

一 新規登録

二 變更登録

三 抹消登録

第三十二條 新規登録ハ航空法第七條第一項ノ規定ニ依リ航空機ノ登録ノ申請アリタルトキ之ヲ行フ

第三十三條 變更登録ハ航空法第七條第三項ノ規定ニ依リ航空機ノ變更登録ノ申請アリタルトキ之ヲ行フ

第三十四條 抹消登録ハ航空法第八條第三項ノ規定ニ依リ航空機ノ抹消登録ノ申請アリタルトキ之ヲ行フ

第三十五條 第三十二條乃至前條ノ規定ニ依リ登録ヲ申請セムトスル者ハ第七號乃至第九號書式ニ依リ登録申請書ヲ選信大臣ニ提出スヘシ

第三十六條 選信大臣前條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ第十號書式ニ依リ航空機原簿ニ左ニ掲グル事項ヲ登録ス

一 航空機ノ種類

二 登録番號

三 登録年月日

四 國籍記號及登録記號

五 塔航證明書番號

六 機體ノ製造者、製造番號及型式

七 發動機ヲ備フル航空機ニ在リテハ其ノ發動機ノ製造者、製造番號、型式、馬力及數

八 航空機ノ定置場

九 所有者ノ氏名又ハ名稱及住所

前項第一號ニ掲グル航空機ノ種類ハ航空法第一條ノ定ムル所ニ依リ

第三十七條 新規登録申請書ニハ所有者ノ戶籍抄本又ハ之ニ準スヘキ書面ヲ添付スヘシ但シ航空機ノ所有者カ會社其ノ他ノ法人ナルトキハ登録申請書ニ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員、合資會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員、會社以外ノ法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ全員ノ戶籍抄本又ハ之ニ準スヘキ書面及會社其ノ他ノ法人ノ設立登記ノ謄本ヲ添付スヘシ

第三十八條 前條ノ規定ニ依リ申請書ニ添付スヘキ書面ハ同時ニ數箇ノ申請書ニ爲ス場合ニ於テ一通ノ申請書ニ之ヲ添付シタルトキハ他ノ申請書ニハ之ヲ省略スルコトヲ得前ニ登録ノ申請ヲ爲シタル者更ニ登録ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テ添付スヘキ書面ノ内容前後同一ナルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依リ申請書ニ添付スヘキ書面ヲ省略シタルトキハ申請書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第三十九條 所有者ノ變更ニ因リ變更登録申請書ニハ其ノ事由ヲ證スルニ足ル書面ヲ添付スヘシ

第四十條 抹消登録申請書ニハ其ノ事由ヲ證スルニ足ル書面アルトキハ之ヲ添付スヘシ

第四十一條 選信大臣ハ新規登録又ハ變更登録ノ申請アリタル場合ニ於テ

當該事項ヲ航空機原簿ニ登録シタルトキハ第十一號書式ニ依リ登録證明書ヲ申請者ニ交付ス

第四十二條 行政區劃、其ノ名稱又ハ地番號ノ變更アリタルトキハ航空機原簿又ハ登録證明書ニ記載シタル當該行政區劃、其ノ名稱又ハ地番號ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス又ハ其ノ名稱ノ變更アリタルトキ亦同シ

第四十三條 航空機所有者登録ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ知りタルトキハ其ノ旨ヲ疏明シ登録及登録證明書ノ訂正ヲ申請スヘシ

選信大臣登録ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ知りタルトキハ之ヲ訂正シ其ノ旨ヲ航空機所有者ニ通知ス

第四十一條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ登録ヲ訂正シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十四條 登録證明書ヲ亡失シタルトキハ航空機所有者ハ遅滞ナク事由ヲ具シ其ノ旨選信大臣ニ届出ツヘシ

第四十五條 登録證明書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ於テ航空機所有者其ノ再交付ヲ受ケムトスルトキハ事由ヲ具シ選信大臣ニ申請スヘシ

第二十六條第二項ノ規定ハ毀損ニ因リ登録證明書ノ再交付ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十六條 變更登録ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ登録證明書ノ交付ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク舊證明書ヲ返付スヘシ第四十三條第三項ノ規定ニ依リ登録證明書ノ交付アリタルトキ亦同シ

第四十七條 登録證明書ヲ返付スヘキ場合ニ於テ之ヲ返付スルコト能ハサルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨選信大臣ニ届出ツヘシ

第四十八條 航空機所有者登録證明書ニ記載シタル事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ知りタルトキハ其ノ旨ヲ疏明シ登録證明書ノ訂正ヲ申請スヘシ

二等飛行機操縦士免狀ノ受有者ハ運送營業ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外免狀ニ掲グル飛行機ノ操縦ニ從事スルコトヲ得

第七十條 一等航空船操縦士免狀ノ受有者ハ容積ノ如何ニ拘ラス免狀ニ掲グル航空船ノ操縦ニ從事スルコトヲ得

二等航空船操縦士免狀ノ受有者ハ容積二立方メートル未満ニシテ免狀ニ掲グル航空船ノ操縦ニ從事スルコトヲ得

三等航空船操縦士免狀ノ受有者ハ容積六立方メートル未満ニシテ免狀ニ掲グル航空船ノ操縦ニ從事スルコトヲ得

第七十一條 自由氣球操縦士免狀ノ受有者ハ自由氣球ノ操縦ニ從事スルコトヲ得

第七十二條 一等航空士免狀ノ受有者ハ航空機ニ搭乘シ位置及針路ノ測定ニ從事スルコトヲ得

二等航空士免狀ノ受有者ハ飛行距離五百キロメートルヲ超ユル晝間海上飛行及飛行距離五百キロメートルヲ超ユル晝間飛行ヲ行フ飛行機並容積二立方メートル以上ノ航空船ヲ除クノ外航空機ニ搭乘シ位置及針路ノ測定ニ從事スルコトヲ得

前項ノ規定ニ於テ飛行距離、晝間飛行、夜間飛行及海上飛行トハ第一號表備考ニ定ムル所ニ依ル

第七十三條 航空機操縦士免狀ノ受有者ハ航空機ニ搭乘シ發動機及機體ノ處理及調整ニ從事スルコトヲ得

第七十四條 飛行機操縦士免狀又ハ航空船操縦士免狀ノ受有者其ノ免狀ニ掲ケサル航空機ノ操縦ニ從事セムトスルキハ第十七號書式ニ依ル航空免狀效力擴張申請書ヲ選信大臣ニ提出スヘシ

選信大臣前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ實地試験ヲ行ヒ申請者之ニ合

格シタルトキハ其ノ受有スル技術證明書及航空免狀ニ當該航空機ノ名稱及免許又ハ認定年月日ヲ記入ス

第七十五條 選信大臣ハ運送營業用航空機ノ乗員タル資格ヲ有スル航空機乗員ニ對シテ定期ニ體格検査ヲ行フ

第七十六條 選信大臣必要アリト認ムルトキハ航空機乗員ニ對シ臨時ニ體格検査、實地試験又ハ學科試験ヲ行フコトアルヘシ

第七十七條 航空機乗員ノ實地試験及學科試験ハ航空機乗員試験規則ニ依リ之ヲ行フ

第七十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ選信大臣ハ航空機乗員ノ就業ヲ制限、停止又ハ禁止スルコトアルヘシ

一 定期若ハ臨時ノ體格検査又ハ臨時ノ實地試験若ハ學科試験ノ結果航空機乗員タルノ能力ニ關ケル所アリト認ムルトキ

二 定期若ハ臨時ノ體格検査又ハ臨時ノ實地試験若ハ學科試験ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタルトキ

三 航空中航空機ニ依リ人ヲ殺傷シ、物件ヲ損壞シ其ノ他重大ナル事故ヲ惹起シタルトキ

四 塔航證明書ニ記載シタル條件ニ違反シテ航空機ヲ航空ノ用ニ供シタルトキ

五 公安ヲ害スルノ行爲ヲ爲スノ虞アリト認ムルトキ

六 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

前項ノ規定ニ依リ就業ヲ制限又ハ停止セラレタル者ハ遲滞ナク航空免狀ヲ選信大臣ニ提出スヘシ

第七十九條 技術證明書ノ受有者ハ其ノ本籍又ハ氏名ニ變更アリタルトキ

ハ遲滞ナク技術證明書ヲ書換フ選信大臣ニ申請スヘシ

第八十條 航空免狀ノ受有者ハ其ノ本籍、住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキハ航空免狀ヲ添ヘ遲滞ナク其ノ旨選信大臣ニ届出ツヘシ

第八十一條 技術證明書又ハ航空免狀ヲ失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク其ノ旨選信大臣ニ届出ツヘシ

第八十二條 技術證明書又ハ航空免狀ヲ失若ハ毀損シタル場合ニ於テ其ノ再交付ヲ受ケムトスルトキハ事由ヲ具シ選信大臣ニ之ヲ申請スヘシ

第二十六條第二項ノ規定ハ毀損ニ因リ技術證明書又ハ航空免狀ノ再交付ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第八十三條 航空免狀ノ受有者廢業シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ具シ航空免狀ヲ選信大臣ニ返付スヘシ

第八十四條 航空免狀ノ受有者死亡シタルトキハ其ノ遺族又ハ當該免狀ノ保管者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ具シ選信大臣ニ届出テ且航空免狀ヲ返付スヘシ

第八十五條 技術證明書若ハ航空免狀亡失ノ届出アリタルトキ又ハ航空免狀ヲ返付スヘキ場合ニ於テ返付セザルトキハ選信大臣ハ當該技術證明書又ハ航空免狀ノ無効ナルコトヲ官報ニ公告ス

第六章 飛行場

第八十六條 飛行場ヲ設置セムトスル者ハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ選信大臣ニ之ヲ提出シ且當該飛行場豫定地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ副本ヲ提出スヘシ

一 設置ノ目的

二 經營者ノ氏名又ハ名稱及住所

三 飛行場豫定地所有者ノ氏名又ハ名稱及住所

四 飛行場名及所在地名

第四編 保安

第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

二五〇

二五一

〔山梨管〕

〔山梨管〕

五 陸上、水上又ハ水陸兩用飛行場ノ別

六 面積及地形

七 實測圖、飛行場豫定地ノ境界ヨリ外方千メートルノ区域内ニ於テ建

トキハ之ヲ圖及附近交通圖

八 恒風位

九 設置期間

十 設置費

十一 設備維持方法

十二 既存設備ノ概要

十三 豫定設備ノ概要

十四 工事著手及竣功豫定期日

十五 工事設計書、仕様書及圖面

第八十七條 飛行場ノ區域ヲ變更セムトスル者ハ變更事項ヲ具シ許可申請書ヲ選信大臣ニ提出シ且當該飛行場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ副本ヲ提出スヘシ

第八十八條 飛行場ノ設置アリタルトキハ左ノ事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

一 設置ノ目的

二 經營者ノ氏名又ハ名稱及住所

三 用地所有者ノ氏名又ハ名稱及住所

四 飛行場名及所在地名

五 陸上、水上又ハ水陸兩用飛行場ノ別

六 面積及地形

七 恒風位

八 設備ノ概要

飛行場廢止セラレタルトキハ其ノ旨告示ス

航空法第二十三條ノ二第一項ノ飛行場豫定地ニ付テハ第一項第二號乃至第四號及第六號ノ事項ヲ告示ス

第八十八條ノ二 逓信大臣航空法第二十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ特別地域ヲ指定シタルトキハ左ノ事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

一 飛行場名

二 飛行場經營者ノ氏名又ハ名稱及住所

三 特別地域ノ區域

特別地域ノ指定ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨告示ス

第八十八條ノ三 航空法第二十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ逓信大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 行爲者ノ氏名又ハ名稱及住所

二 行爲ノ種類及目的

三 物件ノ高サヲ示スベキ設計又ハ計畫ノ概要(工事ニ附帶スル臨時ノ工作物ヲ含ム)

四 行爲地ノ位置及面積ヲ示スベキ略圖

五 設置、定製又ハ植栽ノ期間

第八十九條 公共ノ用ニ供スル飛行場ヲ廢止セムトスルトキハ飛行場ノ經營者ハ其ノ一月前迄ニ理由ヲ具シタル許可申請書ヲ逓信大臣ニ提出シ且其ノ副本ヲ當該飛行場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スヘシ公共ノ用ニ供スル飛行場ヲ公共ノ用ニ供セサル飛行場ニ變更セムトスルトキ又ハ公共ノ用ニ供セサル飛行場ヲ公共ノ用ニ供スル飛行場ニ變更セムトスルトキ亦同シ

〔山梨警〕

第九十條 公共ノ用ニ供セサル飛行場ヲ廢止セムトスルトキハ飛行場ノ經營者ハ豫メ其ノ旨ヲ逓信大臣及當該飛行場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツヘシ

第九十一條 公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者飛行場ノ使用ニ對シ使用料ヲ請求セムトスルトキハ其ノ種別及金額ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ使用料ハ飛行場ニ之ヲ揭示スヘシ

第九十二條 地方長官必要アリト認ムルトキハ飛行場ノ經營者ニ對シ前條ノ使用料ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第九十三條 地方長官保安上必要アリト認ムルトキハ飛行場ノ經營者ニ對シ飛行場使用ノ制限ヲ命シ又ハ公共ノ用ニ供スル飛行場ノ經營者ニ對シ航空ニ必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第九十四條 地方長官航空法第二十四條第二項ノ出願ヲ許可シタルトキハ出願者ニ許可證ヲ交付シ且其ノ旨土地又ハ物件ノ占有者ニ通知スヘシ其ノ通知ヲ爲シ難キトキハ其ノ旨公告スヘシ

第九十五條 前條ノ規定ニ依リ許可證ヲ交付ヲ受ケタル者他人ノ土地ニ立入り若ハ障礙ト爲ルヘキ物件ヲ除去シ又ハ必要ナル土地若ハ物件ヲ使用セムトスルトキハ當該許可證ヲ携帶スヘシ

第九十六條 航空法第二十五條第二項ノ規定ニ依リ補償金額ノ決定ヲ求メムトスル者ハ相手方トノ交渉順末ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スヘシ

地方長官前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ寫ヲ相手方ニ交付シ期限ヲ定メ答辯書ヲ提出セシムヘシ

第九十七條 前條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定シタル期限内ニ答辯書ヲ提出ナキトキ又ハ申請書寫ノ交付ヲ爲スコト能ハサルトキハ地方長

〔山梨警〕

官ハ申請書ノミニ依リ補償金額ノ決定ヲ爲スコトヲ得

第九十八條 地方長官補償金額ノ決定ヲ爲シタルトキハ決定書ニ理由ヲ附シ之ヲ申請者及相手方ニ交付スヘシ

第九十九條 航空法第二十三條第二十四條第二十七條第一項及第二十八條ニ規定スル行政官廳ハ地方長官トス

第一百條 飛行場ニハ別ニ定ムル所ニ依リ風向標示設備及信號設備ヲ爲スヘシ

第一百一條 公共ノ用ニ供スル飛行場ニハ別ニ定ムル所ニ依リ航空標識ヲ設置スヘシ

第七章 航空

第一百二條 航空法第二十九條但書ニ規定スル行政官廳ハ地方長官トス

第一百三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場所ニ於テ航空機ノ運航ヲ爲スコトヲ得ス

一 太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃又ハ攝政ノ御泊所ノ上空

二 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃又ハ攝政ノ御泊所ノ上空

第一百四條 皇居、禁苑、離宮、神宮又ハ皇陵ハ空中ヨリ之ヲ撮影スルコトヲ得ス

行在所、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃若ハ攝政ノ御泊所又ハ天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃若ハ攝政ノ御泊所ハ空中ヨリ之ヲ撮影スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一百五條 航空機ハ市街地ノ上空ニ在リテハ故障、避難其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ著陸ノ必要ヲ生シタル場合ニ於テ市街地外ニ安全ニ著

陸シ得ルニ足ルヘキ高度ヲ保ツニ非サレハ航空スルコトヲ得ス但シ飛行場、航空法第二十九條ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ禁止セラレサル水上ノ場所又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場所ニ於テ離陸若ハ著陸セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一百六條 市街地又ハ多衆ノ集合スル場所ノ上空ニ於テ航空機ニ依リ曲技飛行ヲ爲スコトヲ得ス但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一百七條 航空機ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外火藥類ヲ搭載シテ航空スルコトヲ得ス

第一百八條 細砂及水以外ノ「パララスト」又ハ危險ヲ生スルノ虞アル物件ハ航空機ヨリ之ヲ投下スルコトヲ得ス

第一百九條 競技航空、興行航空又ハ觀覽航空ヲ爲サムトスルトキハ其ノ主催者ハ航空ノ日時場所其ノ他計劃ノ詳細ヲ具シ實施豫定期日ノ十日前迄ニ地方長官ニ其ノ許可ヲ申請スヘシ

第一百十條 削除

第一百十一條 航空法第十二條ノ規定ニ依リ試驗航空又ハ同法第十九條ノ規定ニ依リ運航練習ハ公共ノ用ニ供セサル飛行場、地方長官ノ許可ヲ受ケタル場所及其ノ周圍十キロメートル以内ノ場所ノ上空ニ於テノミ之ヲ行フコトヲ得

航空法第十二條ノ規定ニ依リ試驗航空又ハ同法第十九條ノ規定ニ依リ運航練習ハ特ニ逓信大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ前項ノ規定ニ拘ラス前項ノ區域ヲ超エ又ハ公共ノ用ニ供スル飛行場及其ノ周圍ノ上空ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ航空ノ目的、日時、區域、使用航空機、操縦士ノ氏名又ハ航空機操縦ニ關スル經歷、離著陸場其ノ他

計劃ノ詳細ヲ具シ實施豫定期日ノ十五日前迄ニ逡信大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

第一百二十二條 地方長官ハ保安上必要アルトキハ場所ヲ指定シテ航空ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第一百十三條 故障、避難其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ陸上ニ在リテハ飛行場ニ非サル場所、水上ニ在リテハ命令ヲ以テ禁止スル場所ニ著陸シタルトキハ操縦者又ハ同乗者ハ其ノ理由ヲ具シ逡信ナク最寄警察官署又ハ警察官吏ニ申告スヘシ

第一百十四條 航空機ニ依リ人ヲ殺傷シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキハ操縦者又ハ同乗者ハ其ノ狀況ヲ具シ逡信ナク最寄警察官署又ハ警察官吏ニ申告スヘシ

第一百十五條 國際航空條約ニ加盟セサル外國ノ航空機ヲ航空ノ用ニ供セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ逡信大臣ニ許可申請書ヲ提出スヘシ

一 航空機ノ国籍及標識

二 航空ノ目的

三 航空ノ日時

四 出發地、到着地及經過地

五 航空機所屬國ノ下付シ若ハ有效ト認ムル堪航證明書又ハ之ニ代ルヘキ書類ノ寫

六 航空免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ノ寫

第八章 運送

第一百十六條 航空機ニ依ル運送業者ヲ督マムトスル者ハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類及航空線路圖ヲ添附シ逡信大臣ニ之ヲ提出スヘシ

一 航空線路起點、中間點、終點

二 旅客、貨物又ハ郵便物運送ノ別

〔山梨警〕

三 發者日時表

四 使用航空機ノ種類、型式、數及貨客積載量

五 航空機乗員ノ種類及數

六 運賃率

七 本店、支店及出張所ノ所在地

八 航空運送業ニ充ツヘキ資金總額及其ノ出資方法

九 起業費豫算

十 事業開始後三年度間ノ收支豫算

十一 運送ニ關スル規程

十二 事業開始豫定期日

十三 其ノ他參考ト爲ルヘキ事項

運送業者ヲ督マムトスル者カ會社其ノ他ノ法人ナルトキハ前項ノ書類ノ外定款又ハ之ニ準スヘキ規程ノ寫ヲ許可申請書ニ添付スヘシ

第一百十七條 航空機ニ依ル運送業者ノ許可ヲ受ケタル者事業ヲ開始セムトスルトキハ事業開始十五日以前迄ニ其ノ日時ヲ逡信大臣ニ届出ツヘシ

第一百十八條 航空運送業者ハ其ノ使用セムトスル航空機及乗員ヲ定メ豫メ逡信大臣ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第一百十九條 航空運送業者ハ事業期ノ定アルトキハ毎事業期、事業期ノ定ナキトキハ毎年一回財産目録、貸借對照表、損益計算書及事業報告書ヲ逡信大臣ニ提出スヘシ

第一百二十條 航空運送業者ハ航空運送ニ關シ重大ナル事故アリタルトキハ其ノ原因、狀況及處置ヲ具シ逡信ナク之ヲ逡信大臣ニ届出ツヘシ

第一百二十一條 航空運送業者第百十六條第一號乃至第七號又ハ第十一號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ逡信大臣ノ許可ヲ受ケヘシ

第一百二十二條 航空運送業者其ノ事業ヲ休止又ハ廢止セムトスルトキハ其

〔山梨警〕

ノ事由ヲ具シ逡信ナク之ヲ逡信大臣ニ届出ツヘシ

第一百二十三條 航空運送業者ハ逡信大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ其ノ事業ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ス

第一百二十四條 航空運送業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ逡信大臣ハ事業ノ停止ヲ命シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 故ナク許可ヲ受ケタル日ヨリ一年以内ニ事業ヲ開始セサルトキ

二 事業ヲ繼續スルニ堪ヘスト認ムルトキ

三 公安ヲ害スル虞アリト認ムルトキ

四 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

第一百二十五條 乗員ヲ合セ十人以上ノ人員ヲ搭載シ得ル運送營業用飛行機ニシテ飛行距離百六十キロメートルヲ超ユル無著陸飛行又ハ飛行距離二十五キロメートルヲ超ユル水上飛行ヲ爲サムトスルモノ及一切ノ航空船ハ無線電信ノ施設ナクシテ之ヲ航空ノ用ニ供スルコトヲ得ス但シ特殊ノ事由アル場合ニ於テ逡信大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一百二十六條 航空ノ用ニ供スル航空機ニハ航空日誌ヲ備附クヘシ

前項ノ航空日誌ノ書式ハ別ニ之ヲ定ム

第一百二十七條 航空機乗員ハ航空機乗員手帖ヲ所持シ所定ノ事項ヲ之ニ記入スヘシ

前項ノ手帖ノ書式ハ別ニ之ヲ定ム

第一百二十八條 本令ニ規定スル地方長官ノ職務ハ第九十六條乃至第九十八條ノ場合ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

附則

第一百二十九條 本令ハ航空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和二年六月一日)

第一百三十條 大正十年陸軍省令第十一號航空機検査規則及航空機操縦士免許規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

第一百三十一條 從前ノ規定ニ依リ交付シタル堪航證明書ハ本令施行後ニ於テモ其ノ有效期間滿了スル迄仍効力ヲ有ス

第一百三十二條 從前ノ規定ニ依リ標示シタル機體、發動機又ハ「プロペラ」ノ検査済記號ハ本令施行後ニ於テモ仍其ノ効力ヲ有ス

第一百三十三條 從前ノ規定ニ依リ飛行機ノ検査願ヲ提出シ本令施行ノ際尙其ノ検査ヲ了ラサルモノニ付テハ初度検査願及特別検査願ハ之ヲ本令ニ依リ特別検査申請ト看做シ定期検査願又ハ臨時検査願ハ夫々之ヲ本令ニ依リ定期検査申請又ハ臨時検査申請ト看做ス

第一百三十四條 從前ノ規定ニ依リ交付シタル一等又ハ二等飛行機操縦士免狀ハ本令施行ノ日ヨリ三月間仍其ノ効力ヲ有ス

第一百三十五條 從前ノ規定ニ依リ交付シタル一等又ハ二等飛行機操縦士免狀ヲ受有スル者本令施行ノ日ヨリ二月以内ニ申請ヲ爲ストキハ考査ヲ行ハスシテ其ノ免狀ニ相當スル技術證明書及航空免狀ヲ交付ス

第一百三十六條 從前ノ規定ニ依リ交付シタル三等飛行機操縦士免狀ハ本令施行後ニ於テモ當分ノ内仍其ノ効力ヲ有ス

第一百三十七條 本令施行前地方長官ノ許可ヲ受ケ設置シタル飛行機操縦士免狀ヲ交付スルコトアルヘシ

第一百三十八條 本令施行前地方長官ノ許可ヲ受ケ設置シタル飛行機操縦士免狀ヲ交付スルコトアルヘシ

第一百三十九條 本令施行前地方長官ノ許可ヲ受ケ設置シタル飛行機操縦士免狀ヲ交付スルコトアルヘシ

第一百四十條 本令施行前地方長官ノ許可ヲ受ケ設置シタル飛行機操縦士免狀ヲ交付スルコトアルヘシ

第一百四十一條 本令施行前地方長官ノ許可ヲ受ケ設置シタル飛行機操縦士免狀ヲ交付スルコトアルヘシ

第一百四十二條 本令施行前地方長官ノ許可ヲ受ケ設置シタル飛行機操縦士免狀ヲ交付スルコトアルヘシ

第一百四十三條 本令施行前地方長官ノ許可ヲ受ケ設置シタル飛行機操縦士免狀ヲ交付スルコトアルヘシ

第一百四十四條 本令施行前地方長官ノ許可ヲ受ケ設置シタル飛行機操縦士免狀ヲ交付スルコトアルヘシ

依ル

- 第三百三十八條 本令施行ノ際現ニ航空運送業ヲ營ム者ハ本令施行後六月以内ニ限リ仍從前ノ例ニ依リ運送業ヲ營ムコトヲ得
- 第三百三十九條 本令施行ノ際現ニ航空運送業ヲ營ム者前條ノ期間ヲ超エテ運送業ヲ營ムトスルキハ本令施行後四月以内ニ本令ニ依リ許可ヲ申請スヘシ
- 第四百十條 本令施行ノ際現ニ通信大臣ノ命令ニ依リ航空運送業ヲ營ム者ハ前二條ノ規定ニ拘ラス其ノ命令期間内本令ニ依リ運送業ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

航空法施行細則

昭和八年四月二十日
山梨縣令第二十七號

航空法施行細則左ノ通定ム

航空法施行細則

- 第一條 航空法(以下單ニ法ト稱ス)第二十九條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ離陸三日前途ニ願出ヅベシ
 - 一 乗員ノ住所氏名及航空免狀ノ種類
 - 二 離陸及著陸ノ場所
 - 三 航空ノ目的及區域
 - 四 離陸又ハ著陸ノ日時
 - 五 塔航證明書ノ寫
 - 六 同乗者ノ住所及氏名
 - 七 搭載物件ノ種類及數量

〔山梨縣〕

- 八 離陸又ハ著陸ノ場所及其ノ附近ノ實測圖(離陸又ハ著陸ノ場所ノ周圍五百メートルノ區域内ニ建物、煙突、電柱、電線、樹木其ノ他航空ノ障礙トナルベキモノアルトキハ其ノ位置及高サヲ表示スルコト)
- 九 離陸又ハ著陸ノ場所ノ面積、設備及警戒方法
- 一〇 離陸又ハ著陸ノ場所ノ所有者又ハ管理者ノ使用承認書ノ寫
- 第二條 航空法施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)第六條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ曲技飛行三日前途ニ願出ヅベシ
 - 一 乗員ノ住所氏名及航空免狀並技術證明書ノ寫
 - 二 曲技飛行ノ日時及所要時間
 - 三 離陸及著陸ノ場所
 - 四 曲技飛行ノ場所及高度
 - 五 曲技飛行ノ種目
 - 六 塔航證明書及登錄證明書ノ寫
- 第三條 規則第八條ノ規定ニ抵觸セザル物件ヲ投下セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出許可ヲ受ケベシ
 - 一 投下者ノ住所氏名及年齢
 - 二 離陸及著陸ノ場所
 - 三 投下セムトスル日時、所要時間及場所(航空ノ經路ヲ表示セル略圖ヲ添付スルコト)
 - 四 投下セムトスル物件ノ種類、數量及見本
 - 五 登錄證明書ノ寫
 - 六 乗員ノ住所氏名及航空免狀ノ種類
- 第四條 規則第九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出ヅベシ
 - 一 主催者ノ住所及氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所々在在及代表者ノ氏名)
 - 二 第三號ニ掲ゲル土地又ハ物件ノ占有者ノ住所及氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所々在在及代表者ノ氏名)
 - 三 第三號ニ掲ゲル土地又ハ物件ノ所在地ト飛行場トノ關係圖
 - 四 第七條ノ規定ニ依リ但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ著陸又ハ離陸ヲ拒否スベキ理由及期間ヲ具シ願出ヅベシ
 - 五 第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ離陸三日前途ニ願出ヅベシ
 - 一 出願者ノ住所及氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所々在在及代表者ノ氏名)
 - 二 離陸又ハ著陸ヲ爲サシムベキ理由及日時又ハ期間
 - 三 離陸又ハ著陸ヲ爲サシムベキ航空機ノ種類及型式(航空機ノ特定セラル場合ニ於テハ其ノ塔航證明書ノ寫)
 - 四 乗員ノ住所氏名及航空免狀ノ種類
 - 五 第九條 保安上必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リテ爲シタル處分ノ取消又ハ變更ヲ命ズルコトアルベシ
 - 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 一 第三條ノ許可ヲ受ケズシテ物件ヲ投下シタル者
 - 二 第四條ノ許可ヲ受ケズシテ曲技飛行、興行航空又ハ觀覽航空ヲ爲シタル者
 - 三 第九條ノ規定ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタル者
 - 第十一條 前條ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス
 - 第十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔山梨縣〕

- 表者ノ氏名)
- 二 航空ノ種類
- 三 航空ノ日時、所要時間及場所
- 四 離陸及著陸ノ場所
- 五 參加航空機ノ塔航證明書及登錄證明書ノ寫
- 六 乗員ノ住所氏名及航空免狀並技術證明書ノ寫
- 七 計畫ノ詳細及警戒方法
- 三 等飛行機操縱士免許規則第十九條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ前項各號ノ事項ノ外操縱士ノ航空ニ關スル經歷ヲ具シ願出ヅベシ
- 第五條 法第二十三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ使用三日前途ニ願出ヅベシ
 - 一 使用者ノ住所及氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所々在在及代表者ノ氏名)
 - 二 使用ノ目的
 - 三 使用ノ期間
 - 四 使用ノ區域(飛行場ノ略圖ニ依リ圖示スルコト)
 - 五 使用料
- 第六條 法第二十四條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出ヅベシ
 - 一 出願者ノ住所及氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所々在在及代表者ノ氏名)
 - 二 立入除却又ハ使用セムトスル理由
 - 三 立入又ハ使用セムトスル土地ノ面積除却又ハ使用セムトスル物件ノ種類及數量
 - 四 立入、除却又ハ使用ノ日時及期間

●航空法施行細則執行心得

昭和八年四月 山梨縣訓令乙第七十七號

- 第一條 航空法施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第一條ノ規定ニ依ル願書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ニ概觸ノ有無其ノ他ニ付實地調査ノ上意見ヲ附シ進達スヘシ
- 一 期間ハ一ヶ月以内ニ限ルコト但シ特種ノ事情アルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 二 滑走區域ハ左ノ廣サアルヲ要ス
 - (イ) 一切ノ風向ニ對シ飛行機ノ離著陸ヲ爲サムトスル場合ハ長サ幅各三百「メートル」以上
 - (ロ) 一定ノ風向ニ對シテノミ飛行機ノ離著陸ヲ爲サムトスル場合ハ其ノ風向ニ對シ長サ三百「メートル」幅百「メートル」以上
 - 三 滑走區域ノ地盤ハ堅硬ニシテ天候等ニ因リ泥濘又ハ粗鬆ト爲ラサルヲ要シ其ノ地面ハ平坦ニシテ排水ノ便良ク且何レノ方向ニ對シテモ大ナル傾斜ナキコト
 - 四 滑走區域内ニハ飛行機ノ滑走、上昇及下降ノ障礙ト爲ルヘキモノ、存セサルハ勿論滑走區域ノ境界ヨリ外方二百「メートル」ノ地域内ニハ成ルヘク家屋、煙突、電柱、電線、樹木、堤防、高地等飛行機ノ上昇及下降ノ障礙ト爲ルヘキモノ、存セサルコト
 - 五 離著陸場ニハ空中ヨリ明瞭ニ認メ得ヘキ左ノ標示ヲ爲スコト
 - (イ) 滑走區域ノ四角ハ白色ノ布板又ハ石灰等ヲ以テ標示スルコト
 - (ロ) 離著陸地點及方向ハ丁字型白色ノ布板等ヲ以テ又風向ハ吹流ヲ以テ標示スルコト
 - (ハ) 離著陸場内ノ危險ナル箇所ハ赤色ノ布板等ヲ以テ標示スルコト

〔山梨警〕

- 第二條 細則第二條ノ規定ニ依ル願書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 一 操縦士ノ航空免狀及技術證明書並航空機ノ堪航證明書及登録證明書
 - 二 曲技飛行ノ航空高度ハ六百「メートル」以上ナリヤ
 - 三 飛行機ニ故障ヲ生シタル際地上ノ人畜ニ危險ヲ生セシメサル様應急措置方法アリヤ
- 第三條 細則第四條ノ規定ニ依リ競技航空(二人以上ノ操縦士カ互ニ其ノ技術ノ優劣ヲ競フ爲メ行フモノ)興行航空(料金ヲ徴シテ公衆ニ曲技飛行其ノ他ノ航空ヲ觀覽セシムルモノ)又ハ觀覽航空(料金ヲ徴スルコトナクシテ公衆ニ曲技飛行其ノ他ノ航空ヲ觀覽セシムルモノ)ノ願書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 一 操縦士ノ航空免狀及技術證明書並飛行機ノ堪航證明書及登録證明書
 - 二 同乗者ノ氏名離著陸場ノ廣狹、恒風位其ノ他計劃ノ適否
 - 三 飛行機ノ翼上ニ起立シ繩梯子ニ吊下リ又ハ他ノ飛行機ニ移乗スル場合ニ於テハ當該飛行機ノ航空高度ハ百「メートル」以上ナリヤ
 - 四 飛行機ヨリ落下傘ヲ以テ降下スル場合ニ於テハ當該飛行機ノ航空高度ハ百五十「メートル」以上ナルヲ要シ且降下者カ安全ナル場所ニ完全ニ降下シ得ルコト認メラル、ヤ
- 第四條 逕信大臣ニ提出スヘキ願書ノ副本又ハ地方長官ニ提出スヘキ願書ノ提出アリタルトキハ實地調査ノ上意見ヲ附シ進達スヘシ
- 飛行場設置許可申請書ノ副本ノ提出アリタルトキハ左ノ事項ヲ併シ調査スヘシ
- 一 經營者(法人ニ在リテハ其ノ代表者)ノ職業、經歷、資力、信用
 - 二 航空機ヲ備フル場合ニ在リテハ航空機ノ種類、型式數並堪航證明書及登録證明書

〔山梨警〕

- 三 專屬操縦士アル場合ニハ其ノ住所氏名生年月日並航空免狀及技術證明書
 - 四 氣象狀況
 - 五 其ノ他參考ト爲ルヘキ事項
- 第五條 市街地ノ上空ニ於テハ地上二百「メートル」以下ノ高度ニ於テ飛行セシムヘカラス
- 第六條 離著陸場ノ警戒ハ左ノ各號ニ依ルヘシ
- 一 觀覽人ハ一定ノ觀覽席ヨリ觀覽セシムルコト
 - 二 前號ノ觀覽席ハ飛行機ノ離著陸方向ノ側方ニ滑走區域ヨリ成ルヘク隔離シテ之ヲ設ケ如何ナル場合ニ於テモ飛行機ノ離著陸方向ニハ絶對ニ設ケシメサルコト
 - 三 飛行機ノ離著陸ヲ爲サムトスル時ハ滑走區域内ノ通行及滑走區域外ト雖モ離著陸方向ニ於ケル場内通行ハ係員ノ外絶對ニ禁止スルコト
 - 四 警戒ハ飛行機カ全ク眼界ヲ去リタル後又ハ著陸ヲ了シタル後ニアラサレハ解除セサルコト但シ特ニ交通頻繁ナル場合ニ限リ離陸及著陸ノ間安全ナル時間ニ於テ通行セシムルハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 航空法施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)第百十三條又ハ第百十四條ニ依ル申告アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨一應電話ヲ以テ報告シ更ニ其ノ狀況ヲ詳細ニ調査シ報告スヘシ
- 第八條 左ノ場合ニ在リテハ其ノ事實ヲ具直ニ報告スヘシ
- 一 航空法第二十四條一項ノ規定ニ依リ航空ノ障害ト爲ルヘキモノニ對シ航空標識ノ設置ヲ命スル必要アリト認ムルトキ
 - 二 規則第九十二條ノ規定ニ依リ公共用飛行場ノ使用料ノ變更ヲ命スル必要アリト認ムルトキ
 - 三 規則第九十三條ノ規定ニ依リ飛行場使用ノ制限ヲ命シ又ハ公共用飛行場

第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

●航空取締ニ關スル件

大正九年十一月 保收第六六九三號

- 右件ニ關シ航空局長官ヨリ左記ノ通り通牒有之候條取締上心得ラルヘシ
- 左記(航空局發第一二一號)
- 民間航空取締ニ關シテハ不日取締規則公布可相成管ニ候處一般保安上ノ關係モ不尠ト存候ニ付不取敢航空ノ取締ニ關シテハ特ニ左記事項ニ御留意相成様致度此段爲御參考及通牒候也
- 左記
- 甲 飛行場ニ關スル事項
- 一 飛行場ノ規模

海陸飛行場共ニ其ノ最小限度大體長サ五〇〇米幅五〇〇米位ノモノタルコト但シ其ノ長サノ方向風向ノ併行スル場合ニハ幅ハ一五〇米位迄ニ短縮スルモ差支ナキコト

陸上飛行場ニ具備スヘキ條件

イ 土壤ハ可成堅硬且平坦ニシテ障礙物ナク又地表ハ芝草ヲ有スル

- 一 飛行場ノ周圍ニハ可成離陸著陸ニ際シテ障礙ト爲ルヘキ電線又ハ煙突其ノ他ノ隆起物等ノナキコト
 - 二 急速ニ醫師ノ救助ヲ求メ得ル場所ナルコト
 - 三 周圍ハ開闢ニシテ人家稠密ナラサル市街地外ヲ適當トスルコト
 - 四 水上飛行場ニ具備スヘキ條件
 - イ 適當ナル砂濱又ハ滑走臺ノ設備ヲ爲シ得ル海岸ニシテ波浪高カラズ且潮流ノ影響少キ海岸ナルコト
 - ロ 著水場ノ附近ニハ可成離水著水ニ際シ障礙ト爲ルヘキ島嶼其ノ他ノ隆起物ナキコト
 - ハ 急速ニ醫師ノ救助ヲ求メ得ヘキ場所ナルコト
 - ニ 著水場ハ可成港外ニシテ且其ノ周圍ニハ船舶輻輳セサル擴潤ナル海面アルコト
 - 五 飛行場ノ境界ト觀覽者ノ場所トノ間ニハ少クトモ約一〇〇米ノ幅員地帯ヲ設ケルコト
- 乙 飛行ニ關スル事項
- 一 飛行者ノ身體又ハ精神上ノ狀況ハ飛行ノ障礙ニ重大ノ關係アルヲ以テ充分ニ注意スルコト
 - 二 市街地ノ上空ハ相當ノ高度ヲ保持シテ飛行セシムルコト即チ其ノ高度ハ市街ノ上空ニ於テ事故ヲ生シタル場合公衆ニ危害ヲ加フルコトナク著陸シ得ルニ必要ナル程度ナリ但シ現今ノ飛行機ノ空中滑走角度ハ大體四對一ナレハ高サノ約四倍ノ距離ニ在ル地點ニハ著陸シ得ルモノト見テ支障ナキコト
 - 三 宙返リ其ノ他ノ高等技術ハ群衆又ハ人家ノ上空ニ於テハ二千米以上ノ高度ニ非サレハ之ヲ演セシメサルコト
 - 四 電線ノ網狀ヲ爲シタル場所又ハ群衆ノ上空ニ於テハ乙ノ二ノ以外ノ

〔山梨警〕

場合ニ於テモ低空飛行ヲ爲サシメサルコト
飛行機上ヨリハ危險ノ虞アル物件ヲ放下セシメサルコト

●飛行狀況通知ノ件

大正九年八月
警訓第一八號

航空機ノ航空ニ關スル件ニ就キ航空局長官山梨半造ヨリ別記ノ通牒有之候條其署管内ニ於テ管内ヲ離陸地トシテ航空機ヲ航空スル者有之トキハ其ノ都度航空局長官ニ宛テ通報スルト共ニ同一事項ヲ報告スヘシ

(大正九年八月)
(航空局第七號)

航空ノ取締ニ關シテハ其ノ内法規ノ發布可有之管ニ候得共差當リ地方ニ於ケル航空狀況ヲ速ニ承知スルノ必要有之候ニ付將來署管内ニ於テ管内ヲ離陸(水)地トシテ航空機ヲ航空致ス者有之節ハ其ノ都度所轄警察官署ヨリ左記事項直接ニ當局へ通報相成様致度此段及依願候也

左記

- 航空月日
- 航空ノ目的
- 航空經營者氏名
- 航空機操縦者氏名
- 航空ノ區間距離及所要時間
- 航空機ノ型式製造所名
- 航空ノ成績其ノ他ノ情況

●民間飛行機ノ事故調査ノ件

大正九年十月
警訓第二三號

〔山梨警〕

スルモノヲ含ム)ニ搬器ヲ懸吊シテ運搬ヲ爲ス設備ヲ謂フ

- 第一種 人又ハ人及物ノ運搬ヲ爲スモノ
 - 第二種 物ノ運搬ヲ爲スモノ
- 第三條 本令ニ於テ索道事業ト稱スルハ一般ノ需用ニ應シ又ハ營業トシテ索道ニ依リ運送ヲ爲ス事業ヲ謂フ
- 第四條 索道事業ヲ經營セムトスル者ハ索道ヲ設備スル地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監以下地方長官ト稱ス)ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第五條 前條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ書類及圖面ヲ具備シタル許可申請書正副二通ヲ提出スヘシ
- 一 起業目論見書
 - 二 線路平面圖
 - 三 建設費豫算書(第一號様式ニ依リ調製スヘシ)既設ノ索道ニ依ラムトスルモノニ在リテハ其ノ建設費及改築ヲ要スル場合ニハ其ノ改築費ノ豫算書(第一號様式ニ依リ調製スヘシ)
 - 四 事業上ノ收支概算書(第二號様式ニ依リ調製スヘシ以下之ニ同シ)
- 前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ
- 一 第五十條ノ規定ニ依リ設備シタル索道ニ依リ索道事業ヲ經營セムトスルモノニ在リテハ索道設備ニ關スル許可書及其ノ使用ニ關スル認可書ノ謄本
 - 二 電氣ヲ動力トスルモノニシテ自ラ電氣設備ヲ爲サムトスルモノニ在リテハ其ノ施設ニ關スル當該官廳ノ許可書又ハ認可書ノ謄本、未ダ其ノ許可又ハ認可ヲ得サルモノニ在リテハ其ノ願書ヲ當該官廳ニ提出中ナル旨ヲ記載セル書面
 - 三 電氣ヲ動力トスルモノニシテ他ヨリ電力ノ供給ヲ受ケルモノニ在リ

●索道事業規則(抄録)

昭和二年九月三日
逕信省令第三十六號

- 第一條 本令ニ於テ索道ト稱スルハ架索シタル索條(鐵線其ノ他之ニ類似)ニ依リ
- 第四編 保安 第四章 交通、車馬、船舶、航空其他

- 一 其ノ供給者トノ契約書(受電電力、契約期間其ノ他ノ受電條件ヲ具備スルコトヲ要ス)ノ謄本
 - 四 會社又ハ組合ヲ設立セムトスルモノニ在リテハ定款又ハ契約書ノ謄本
 - 五 既設ノ會社又ハ組合ノ事業ニ在リテハ定款又ハ契約書及會社登記簿ノ謄本並株主總會若ハ社員又ハ組合員ノ索道事業經營ニ關スル議事及決議ノ要領書
 - 六 公共團體ノ事業ニ在リテハ其ノ團體ノ索道事業經營ニ關スル決議書ノ謄本
 - 七 前三號以外ノ法人ノ事業ニ在リテハ第四號及第五號ニ準シ作製シタル書類
- 第六條 起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 目的(第一種又ハ第二種ノ區別)
 - 二 商號又ハ名稱
 - 三 主タル事務所所在地(別ニ主タル營業所ヲ設ケルトキハ其ノ所在地ヲモ記載スヘシ)
 - 四 資本金ノ額及其ノ出資方法
 - 五 線路ノ起點、終點(起點、終點トモ道府縣郡市町村名及地番ヲ記載スヘシ)經過地(道府縣郡市町村名ヲ記載スヘシ)及互長
 - 六 原動力ノ種類
 - 七 原動力設備ノキロワット數
 - 八 事業經營期間
- 第七條 線路平面圖ハ陸地測量部發行ニ保ル五萬分ノ一以上ノ地圖ニ線路及停留場其ノ他重要ナル工作物ノ位置ヲ記入シ之ヲ複製スヘシ
- 第八條 索道事業者第六條第一號又ハ第五號乃至第八號ニ掲グル事項ヲ變

〔山梨管〕

更セムトスルトキハ第五條ノ規定ニ準シ關係ノ書類又ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ線路ヲ新設又ハ増設セムトスルトキモ亦同シ

第九條 第五條第二項第一號乃至第四號、第五號(定款ニ限ル)若ハ第七號(定款又ハ之ニ準スヘキモノニ限ル)又ハ第六條第二號乃至第四號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ索道事業者ハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第十條 第四條ノ規定ニ依リ索道事業經營ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ許可申請書ヲ提出ト同時ニ左ノ書類及圖面ヲ具備シタル工事施行認可申請書(第一種索道ニ關シテハ正副二通)ヲ地方長官ニ提出スヘシ但シ第五條第二項第一號ニ掲グル索道事業者其ノ索道ノ使用ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 實測圖

二 工事方法書

三 道路、河川其ノ他公用ニ供スル土地物件ノ使用又ハ占用ニ付行政廳ノ許可ヲ要スルモノニ在リテハ當該行政廳ノ許可書ノ謄本未タ其ノ許可ヲ得サルモノニ在リテハ其ノ願書ヲ當該行政廳ニ提出中ナル旨ヲ記載セル書類

前項ノ規定ハ索道事業者第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 實測圖ハ左ノ二種トス

- 一 實測平面圖
- 二 縮尺二千分ノ一以上トシ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- (イ) 線路中心線ノ位置及二百米毎ニ其ノ料程
- (ロ) 停留場ノ位置及其ノ中心料程
- (ハ) 支柱ノ位置

〔山梨管〕

前項ノ工事方法書ニハ索條及支柱ノ強度計算書並局部圖面ヲ以テ表示シタル工作物及機械器具ノ構造圖ヲ添附スヘシ尙第一種索道ニ在リテハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スヘシ

- 一 搬器移動ノ方法
- 二 索條及搬器ノ保安裝置、機械ノ制動裝置、搬器ト原動機設置箇所トノ間ノ信號設備
- 三 索條ノ構造、強度、接續方法及緊張方法
- 四 主原動機及豫備原動機ノ構造並其ノ連結方法
- 五 送電ノ不時停止シタル場合其ノ他索道ノ不時運轉停止シタル場合ニ於ケル應急方法

第十三條 索條ノ強度ハ其ノ地方ノ最低溫度ニ於テ左ノ各號ニ依リ計算スヘシ

- 一 搬器ノ配置力所定ノ最小間隔ニ於テ索條ニ最大張力ヲ生セシムルモノトシテ左ノ荷重ヲ考慮シ計算スルコト
 - (イ) 索條ノ自重
 - (ロ) 搬器ノ重量及最大積載重量(旅客運送ニ在リテハ定員ノ重量但シ一人平均六十斤トス以下之ニ同シ)
 - (ハ) 搬器及索條ノ投影面積ニ對シ一平方米ニ付搬器ニ對シテハ五十斤、索條ニ對シテハ三十斤ノ割合ニテ加ハル風壓
 - 二 安全係數ハ少クとも左ノ標準ヲ下ラサルコトトシ使用期間、運搬量及索道ノ構造等ヲ考慮シ相當之ヲ増大スルコト
 - (イ) 第一種索道 十二(鐵線ニ在リテハ十五)
 - (ロ) 第二種索道 六(鐵線ニ在リテハ八)
- 第一種索道ニ在リテハ七條以上ノ鋼線ヨリ成ル索條又ハ架空軌條ニ限リ之ヲ使用スヘシ

- (ニ) 線路中心線ノ左右各四十米以内ノ地勢、地物(人家、危險物貯藏所、電信電話線、電燈電力線、鐵道、軌道、道路、河川、公園等)及行政區劃ノ境界線
 - (ホ) 縮尺及方位
- 二 實測縱斷面圖
- 縮尺横二千分ノ一以上、縱五百分ノ一以上トシ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- (イ) 線路中心線ノ地盤高
 - (ロ) 停留場ノ位置
 - (ハ) 支柱ノ位置及高
 - (ニ) 線路力横斷スル地物ノ位置及高
 - (ホ) 縮尺
- 第十二條 工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 索道ノ方式
 - 二 停留場ノ位置
 - 三 原動機ノ種類及キロワット數
 - 四 索條(鐵線其ノ他之ニ類似スルモノヲ含ム以下之ニ同シ)ノ種類、大及支持方法
 - 五 支柱ノ種類、基礎、最大間隔及平均間隔
 - 六 搬器ノ種類、重量、箇數、最大積載量(旅客運送ニ在リテハ定員)及最小間隔
 - 七 運轉速度及一日ノ最大運搬量(旅客運送ニ在リテハ最大運搬人員)
 - 八 沿線ノ保安裝置
 - 九 避雷裝置
 - 十 工事ノ著手及竣工ノ期日

架空軌條ニ據ルモノヲ除クノ外第一種索道ニ在リテハ支索(搬器ヲ懸吊スルタメニ使用スルモノ)及曳索(搬器ヲ牽引スルタメニ使用スルモノ)ハ各二條以上ノ索條ヨリ成ルモノヲ使用スヘシ但シ曳索カ充分堅牢ニシテ支索カ切斷スルコトアル場合ト雖安全ニ搬器ヲ支持シ得ヘキモノナルトキハ支索ハ之ヲ一條ト爲スコトヲ得

第十四條 索條ノ勾配ハ擬索裝置ヲ用フル索道ニ在リテハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(イ) 第一種索道 水平線ト三十度以内

(ロ) 第二種索道 水平線ト四十五度以内

前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ擬索裝置ノ構造其ノ他ノ事由ニ因リ一層嚴重ナル制限ヲ爲スコトアルヘシ

第十六條 搬器ノ下端ハ停留場以外ノ場所ニ於テハ地面ヨリ五米以上ノ高ヲ有セシムヘシ但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 搬器ニ原動機ヲ設備シテ運轉スル索道ニ在リテハ搬器ノ衝突ヲ防止スルタメ適當ナル信號裝置ヲ設クヘシ

第十八條 電信電話線、電燈電力線、鐵道、軌道、道路(交通頻繁ナラサルモノヲ除ク)河川(舟運ノ頻繁ナラサルモノヲ除ク)等ノ上空ニ索條ヲ架設セムトスルトキハ左ノ制限ニ從ヒ搬器ノ墜落、落貨其ノ他工作物ノ故障ニ因ル危險豫防ノ保安裝置ヲ爲スヘシ

一 保安裝置トシテ鐵線網(網目十五種以内、鐵線五耗線以上)ヲ設クヘシ

二 鐵線網ノ大ハ電信電話線、電燈電力線、鐵道、軌道、道路、河川等ノ外側ヨリ水平距離ニ於テ一米以上索條ヨリ水平距離ニ於テ二米半以上トス

〔山梨管〕

三 鐵線網ノ高ハ地面ヨリ五米以上建造物上ヨリ二米以上トス

前項ノ場合ニ於テ關係管理者ノ要求ニ因リ地方長官ニ於テ必要アリト認メタルトキハ一層堅牢ナル裝置ヲ爲サシムルコトアルヘシ

電信電話線、電燈電力線、鐵道、軌道、道路(交通頻繁ナラサルモノヲ除ク)河川(舟運ノ頻繁ナラサルモノヲ除ク)等ト接近シテ索條ヲ架設セムトスルトキハ其ノ外側ト索條トノ間ニ水平距離ニ於テ四米以上ノ間隔ヲ有セシムヘシ

第一項又ハ前項ノ場合ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ受ケテ其ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ索道事業者ハ關係管理者ノ立會ヲ求ムルタメ工事著手三日前途ニ之ヲ通知スヘシ

其ノ既ニ架設シタルモノヲ修理又ハ撤去スル場合モ亦同シ

第十九條 索條ハ人家、危險物貯藏所又ハ公園其ノ他多衆集合スル場所ノ上空ヲ通過スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケタル特殊ノ保安裝置ニ依ルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條第三項及第四項ノ規定ハ前項ニ掲グルモノト接近シテ索條ヲ架設セムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 第一種索道ニハ左ノ設備ヲ爲スヘシ

一 豫備原動力設備

二 不時ノ故障ニ因リ曳索ノ張力ヲ生シタル場合ニ於テ原動機力自動的ニ運轉ヲ停止スヘキ設備

三 支索ノ一條カ切斷スルモ搬器ノ墜落スルコトナキ設備

四 索道ノ不時運轉停止シタル場合ニ搬器ノ所在箇所ニ於テ又ハ最近ノ支柱若ハ停留場迄搬器ヲ移動シテ搭乘セル人ヲ安全ニ下降セシムヘキ裝置

〔山梨管〕

五 同一線路ニ屬スル原動機設置箇所、停留場(係員ノ駐在セサルモノヲ除ク)技術員駐在所、信號所及監視所相互間ニ於ケル専用電話設備

六 搬器ノ看易キ場所ニ番號、定員又ハ最大積載量及行先ノ揭示

七 索道係員ニ限リ閉閉シ得ル搬器及出入口設備

第二十一條 索道事業者工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキハ指定ノ期間内ニ工事ニ著手シ且之ヲ竣工セシムヘシ

第二十二條 天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テハ地方長官ハ索道事業者ノ申請ニ因リ前條ノ規定ニ依ル期間ノ伸長ヲ認可スルコトアルヘシ

第二十三條 索道事業者第十條ノ規定ニ依リ工事施行ノ認可ヲ受ケタル後工事方法書又ハ實測圖(第十條各號(イ)乃至(ハ)ニ掲グル事項ニ限ル)ニ記載セル事項ヲ變更セムトスルトキハ第十條ノ規定ニ準シ關係ノ書類又ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條 索道滅失又ハ損壞シタルトキハ其ノ復舊工事ニ限リ索道事業者ハ第十條ノ認可ヲ受ケシテ之ニ著手スルコトヲ得

第二十五條 索道事業者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケルニ非サレハ索道ヲ使用スルコトヲ得ス

引續キ六月以上索道ヲ使用セサルトキハ更ニ地方長官ノ認可ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

前二項ノ認可ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ検査吏員ヲ派遣シ其ノ竣工シタル索道ヲ検査セシメタル上使用認可證ヲ交付スヘシ但シ検査ノ必要ナシト認ムルトキハ直ニ使用認可證ヲ交付スルコトヲ得

第二十六條 索道事業者索道ヲ讓渡シ又ハ索道事業者タル會社合併ヲ爲サムトスル場合ニ於テ讓受人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リ設立

スル會社引續キ索道事業者ヲ經營セムトスルトキハ讓渡又ハ合併ニ關スル契約書ノ原本、讓受後又ハ合併後ニ於ケル事業上ノ收支概算書及合併ニ因リ會社ヲ設立スルモノニ在リテハ其ノ定款ノ原本ヲ添ヘ當事者連署ノ上地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ當事者法人又ハ組合ナルトキハ總會其ノ他相當機關ノ議事及決議ノ要領書又ハ社員若ハ組合員ノ同意書ノ原本、讓受クヘキ者索道事業者ニ非サル法人又ハ組合ナルトキハ定款及會社登記簿ノ原本又ハ組合契約書ノ原本ヲ添付スヘシ

第一項ノ許可ヲ受ケタルトキハ讓受人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リ設立スル會社ハ讓渡人又ハ合併ニ因リ消滅スル會社ノ本令ニ依リ有スル權利義務ヲ承繼ス

第二十七條 索道事業者ノ相續人引續キ索道事業者ヲ經營セムトスルトキハ運轉ナクハ籍謄本ヲ添ヘ其ノ旨地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テハ相續人ハ被相續人カ本令ニ依リ有スル權利義務ヲ承繼ス

第二十八條 索道事業者ハ左ノ場合ニ於テハ運轉ナク其ノ旨地方長官ニ届出ツヘシ但シ第二號ノ場合ニ於テハ清算人、第八號ノ場合ニ於テハ後見人、第十號ノ場合ニ於テハ戶籍法第十七條ニ依ル届出義務者ヨリ之ヲ届出ツヘシ

一 法人設立ノ登記ヲ爲シ又ハ組合成立シタルトキ

二 法人又ハ組合解散シタルトキ

三 讓渡又ハ合併ヲ終了シタルトキ

四 工事ニ著手シ又ハ工事竣工シタルトキ

五 事業ヲ開始、休止又ハ廢止シタルトキ

六 停留場ヲ開廢シタルトキ

七 法人又ハ組合ノ代表者ニ異動アリタルトキ
 八 事業者禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
 九 事業者準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
 十 事業者死亡シタルトキ
 前項第五號又ハ第六號ノ場合ニ於テハ索道事業者ハ其ノ旨停留場其ノ他ノ看易キ場所ニ揭示スヘシ

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ索道事業者ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ第三號又ハ第四號ノ場合ニ於テハ天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス
 一 許可ヲ受ケタル者會社ノ發起人其ノ他法人ノ設立者ナルトキハ指定ノ期間内ニ法人設立ノ登記ヲ爲ササルトキ
 二 指定ノ期間内ニ工事ニ著手シ又ハ工事竣工セサルトキ
 三 工事竣工後一年以内又ハ使用認可證交付後六月以内ニ事業ヲ開始セサルトキ
 四 引續キ六月以上事業ヲ休止シタルトキ
 五 事業ノ全部ヲ廢止シタルトキ

第三十條 索道事業者ハ運輸規程ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキモ亦同シ

第三十一條 運輸規程ハ停留場其ノ他ノ看易キ場所ニ之ヲ揭示スヘシ
 地方長官ハ公益上ノ必要アリト認ムルトキハ運輸規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第三十二條 索道事業者ハ正當ノ事由ナクシテ物又ハ旅客ノ運送ヲ拒ムコトヲ得ス
 運送物ハ法令又ハ運輸規程ニ別段ノ定ナキ限り之ヲ受取リタル順序ニ依リ運送スヘシ

〔山梨縣〕

第三十三條 索道ノ運轉速度ハ一分時百五十米ヲ超ユルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 第一種索道ニ據ル索道事業者ハ技術ニ關スル事項ヲ擔當セシムルタメ主任技術者ヲ選任スヘシ但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

索道事業者前項ノ主任技術者ヲ選任セムトスルトキハ履歷書ヲ添ヘ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキモ亦同シ
 地方長官ハ主任技術者ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ力解任ヲ命スルコトヲ得

第三十五條 索道事業者ハ毎決算期後一月内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ニ通リ地方長官ニ提出スヘシ
 一 當該決算期ノ事業ノ狀況、收入及支出
 二 當該決算期末現在ノ調査ニ依ル財産目錄
 決算期ノ定ナキモノニ在リテハ毎事業年度後一月内ニ前項ノ規定ニ準シ報告書ヲ提出スヘシ

事業年度ハ特ニ之ヲ定メサルトキハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ルモノトス

第三十六條 索道事業者ハ工作物ノ故障、搬器ノ墜落、落貨其ノ他ノ事故アリタルトキハ地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第三十七條 索道事業者ハ搬器及索條、支柱其ノ他ノ工作物ヲ完全ナル狀態ニ保持スヘシ

第三十八條 地方長官ハ必要ニ應ジ監査員ヲ派遣シテ工事又ハ設備ノ狀態ヲ監査セシムルコトヲ得

第三十九條 地方長官ハ公益上ノ必要アリト認ムルトキハ設備ノ變更改築

〔山梨縣〕

又ハ修繕ヲ命スルコトヲ得

第四十條 索道事業者本令又ハ本令ニ基テ命令若ハ處分ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ索道事業者經營ノ許可ノ全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ運轉ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第四十一條 索道事業者索道ノ使用ヲ廢止シタルトキハ地方長官ノ指示スル所ニ從ヒ工作物ヲ撤去スヘシ

索道事業者經營ノ許可其ノ效力ヲ失ヒ又ハ取消サレタルトキモ亦同シ

第四十二條 第四條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケシテ索道事業者經營シ又ハ其ノ目的ヲ以テ索道ヲ設備シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 索道事業者左ノ行爲ヲ爲シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第八條、第十八條、第十九條、第二十五條第一項若ハ第二項、第二十六條第一項、第三十七條又ハ第四十一條ノ規定ニ違反スルコト
 二 第十條又ハ第二十三條ニ依リ認可ヲ受クヘキ工事ニ認可ヲ受ケスルテ著手スルコト
 三 第三十九條又ハ第四十條ニ依ル命令又ハ處分ニ違反スルコト

第四十四條 前二條ノ場合ヲ除クノ外本令又ハ本令ニ基テ命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第四十五條 索道係員左ノ行爲ヲ爲シタルトキハ百圓以下ノ罰金拘留又ハ科料ニ處ス
 一 第十條又ハ第二十三條ニ依リ認可ヲ受ケタル運轉速度若ハ搬器ノ最大積載量(旅客運送ニ在リテハ定員)ヲ超過シ又ハ搬器ノ最小間隔ヲ短縮シテ運轉スルコト
 二 第三十三條第二項ノ規定ニ違反スルコト
 三 物運搬用搬器ニ人ヲ搭乗セシムルコト但シ索道ノ檢査修繕其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ搭乗セシメタル場合ヲ除ク

四 前三號ニ掲グルモノヲ除クノ外職務上ノ義務ニ違反シ又ハ之ヲ怠リ旅客又ハ公益ニ危害ヲ與スル行爲ヲ爲スコト

第四十六條 第四十二條乃至第四十四條ノ規定ハ公共團體方索道事業者經營スル場合ニ之ヲ適用セス

第四十七條 索道事業者力未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十八條 索道事業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業員カ其ノ事業ニ關シ爲シタル行爲ニ付自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得

第四十九條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ地方長官ノ定ム

第五十條 索道事業者ノ用ニ供スルモノヲ除クノ外索道ヲ設備セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第五十一條 本令ハ專用ニ供スルタメ一構内ニ於テ設備スル索道及電氣力、蒸氣力又ハ内燃力ヲ原動力トセサル索道ニ之ヲ適用セス但シ地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ノ全部又ハ一部ヲ之ニ適用スルコトヲ得

附則
 第五十二條 本令ハ昭和二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第五十三條 本令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クヘキ事項ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス(様式)省略

●索道事業ノ許可等ニ關スル件

昭和二年九月
逕信省訓令第二號

府府

- 索道事業ノ許可等ニ關スル件左ノ通定ム
- 第一條 第一種索道ニ據ル索道事業ニ關シ索道事業規則第四條若ハ第八條ノ許可又ハ同規則第十條若ハ第二十三條ノ認可ノ申請ヲ受ケタルトキハ豫メ本大臣ニ稟何ノ上處分スヘシ
- 第二條 第二種索道ニ據ル索道事業ニシテ二府縣以上ニ跨ルモノニ關シ處分ヲ爲サムトスルトキハ關係府縣知事ニ協議スヘシ但シ他府縣ニ關係ナキ事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 前項ノ場合ニ於テ協議調ハサルトキハ本大臣ニ稟何ノ上處分スヘシ
- 第三條 索道事業規則第五十條ニ依ル索道ノ設備ニ關シテモ前二條ニ準シ處理スヘシ

●索道取締規則

大正九年七月
山梨縣令第三十七號

- 改正 昭和二年四月縣令第三十四號
- 第一條 本則ニ於テ索道ト稱スルハ貨物ヲ運搬スル爲メ索條又ハ鐵線ヲ架空シタル工作物ヲ謂フ
- 第二條 原動機ヲ使用スル索道ヲ架設セムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日、法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所ノ所在地代表者ノ住所、氏名及定款ノ寫
- 二 起業又ハ使用ノ目的

〔山梨警〕

- 三 方式
- 四 兩極ノ位置及延長
- 五 最大運搬量
- 六 綱索ノ種類直径及最大抗張力
- 七 搬器ノ自重及最大積載重量並搬器相互ノ間隔
- 八 原動機ノ種類及實馬力
- 九 綱索ノ最大運轉速度(一時間 哩)
- 十 貨物ノ積卸ノ方法、位置、構造
- 十一 線路地形(平面圖縮尺八千分ノ一以上斷面縮尺六千分ノ一暨六百分ノ一トス支柱ノ高位置ヲ記入スヘシ但シ平面圖ハ陸地測量部製五萬分ノ一又ハ二萬分ノ一地形圖ヲ以テ代用スルコトヲ得
- 十二 工費概算書
- 十三 收支概算書
- 十四 索道使用時間
- 十五 運賃額
- 十六 資本金ノ總額及其ノ出資方法
- 十七 工事落成豫定期日
- 營業ノ目的ニ非ラサル場合ノ願書ニハ前項第十三號、第十五號、第十六號ノ事項ヲ具スルヲ要セス
- 原動機ヲ使用セサル索道ヲ架設シタルトキハ運轉ナク第一項第一號乃至第七號ノ事項ヲ索道架設地所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第三條 索道ノ設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ
- 一 建造物、架空線、道路、橋梁、鐵道、軌道、社寺、公園等ヲ橫斷シ又ハ之レニ接近シテ架設セサルコト
- 二 貨物又ハ運搬器ノ最底部ハ地上ヨリ十五尺以上ノ距離ヲ保有スルコト

〔山梨警〕

- 三 索道ノ勾配ハ三十度ヲ超ヘサルコト
- 前項ノ規定ハ工事止ムヲ得サル場合ニ於テ危險豫防上特別ノ施設ヲ爲スモノニ限リ斟酌シ許可スルコトアルヘシ
- 第四條 原動機ヲ使用スル索道架設工事ノ全部又ハ一部竣成シ事業ヲ開始セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第五條 索道ノ所有權ヲ讓渡シ若クハ借受使用セムトスル者ハ契約書ノ謄本ヲ添付シ當事者連署ノ上知事ニ原動機ヲ使用セサルモノハ索道架設地所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ許可ヲ取消若ハ使用ヲ停止シ又ハ修繕ヲ命ジ其ノ他必要ナル設備ヲ命スルコトアルヘシ
- 一 本則又ハ本則ニ依リ發シタル命令ニ違反シタルトキ
- 二 許可ノ日ヨリ一年以内ニ工事ニ著手セサルトキ
- 三 休業一年以上ニ及ヒタルトキ
- 四 落成期日迄ニ竣工セサルトキ
- 五 改築、變更又ハ修繕ヲ怠リタルトキ
- 六 危險豫防其ノ他公益上必要ト認ムルトキ
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ知事(原動機ヲ使用セサルモノハ索道架設地所轄警察官署)ニ届出ツヘシ
- 但第五號ノ届出ハ戶主家族又ハ同居者ヨリ第六號ノ届出ハ清算人ヨリ之ヲ爲スヘシ
- 一 事業者ノ住所、氏名ノ變更法人ニ在リテハ代表者ヲ選定シ又ハ其ノ氏名ヲ變更シタルトキ
- 二 營業所又ハ事務所ノ位置ヲ變更シタルトキ
- 三 事業ヲ開始シタルトキ

- 四 事業ヲ廢止シタルトキ
- 五 事業者死亡シタルトキ
- 六 法人解散シタルトキ
- 第八條 事業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
- 一 運轉ノ速度ハ特ニ許可ヲ受ケタル場合ノ外一時間四哩以内トスルコト但シ必要ニ應ジ更ニ之ヲ制限スルコトアルヘシ
- 二 爆發性又ハ發火性ノ貨物ハ特ニ許可ヲ受ケタル場合ノ外運搬セサルコト
- 三 貨物ハ脱漏、飛散又ハ破損ノ虞ナキ様緊纏スルコト
- 四 許可ノ重量ヲ超過セサルコト
- 五 索道使用時間外ニ運搬セサルコト但シ特別ノ事由ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此限リニアラス
- 第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事故發生シタルトキハ其ノ日時場所及原因ヲ速ニ所轄警察官署巡査駐在所又ハ巡査派出所ニ届出ツヘシ
- 一 索道ノ切斷シタルトキ
- 二 索道其ノ他工作物ノ故障ニ因リ運轉不能ニ至リタルトキ
- 三 落貨アリタルトキ
- 四 人畜ニ死傷ヲ生シ若ハ建造物ニ危害ヲ與ヘタルトキ
- 第十條 必要ト認ムルトキハ知事ハ第二條ニ列舉スル事項以外ノ書類又ハ圖面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十一條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ願書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 第十二條 本則第二條第一項ノ規定ニ違反シタル者又ハ第六條ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第十四條、第五條、第七條乃至第九條ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス

第十三條 事業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス
事業者ハ代理人戸主家族同居者其他ノ從業者ニシテ其ノ事業ニ關シ本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス
法人ノ代表者又ハ其ノ使用人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル場合ニ於テハ前條ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本則施行前索道ヲ架設セル者ハ本則施行ノ日ヨリ三ヶ月内ニ本則第二條ノ事項ヲ具シ届出認可ヲ受クヘシ

●索道取締規則施行手續

- 昭和二年四月 山梨縣訓令乙第六十二號
- 第一條 規則第二條ノ規定ニ依ル願届書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ原動機ヲ使用スルモノニアリテハ意見ヲ具シテ進達シ其ノ他ノモノニアリテハ相當處理スヘシ
 - 一 規則第三條ノ制限ニ抵觸ノ有無及抵觸スル場合ハ其ノ事情竝ニ危險豫防施設ノ適否
 - 二 風致若ハ保安上障礙ノ有無
 - 三 索道經過地及索道附屬工作物設置地等ニ於ケル土地所有者ノ意圖

〔山梨警〕

考	備

●索道取締ニ關スル件

昭和二年九月二十七日 保發第二〇〇號 山梨縣知事照會

鑛業權者カ鑛山ヨリ採掘セル鑛石ヲ他處ヘ運搬スルタメ夫ノ鑛山若ハ事業ノ爲ニスル構内ノ區域外ニ涉リ敷哩ノ距離ニ架空索道ヲ設置セントスル場合ハ鑛業法第七十一條及鑛業警察規則第五十五條ニ據ルヘキモノナルヤ又ハ逕信省令索道事業取締規則第五十條ニ據ルヘキモノナルヤ聊カ疑義相生シ候條貴局御意見承知致度此段及照會候也

(昭和二年十月三十一日 鑛第五〇〇一號 商工省鑛山局長回答)

首題ノ件ニ關シ昭和二年九月二十七日付保發第二〇〇號ヲ以テ御照會ノ次第モ有之候處鑛業ニ使用スル工作物ノ保安並之レヨリ生スル危害ノ豫防其ノ他公益ノ保護ニ關スル警察事務ハ鑛區ノ内外ヲ問ハス凡テ特別警察タル鑛業警察ノ範圍ニ屬シ從ツテ本件ノ場合ニ於テモ索道カ鑛業用トシテ使用セラルル限リ鑛業法第七十一條及鑛業警察規則第五十五條ノ適用ヲ受クヘキ義ニ付右御了知相成度此段及回答候也

昭和二年九月二十七日付保發第二〇〇號ヲ以テ御照會ニ係ル件ハ鑛石ノ運

- 四 恩賜林トノ關係
- 五 其ノ他參考事項
- 第二條 規則第四條第五條及第七條ノ規定ニ依ル願届書ヲ受理シタルトキハ相當調査ノ上前條ノ規定ニ準シ處理スヘシ
- 第三條 規則第六條ニ依リ處分シ又ハ命令ヲ發スルノ必要アリト認ムルトキハ原動機ヲ使用スルモノニ在リテハ其ノ狀ヲ報告シ其ノ他ノモノニアリテハ相當措置スヘシ
- 第四條 規則第九條ノ事故(輕微ノモノヲ除ク)發生シタルトキハ速ニ報告スヘシ
- 第五條 索道(規則第二條第三項ノ索道ハ其ノ届出事項)ハ左記様式ノ臺帳ニ記載シ適當ナル視察取締ヲ爲スヘシ

許可年月日	昭和年月日	事業者ノ本籍	住 所	氏 名	年 齡	搬 自 重	搬 載 量		機 間 隔	種 類	實 馬 力	使用時間	運 賃 額
							最大積載重量	最大積載重量					

〔山梨警〕

●索道ト恩賜林ニ關スル件

大正九年九月 警訓第二一號

搬力鑛石ノ採掘ニ附屬スル事業ナル限ハ逕信省令索道事業規則ノ適用無之義ト御了知相成度候

追而鑛業權者カ其ノ採掘ニ係ル鑛石ノ運搬其ノ他鑛業附屬事業ト目セラレモノ以外ニ右索道ヲ使用スルトキ又ハ他人ノ用ニ之ヲ供セルトキハ索道事業規則ノ適用ヲモ受クルモノニ有之右爲念申添候

調査上必要ニ付索道取締規則第二條ニ依リ索條又ハ鐵線架空ノ出願アリタルトキハ其ノ工作物ノ經過地カ恩賜林ナルトキハ之ヲ明ニスル爲略圖ヲ添付シ且被害ノ有無併セテ具申スヘシ

第五章 代書人、紹介業、案内業其ノ他

〔山梨管〕

●司法書士法

大正八年四月十日
法律第四十八號

改正 昭和一〇年四月法律第三六號
院帝國議會ノ協贊ヲ經タル司法書士法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

司法書士法

- 第一條 本法ニ於テ司法書士ト稱スルハ他人ノ囑託ヲ受ケ裁判所及検事局ニ提出スヘキ書類ノ作製ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ
- 第二條 司法書士ハ地方裁判所ノ所屬トス但シ管轄區域ヲ同シクシテ民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テハ民事地方裁判所ノ所屬トス
- 第三條 司法書士ハ所屬地方裁判所長ノ監督ヲ受ケ
- 第四條 司法書士ハ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス
- 第五條 司法書士ハ所屬地方裁判所長ノ定ムル書記料ヲ受ケ
- 第六條 司法書士ハ事務所ヲ設ケ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス
- 第七條 司法書士ハ正當ノ事由アルニ非サレハ囑託ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第八條 司法書士ハ當事者ノ一方ノ囑託ニ依リテ取扱ヒタル事件ニ付相手方ノ爲ニ書類ノ作製ヲ爲スコトヲ得ス
- 第九條 司法書士ハ其ノ業務ノ範圍ヲ超エテ他人間ノ訴訟其ノ他ノ事件ニ關與スルコトヲ得ス
- 第十條 司法書士ハ其ノ取扱ヒタル事件ヲ漏泄スルコトヲ得ス但シ裁判所又ハ検事局ニ於テ訊問ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 司法書士其ノ業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜ス

第四編 保安

第五章 代書人、紹介業、案内業其ノ他

ヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ所屬地方裁判所長ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ左ニ掲グル處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 業務ノ禁止又ハ停止
- 二 五百圓以下ノ過料

非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ノ處分ニ付之ヲ準用ス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正八年六月勅令第二百八十七號ヲ以テ同年九月十五日ヨリ施行)

●司法書士法施行細則

大正八年六月十一日
司法省令第九號

改正 大正一〇年三月司法省令第六號、昭和一〇年四月第二〇號
司法書士法施行細則左ノ通相定ム

- 第一條 司法書士タルノ認可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ住所、族稱、氏名、年齢及履歴並事務所ノ位置ヲ具シ所屬地方裁判所長ニ願書ヲ差出スヘシ
- 第二條 司法書士事務所ヲ移轉セムトスルトキハ新事務所ノ位置ヲ具シ所屬地方裁判所長ニ願出ツヘシ
- 第三條 司法書士事務所ヲ設ケ又ハ之ヲ移轉シタルトキハ遲滞ナク之ヲ所屬地方裁判所長ニ届出ツヘシ
- 第四條 司法書士ハ其ノ事務所ニ何地方裁判所長認可司法書士某事務所ト記載シタル表札ヲ掲グヘシ
- 第五條 司法書士ハ所屬地方裁判所長ノ定ムル様式ニ從ヒ業務上使用スヘキ印章ヲ作り其ノ印鑑ニ氏名ヲ自署シ之ヲ所屬地方裁判所長ニ差出スヘシ
- 第六條 司法書士ハ事務所内賂易キ場所ニ書記料額ヲ揭示スヘシ
- 第七條 司法書士ハ事件簿ヲ調製シ之ニ囑託ヲ受ケタル年月日、件名、囑

第八條 代書人ノ氏名住所、作製シタル書類ノ紙數及書記料ヲ記載スヘシ
第九條 司法書士ハ其ノ作製シタル書類ノ末尾ニ書記料ノ額ヲ附記シ署名捺印スヘシ

第十條 司法書士廢業シタルトキハ本人ヨリ、死亡シタルトキハ其ノ家族又ハ同居者ヨリ遲滞ナク其ノ旨ヲ所屬地方裁判所長ニ届出ツヘシ

第十一條 地方裁判所長ハ司法書士名簿ヲ備ヘ之ニ所屬司法書士ノ住所、族稱、氏名、年齢及事務所ヲ記載スヘシ

第十二條 地方裁判所長司法書士ノ書記料ヲ定メタルトキハ控訴院長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第十三條 地方裁判所長司法書士ノ監督ニ關スル規程ヲ設ケタルトキハ控訴院長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第十四條 地方裁判所長ハ所屬司法書士ノ行狀及業務ノ取扱ニ關シ調査スルコトヲ得

第十五條 司法書士業務ノ禁止又ハ停止ノ處分ヲ受ケタルトキハ其ノ表札ヲ撤去スヘシ

附則 本令ハ大正八年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

代書人規則

大正九年十一月二十五日 内務省令第四十號

改正 昭和四年内務省令第二六號 代書人規則左ノ通定ム

代書人規則

第一條 本令ニ於テ代書人ト稱スルハ他ノ法令ニ依ラスシテ他人ノ囑託ヲ受ケ官公署ニ提出スヘキ書類其ノ他權利義務又ハ事實證明ニ關スル書類ノ作製ヲ業トスル者ヲ謂フ

第二條 代書人タラムトスル者ハ本籍、住所、氏名、年齢及履歷並事務所ノ位置ヲ具シ主タル事務所所在地所轄警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ

第三條 代書人其ノ業務ノ爲補助員ヲ置キタルトキハ五日以内ニ本人ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歷ヲ主タル事務所所在地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第四條 代書人ハ其ノ事務所ニ代書人某事務所ト記載シタル表札ヲ掲ケヘシ

第五條 代書人ハ事務所以外ノ場所ニ於テ其ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ警察官署ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 代書人ハ代書料額ヲ定メ主タル事務所所在地所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第七條 代書人ハ前條代書料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ其ノ業務ニ關シ報酬ヲ受ケルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ警察官署ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 代書人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ囑託ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 代書人及其ノ補助員ハ左記各號ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス 一法令ノ規定ニ依ルニ非スシテ他人ノ訴訟、訴訟又ハ非訟事件ニ關シ代理、鑑定、勸誘、紹介又ハ仲裁其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコト

二囑託セラレタル事件ニ付利害ヲ異ニスル他ノ者ノ爲ニ代書ヲ爲スコト

三業務上知得シタル事項ヲ他人ニ漏洩スルコト

四書類ノ紙數ヲ增加スル目的ヲ以テ故ラニ文句ヲ冗長ニシ若ハ必要以外ノ書類ヲ作製スルコト

五代書囑託者ノ印類又ハ其ノ署名捺印若ハ捺印シタル白紙ヲ領置スルコト

六事務所ヲ他人ノ法律事務所ニ貸與シ又ハ之ヲ他人ノ法律事務所ニ置クコト

第十條 代書人ハ其ノ代書シタル書類ノ末尾又ハ欄外ニ署名捺印スヘシ但シ法令ニ別段ノ規定アルモノ又ハ書翰ノ類ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 代書人ハ左ノ各號ノ場合ニ於テハ五日以内ニ主タル事務所所在地所轄警察官署ニ届出ツヘシ 一本人又ハ補助員ノ本籍、住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキ

二事務所ヲ變更、増設又ハ廢止シタルトキ

三補助員死亡シ又ハ之ヲ廢罷シタルトキ

四廢業シタルトキ

代書人死亡シタル場合ニ於テハ戸主又ハ同居ノ家族ヨリ五日以内ニ主タル事務所所在地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十二條 代書人ハ代書事件簿ヲ備ヘ代書ヲ爲シタル都度囑託ヲ受ケタル事件ノ名稱、年月日、書類ノ紙數、代書料及囑託者ノ住所氏名ヲ記載スヘシ

代書人ハ代書事件簿閉鎖後一年間之ヲ保存スヘシ代書人業務ノ許可ヲ取消サレ又ハ廢業シタルトキ亦同シ

第十三條 警察官署ハ必要ト認ムルトキハ警察官吏ヲシテ代書人ノ事務所ニ臨檢シ又ハ代書事件簿ヲ檢閲セシムルコトヲ得

第十四條 代書人業務上ノ義務ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害スト認メラ

第四編 保安 第五章 代書人、紹介業、案内業其ノ他

ルルトキ又ハ六月以上所在不明ナルトキハ主タル事務所所在地所轄警察署ハ地方官東京府ニ在リノ認可ヲ受ケ業務ノ停止ヲ命ジ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十五條 補助員業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スト認メラルトキハ主タル事務所所在地所轄警察官署ハ代書人ニ其ノ補助員ノ罷免ヲ命スルコトヲ得

第十六條 第二條、第十四條及第十五條ノ規定ニ依ル警察官署ノ處分ハ其ノ所屬府縣ノ管内ニ效力ヲ有ス

第十七條 本令其ノ他ノ法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケスシテ代書ノ業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス 一第七條、第九條ノ規定ニ違反シタル者

二代書事件簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ若ハ第十三條ノ規定ニ依ル警察官吏ノ臨檢又ハ檢閲ヲ拒ミタル者

三第十四條ノ規定ニ依ル業務停止ノ處分ヲ受ケ其ノ期間中業務ヲ營ミタルモノ

四第十五條ノ規定ニ依リ警察官署ノ命令ニ違反シタル者

第十九條 第三條乃至第六條、第八條、第十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十條 代書人ハ其ノ業務ニ關シ補助員ノ爲シタル行爲ニ付自己ノ指揮ニ出テサレノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

附則 第二十一條 本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 本令施行ノ際現ニ許可ヲ受ケ代書ヲ業トスル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

●代書人規則施行手續

大正十年四月 山梨縣訓令乙第一三四號

- 第一條 規則第二條又ハ第三條ノ出願アリタルトキハ左ノ事項ヲ調査ノ上處理スヘシ但シ不許可又ハ不認可ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ事由ヲ具シ警察部長ニ稟議スヘシ
- 一 前科
- 二 性行經歷
- 三 租税ノ逋脱又ハ訴訟、非訟事件ノ提起ヲ煽動教唆シ其ノ他不正ノ行爲アリト認ムル者ニアラサルヤ否
- 四 曾テ代書人ノ許可又ハ業務補助員ノ認可ヲ取消サレ改悛ノ情ナキ者ニアラサルヤ否
- 五 前各項ノ外營業上不適當ト認ムルモノニアラサルヤ否
- 第二條 規則第五條但書ニ依ル承認ノ申請アリタルトキハ遺言書ノ作製其ノ他ノ事情ニ依リ事實已ムヲ得サルモノナリヤ否ヲ調査シ弊害ナシト認メタル場合ニ限り承認スヘシ但シ代書事項ヲ限り豫メ承認ヲ與ヘ置クモ妨ケナシ
- 第三條 規則第十五條ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ狀ヲ具シ警察部長ニ稟議スヘシ
- 第四條 規則第十四條第十五條ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ報告スヘシ
- 第五條 左ノ場合ニ於テハ關係警察官署ニ通報スヘシ
 - 一 規則第二條第三條ノ許可又ハ認可ヲ爲シタルトキ
 - 二 規則第六條ノ認可又ハ第五條第七條ノ承認ヲ爲シタルトキ
 - 三 規則第十一條ニ依ル届出ヲ受理シタルトキ
 - 四 規則第十四條第十五條ノ處分ヲ爲シタルトキ

〔山梨警〕

第六條 代書人及其ノ業務補助員ハ左記様式ノ臺帳ニ登載スヘシ 代書人臺帳様式

指 令 番 號	大正 年 月 日	住 所	
許 可	大正 年 月 日	氏 名	
廢 業	大正 年 月 日	生 年	
死 亡	大正 年 月 日	月 日	
取 消	(年月日事由ヲ記載ス)	備 考	(代書料認可額事務所擔任者氏名其ノ他必要事項ヲ記載スヘシ)
停 業	(年月日事由ヲ記載ス)	事 務 所 在 地	(數個所アルモノハ區別シテ記載スヘシ)

業 務 補 助 員	指 令 番 號	大 正 年 月 日	住 所
異 動	取 消	異 動	異 動
(死亡廢業ノ年月日ヲ記載)	(年月日事由ヲ記載)	(死亡廢業ノ年月日ヲ記載)	(年月日事由ヲ記載)
生 年	住 所	生 年	住 所
月 日	氏 名	月 日	氏 名

〔山梨警〕

取消 (年月日事由ヲ記載)

〔山梨警〕

●代書人取締ノ件

大正十年四月 警訓第五五號

- 大正九年十一月二十五日內務省令第四十號ヲ以テ制定セラレタル代書人規則ハ從來施行シ來リタル廳府縣令ノ統一ヲ爲シ兼テ司法代書人法等他ノ法令ニ依ラスシテ代書ノ業ヲ爲ス者ヲ取締ルノ趣旨ニ出テタルモノナルカ故ニ左記事項參酌ノ上取締上遺策ナカラシムコトヲ期スヘシ
- 左 記
 - 一 規則第一條ノ書類中ニハ其附屬圖面ノ如キ之ヲ包含スト雖單ニ設計圖測量圖類ノ作製ノミノ依頼ニ應スルコトヲ業トスル者ハ之ニ包含スルモノニアラス又單ニ書翰ノミノ代書ヲ業トスル者ニシテ稀ニ權利義務ニ關スル書翰ヲ代書スルコトアルヘキモ是等ハ強テ本規則ヲ以テ臨ムノ趣旨ニアラス
 - 二 以上ノ事務所ヲ有スル者ニハ其ノ一ニ就キ主タル事務所ヲ定メシムルモノトス
 - 三 規則第五條ニ於テ事務所以外ノ場所ニ於テ代書ノ業務ニ從事スルコトヲ認メタルハ遺言狀又ハ書類作製期限ヲ指定シテ依頼スルモノアルヘク是等ニ對シ事務所内ノミニ制限スルハ宜シキニ適セサルヲ以テ事務所以外ニ於テ其ノ業務ヲ行フコトヲ認メタルモノナリ
 - 本條ノ承認ハ代書人ノ主タル事務所ヲ所轄スル警察官署ニ限定セザリシハ其ノ之ヲ限定スルニ於テハ代書業者ノ不便少カラサルヘキヲ考慮

第四編 保安 第五章 代書人、紹介業、案内業其ノ他

四

シタルニ因ル

規則第六條ノ代書料額ハ之ヲ一定スルコト能ハスト雖物價ノ現況土地ノ狀況等ヲ考察シ左記ノ通標準ヲ定メタルニ付キ其ノ範圍内ニ於テ相當酌ヲ加ヘ適當ト認ムル程度ニ於テ認可ヲ與フルコトヲ要ス

標準ヲ超過シタル程度ノ認可ヲ爲サムトスルトキハ情ヲ具シ警察部長ニ稟議スルコトヲ要ス

尙ホ本件代書料額ハ代書人ノ主タル事務所ヲ所轄スル警察官署ニ限定セルヲ以テ同一代書人ニシテ其ノ所轄以外ノ警察官署ノ區域ニ事務所ヲ有スル場合ニ於ケル代書料額ノ認可ニ付テハ其ノ所在地ヲ管轄スル警察官署ニ於ケル代書料額トノ間均衡ヲ失セシメサルノ必要アルヲ以テ關係警察官署間相互照覆シ同一警察官署所轄内ニ於テハ彼是代書料額ニ相違ナカラシムルコト

代書料認可標準

- 一 書 料
 - 紙質ニ拘ラス薄テ十二行二十字詰半枚五錢以内トス但シ半枚ニ滿タサルモノモ半枚トシテ計算ス
 - 特ニ文案ヲ要スルモノハ前項ノ倍額トス
- 二 圖 面
 - 一 測量圖面等特別技術ヲ要スルモノ 美濃判一枚ニ付二圓以内トス但シ二枚以上ハ一枚ヲ増ス毎ニ一圓ヲ加フ
 - 二 簡易ナル圖面 一枚ニ付二十錢以内トス但シ二枚以上ハ一枚ヲ増ス毎ニ十錢ヲ加フ
- 三 規則第七條但書ニ於テ代書料以外ノ報酬ヲ認メタルハ代書囑託者ニ於テ代書人ノ出張ヲ求ムル等ノ場合ニ於テ車馬賃其ノ他ヲ要スルコトヲ

ルヘキニ依ル尙ホ本件ハ必スシモ其ノ時々ニ於テ承認ヲ受ケシムルヲ要セス左記標準ニ據リ關係警察官署ト相互照覆ノ上豫メ之ヲ受ケ置カシムルヲ妨ケス

記

報酬額承認標準

一 車馬賃 實費トス

二 宿泊料 一泊三圓以内

三日 當 一日二圓以内

六 代書人ノ弊害ノ多クハ規則第九條ニ規定スル條項ニ在ルヲ以テ本條ニ付テハ現ニ代書ヲ兼トスル者及將來代書業ヲ許可スル者ニ對シテハ懸篤本條ノ趣旨ヲ說示シテ其ノ義務ニ違反スルコトナカラシムルコト尙本條第六號中法律事務所トハ辯護士事務所特許辦理士事務所公證人執達吏事務所ノ類ヲ指示シタルモノナリ

七 規則第十一條ニ記載セル事項ノ届出ハ總テ主タル事務所所在地所轄警察官署ニ限定スヘキモノトス

八 規則第十四條第十五條ニ於テ代書人又ハ其ノ補助員ニシテ本令ニ規定スル業務上ノ義務ニ違反シ又ハ文書偽造、詐欺、強迫盜其他ノ犯行ヲ爲シ代書人トシテノ業務ヲ行ハシムルニ於テハ公益ヲ害スト認ムル者ニ對シ業務ノ停止許可ノ取消又ハ使用ノ認可ヲ取消スコト、爲セリト雖本件ノ處分ハ當業者ニ與フル苦痛最モ甚シキモノナルヲ以テ特ニ慎重ニ調査ヲ要スルモノトス

尙停止處分ノ場合ハ期間ヲ明示シテ命令スヘキモノトス

九 規則第十七條ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケス又ハ司司法代書人法郵便電信電話官署代書人規則ニ依リ認可ヲ受ケスシテ代書業ヲ爲ス者ヲ制遏スル

〔山梨警〕

ノ趣旨ニ出テタルモノナリト雖モ此ノ際既ニ之ニ該當スル者アルニ於テハ可成說諭ヲ加ヘ任意業務ヲ廢止セシメ直ニ處罰ヲ以テ臨ム如キコトナキヲ要ス

●營利職業紹介事業取締規則

大正十四年十二月十九日
內務省令第三十號

改正 昭和十一年八月內務省令第三〇號

營利職業紹介事業取締規則左ノ通定ム

營利職業紹介事業取締規則

第一條 本令ニ於テ職業紹介事業ト稱スルハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ謂ヒ紹介業者ト稱スルハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ營ム者ヲ謂フ

第二條 職業紹介事業ヲ營ムトスルトキハ左記事項ヲ具シ事業所所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ

一 本籍、住所、氏名、年齢及履歷

二 法人ニ在リテハ其ノ定款並ニ其ノ代表者ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歷

三 事業所ノ所在地及名稱

四 主トシテ紹介セムトスル職業ノ種類

五 手数料額及其ノ領收方法

前項第二號法人ノ定款、代表者、第三號事業所ノ所在地、第四號又ハ第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ事業所所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ

第四編 保安 第五章 代書人、紹介業、案内業其ノ他

〔山梨警〕

紹介業者(紹介業者法人ナルトキハ其ノ代表者)ノ本籍、住所、氏名又ハ事業所ノ名稱ニ變更アリタルトキハ其ノ變更後七日内ニ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第三條 紹介業者及其ノ同居ノ戸主家族ハ宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、待合、藝妓屋、遊藝場、藝妓娼妓酌婦又ハ之ニ類スルモノノ周旋業、質屋、古物商、金銭貸付業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ又ハ其ノ營業者ノ從業者タルコトヲ得ス代書人規則ニ依ル代書人又ハ其ノ補助員タルコト亦同シ

前項ノ規定ハ紹介業者法人又ハ未成年者ナルトキハ法人ノ代表者又ハ未成年者ノ法定代理人ニ之ヲ準用ス但シ未成年者其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 紹介業者從業者ヲ使用セムトスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歷ヲ具シ事業所所在地ノ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ從業者ノ使用ヲ罷メタルトキ又ハ從業者死亡シタルトキハ紹介業者ハ其ノ氏名ヲ具シ七日内ニ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ從業者ノ住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキ亦同シ

前條第一項、第八條第八號乃至第十一號及其ノ罰則ノ規定ハ從業者ニ之ヲ準用ス

第五條 紹介業者ハ其ノ事業所ノ名稱ニ職業紹介ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第六條 紹介業者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非レハ之ヲ紹介スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ承諾ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於

- テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 紹介業者ハ許可ヲ受ケタル手数料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス報償トシテ財物其ノ他ノ利益ヲ受ケルコトヲ得ス
- 第八條 紹介業者ハ左ニ掲ケル行為ヲ爲スコトヲ得ス
 - 一 職業紹介事業ニ關シ誇大又ハ虚偽ノ廣告又ハ揭示ヲ爲スコト
 - 二 紹介ニ際シ求職者ノ性行技能健康状態、求人者ノ家庭ノ状況、勞務條件、報酬其ノ他契約上必要ナル事項ニ付事實ヲ虚構シ又ハ隠蔽スルコト
 - 三 求職者ノ意思ニ反シテ紹介ヲ爲スコト
 - 四 濫ニ被備中ノ者ヲ勧誘シ他ニ紹介スルコト
 - 五 濫ニ事業所外ニ於テ被備者タルコトヲ勧誘スルコト
 - 六 紹介ニ係ル雇傭ノ當事者間ニ於ケル財物ノ授受ニ關與スルコト
 - 七 求職者ヲ誘引スル者ニ對シ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス財物其ノ他ノ利益ヲ供與スルコト
 - 八 藝妓娼妓酌婦又ハ之ニ類スルモノノ周旋ヲ爲スコト
 - 九 求職者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行為ヲ爲スコト
 - 十 求職者ニ對シ遊興ヲ勧誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト
 - 十一 紹介ニ關シ知得タル人ノ秘密ヲ漏洩スルコト
- 第九條 紹介業者ハ左ニ掲ケル行為ヲ爲スコトヲ得ス但シ事業所所在地ノ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 - 一 求職者ヲ宿泊セシムルコト
 - 二 求職者ニ對シ財物ノ給與又ハ貸付ヲ爲スコト
 - 三 求職者ノ委託ヲ受ケ財物ノ保管、賣買若ハ質入ヲ爲スコト
 - 四 求職者ノ財物ヲ買受ケルコト
- 第十條 紹介業者ハ事業所ニ別表ノ様式ニ依ル左ノ帳簿ヲ備ヘ日日紹介ニ

- 關スル事項ヲ記載スヘシ
- 一 求人簿
- 二 求職簿
- 三 紹介日計簿
- 四 手数料收受簿
- 前項ノ帳簿ハ最後ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ
- 第十一條 紹介業者ハ毎月五日迄ニ前月ノ事業狀況ヲ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 警察官署前項ノ届出ヲ受理シタルトキハ之ヲ取鑑メ地方長官ニ報告スヘシ
- 地方長官前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ之ヲ取鑑メ内務大臣ニ報告スヘシ
- 前三項ノ報告様式ハ別表定ムル所ニ依ル
- 第十二條 紹介業者ハ其ノ事業狀況ニ關シ事業所所在地ノ市町村長ヨリ要求アルトキハ速ニ報告ヲ爲スヘシ
- 第十三條 紹介業者廢業シタルトキハ廢業ノ日ヨリ五日內ニ其ノ旨事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 紹介業者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戶主ヨリ紹介業者タル法人解散シタルトキハ清算人ヨリ其ノ旨前項ニ準シ届出ツヘシ
- 第十四條 地方長官ハ警察官署ヲシテ事業所ニ臨檢シ訊問ヲ行ヒ書類帳簿ノ検査ヲ爲シ若ハ其ノ提出ヲ命ゼシメ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十五條 地方長官ハ紹介業者本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シタルトキハ其ノ事業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得地方長

- 官ニ於テ紹介業者職業紹介事業ヲ營ムニ適セスト認ムルトキ亦同シ
- 第十六條 警察官署ハ從業者職業紹介事業ニ從事スルニ適セスト認ムルトキハ使用ノ認可ヲ取消スコトヲ得
- 第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス
 - 一 第二條第一項第二項、第三條又ハ第四條第一項ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 第十五條ノ規定ニ依リ事業ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止期間中事業ヲ營ミタル者
- 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 一 第二條第三項、第四條第二項、第五條乃至第十條、第十一條第一項、第十三條又ハ附則第四項ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 第十條第一項ノ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
 - 三 第十四條ノ規定ニ依ル警察官署ノ検査若ハ書類帳簿ノ検査、提出ヲ拒ミ訊問ニ應セス虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ監督上ノ處分ニ從ハサル者
- 第十九條 紹介業者未成年者又ハ法人ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 紹介業者ハ從業者、同店ノ戶主家族又ハ雇人ニシテ其ノ事業ニ關シ本令別表ノ一

- 又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得
- 第二十條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム
- 第二十一條 地方長官ハ本令ニ依ル權限ノ一部ヲ警察官署長ニ委任スルコトヲ得
- 第二十二條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス
- 第二十三條 本令ハ藝妓酌婦又ハ之ニ類スルモノノ紹介ニ關シテハ之ヲ適用セス
- 第二十四條 本令ハ有料職業紹介事業ニ之ヲ準用ス
- 附則 本令ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行前府縣令ニ依リ許可、免許又ハ認可ヲ受ケ現ニ職業紹介事業ヲ營ム者ハ本令第二條第一項ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
- 前項ノ紹介業者ノ從業者ニ付テハ本令第四條第一項ニ依リ認可アリタルモノト看做ス
- 第二項ノ紹介業者ニシテ引續キ職業紹介事業ヲ營ムトスルトキハ本令施行後一月內ニ第二條第一項各號ノ事項ヲ事業所所在地ノ所轄警察官署ヲ經由シ地方長官ニ、第四條第一項ノ事項ヲ事業所所在地ノ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

求人簿

登錄年月日	大正	年	月	日
取扱者印				

(面 表)

手 数 料 額	備入ノ條件				求人者		
	執 務 時 間	食 事	歩 増	給 料	職 務	住 所	氏 名
				住 込 月 日 給 給 圓 圓 錢 錢	年 齡	家 族 小 大	人 人 使 用 人 小 大 人 人
				通 勤 月 日 給 給 圓 圓 錢 錢	雇 入 期 間		
				其 ノ 他	公 休 日		
				保 證 人 ノ 要 否	經 驗 要 否		
				教 育 程 度			

(裏)

紹 介 月 日	被 紹 介 者 氏 名	住 所	紹 介 願 末	紹 介 取 扱 者 印

(面 表)

末 願	末 願	末 願	末 願

別表ノ二 求職簿

(面 表)

登 録 年 月 日	氏 名	現 住 所	本 籍 地	戸 主 ノ 氏 名 及 本 人 ト	省 令 第 六 條 ニ 依 ル 承 諾 者 ノ 住 所 氏 名 及 本 人 ト ノ 關 係	前 職 務	前 勤 務 期 間	前 給 料	當 地 在 住 日 數
大 正									
年									
月									
日									
取 扱 者 印	生 年 月 日					技 能 經 驗	修 學 程 度	希 望 職 務	件 條 其 ノ 他
	年 月 日 生							住 込 又 ハ 通 勤 月 日 給 給 圓 圓 錢 錢	

別表ノ五 大正 年 月 職業紹介報告

職業別	求人 數		求 職 者 數		紹介 件 數		就 職 者 數	
	男	女	登 録 數	再 來 數	男	女	男	女
計								
工業及鑛業								
土木建築業								
商業								
農林業								
水産業								
通信運輸業								
戸内使用人								
雜業								
日備労働者								

備考 日備労働者ノ取扱ニ付テハ求職者ノ登録數、再來數ヲ區別スルヲ要セス又就職者數ノ記入ヲ要セス

●營利職業紹介事業取締規則施行

細則

昭和九年九月十三日 山梨縣令第三十號

〔山梨縣〕

營利職業紹介事業取締規則施行細則ノ通定ム

ヲ毀損又ハ紛失シタルトキハ直ニ所轄警察署ニ再下付ヲ申請スベシ

營利職業紹介事業取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)及本令ニ依リ未

第六條 規則第六條但書ノ規定ニ依リ紹介ヲ爲サントスルトキハ豫メ其ノ理由ヲ具シ所轄警察署長ニ届出ツベシ

成年者又ハ妻ノ提出スル願届書ニハ法定代理人又ハ夫ノ連署ヲ要ス

第七條 紹介業者ハ左ニ掲グル行爲ヲナスベカラズ但シ第四號ノ事項ニ付所轄警察署長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

法定代理人若ハ夫又ハ其ノ氏名ニ變更アリタルトキハ七日以内ニ事業所所在地ノ所轄警察署長ニ届出ツベシ

一 戸籍抄本又ハ其ノ他ノ證明ナキ身元不詳ノ者ヲ紹介スルコト

第二條 職業紹介事業ヲ營マントスル者ハ規則第二條第一項各號ノ事項ノ外戸籍抄本及最近二月以内ノ撮影ニ係ル寫眞二葉(手札型、無臺紙、脱帽、半身)ヲ具シ事業所所在地ノ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ

二 求職者ニ濫ニ失費ヲ爲サシムルコト

規則第二條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケベキ事項ニ付テハ事業所所在地ノ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケベシ

三 求職者ヲ隱匿シ又ハ其ノ面會、通信等ヲ妨グルコト

第三條 規則第四條第一項ノ申請書ニハ從業者ノ戸籍抄本及最近二月以内ノ撮影ニ係ル寫眞二葉(手札型、無臺紙、脱帽、半身)ヲ添附スベシ

四 手数料ノ代價トシテ求職者ヨリ衣類、携帶品等ヲ收受スルコト

第四條 規則第二條第一項又ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ與ヘタルトキハ別記第一號様式ノ許可證又ハ認可證ヲ交付ス

第八條 紹介業者ハ手数料ノ請求又ハ受領ニ付左ノ各號ヲ遵守スベシ

第五條 許可證又ハ認可證ノ記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ之ヲ事業所所在地ノ所轄警察署ニ提出シ訂正又ハ書換ヲ受ケベシ許可證又ハ認可證

一 手数料ハ事業所内見易キ箇所ニ揭示スルコト

第六條 許可證又ハ認可證ノ記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ之ヲ事業所所在地ノ所轄警察署ニ提出シ訂正又ハ書換ヲ受ケベシ許可證又ハ認可證

二 手数料ハ其ノ請求又ハ受領ニ先立チ相手方ニ對シ之ヲ明示スルコト

第七條 許可證又ハ認可證ノ記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ之ヲ事業所所在地ノ所轄警察署ニ提出シ訂正又ハ書換ヲ受ケベシ許可證又ハ認可證

三 手数料ノ支拂ヲ受ケタルトキハ直ニ領收書ヲ交付スルコト

第八條 規則第九條但書及本令第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ願書ニ求職者ノ本籍、住所、氏名、年齢及事由ヲ詳記スベシ

第九條 規則第九條但書及本令第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ願書ニ求職者ノ本籍、住所、氏名、年齢及事由ヲ詳記スベシ

第九條 規則第九條但書及本令第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ願書ニ求職者ノ本籍、住所、氏名、年齢及事由ヲ詳記スベシ

第十條 紹介業者ハ規則第十條ノ規定ニ依リ帳簿ニ使用前所轄警察署長ノ檢印ヲ受ケベシ

第十條 紹介業者ハ規則第十條ノ規定ニ依リ帳簿ニ使用前所轄警察署長ノ檢印ヲ受ケベシ

第十一條 紹介業者ハ第二號様式ニ依リ看板ヲ事務所出入口ノ見易キ箇所ニ掲グベシ

第十二條 紹介業者ハ求職者舉動不審ナルトキ又ハ家出人ノ疑アルトキハ速ニ警察官吏ニ申告スベシ
第十三條 警察官吏ハ事務所ニ臨檢シ書類帳簿ノ檢査ヲ爲シ又ハ其ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 所轄警察署長必要アリト認ムルトキハ紹介業者ニ對シ別段ノ事項ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 紹介業者組合ヲ設ケンストキハ組合員及役員ノ住所、氏名並ニ組合規約ヲ具シ事務所所在地所轄警察署長ノ認可ヲ受クベシ組合規約ヲ變更セントストキ亦同シ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第一條第二項、第四條第二項、第五條前段、第六條、第七條、第八條、第十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十四條ノ規定ニ依ル警察署長ノ處分ニ服セザル者

第十七條 第六條乃至第八條、第十二條並ニ其ノ罰則ノ規定ハ從業者ニ之ヲ準用ス

第十八條 紹介業者未成年又ハ法人ナルトキハ本令ノ規定ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ紹介業者、同居ノ戸主、家族又ハ雇人ニシテ其ノ事業ニ關シ本令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附則

本令ハ昭和九年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

〔山梨警〕

第一號様式

昭和 年 月 日下付 警察署 印	第 號 營業紹介業許可證 (營業紹介業從業者認可證) 住所 氏 名 年月日生
---------------------	----------------------------------------------------

〔山梨警〕

第二號様式

營業紹介業 郡(市) 村(町) 番地 氏 名	30 厘 80 厘
------------------------------	--------------

●營業紹介事業取締規則同施行細則執行心得

昭和九年九月 山梨縣訓令乙第一五七號

第一條 營利職業紹介事業取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條第一項及營利職業紹介事業取締規則施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第二條第一項ノ規定ニ依ル許可申請アリタルトキハ左ノ各號ニ該當セズ土地ノ狀況及職業紹介所既存紹介業者トノ關係上許可ノ必要アリト認メタルトキニ限リ許可スベシ
一 規則第十五條又ハ周旋營業取締規則第十九條ノ規定ニ依リ事業又ハ營業ノ許可ヲ取消サレタル者

寫 眞 印	處分 年月日 違 反 事 項 取扱者印
----------	------------------------------

- 二 禁治産者又ハ準禁治産者
 - 三 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ未ダ復権セザル者
 - 四 密賣淫又ハ其ノ媒介若ハ容止ノ罪ヲ犯シタル者
 - 五 文書有價證券又ハ印章偽造、猥褻、姦淫、賭博、富籤、殺人、傷害、墮胎、遺棄、逮捕、監禁、脅迫、略取、誘拐、強姦、詐偽、恐喝、横領又ハ贓物ニ關スル罪ヲ犯シタル者
 - 六 他人ニ名義ヲ假スノ虞アリト認ムル者
 - 七 相當ノ資産ヲ有セザル者
 - 八 素行不良ノ者
 - 九 公安風俗ヲ紊ル虞アル者
- 紹介業者未成年ナルトキハ其ノ法定代理人ニ法人ナルトキハ其ノ代表者ニ前項ノ規定ヲ準用ス
- 第二條** 規則第四條第一項及細則第三條ノ規定ニ依ル認可申請アリタルトキハ前條第二號乃至第五號、第八號及第九號ニ該當スルヤ否ヲ調査シ支障ナシト認ムルトキニ限り認可スベシ
- 第三條** 紹介手数料ハ左ニ掲ゲタル標準ノ範圍内ニ於テ從來ノ慣習又ハ土地ノ狀況ヲ考慮シテ許可スベシ
- 甲 手数料
- 一 一年期制 一ケ年分給料額ノ一割以下但シ百圓ヲ超ユル額ニ付テハ四分以下
 - 二 月給制 月給額ノ一割五分以下トシ三圓ニ滿タザルトキハ三圓迄之ヲ受クルコトヲ得但シ契約期間六月以上ノトキハ半年期制ニ依ル
 - 三 日給制 三圓以下但シ契約期間一月以上ノトキハ月給制ニ依ル
 - 四 給料又ハ期間ノ定ナキモノ五圓以下
- 乙 領收方法

〔山梨警〕

組合規約ノ變更ノ認可申請アリタルトキハ公益上支障ナキヤ否ヲ調査シ支障ナキトキハ認可スベシ

●營利職業紹介事業取締規則施行細則制定ニ關スル件

昭和九年九月 警訓第二二號

内務省令營利職業紹介事業取締規則ニ付テハ從來施行細則ノ定ナク事務取扱上不便尠カラザリシニ鑑ミ茲ニ施行細則ヲ制定シ之ヲ運用ノ基準ヲ示セリ各位ハ營利職業紹介事業取締規則及本令ノ趣旨ニ從ヒ之ヲ運用上遺憾ナキヲ期セラルベシ 右訓示ス

●周旋營業取締規則

昭和九年九月十三日 山梨縣令第三十一號

改正 昭和一年四月縣令第一八號、六月第三二號 周旋營業取締規則左ノ通定ム

周旋營業取締規則

- 第一條** 本令ニ於テ周旋營業ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ藝妓、酌婦、女給若ハ之ニ類スル者又ハ里子賈子其ノ他ニ付周旋ヲ爲スヲ業トスルヲ謂フ
- 第二條** 未成年者又ハ妻ノ願届書ニハ法定代理人又ハ夫ノ連署ヲ要ス法定
- 第四編 保安 第五章 代書人、紹介業、案内業其ノ他**

- (イ) 手数料ハ當事者雙方ヨリ各半額ヲ受クルコト但シ雇主ニ於テ半額以上ヲ負擔スルハ此ノ限ニ在ラズ
 - (ロ) 手数料ハ契約成立後請求スルコト
- 第四條** 細則第二條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ與ヘタルトキハ速ニ警察部長ニ報告スベシ
- 第五條** 細則第六條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ届出事項ヲ精査シ求職者保護上必要アルトキハ相當ノ措置ヲ講ズベシ
- 第六條** 細則第九條ノ規定ニ依ル認可申請アリタルトキハ事情ヲ精査シ公安風俗上支障ナク求職者ニ利益ナル場合ニ限り認可スベシ
- 第七條** 規則第十一條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ毎月十日迄ニ之ヲ爲スベシ
- 第八條** 細則第十條ノ規定ニ依リ帳簿ニ檢印ヲ願出タルトキハ帳簿ノ葉數及年月日ヲ表紙ノ裏面ニ記入シタル上署印ヲ押捺スベシ
- 第九條** 細則第十四條ノ規定ニ依リ別段ノ事項ヲ命セントスルトキハ其ノ必要ナル事由ヲ詳具シ警察部長ニ稟議スベシ
- 第十條** 規則第十五條ノ規定ニ依リ事業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消ス必要アリト認ムルトキハ事情ヲ詳具シテ知事ニ具申スベシ
- 第十一條** 細則第十五條ノ規定ニ依ル認可申請アリタルトキハ組合規約ガ左ノ事項ヲ具備スルヤ否ヲ調査シ支障ナキトキハ認可スベシ
- 一 目的及名稱
 - 二 事務所
 - 三 事業
 - 四 役員ニ關スル規定
 - 五 組合員ノ加入脱退ニ關スル規定
 - 六 組合經費ノ徴收ニ關スル規定

〔山梨警〕

代理人若ハ夫又ハ其ノ氏名ニ變更アリタルトキハ七日以内ニ營業所所在地ノ所轄警察署長ニ届出ヅベシ

●周旋營業取締規則施行細則制定ニ關スル件

昭和九年九月 警訓第二二號

内務省令營利職業紹介事業取締規則ニ付テハ從來施行細則ノ定ナク事務取扱上不便尠カラザリシニ鑑ミ茲ニ施行細則ヲ制定シ之ヲ運用ノ基準ヲ示セリ各位ハ營利職業紹介事業取締規則及本令ノ趣旨ニ從ヒ之ヲ運用上遺憾ナキヲ期セラルベシ 右訓示ス

●周旋營業取締規則

- 第一條** 本令ニ於テ周旋營業ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ藝妓、酌婦、女給若ハ之ニ類スル者又ハ里子賈子其ノ他ニ付周旋ヲ爲スヲ業トスルヲ謂フ
- 第二條** 未成年者又ハ妻ノ願届書ニハ法定代理人又ハ夫ノ連署ヲ要ス法定
- 第四編 保安 第五章 代書人、紹介業、案内業其ノ他**

無蓋紙、脱帽、半身ヲ具シ從業者ト連署ノ上營業所在地ノ所轄警察署長ノ認可ヲ受ケベシ
 從業者ノ本籍、住所又ハ氏名變更アリタルトキハ七日以内ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
 前條第一項、第十一條及其ノ罰則ノ規定ハ從業者ニ之ヲ準用ス
 第六條 第三條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ與ヘタルトキハ別記第一號様式ノ許可證又ハ認可證ヲ交付ス
 周旋營業者又ハ從業者其ノ營業所外ニ於テ就業中ハ許可證又ハ認可證ヲ携帯シ警察官吏、被周旋者又ハ求人者ノ要求アリタルトキハ直ニ之ヲ提示スベシ
 第七條 許可證又ハ認可證ノ記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ之ヲ所轄警察署ニ提出シ訂正又ハ書換ヲ受ケベシ許可證又ハ認可證ヲ毀損又ハ紛失シタルトキハ直ニ所轄警察署長ニ再下付ヲ申請スベシ
 第八條 周旋營業者ハ其ノ營業所ノ名稱ニ職業紹介所ナル文字ヲ用フベカラズ
 第九條 周旋營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ周旋スベカラズ
 一 法定代理人又ハ保佐人ノ承諾ナキ未成年者、禁治産者又ハ準禁治産者
 二 夫ノ承諾ナキ妻
 三 戸籍抄本又ハ其ノ他ノ證明ナキ身元不詳ノ者
 前項第一號又ハ第二號ノ場合ニ於テ已ム得サル事由ニ因リ承諾ヲ得ルコト能ハザルトキハ本人ヲ保護スル者ノ承諾ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項規定ニ該當スル者ヲ周旋セントスルトキハ豫メ其ノ事由ヲ具シ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
 〔山梨警〕

第十條 他ノ廳府縣ニ於テ周旋營業ノ許可ヲ受ケタル者又ハ其ノ從業者本縣内ニ於テ被周旋者ヲ縣外ニ周旋セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ被周旋者住所ノ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
 一 本籍、住所、氏名及年齢
 二 營業者、從業者ノ別及許可證若ハ認可證ノ寫
 三 被周旋者ノ本籍、住所、氏名及年齢
 四 求人者ノ本籍、住所、氏名及職業
 五 法定代理人、夫又ハ第九條第二項ノ承諾者ノ住所、氏名及承諾書ノ寫

第十一條 周旋營業者ハ左ノ各號ノ行爲ヲ爲スベカラズ但シ第十二號乃至第十五號ノ事項ニ付所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 一 營業ニ關シ誇大又ハ虚偽ノ廣告又ハ揭示ヲ爲スコト
 二 周旋ニ際シ被周旋者ノ性行、技能、健康狀態、雇主ノ營業狀況雇入條件其ノ他契約上必要ナル事項ニ付事實ヲ虚構シ又ハ隠蔽スルコト
 三 被周旋者ノ意志ニ反シテ周旋ヲ爲スコト
 四 娼妓タルコトヲ勸誘スルコト
 五 被傭中ノ者ヲ勸誘シ他ニ周旋スルコト
 六 雇傭ノ當事者間ニ於ケル財物ノ授受ニ關與スルコト
 七 被周旋者ヲ誘引スル者ニ對シ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ財物其ノ他ノ利益ヲ供與スルコト
 八 被周旋者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト
 九 周旋ニ關シ知得シタル人ノ秘密ヲ漏洩スルコト
 十 被周旋者ニ濫ニ失費ヲ爲サシムルコト
 十一 被周旋者ヲ隠匿シ又ハ其ノ面會、通信等ヲ妨グルコト

〔山梨警〕

〔山梨警〕

十二 被周旋者ヲ營業所又ハ自己ノ家宅ニ宿泊セシムルコト
 十三 被周旋者ノ委託ヲ受ケ財物ノ保管、賣買又ハ質入ヲ爲スコト
 十四 被周旋者ノ財物ヲ買受クルコト
 十五 手數料ノ代價トシテ被周旋者ヨリ衣類携帶品等ヲ收受スルコト
 第十二條 周旋營業者ハ業名、場所及氏名(法人ナルトキハ其ノ名稱)ヲ記シタル別記第二號様式ニ依ル看板ヲ營業所出入口ノ見易キ箇所ニ掲グベシ
 第十三條 周旋營業者ハ手數料ノ請求又ハ受領ニ付左ノ各號ヲ遵守スベシ
 一 許可ヲ受ケタル手數料以外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ財物其ノ他ノ利益ヲ受ケザルコト
 二 手數料額ハ營業所内見易キ箇所ニ揭示スルコト
 三 手數料ハ其ノ請求又ハ受領ニ先立チ相手方ニ對シ之ヲ明示スルコト
 四 手數料ノ支拂ヲ受ケタルトキハ直ニ受領書ヲ交付スルコト
 第十四條 周旋營業者ハ被周旋者舉動不審ナルトキ又ハ家人ノ疑アルトキハ速ニ警察官吏ニ申告スベシ
 第十五條 周旋營業者ハ營業所ニ別記第三號様式ニ依ル周旋簿ヲ具ヘ日日周旋ニ關スル事項ヲ記載スベシ
 前項ノ帳簿ハ使用前所轄警察署長ノ檢印ヲ受ケ使用後三年間之ヲ保存スベシ
 第十六條 周旋營業者廢業シタルトキハ廢業ノ日ヨリ七日以内ニ其ノ旨營業所在地ノ所轄警察署長ニ届出ヅベシ

周旋營業者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戸主ヨリ、法人タル周旋營業者解散シタルトキハ清算人ヨリ其ノ旨前項ニ準ジ届出ヅベシ
 第十七條 警察官吏ハ營業所ニ臨檢シ書類帳簿ノ檢査ヲナシ又ハ其ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
 第十八條 所轄警察署長ハ取締上必要アリト認メタルトキハ別段ノ事項ヲ命ズルコトヲ得
 第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察署長ハ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得
 一 本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ
 二 他人ニ名義ヲ假スノ事實アルトキ
 三 許可ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ開業セズ又ハ引續キ六月以上休業シタルトキ
 四 營業上不適當ト認メタルトキ
 第二十條 所轄警察署長ハ從業者周旋營業ニ從事スルニ適セズト認ムルトキハ使用認可ヲ取消スコトヲ得
 第二十一條 周旋營業者組合ヲ設ケントスルトキハ組合員及役員ノ住所、氏名及組合規約ヲ具シ事務所所在地ノ所轄警察署長ノ認可ヲ受ケベシ組合規約ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
 第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 一 第二條第二項、第三條乃至第五條、第六條第二項、第七條前段、第八條、第九條第一項第三項、第十條乃至第十六條ノ規定ニ違反シタル者

第四編 保安 第五章 代書人、紹介業、案内業其ノ他

- 二 第十五條第一項ノ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
- 三 第十七條ノ規定ニ依ル警察官吏ノ臨檢、書類帳簿ノ検査若ハ其ノ提出ヲ拒ミタル者又ハ第十八條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者
- 四 第十九條ノ規定ニ依リ營業ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止期間中ニ營業ヲ爲シタル者

第二十三條 周旋營業者未成年者又ハ法人ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

周旋營業者ハ從業者、同居ノ戶主、家族又ハ雇人ニシテ其ノ營業ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附則

本令ハ昭和九年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年七月縣令第四十四號雇人口入營業取締規則ハ之ヲ廢止ス

雇人口入營業者ニシテ引續キ周旋營業ヲ爲サントスルトキハ本令施行後二月以内ニ第三條第一項及第五條第一項ノ事項ヲ具シ所轄警察署長ニ届出ヅベシ

前項ノ届出ヲ爲シタル者ハ本令ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

〔山梨警〕

第一號様式

昭和 年 月 日 下付	契 第 號 周旋營業許可證 (周旋營業從業者認可證) 住所 氏 年月日生	警察署 印
-------------------	--------------------------------------------------------	-------

15寸

10.6寸

〔山梨警〕

第二號様式

(寸二尺一約) 36寸
(種目) 周旋營業
郡(市) 村(町) 番地
氏 名

27寸 (約九寸)

注意
一、種目ニハ周旋ノ許可ヲ受ケタル(土地、建物、金融等)種類ヲ記載スルコト

第三號様式 (イ)

前勤先	本籍	現住所	氏名	申込年月日	昭和年月日	取扱者氏名	生年	年	月	日生

(美濃版)

處分年月日	違反事項	取扱者印	寫 眞 印
-------	------	------	-------------

前契約期間	
-------	--

(表 面)
(裏 面)

周旋年月日	
周旋先住所氏名	
業務ノ種類	
就業年月日	
契約期間	
前借給料	
手取料額及 收受年月日	年 月 日
備考	雇主 被備者 圓 圓 錢 錢

注意
一、帳簿ニハ空頁ヲ設ケズ順次記載スルコト
二、汚損又ハ書損ノ場合ト雖紙葉ヲ除却セザルコト

第三號様式 (ロ)

周旋簿 (里子及貴子)	
氏名	取扱者 氏名
申込年月日	生年月日

(美濃版)

〔山梨警〕

本籍及現住所	
父母又ハ後見人ノ本籍、住所、氏名、年齢及職業	
戸主ノ本籍、住所、氏名、年齢及職業	
周旋先住所、氏名、年齢及職業	
養育期間	
養育条件	
里子又ハ貴子トスル事由	
手取料額及 收受年月日	年 月 日
備考	預主 養育主 圓 圓 錢 錢

注意
一、帳簿ニハ空頁ヲ設ケズ順次記載スルコト
二、汚損又ハ書損ノ場合ト雖紙葉ヲ除却セザルコト

第三號様式 (イ、ロヲ除ク其ノ他)

周旋簿 (イ、ロヲ除ク其ノ他)	
氏名	生年月日
申込年月日	昭和 年 月 日
現住所	年 月 日 生
本籍	

(美濃版)

〔山梨警〕

周旋年月日	昭和 年 月 日
周旋先住所	
氏名	
業務ノ種類	
周旋物ノ名稱及價格	
手取料額及 收受年月日	圓 錢 昭和 年 月 日
備考	

注意
一、帳簿ニハ空頁ヲ設ケズ順次記載スルコト
二、汚損又ハ書損ノ場合ト雖紙葉ヲ除却セザルコト

●周旋營業取締規則執行心得

昭和九年九月 山梨縣訓令乙第一五八號

第一條 周旋營業取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第一條中「其ノ他ニ付周旋ヲ爲スヲ業トスル」トアルハ不動産買賣貸借、營業買賣等ノ周旋營業結婚媒介營業等其ノ對象ノ何タルヲ問ハズ總テ周旋行爲ヲ營業トスルモノヲ指稱スルモノナレバ此種營業者アルトキハ速ニ規則ノ趣旨ヲ周知セシメ向後相當ノ取締ヲ爲スベシ

第二條 規則第三條第一項ノ規定ニ依リ許可申請アリタルトキハ左ノ各號

第四編 保安 第五章 代書人、紹介業、案内業其ノ他

ニ該當スルヤ否ヲ調査シ之ニ該當セザルトキニ限り許可スベシ

一 規則第十九條又ハ營利職業紹介事業取締規則第十五條ノ規定ニ依リ營業又ハ事業ノ許可ヲ取消サレタル者

二 禁治産者又ハ準禁治産者

三 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ未ダ復權セザル者

四 密賣淫又ハ其ノ媒介者若ハ容止ノ罪ヲ犯シタル者

五 文書有價證券又ハ印章偽造、猥褻、姦淫、賭博、富籤、殺人傷害、墮胎、遺棄、逮捕、監禁、脅迫、略取、誘拐、強劫盜、詐偽、恐喝、横領又ハ贓物ニ關スル罪ヲ犯シ改悛ノ情ナキ者

六 他人ニ名義ヲ假スノ虞アリト認ムル者

七 相當ノ資産ヲ有セザル者

八 素行不良ノ者

九 公安風俗ヲ紊ル虞アル者

周旋營業者未成年ナルトキハ其ノ法定代理人ニ法人ナルトキハ其ノ代表者ニ前項ノ規定ヲ準用ス

第三條 規則第五條第一項ノ規定ニ依リ認可申請アリタルトキハ前條第一項第二號乃至第五號、第八號又ハ第九號ニ該當スルヤ否ヲ調査シ支障ナシト認ムルトキニ限り許可スベシ

第四條 周旋手取料ハ左ニ掲ゲタル標準ノ範圍内ニ於テ從來ノ慣習又ハ土地ノ狀況ヲ考慮シテ許可スベシ

甲手取額

一 藝娼妓、酌婦等

(イ) 前借アル場合

(イ) 千圓未満ハ一割以下

(ロ) 千圓以上ハ超過額ニ付テハ四分以下

(ハ) 五十圓以下ハ五圓
(ニ) 前借ナキ場合
五圓以下

二 里子及貫子 十圓以下

乙領收方法

(イ) 手数料ハ當事者雙方ヨリ各半額ヲ受ケルコト但シ雇主ニ於テ半額以上ヲ負擔スルハ此ノ限ニ在ラズ

(ロ) 手数料ハ契約成立後請求スルコト

(ハ) 住替者ニ付テハ前借金ノ七割ヲ以テ前借ト看做ス

前項ニ掲ゲタルモノ以外ノ手数料ニ關シテハ之カ許可申請アリタル都度警察部長ニ稟議スベシ

第五條 前借ハ成ルベク之ヲ避ケシメ給料ニ依ラシムベシ已ムヲ得ズ前借ニ依ル場合ハ事情ヲ調査シ不必要ニ過大ノ債務ヲ負ハザル様適當ニ金額ヲ定メシムベシ

第六條 規則第九條第三項又ハ第十條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ届出事項ヲ精査シ被周旋者保護上必要アルトキハ適當ノ措置ヲ講ズベシ

第七條 規則第十一條ノ規定ニ依ル許可申請アリタルトキハ事情ヲ精査シ公安風俗上支障ナク被周旋者ニ利益ナル場合ニ限り許可スベシ

第八條 規則第十五條第二項ノ規定ニ依リ周旋簿ニ檢印ヲ願出テタルトキハ帳簿ノ葉數及年月日ヲ表紙ノ裏面ニ記入シタル上署印ヲ捺捺スベシ

第九條 規則第十八條ノ規定ニ依リ別段ノ事項ヲ命セントスルトキハ其ノ必要ナル事由ヲ詳具シ警察部長ニ稟議スベシ

第十條 規則第十九條ノ規定ニ依リ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消ス必要アリト認メタルトキハ事情ヲ詳具シテ警察部長ニ稟議スベシ

前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ各警察署長ニ通報スベシ

〔山梨警〕

第十一條 規則第二十一條ノ規定ニ依ル認可申請アリタルトキハ組合規約カ左ノ事項ヲ具備スルヤ否ヲ調査シ支障ナキトキハ認可スベシ

一 目的及名稱

二 事務所

三 事業

四 役員ニ關スル規定

五 組合員ノ加入脱退ニ關スル規定

六 組合經費ノ徴收ニ關スル規定

組合規約ノ變更ノ認可申請アリタルトキハ公益上支障ナキヤ否ヲ調査シ支障ナキトキハ認可スベシ

第十二條 附則第三項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ許可證又ハ認可證ヲ交付スベシ

●周旋營業取締規則制定ニ關スル件

昭和九年九月
警訓第二三號

周旋營業ハ其ノ業態動モスレバ略取誘拐姦淫横領其ノ他ノ犯罪ヲ伴フ虞アルヲ以テ從來雇入口入營業取締規則ニ依リ嚴重之ガ取締ヲ爲シ來リタルナルモ同令ハ明治三十五年ノ制定ニ係リ内容概シテ舊套ニ屬シ取締上不備ノ點多ク且ツ從來同令ニ依リ取締リ來リタル一般ノ職業紹介業ハ昭和二年以來省令有利職業紹介事業取締規則ノ嚴密ナル規定ノ適用ヲ受ケルニ至リタルヲ以テ兩者ノ取締權衡ヲ失スルニ至レリ又從來有利職業紹介業者ノ營業種目ヲ爲シ來レル里子及貫子ノ紹介ハ性質上職業紹介ニハ非ズシテ周旋營業ニ屬スルモノトシテ取扱フヲ相當トス

〔山梨警〕

抑々周旋營業トハ廣義ニ於テハ總テ社會生活上ノ各種ノ需要ト供給トノ間ニ介在シ之ガ仲介ヲ爲スヲ業トスルモノヲ指稱スルモノト謂フコトヲ得從テ其ノ種類モ時世ノ進展ニ伴ヒ勞働者、知識階級等ノ職業紹介、娼妓酌婦等ノ周旋、婚姻ノ媒介、里子貫子ノ周旋ノ如キ人事ニ關スルモノ、不動産買賣、貸借ノ周旋、商行爲ノ仲立ノ如キ經濟行爲ニ關スルモノ等ヲ包括シ極メテ廣汎固ニ互レリ而シテ此等ノ中職業紹介事業ハ失業對策トシテ重要ナルモノナルヲ以テ之カ全國ノ統制ノ必要上大正十年四月法律第五號職業紹介法ニ依リ原則トシテ市町村管轄トシテ地方職業紹介事務局之ガ監督統制ノ衝ニ當レリ然レドモ地方ノ情況、職業ノ種類等ニ依リ遠カニ公營職業紹介所ヲ利用スル能ハザル場合ニ於テハ例外トシテ有利職業紹介業ヲ認ムルモノトシ之ニ對シテハ有利職業紹介事業取締規則ニ於テ嚴重ナル取締ヲ規定セリ

上記ノ外一般周旋營業ニ關シテハ娼妓酌婦等ノ周旋ニ關スルモノヲ除キテハ從來一般ノ取締規定存セザルモ周旋營業ニ通用ナル各種ノ弊害ヲ防止スル爲之ガ取締ノ途ヲ講ズルハ保安警察上極メテ緊要ナルモノアリ茲ニ於テ一面娼妓酌婦等ノ周旋營業ニ付テハ一層嚴密ナル規定ヲ設ケテ之ガ取締ノ徹底ヲ圖ルト共ニ紹介業トノ均衡並ニ區別ノ明確ヲ期シ他面廣ク各種ノ周旋營業者ニ對シテモ相當取締ヲ行ハンガ爲今同周旋營業取締規則ヲ制定セルモノナリ

周旋營業者ハ被周旋者ノ境遇、經濟狀態其ノ他ノ秘密ヲ知悉セルノミナラズ世上ノ事情ニ通シ被周旋者ニ比シ極メテ優越ノ地位ニ在リ而モ其ノ營業ハ概シテ隱秘ノ中ニ營マルヲ以テ其ノ間不正行爲ノ發生スル餘地モ亦尠シトモズ即チ農山村ノ不況ニ乘シ無智ノ父兄ヲ僞冒シテ僅少ノ金圓ノ爲メニ子女ヲシテ醜業ニ墮サシムル者、手数料、旅費、日當等ト稱シテ多額ノ利ヲ貪ル者、現ニ被雇中ノ婦女ヲ甘言ヲ以テ誘惑シ置ニ他ニ周旋シ前借ノ累

●案内業者取締規則

明治四十年七月二十七日
内務省令第二十一號

案内業者取締規則左ノ通之ヲ定ム

案内業者取締規則

第一條 通譯ニ依リ諸般ノ案内ヲ業ト爲サムトスル者ハ願書ニ履歷書及寫眞二葉(手札形ニシテ裏紙ヲ附セス)ヲ添付シ地方長官ニ願出免許ヲ受ケ

第二條 地方長官ハ試験ノ上免許證ヲ下附スヘシ

第三條 案内業試験ハ左ノ科目ニ依リ之ヲ行フ

一 外國語

二 本邦地理

三 本邦歴史

第四條 廢業シ若ハ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ二箇年ヲ經過シタル者ハ更ニ試験ヲ受ケルニ非サレハ免許ヲ受ケルコトヲ得ス

第五條 案内業ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ試験ノ際收入印紙ヲ以テ手数料

金貳圓ヲ納付スヘシ

第六條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 精神病又ハ人ノ嫌厭スヘキ疾病アル者

三 素行不良ナル者

第七條 免許證ハ別記雜形ニ依リ案内業者ノ寫眞ヲ貼附シ邦語及試験ヲ爲シタル外國語ヲ以テ報酬其ノ他ノ諸費用及本則第十一條第十二條ヲ記載スヘシ

第八條 案内業者ハ豫メ被案内者ヨリ受ケヘキ報酬其ノ他ノ諸費用ヲ定メ

第九條 案内業者ハ別記雜形ノ徽章ヲ製シ就業中之ヲ左胸部ニ附スヘシ

第十條 案内業者ハ就業中免許證ヲ携帶シ案内ノ依頼ヲ受ケタル際之ヲ被

案内者ニ提示スヘシ

警察官吏又ハ被案内者ヨリ免許證ノ提示ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ム

コトヲ得ス

第十一條 案内業者案内ヲ終リタルトキハ被案内者ニ對シ其ノ案内ニ關ス

ル批評ヲ記載セル證明書ヲ求メ尙不都合ノ行爲アリト認メラレタルトキ

ハ警察官署ニ内報セラレタキ旨ヲ申立ツヘシ

第十二條 案内業者ハ左記各號ノ行爲ヲ爲スヘカラス

一 名義ノ如何ヲ問ハス認可額以外ノ報酬其ノ他ノ諸費用ヲ請求スルコ

ト

二 物品ノ購買其ノ他諸般ノ周旋ニ關シ直接又ハ間接ニ當事者ニ對シ利

益ヲ請求スルコト

三 強テ案内セムコトヲ勸誘シ若ハ勸誘セシメ又ハ故ナク案内ノ依頼ヲ

拒絶シ若ハ拒絶セシメ又ハ依頼ノ趣旨ニ反シタル案内ヲ爲スコト

第十三條 免許證ヲ毀損、亡失シ又ハ其ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ

ハ十日以内ニ地方長官ニ其ノ書換又ハ再下附ヲ願出ヘシ

亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第十四條 案内業者廢業シ又ハ業務ヲ禁止セラレタルトキハ五日以内ニ免

許證ヲ返納スヘシ

案内業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ二十日以内ニ戶籍法ニ

依ル届出義務者ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第十五條 案内業者第六條各號ノ一ニ該當シ又ハ業務上不正ノ行爲アリタ

ルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十五圓以下ノ罰金又ハ二十五日

以下ノ〔重禁錮〕ニ處ス

一 第一條ノ免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタル者

二 停止中營業ヲ爲シタル者

三 第八條及第十二條ニ違反シタル者

第十七條 第九條第十條第十三條及第十四條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科

料ニ處ス

附則

第十八條 本則ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本則第一條第二條第八條及第十三條ニ規定セル地方長官ノ職權

ハ當分ノ内警視總監、北海道廳長官、京都府知事、神奈川縣知事、兵庫

縣知事及長崎縣知事之ヲ行フ

第二十條 地方廳ノ免許ヲ受ケ現ニ案内業ニ従事スル者ハ本則施行ノ後三

箇月以内ニ免許證ノ書換並ニ第八條ノ認可ヲ申請スルニ非サレハ免許ノ

效力ヲ失フ

前項ノ申請書ハ寫眞二葉(第一條ニ同シ)ヲ添付シ第十九條ノ地方長官ニ

〔山梨警〕

第 號	案内業者免許證
第 號	案内業者氏名
縣 廳 府 縣 名	住 所
縣 廳 府 縣 名	住 所
—〇〇—	
同上外國文	

爲許證用紙鳥ノ子厚紙(長五寸横九寸三分)

(別記雜形)

折目	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	折目	同上外國文
一	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	一	同上外國文
二	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	二	同上外國文
三	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	三	同上外國文
四	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	四	同上外國文
五	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	五	同上外國文
六	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	六	同上外國文
七	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	七	同上外國文
八	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	八	同上外國文
九	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	九	同上外國文
十	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	十	同上外國文
十一	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	十一	同上外國文
十二	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	十二	同上外國文
十三	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	十三	同上外國文
十四	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	十四	同上外國文
十五	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	十五	同上外國文
十六	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	十六	同上外國文
十七	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	十七	同上外國文
十八	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	十八	同上外國文
十九	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	十九	同上外國文
二十	日本案内	年月報關其ノ	依リ(明治)年	内務省令ニ依リ	二十	同上外國文



縦 曲尺 五分五厘
横 曲尺 一寸
地質 金屬 銀色
文字 浮出シニ爲シ金色

●信用告知業取締規則

大正四年七月
山梨縣令第三十一號

- 第一條 他人ノ身分、資産、取引其ノ他信用ニ關スル事項ヲ告知スル業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケベシ第三號乃至第五號ノ事項ヲ變更セムトストキ亦同シ
- 一 本籍、住所、氏名、生年月日法人ニ在リテハ代表者ノ住所、氏名、生年月日及定款
- 二 名稱及事務所ノ位置
- 三 告知事項及方法
- 四 告知料及其ノ徵收方法
- 五 加入契約書及加入金保管ノ方法
- 第二條 告知業者ニシテ從業者ヲ使用セムトストキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及履歷書ヲ具シ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケベシ
- 第三條 公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルカ若クハ不適當ト認ムル者ニハ告知業ヲ許可セズ
- 前項ノ規定ハ從業者ニ之ヲ準用ス

第四編 保安 第五章 代書人、紹介業、案内業其ノ他

〔山梨縣〕

- 第四條 告知業者ノ加入者名簿及告知事件簿ヲ備ヘ告知事件簿ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 依頼者ノ氏名、住所、職業
- 二 告知事項
- 三 告知ノ年月日
- 四 告知料
- 前項ノ帳簿ハ其ノ使用ヲ終リタル時ヨリ三年間之ヲ保存スベシ
- 第五條 告知業者ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ
- 一 事實ヲ虛構シテ告知スルコト
- 二 業務上知り得タル事項ヲ濫リニ漏洩スルコト
- 三 名義ノ如何ヲ問ハズ告知料又ハ加入金以外ノ金品ヲ受ケ又ハ請求スルコト
- 四 加入又ハ告知ノ依頼ヲ強請スルコト
- 第六條 告知業者文書ヲ以テ告知スルトキハ事務所及告知年月日ヲ明記スベシ但シ特約アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ場合ハ其ノ寫ヲ三年間保存スベシ
- 第七條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヅベシ但シ告知業者ノ死亡、所在不明ハ戸主又ハ家族、同居者ヨリ法人解散ノ場合ハ清算人ヨリ之ヲ爲スベシ
- 一 第一條第一號及第二號ニ掲グル事項ノ變更
- 二 廢業死亡又ハ所在不明
- 三 從業者ノ改氏名解雇死亡又ハ所在不明
- 四 法人ノ解散
- 第八條 警察官吏ハ隨時業務ニ關スル帳簿及關係書類ノ檢閲ヲ爲シ又ハ其ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 告知業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消シ

又ハ營業ノ停止ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ニ違反シタルトキ

二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルカ若クハ素行不良ト認ムルトキ

四 營業上不正ノ行爲アリタルトキ

從業者ニシテ前項各號ノ一ニ該當スルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

第十條 第一條第二條第四條乃至第八條ニ違反シ又ハ停止中營業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十一條 前條ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

第十二條 告知業者ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出アザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ

附則

本則施行前ヨリ引續キ告知業ヲ爲スモノハ本則施行ノ日ヨリ二週間内ニ第一條第二條ノ手續ヲ爲スベシ

附則

本則施行前ヨリ引續キ告知業ヲ爲スモノハ本則施行ノ日ヨリ二週間内ニ第一條第二條ノ手續ヲ爲スベシ

信用告知業取締規則施行手續

大正四年八月 山梨縣訓令乙第一〇五號

第一條 規則第一條又ハ第二條ノ出願アリタルトキハ出願事項ノ適否及左

記諸事項ヲ調査シ許否ヲ決スベシ

一 刑法ニ規定セル犯罪ニ依リ處分ヲ受ケ改悛ノ情ナキモノニアラザル

十否

〔山梨警〕

第六章 質屋、古物商

質屋取締法

明治二十八年三月十三日 法律第十四號

改正 明治三十三年三月法律第六一號、三十八年二月第二五號、四三年四月第四三號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル質屋取締法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

質屋取締法

第一條 質屋營業ヲ爲サムトスル者ハ行政廳ノ免許ヲ受ケヘシ支店ヲ設ケルトキ亦同シ

廢業シタルトキハ行政廳ニ届出ヘシ

第二條 質屋ハ店舗ノ外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 質屋物品ヲ質ニ取ラムトスルトキハ質置主ニ於テ其ノ物品ヲ質入シ得ヘキ權利ヲ有スルコトヲ確認シタル後之ヲ爲スヘシ若不正品ノ疑アルトキハ直ニ警察官ニ申告スヘシ

第四條 住所、氏名ノ詳カナラサル者ヨリ物品ヲ質ニ取ルコトヲ得ス但シ住所、氏名ノ詳カナル者其ノ證人タルトキ又ハ警察官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 質屋ハ質契約及質物處分ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

質屋ハ質契約ノ證トシテ質札又ハ通帳ヲ質置主ニ交付スヘシ

帳簿、質札及通帳ノ製方及様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第六條 質屋ハ左ノ事項ヲ見易キ場所ニ揭示スヘシ

一 利子割合

一 流質期限

一 質物ノ災難ニ罹リタルトキノ處辨方

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

一 質物出入時間

〔山梨警〕

二 告知業ノ許可又ハ認可ヲ取消サレタル後三ヶ年ヲ經過セザル者ニアラザルヤ否

三 常ニ詐欺行爲ヲ爲ス者其ノ他犯罪常習者ニアラザルヤ否

四 無産無職者ニシテ世人ノ指彈ヲ受ケル者ニアラザルヤ否

五 前各號ノ外素行不良其ノ他不適當ノ者ニアラザルヤ否

前項調査ノ結果不許可又ハ不認可ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ事由ヲ具シ稟議スベシ

第二條 諸營業者名簿ニ口取ヲ設ケ告知業者又ハ其ノ從業者ノ氏名其ノ他必要ノ事項ヲ記載スベシ

第三條 巡查部長以上ニ於テ一ヶ月二回以上告知業者ノ事務所ニ臨檢シ帳簿其ノ他書類ノ檢閲ヲ爲スベシ

第四條 規則第九條ニ依リ許可ノ取消又ハ營業ノ停止ヲ爲サムトスルトキハ警察部長ニ稟議スベシ

第七條 傳染病毒ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス

前項ノ物品ニシテ警察官ニ於テ未ダ消毒セサルモノト認ムルトキハ直ニ消毒法ヲ施サシメ命ニ從ハサレハ之ヲ官沒ス

第八條 質屋ハ質物ヲ使用シ若ハ貸付スルコトヲ得ス

轉賣ハ必要ノ場合ニ限り命令ヲ以テ制限シ若ハ禁止スルコトヲ得

第九條 質屋ハ左ニ掲グル制限内ノ利子ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ金錢ヲ領收スルコトヲ得ス

貸金二十五錢以下ハ一箇月一錢、一圓以下ハ一箇月百分ノ四、五圓以下ハ一箇月百分ノ三、十圓以下ハ一箇月百分ノ二半

本條ニ違反シタル質契約ハ其ノ違反セル部分ニ限り無効トス

第十條 質置主ハ流質期限前ハ何時タリトモ元利金ヲ辨濟シテ其ノ質物ヲ受戻スコトヲ得

第十一條 質屋ハ流質期限經過ノ後何時タリトモ其ノ質物ヲ處分スルコトヲ得

第十二條 質屋ハ何人ニ拘ラス質札又ハ通帳ヲ所持スル者ニ其ノ質物ヲ返還スルコトヲ得

第十三條 贓物ニシテ特ニ識別シ得ヘキ物品ニ限り警察官ニ於テ必要アリト認ムルモノハ品觸ヲ發スルコトヲ得

第十四條 贓物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日ヲ其ノ品觸寫書ニ附記スヘシ品觸到達以後六箇月内ニ品觸ニ相當スル物品ヲ質ニ取り若ハ質物トシテ占有セルコトヲ覺知スルトキハ直ニ警察官ニ届出ヘシ

第十五條 警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若ハ遺失物又ハ傳染病毒汚染ノ物品アリト認ムルトキハ何時タリトモ質物及帳簿ノ檢査ヲ爲シ時宜ニ依リ十日以内ヲ限リ其ノ物品ヲ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差出サシムルコトヲ得

警察官ニ於テ物品ヲ押收シタルトキハ領置證書ヲ交付スヘシ

第十六條 質物ニシテ遺失物若ハ盜品ニ係ルトキハ警察官之ヲ徵收シ被害者ニ還付スルコトヲ得若被害者知レサルトキハ徵收シタル日ヨリ二箇年ノ後被徵收者ニ還付スヘシ

第十七條 營業ニ關スル帳簿ヲ廢棄セムトスルトキハ警察官ノ許可ヲ受ケヘシ

第十八條 質屋法律命令ニ違反シ行政廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ營業ヲ禁止又ハ停止スルコトヲ得

第十九條 禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ他人ノ名義ヲ以テ質屋營業ヲ爲シ又ハ質屋營業者ノ代理人タルコトヲ得ス停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期間亦同シ

第二十條 質屋廢業シ若ハ營業ヲ禁止セラレタルトキト雖其ノ以前ニ成立シタル質契約及其ノ質物ニ付テハ尙ホ此ノ法律ヲ適用ス停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期間亦同シ

第二十一條 行政廳ハ何時タリトモ營業ヲ禁止ヲ解クコトヲ得

第二十二條 左ニ掲ケル諸項ノ一ニ該當スル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條ノ場合ニ於テ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品、帳簿ヲ毀損亡失シタル者

二 第一條ノ免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタル者

三 禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者

四 第八條第一項及第十九條ニ違反シタル者

第二十三條 第一條第二項、第二條、第三條、第四條、第五條第一項及第二項、第六條、第七條第一項、第十四條及第十七條ニ違反シタル者ハ二

〔山梨警〕

圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ「數罪俱發」ノ例ヲ用キス

第二十五條 質屋營業上ニ就テハ家屬又ハ雇人ノ所爲ト雖營業者其ノ責任ス

第二十六條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 第二十七條 此ノ法律ハ明治二十八年九月一日ヨリ施行ス

第二十八條 此ノ法律施行以前ニ係ル質契約ニ付テハ契約當時ノ法令ヲ適用ス

第二十九條 明治十七年第九號布告質屋取締條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

●質屋取締法細則

明治二十八年七月二十六日 內務省令第九號

明治二十八年法律第十四號質屋取締法細則左ノ通り之ヲ定ム

第一條 質屋取締法及此ノ細則ニ規定シタル行政廳ノ職權ハ東京府ニ於テハ警視總監北海道ニ於テハ北海道廳長官其ノ他ノ府縣ニ於テハ知事之ヲ行フ

警視總監、北海道廳長官、府縣 東京府ヲ除ク知事ハ前項ノ職權ヲ警察署長、警察分署長、島司、地役人若クハ名主ニ委任スルコトヲ得但シ營業ヲ禁止若ハ停止シ又ハ營業ノ禁止若クハ停止ヲ解クノ處分ハ此ノ限ニ在ラス

〔山梨警〕

明治二十八年八月 山梨縣令第二十四號

改正 明治四十二年二月縣令第二號

第一條 質屋取締法ニ關スル願届書ハ總テ所轄警察署ニ差出ヘシ

第二條 質屋取締法第一條ノ免許願書ニハ左ノ事項ヲ詳記スヘシ

一 族籍住所氏名年齢

二 族籍住所氏名ニ異動アリタルモノハ舊族籍住所氏名並ニ現在地ニ移轉シタル年月日ヲ併記スヘシ但明治二十八年八月三十一日以前ノ異動ニ係ルモノハ此ノ限ニアラス

三 營業物品ノ種類

四 店舗ノ所在地

第三條 管理人ヲ置クトキハ其願届書ニ管理人ノ族籍住所職業氏名年齢及其管理スヘキ店舗並ニ質屋取締法第十九條ニ抵觸セサルモノタルコトヲ明記スヘシ

第四條 管理人ノ族籍住所氏名ニ異動アリタルトキハ十日以内ニ届出ヘシ

第五條 管理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ改定セシムルコトアルヘシ

第六條 質屋ハ第一號様式ノ看板ヲ店頭ニ掲出スヘシ

第七條 質屋ハ左ノ帳簿ヲ製シ第二號第三號様式ニ據リ物品ノ種類、品質、模様、員數、番號、貸金額、質入、受戻、利拂、流質賣却、年月日、質置主、買主ノ住所氏名ヲ記スヘシ

流質物ヲ自用ニ供スルトキハ其種類、品質、模様、番號、年月日及ヒ其ノ理由ヲ記入スヘシ

一 質物臺帳

二 流質賣拂帳

●質屋取締法施行規則

第四編 保安 第六章 質屋、古物商

第二條 支店ヲ設ケルトキハ管理人ヲ定メ行政廳ニ届出ヘシ

第三條 店舗ノ移轉營業者及後見人ノ族籍、住所、氏名ノ異動管理人ノ變更及後見ノ終了ハ行政廳ニ届出ヘシ支店ヲ閉鎖スルトキ亦同シ

後見人ノ變更ハ新後見人ヨリ營業者ノ死亡ハ相續人ヨリ行政廳ニ届出ヘシ但シ死亡者非ハ主ナルトキハ其死亡ハ主ヨリ届出ヘシ

後見人ニ因リテ營業ノ免許ヲ願出又ハ後見人ノ變更ヲ届出ルニハ其ノ後見ニ關シ市町村長又ハ區戸長ノ證明書ヲ添付スヘシ

第四條 前二條ノ届出及廢業ノ届出ハ事實ノ生シタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ相續人ヨリ營業者ノ死亡ヲ届出ルハ相續ノ日ヨリ十日以内ニ於テスヘシ

第五條 帳簿ノ種類及其ノ記載方ハ廳府縣令ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

第六條 帳簿ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ五日以内ニ其ノ事由ヲ疏明シ行政廳ニ届出ヘシ

第七條 質札及通帳ニハ適當ノ箇所ニ質置主ノ氏名ヲ記載シ營業者又ハ支店管理人記名捺印シ質契約ヲ爲ス毎ニ貸金額、質物ノ種類、員數、番號、年月日ヲ記載スヘシ其ノ製方及様式ハ廳府縣令ヲ以テ定ムルコトヲ得

第八條 第二條第三條第一項第二項第六條及第七條ニ違背シタル者ハ二圓以上十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 此細則ニ規定シタルモノ、外警視總監、北海道廳長官及府縣知事ハ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

- 第七條 前條ノ帳簿ハ紙數ヲ記シ使用前所轄警察官署ノ檢印ヲ受クヘシ
- 第八條 品觸アリタルトキハ之ヲ寫シ取り番號ヲ逐テ順次編綴スヘシ
- 第九條 質屋取締法第六條規定ノ事項ハ設定スルト共ニ届出ヘシ其之ヲ變更シタル時亦同シ
- 第十條 質屋其營業上傳染病毒ニ汚染シタル物品ニシテ未タ消毒セサルモノヲ發見シタルトキハ直チニ警察官ニ申告スヘシ
- 第十一條 質ニ取リタル物品ハ一廉毎ニ年月日番號及質置主ノ住所氏名ヲ記シタル標札ヲ附付シ置クヘシ
- 第十二條 質札及通帳ハ第四號第五號ノ様式ニ據リ之ヲ製シ質屋取締法細則第七條ニ據ルノ外質屋取締法第六條ノ事項ヲ記載スヘシ
- 第十三條 營業組合ヲ設ケタルトキハ加名者及取締ノ氏名ヲ記シ組合規約書ヲ添ヘ届出ヘシ其之ヲ増減變更シタルトキ亦同シ
- 第十四條 本則第五條第七條乃至第十三條ニ違背シタルモノハ二十圓未満ノ科料ニ處ス
- 附則
- 第十五條 從前免許ヲ受ケタル質屋ハ明治二十八年十二月三十一日迄持テ來リノ帳簿ヲ使用スルトヲ得
- 第一號様式 一尺五寸以上

看 板

○ 質屋 何 之 誰 (支店)

何市郡何町村何番戶

上以寸四

第二號様式 質物裏帳 (仙道ノ類)

番號種類、品質、模様、數貸金額	質入主ノ住所氏名	備考
-----------------	----------	----

〔山梨管〕

第三號様式

流質物賣拂帳 (用紙ハ半紙ノ類)

一 何々々	二 何々々	三 何々々
何年第何號	何年第何號	何年第何號
代金何圓拾錢	代金何圓拾錢	代金何圓拾錢
何年第百何十號	何年第百何十號	何年第百何十號
一 茶縹博多織 男 帶	一 茶縹博多織 男 帶	一 茶縹博多織 男 帶
代金何圓	代金何圓	代金何圓

質入日	受日	入日	流日	年月日	利息ノ合	證人等

右ハ明治何年何月何日何處ニ於テ何郡何市何町村何之誰ニ賣渡ス

第四號様式 質札

第何號	質置主	何之誰
一 貸金何圓拾錢	一 黒羽二重男紋付	一 同 拾羽織
明治何年何月何日		

裏 表

一 利子ノ割合	質屋	
一流質期限		何之誰印
一 質物ノ災難ニ罹リタルトキノ處分方		
一 質物出入時間		

〔山梨管〕

第五號様式 通帳 (用紙美濃半紙ノ類)

紙 表

年月日	紙數何枚
質物通帳	
質屋	何之誰印

印紙 印紙

附込見積金額
何圓何拾錢

使用期限

(質屋取締法第六條ノ事項列記)

質屋 何之誰印

質置主 何之誰

一代金何圓何拾錢
黒羽二重云々
同羽繪云々

年 月 日

〔山梨警〕

●質札ニ印紙貼用ノ件

明治三十五年十一月
保發第一七二號

質屋取締法第十二號ノ質札ニシテ貸金五圓以下ノモノニハ印紙稅法中印紙ヲ貼用セシムルノ適條無之ニ付若シ五圓以下ノモノマテ印紙ヲ貼用スル者有之候ハ、自今貼用ニ及ハサル旨各營業者ニ示達相成度依命此段及通牒候也

●質屋取締法施行規則第六條帳簿樣式ノ件

明治二十八年九月
保發第四二號

本年八月縣令第二十四號質屋取締法施行規則第六條ニ所定ノ第二號帳簿樣式ハ單ニ其體裁ヲ示サレタルモノニシテ強テ樣式ノ如クナラスト雖モ營業者ノ便宜若クハ土地ノ習慣ニ依リ堅帳ヲ橫帳トシ又ハ記載事項ノ記載順序ヲ適宜ニスルモ或ハ別紙ノ如クスルモ要スルニ樣式ニ記載ノ事項ヲ判明ナラシムルハ足ル義ニ候條右ニ心得ヘシ

第二號樣式 質物臺帳 (橫帳)

質入月日及番號	質置主住所氏名及證人ヲ要スルトキハ其住所氏名	貸金額	受替等年月日
---------	------------------------	-----	--------

〔山梨警〕

質物品質模樣	及員數	及受アルトキ	及年金額品種	質入月日及番號	質置主住所氏名及證人ヲ要スルトキハ其住所氏名	貸金額	受替等年月日	質物品質模樣	及員數	及受アルトキ	及年金額品種
--------	-----	--------	--------	---------	------------------------	-----	--------	--------	-----	--------	--------

(用紙西ノ内又ハ逸見帳紙)

利子ノ割合流質期限其他取締法第六條ノ事項ハ帳簿ノ卷首ニ明記スヘシ

●銀行營業者出願ノ質屋營業拒否處分方ノ件

大正元年十月
梨警發第七〇號

第四編 保安 第六章 質屋、古物商

銀行業者ニシテ質屋營業ヲ出願シタル者ニ對シ之カ營業免許ノ拒否處分ヲ爲シタル件ニ付行政裁判所ニ於テ別紙ノ通判決アリタル旨内務省警保局長ヨリ通知アリタルニ付處分上參考ニ供スヘシ

別紙

警北第二六號ノ内
銀行業者ニシテ質店營業ヲ出願シタル者ニ對シ之カ營業免許ノ拒否處分ヲ爲シタル件ニ付行政裁判所ニ於テ別紙ノ通判決有之タル爲北海道廳長官ヨリ通知有之候間爲御參考右判決書寫及送付候也
大正元年十月十五日

内務省警保局長 古賀 廉 造

(寫) 山梨縣知事熊谷喜一郎殿
裁判宣告書

北海道函館區惠比須町十番地

原告 株式会社 柿本銀行
右法定代理人

取締役 柿本 作之助

北海道廳長官

被告 石原 健三
右訴訟代理人

北海道廳警部

末 永 長 吉

右當事者間ノ明治四十五年第五十三號營業免許拒否ニ關スル審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

原告ノ請求相立タス
訟訴費用ハ原告ノ負擔トス

事實

原告陳述ノ要旨ハ原告ハ銀行業ヲ營ムモノナルカ自ラ中流以下ノ金融機...

被告答辯ノ要旨ハ原告ノ出願ヨリ本訴提起ニ至ルマテノ事實ハ原告陳述...

理由

質屋業ト銀行業ト兼營ノ場合ニハ兩者ノ質擔保貸付業務相混同スルノ傾...

〔山梨警〕

否權ヲ制限スルヲ得サルハ明カナリトス依リテ主文ノ如ク判決ス...

明治四十五年六月二十九日行政裁判所第三部公延ニ於テ宣告ス...

古物商取締法

明治二十八年三月六日 法律第十三號

改正 明治三十三年三月法律第六〇號、三十八年二月第二四號、昭和八年四月第五二號...

- 第一條 古物商トハ主トシテ一度使用シタル物品若ハ其ノ物品ニ機部ノ手...

〔山梨警〕

ヲ記載スヘシ

- 第一條 古物ノ市場、行商、露店及雜賣...

- 二 第二條ノ免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタル者
 - 三 禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者
 - 四 第十五條ニ違犯シタル者
 - 第二十條 第三條、第四條、第六條、第七條、第八條、第十條、第十一條及第十二條ニ違犯シタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 第二十一條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ「數罪俱發」ノ例ヲ用井ス
 - 第二十二條 營業上ニ付テハ家屬又ハ雇人ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任ス
 - 第二十三條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則
- 第二十四條 此ノ法律ハ明治二十八年九月一日ヨリ施行ス
 - 第二十五條 明治十六年第五十號布告古物商取締條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

●古物商取締法細則

明治二十八年七月二十六日
內務省令第八號

古物商取締法細則

- 第一條 古物商取締法及此ノ細則ニ規定シタル行政廳ノ職權ハ東京府ニ於テハ警視總監北海道ニ於テハ北海道廳長官其ノ他ノ府縣ニ於テハ知事之ヲ行フ
- 警視總監、北海道廳長官、府縣、東京府ヲ除ク知事ハ前項ノ職權ヲ警察署長、警察分署長、島司、地役人若クハ名主ニ委任スルコトヲ得但シ營業

〔山梨警〕

- ヲ禁止若ハ停止シ又ハ營業ノ禁止若クハ停止ヲ解クノ處分ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 左ノ營業者ニシテ隨時其ノ營業ニ屬スル古物ヲ賣買、交換スルトキハ古物商取締法及此ノ細則ヲ遵守スヘシ
 - 吳服商 金物商 袋物商 小間物商 藍甲商
 - 時計商 飾商 書籍商
- 其ノ他廳府縣令ヲ以テ定メタル商業
- 第三條 二箇以上ノ營業所又ハ店舗ヲ設ケルトキハ營業主自ラ之ヲ管理スルモノ、外ハ管理人ヲ定メ其ノ地行政廳ニ届出ヘシ
- 第四條 營業ノ廢止營業所又ハ店舗ノ閉鎖、移轉營業者及後見人ノ族籍、住所、氏名ノ異動管理人ノ變更及後見人ノ終了ハ行政廳ニ届出ヘシ
- 後見人ノ變更ハ新後見人ヨリ營業者ノ死亡ハ相續人ヨリ行政廳ニ届出ヘシ但シ死亡者非ハ主ナルトキハ其死亡ハ主ヨリ届出ヘシ
- 後見人ニ因リテ營業ノ免許ヲ願出又ハ後見人ノ變更ヲ届出ルニハ其ノ後見ニ關シ市町村長又ハ區戸長ノ證明書ヲ添付スヘシ
- 第五條 古物商取締法第三條第四條第二項及前二條ノ届出ハ事實ノ生シタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ古物商取締法第四條第二項ニ依リ品目ノ届出ヲ要スル物品ヲ其買受ケ若クハ讓受ケタル日ヨリ十日以内ニ他所ニ運搬シ又ハ他人ニ交附セントスル場合ニ於テハ其品目届出ハ運搬又ハ交附ノ行爲ニ先ツヘシ又相續人ヨリ營業者ノ死亡ヲ届出ルハ相續ノ日ヨリ十日以内ニ於テスヘシ
- 第六條 帳簿ノ種類及其ノ記載方ハ廳府縣令ヲ以テ之ヲ規定スヘシ
- 第七條 帳簿ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ五日以内ニ其ノ事由ヲ疏明シ行政廳ニ届出ヘシ
- 第八條 古物商ニシテ行商ヲ爲シ又ハ露店ヲ出サントスル者ハ行政廳ニ願

〔山梨警〕

改正 明治二十八年一〇月縣令第二六號、四二年二月第一三號、大正四年八月第三三號、一三年九月第二九號

- 出鑑札ヲ受ケ之ヲ携帶スヘシ
- 家屬又ハ同居ノ雇人ニ限リ行商ヲ爲サシメ又ハ露店ヲ出サシムルコトヲ得此場合ニ於テハ前項ノ手續ニ依リ鑑札ヲ受ケ之ヲ携帶セシムヘシ
- 鑑札ハ他人ニ貸與スルコトヲ得ス
- 第九條 古物ノ市場ヲ開設セントスル者ハ規約書ヲ添ヘ行政廳ノ認可ヲ受ケヘシ
- 規約書ニハ開閉ノ時間、場所及參集スヘキ營業者ノ住所、氏名ヲ記載スヘシ
- 規約書ノ變更ハ其ノ都度行政廳ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第十條 行商、露店及市場ノ取引ニ付テ別ニ帳簿ノ規程ヲ要スルトキハ廳府縣令ヲ以テ之ヲ規定スヘシ
- 第十一條 古物ノ賣買ヲ爲サントスル者ハ豫メ其ノ日時並場所ヲ行政廳ニ届出ヘシ
- 第十二條 古物商ハ露店、途上其ノ他公ノ場所ニ於テ古物商ニ非サル者ヨリ古物品ヲ買取り讓受ケ又ハ交換スルコトヲ得ス
- 第十三條 古物商ハ行商ニ依リ又ハ露店市場ニ於テ刀劍又ハ之ヲ仕込ミタル器具ヲ賣買交換スルコトヲ得ス
- 第十四條 第三條第四條第一項第二項第七條第八條第九條第十條第十一條第十二條及第十三條ニ違背シタル者ハ二圓以上十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十五條 此細則ニ規定シタルモノ、外警視總監、北海道廳長官及府縣知事ハ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

●古物商取締法施行規則

明治二十八年八月
山梨縣令第二十三號

- 第一條 古物商取締法ニ關スル願届書ハ總テ所轄警察官署ニ差出スヘシ
- 第二條 古物商取締法第二條第四條ノ免許願書ニハ左ノ事項ヲ詳記スヘシ
 - 一 族籍住所職業氏名年齢
 - 二 族籍住所氏名ニ異動アリタルモノハ舊族籍住所氏名並ニ現在地ニ移動シタル年月日ヲ併記スヘシ但明治二十八年八月三十一日以前ノ異動ニ係ルモノハ此限ニアラス
 - 三 營業品ノ種類
 - 四 營業所又ハ店舗ノ所在地
 - 五 營業者一年以上休業シ又ハ三月以上所在不明ノ状態ニアルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ
- 第三條 管理人ヲ置ケトキハ其ノ届書ニ管理人ノ族籍住所職業氏名年齢及其ノ管理スヘキ營業所又ハ店舗並ニ古物商取締法第十五條ニ牒觸セサルモノタルコトヲ明記スヘシ
- 第四條 管理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ改正セシムル事アルヘシ
- 第五條 營業物品ノ種類ヲ増加變更セントスルモノハ願書ニ其種類ヲ記シ差出スヘシ其之ヲ減少スルトキハ十日以内ニ届出スヘシ
- 第六條 潰金銀商、箔打商、烟管商、刀劍商、自轉車商、靴商ニシテ其ノ營業ニ屬スル古物ヲ賣買交換スルトキハ古物商取締法細則第二條ニ準據スヘシ
- 第七條 古物商ハ第一號様式ノ看板ヲ營業所又ハ店舗ニ掲出スヘシ
- 第八條 古物商取締法細則第八條第一項ニ依リ家族又ハ雇人ヲシテ行商ヲ

爲サシメ又ハ露店ヲ出サシメントスルトキハ其ノ願書ニ本人ニ關スル本則第二條第一號乃至第三號ノ事項ヲ詳記シ連署差出スヘシ
 第九條 行商又ハ露店ノ出願ヲ爲ストキハ第二號様式ノ木札ヲ製シ願書ト共ニ差出シ檢印ヲ受クヘシ
 鑑札面記載ノ事項ニ異動ヲ生シ又ハ鑑札ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ第一項ノ手續ニ依リ十日以内ニ更正又ハ新木札ニ檢印ヲ願出ツヘシ
 行商露店ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ鑑札ヲ差出シ檢印ノ削除ヲ請フヘシ

第十條 古物商ハ第三號様式ノ商業明細帳ヲ製シ賣買讓受渡交換又ハ預リタル物品ノ種類品質模様番號賣買主讓受ケ又ハ讓渡交換者及預ケ主ノ住所氏名代價年月日ヲ記載スヘシ古物商取締法第七條但書ノ場合ニ於テハ其旨ヲ記入スヘシ
 自用品ヲ賣品ニ供シ又ハ賣品ヲ自用品ニ供シ若クハ無價ニテ他人ニ讓與シタルトキハ前項ノ手續ニ依ルヘシ
 第十一條 前條ノ帳簿ハ紙數ヲ記シ使用前所轄警察官署ノ檢印ヲ受クヘシ
 第十二條 行商露店及市場ノ取引ヲ爲スモノハ出賣并ニ買出ニ關スル帳簿ヲ製スルコトヲ得此場合ニ於テハ露店後直ニ本帳ニ轉記スヘシ
 第十三條 品觸アリタルトキハ之ヲ寫シ取り番號ヲ逐テ順次編綴スヘシ
 第十四條 古物商取締法第四條第二項ノ品目届書ニハ第四號様式ニ依リ物品ノ種類、品質、賣讓渡主ノ住所氏名ヲ記載スヘシ
 第十五條 古物商其營業上傳染病毒ニ汚染シタル物品ニシテ未ダ消毒セサルモノヲ發見シタルトキハ直ニ警察官ニ申告スヘシ
 第十六條 營業者組合ヲ設ケタルトキハ加名者及取締ノ氏名ヲ記シ組合規約書ヲ添ヘ届出ヘシ其之ヲ増減變更シタルトキ亦同シ

〔山梨警〕

第十七條 本則第五條乃至第七條第九條第二項第三項第十一條第十三條第十五條第十六條ニ違背シタル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

附則

第十八條 從前免許ヲ受ケタル古物商ハ明治二十八年十二月三十一日迄持來リノ帳簿ヲ使用スルコトヲ得
 行商又ハ露店營業者ノ身分證ハ明治二十八年九月十五日迄ニ返納スヘシ

第一號様式

看板

何市郡何町村何番戶
何商(何市場)
何ノ誰

上以寸四

一尺五寸以上

二箇以上ノ營業所又ハ店舗ヲ設ケルモノハ左ノ例ニ依リ記載スヘシ
 何市郡何町村何番戶

第二號様式

表

何市郡何町村何番戶 (何ノ誰雇人又ハ兄弟ノ類)
何商(露店、行商) 何ノ誰

分五寸二

誰(營業所) 店 舖

〔山梨警〕

裏

何警署
明治何年何月何日

第三號様式

第何號	黑羽二重紋付男小袖 紋丸ノ中ニ一ノ字裏何色何々	何(古)著(古道具)商明細帳	何(用紙美濃)又ハ半紙	豎帳
買入	何年何月何日 何圓何拾錢	何市(郡)何町(村)	何市(郡)何町(村)	誰
賣渡	何年何月何日 何圓何拾錢	何市(郡)何町(村)	何市(郡)何町(村)	誰
備考				
第何號	(物品記載同上)			
讓受	同	同	同	上
讓受	同	同	同	上
備考				
第何號	同	上		
預リ	同	上	同	上
返戻	同	上	同	上

備考			
第何號			
交換	同	上	同
賣渡	同	上	同
備考			

取締法第七條ノ場合ノ如キ事故アリタルトキハ備考欄内ニ記入スヘシ號數ハ一品毎ニ之ヲ付ス
 此ノ帳簿ハ滿一年毎ニ改正スルモノトス若シ一年以上使用スルトキハ區畫ヲ明確ニスヘシ

第四號様式

買受(讓)受届

品目	賣(讓)渡人住所氏名
日本外史 一部	何市(郡)何町(村)
紺茶堅筒拾一枚	上

何ノ誰

右年月日何處ニ於テ買(讓)受候ニ付及御届候也

年 月 日 宛 住所 職業 何ノ誰印

●古物商並ニ質屋取締法取扱内規

明治二十八年九月
示令第三七號

大正一三年九月訓令第三〇號

- 第一條 古物商並ニ質屋營業免許ノ出願アリタルトキハ法律命令及本内規ニ照シテ許可ノ處分ヲナスヘシ但シ左ノ事項ニ該當スル者ハ許可スルノ限ニアラス
 - 一 營業ヲナシ危險ノ虞アル者
 - 二 無能力等ニシテ營業ノ責任ヲ負擔スル父母戸主後見人等ナキ者
 - 三 營業停止ノ處分ヲ受ケ未タ解停セラレサル者廢業ヲナシ更ニ新規營業ヲ願出ル者
 - 四 強窃盜詐欺取財其他賍物ニ關スル罪ヲ犯シ適當ト認ムル年月數ヲ經過スルモ猶改悛ノ狀ナキ者
- 第二條 營業人死亡シ相續人ヨリ營業免許ヲ願出ツル時ハ成ル可ク許可ノ方針ヲ取ルヘシ
- 第三條 古物商取締法施行規則第二條ノニ依リ免許ノ效力ヲ失ヒタルモノアルトキハ左ノ事項ヲ具シ速ニ報告スヘシ
 - 一 族籍住所氏名
 - 二 失効ノ年月日及事由
- 第四條 古物商取締法細則第三條質屋取締法細則第二條ノ管理人ニハ古物商取締法第十五條質屋取締法第十九條ヲ準用ス
- 第五條 各施行規則ニ依リ帳簿ノ檢印ヲ願出ツル者アルトキハ使用年期紙數營業者ノ住所氏名等ヲ精査シ不都合ナキニ於テハ帳簿初葉ニ其年月日

〔山梨警〕

- ヲ記シ摺印ヲ以テ檢印シ綴目ニ各署長契印下付スヘシ
- 第六條 各營業者帳簿廢業ノ許可ヲ願出タルトキハ記載物件ノ處分結了後滿三年ヲ經過シ犯罪捜査等ニ關シ差支ナキモノニ限り許可ヲ與フルコトヲ得
- 第七條 帳簿ノ毀損亡失ニ關スル事由ノ疏明ハ最モ嚴密ニ之ヲ査覈スヘシ
- 第八條 古物商行商露店ノ木札ニ檢印ヲ願出ツルモノアルトキハ法律命令ニ照シテ不都合ナキニ於テハ烙印ヲ押捺下付スヘシ
- 第九條 傳染病毒ニ汚染ノ物品ヲ發見シタル申告アリタルトキハ直ニ出張相當ノ處分ヲナスヘシ
- 第十條 賍物又ハ遺失物ニシテ必要ナリトスルトキハ品圖ヲナスヘシ
- 第十一條 法律命令ニ依リ物品ヲ差押フル場合ニ於テ下付スル領置證書ハ様式第一號ニ依ルヘシ
- 第十二條 法律命令ニ依リ物品ヲ差押フルハ各署長ノ命ニ依ル
- 第十三條 古物商取締法細則第九條ニ依リ市場開設ノ認可ヲ出願スルモノアルトキハ意見ヲ詳具稟議スヘシ
- 第十四條 各署ニ様式第二號ニ依リタル古物商及ヒ質屋營業臺帳ヲ製シ置キ營業免許廢業其ノ他營業ニ關スル事故ヲ詳記スヘシ
- 第十五條 各署ニ古物商及ヒ質屋營業禁止ノ處分名簿ヲ製シ置キ官報其ノ他ノ通報ニ因リ知得スル被處分者ノ住所氏名並ニ處分ノ年月日官署ヲ探録スヘシ
- 様式第一號 領置證

〔山梨警〕

右賍物(又ハ遺失物)又ハ傳染病毒汚染ノ物品)ト認ムルニ付領置候也

年月日 何署 官氏 名

様式第二號

許可 明治年月日 番號第 號	許可 明治年月日 番號第 號	許可 明治年月日 番號第 號
廢業 明治年月日	廢業 明治年月日	廢業 明治年月日
故事及動異	故事及動異	故事及動異

古物商並ニ質屋取締法中行政廳ニ屬スル職權委任ノ件

第四編 保安 第六章 質屋、古物商

明治二十八年九月
山梨縣訓令第五十一號
古物商並ニ質屋取締法中行政廳ニ屬スル職權ハ各警察署長(同分署長)ニ委任ス但シ營業ヲ禁止ヲ解クノ處分ハ此限ニアラス

未成年者ノ古物商營業許可ニ關スル件

大正九年六月
警訓第八號

未成年者カ古物商ノ營業ヲ爲サムトスルトキハ法定代理人ノ同意ヲ得又ハ法定代理人ニ因リテ營業ノ免許ヲ出願セサルヘカラス故ニ右願書ヲ受理シタル行政廳ハ明治二十八年九月示令第三十七號古物商並ニ質屋取締法取扱内規第一條ニ照シテ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有シ且營業上ノ責任ヲ負擔スル法定代理人アリテ古物商ヲ免許スルモ危險ノ虞ナシト確認シタル場合ニ免許スルヲ要ス然ルニ法定代理人ノ同意セルヤ否ヤヲ證明スヘキモノナク未成年者單獨ニテ出願シタル書面ヲ受理シ之ニ免許ヲ與フルカ如キハ瑕疵アル行政處分ナルヲ以テ未成年者ノ營業行為ノ出願ニ付テハ特ニ意ヲ致シ取扱上缺點ナキヲ期セラレヘシ

勸工場取締規則

明治四十二年二月
山梨縣令第十八號

第一條 本則ニ於テ勸工場ト稱スルハ屋內ニ通路ヲ設ケ一定ノ時間内公眾ノ自由出入ヲ許シ商品ヲ販賣スル場所ヲ云フ但ニ階ヲ設ケサル二十坪未満ノモノハ此ノ限リニアラス

第二條 勸工場ヲ設ケムトスルモノハ住所氏名年齢ヲ記シ左ノ事項ヲ具シ

- 一 建設地ノ地名番號又勸工場ノ名稱
 - 二 位置圖及建物ノ平面圖側面圖工事設計書並説明書
 - 三 建坪數(二階造ハ二階ノ坪數ヲ別記スヘシ)
 - 四 燈火ノ種類及裝置方法
 - 五 四隣ノ平面略圖
 - 六 起工及落成ノ期日
- 勸工場ヲ改築増築變更修繕セムトスルトキ又ハ燈火ニ關スル新設増設改設等ヲ爲サムトスルトキハ以上ノ各號中必要ナル事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ
- 第三條 勸工場ニ關スル工事落成シタルトキハ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出検査ヲ受クヘシ
- 勸工場ハ使用ノ認可アリタル後ニアラサレハ使用スルヲ得ス
- 第四條 届出期日内ニ工事ニ著手セス若クハ落成セス又ハ百八十日以上休場シタルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第五條 勸工場ヲ讓渡シ又ハ貸與シタルトキハ雙方連署ノ上五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ
- 許可ヲ受ケタル者ノ身分ニ異動ヲ生シタルトキハ本人ヨリ、死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ前項ニ準ジ届出ツヘシ
- 第六條 勸工場ノ建物汚腐損壞シテ危險ノ虞アルトキハ速ニ修理スヘシ廢場シタルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ツヘシ
- 第七條 勸工場ノ構造ハ左ノ各號ニ從フヘシ
- 一 勸工場ノ前面出入口ハ幅二間以上ノ道路ニ面シテ設クヘシ但入口ト出口トヲ區別スヘシ
 - 二 場内ノ通路ハ幅四尺以上タルヘシ

〔山梨警〕

〔山梨警〕

- 七 採光及換氣ノ爲メ適當ノ窓ヲ設クヘシ
 - 八 便所ハ石、煉瓦又ハ厚六寸以上ノ漆喰其他不渗透物ヲ以テ適當ノ場所ニ依リ場内ニ臭氣ノ及ハサル様設クヘシ
- 糞器ハ糞糞ヲ施シタルモノヲ用フヘシ
- 第八條 前條ニ規定セル非常口及階段ノ個數並位置ハ建物及屋内通路ノ模様ニ依リ特ニ増減變更セシムルコトアルヘシ
- 第九條 燈火ニ關シテハ左ノ各號ニ據ルヘシ
- 一 燈火ハ電氣燈ヲ使用スルコト但シ洋燈ニシテ金屬製ノ油壺及油煙止ヲ備ヘ且ツ適當ナル防火設備ヲナシタルモノハ特ニ許可スルコトアルヘシ
 - 二 電氣燈消滅ノ場合ニ於テハ之ニ代フヘキ適當ナル燈火ヲ點スル様豫メ設備ヲ爲シ置クヘシ
- 第十條 勸工場ニ陳列ノ賣品ニハ正札ヲ附スヘシ
- 第十一條 勸工場ハ閉閉時間ヲ定メ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第十二條 場内ニハ警察官ノ指示ニ從ヒ要所ニ消火器ヲ備フヘシ
- 第十三條 第二條第三條第五條第六條第九條第十條第十一條第十二條ニ違背シタルモノハ二十圓未満ノ科料ニ處ス

勸工場取締規則執行心得

明治三十六年九月 訓示第七九號

- 第一條 規則第二條ノ願ヲ受ケタルトキハ場所ノ適否及願人ノ資産爲人等ヲ調査シ意見ヲ具シ縣廳ニ進達スヘシ
- 第二條 規則第二條ノ位置圖ニハ設置地ノ四隣ノ形狀建物ノ種類及出入口

第四編 保安 第六章 質屋、古物商

- 三 勸工場ニハ三階ヲ設クヘカラス但事務所ハ此限ニアラス
- 四 屋上ハ總テ不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ
- 五 出入口及非常口ハ左ノ制限ニ依ル
 - イ 一個ノ建物百坪以上ニ在テハ出入口ノ外非常口三個以上三十坪以上ニ在テハ二個以上ヲ要所ニ設クヘシ但シ別棟ト雖通路ノ接續スルモノハ一個ノ建物ト見做シテ算スヘシ
 - ロ 各非常口ハ道路又ハ路次ニ面シテ設クヘシ地形ニ依リテハ建物ノ外部ニ幅六尺以上ノ通路ヲ設クヘシ
 - ハ 出入口及非常口ハ高七尺幅六尺以上ニシテ外開戸トシ戸締ハ内部ニ設クヘシ
 - ニ 各非常口ニハ黑板ニ白書シタル標札ヲ掲ケ(堅一尺五寸幅五寸)夜間ハ内側ニ赤色ノ燈火ヲ點シ置クヘシ
 - ホ 出入口又ハ非常口ノ下端ニ横材ヲ設クルトキハ地盤又ハ床面ヨリ突出セシメサルヘシ
 - ヘ 非常口ニハ商品又ハ他物ヲ置クヘカラス且ツ開場中ハ鎖鑰ヲ施スヘカラス
 - 六 公衆ノ用ニ供スル階段ハ左ノ制限ニ依ル
 - イ 階段ハ二階ノ建坪百坪以上ハ三個以上三十坪以上ハ二個以上ヲ設クヘシ
 - ロ 階段ハ幅四尺以上蹴上ケ六寸五分以下踏面八寸以上ニシテ左右ニ堅牢ナル扶欄ヲ設ケ且ツ下層ノ出入口又ハ非常口ニ接近シテ設クヘシ
 - ハ 三個以上ノ階段ヲ設ケタルトキハ其一個ニ對シ常時ハ昇降ヲ止メ置クコトヲ得
 - ニ 階段又ハ螺旋狀ノ階段ヲ設クヘカラス

又ハ非常口ニ接スル道路ノ幅員ヲ詳記セシムヘシ

考 備	燈火種類	室内外通路	階 段	非 常 口	出 入 口	建 物 之 構 造	使 用 認 可	位 置	名 場	
									年 月 日	住 設 者 所 氏 名
建物ノ讓渡、改氏名、處罰年月日	何々	幅何尺延長何間下層二階ヲ別ツ幅何尺何々道路又ハ路次ニ通ス	幅何尺何所出入口又ハ非常口ニ接ス何ヶ所	直接面スル道路及路次ノ幅員何ヶ所	幅何尺、何ヶ所	石造、木造、何何、屋上、何葺二階何坪、下層何坪	年 月 日		年 月 日	住 設 者 所 氏 名
其他参考事項ヲ記入ス										

●暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ

關スル件

大正六年九月一日
農商務省令第二十號

改正 大正七年二月農商務省令第三號、六月第一九號

暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 急激ナル市價ノ變動ヲ誘起シ因テ暴利ヲ得ルノ手段トシテ左ニ掲
グル物品ノ買占又ハ賣借ヲ爲シ又ハ爲サムトスル者ト認ムルトキハ農商
務大臣ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スヘカラサル旨ヲ戒告シ且必要ト認
ムルトキハ同一物品ノ賣買ニ付條件ヲ附スルコトヲ得他人ヲシテ其ノ行
爲ヲ爲サシメ又ハ爲サシメムトスル者ト認ムルトキ亦同シ

一 米穀類及穀粉類

二 鐵類

三 石炭

四 綿絲及綿布

五 紙類

六 染料

七 藥品

八 肥料

第二條 前條ノ戒告ニ違反シテ買占若ハ賣借ヲ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條
件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔山梨警〕

●暴利ヲ目的トスル賣買取締方ノ

大正六年九月一日
農商務省令第八號

道廳 府縣

近時ニ於ケル物價騰貴ハ時局ニ依ル需給關係ノ變動ニ基クモノ多キヲ以テ
政府ハ之カ匡救ノ方策ヲ講スルカ爲メ不斷ノ用意ヲ怠ラズト雖茲ニ其ノ最モ
憂フヘキハ此ノ變動ヲ奇貨トシ各種不穩當ナル手段ニ依リ國民生活ノ必需
品ニ對シ市價ノ激變ヲ誘致シ因テ以テ暴利ヲ網セントスル者ヲ生スルコト
ニシテ其ノ國民生活ノ安靜ヲ害シ經濟界ヲ毒スルノ弊實ニ大ナルモノアリ
依テ政府ハ閣議ヲ定メ今回暴利ヲ目的トスル賣買取締ニ關スル省令ヲ發シ
前述ノ如キ公害ヲ及ホスヘキ舉作ヲ試ミントスル者ニ對シ嚴重ナル取締ヲ
行ハントス之レ時局今日ノ場合洵ニ已ムヲ得サルニ出ツ各地方長官宜シク
此ノ趣旨ヲ體シ苟モ本令ヲ犯シ又ハ犯サントスル者アルトキハ速ニ相當ノ
措置ヲ執リ以テ萬一ノ逸算ナキヲ期スヘシ

●物價ノ平準保持ニ關シ浪費ヲ節 セシメ必需品ヲ保藏セシメサル ノ件

大正七年四月
農商務省令第三號

物價ノ平準ヲ期シ其ノ激變ヲ防止スルハ社會經濟ノ繁榮ヲ増進スルニ必要
ニシテ就中日常必需品ノ騰落如何ハ國民生活ニ直接至大ノ影響ヲ與フルヲ
以テ其ノ價格ノ平調ヲ保持スルノ最モ緊要ナル取テ論ヲ俟タサル所ナリ然

〔山梨警〕

ルニ時局以來經濟界ノ變動ニ基キ一般物價昂騰ヲ告ケ日常必需品亦之ニ伴
ヒ中産者以下ノ生計ハ次第ニ逼迫ヲ蒙ルニ至レリ政府ハ産業ヲ振興シテ
自給自足ノ基ヲ開キ輸出制限ヲ行ヒテ供給ノ潤澤ヲ謀リ其ノ他海陸運輸機
關ヲ按排シテ需供ノ圓滑ヲ期スル等各般ノ施設ヲ怠ラズト雖一般國民亦思
フ是ニ致シ産業ニ精勵シテ國產ヲ増殖シ冗費ヲ節シ射倖ヲ慎ミ政府ノ施設
ト相俟テ物價ノ平準ヲ持續スルノ覺悟ナカルヘカラス
近時米價屢々暴騰ノ勢ヲ示シ動モスレハ其ノ平準ヲ失セムトスルハ一ハ供
給者力將來ノ高値ヲ氣構ヘ妄リニ其ノ所持品ノ賣借ミヲ爲スニ因ル所大ナ
リ然レトモ斯ノ如キハ堅實ナル生産者ノ最モ慎ムヘキ所タルノミナラス爲
ニ或ハ將來激落ニ遭遇シ不測ノ禍害ヲ惹起スルノ虞ナシトセス
地方長官宜シク右各項ニ留意シ管内ニ諭達シテ浪費ヲ節セシムルト共ニ限
リニ必需品ヲ保藏シテ社會ノ平靜ヲ害スルカ如キコト無カラシムヘシ

第七章 貸座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

●娼妓取締規則

明治三十三年十月二日
内務省令第四十四號

改正 大正元年二月内務省令第一七號、昭和八年五月第一五號
娼妓取締規則左ノ通之ヲ定ム

娼妓取締規則

- 第一條 十八歳未満ノ者ハ娼妓タル事ヲ得ス
- 第二條 娼妓名簿ニ登録セラレサル者ハ娼妓ヲ爲スコトヲ得ス
娼妓名簿ハ娼妓所在地所轄警察官署ニ備フルモノトス
娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ取締上警察官署ノ監督ヲ受クルモノトス
- 第三條 娼妓名簿ノ登録ハ娼妓ヲラントスル者自ラ警察官署ニ出頭シ左ノ事項ヲ具シタル書面ヲ以テ之ヲ申請スヘシ
 - 一 娼妓ト爲ルノ事由
 - 二 生年月
 - 三 同一戸籍内ニ在ル最近尊族親、尊族親ナキトキハ戸主ノ承諾ヲ得タルコト若シ承諾ヲ與フヘキ者ナキトキハ其ノ事實
 - 四 未成年者ニ在テハ前號ノ外實父、實父ナキトキハ實母、實父母ナキトキハ實祖父、實父母實祖父ナキトキハ實祖母ノ承諾ヲ得タルコト
- 第五條 娼妓ヲ爲スヘキ場所

第四編 保安

第七章 貸座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

- 六 娼妓名簿登録後ニ於ケル住居
七 現在ノ生業但シ他人ニ依リテ生計ヲ營ム者ハ其ノ事實
- 八 娼妓タリシ事實ノ有無並ニ警テ娼妓タリシ者ハ其ノ稼業ノ開始廢止ノ年月日、場所、娼妓タリシキノ住居及稼業廢止ノ事由
- 九 前各號ノ外廳府縣令ヲ以テ定メタル事項
前項ノ申請ニハ〔戸籍吏〕ノ作リタル戸籍謄本、前項第三號第四號ノ承諾書及市區町村長ノ作リタル承諾者印鑑證明書ヲ添付スヘシ
- 娼妓名簿登録申請者ハ登録前廳府縣令ノ規定ニ從ヒ健康診断ヲ受ケヘキモノトス
- 第四條 娼妓ヲ禁止セラレタル者ハ娼妓名簿ヨリ削除セラレ、モノトス
- 前項ノ外娼妓名簿ノ削除ハ娼妓ヨリ之ヲ申請スルモノトス但シ未成年者ニ在テハ前條第一項第三號及第四號ニ掲グル者ヨリモ之ヲ申請スルコトヲ得

- 第五條 娼妓名簿削除ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テスヘシ
前項ノ申請ハ自ラ警察官署ニ出頭シテ之ヲ爲スニ非サレハ受理セサルモノトス但シ申請書ヲ郵送シ又ハ他人ニ託シテ之ヲ差出ス場合ニ於テ警察官署カ申請者自ラ出頭スルコト能ハサル事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 警察官署ニ於テ娼妓名簿削除申請ヲ受理シタルトキハ直ニ名簿ヲ削除スルモノトス
- 第六條 娼妓名簿削除申請ニ關シテハ何人ト雖妨害ヲ爲スコトヲ得ス
- 第七條 娼妓ハ廳府縣令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ス
- 第八條 娼妓ハ官廳ノ許可シタル貸座敷内ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 娼妓ハ廳府縣令ノ規定ニ從ヒ健康診断ヲ受クヘシ

第十條 警察官署ノ指定シタル醫師又ハ病院ニ於テ疾病ニ罹リ稼業ニ堪ヘサル者又ハ傳染性疾患アル者ト診断シタル娼妓ハ治療ノ上健康診断ヲ受クルニ非サレハ稼業ニ就クコトヲ得ス

第十一條 警察官署ハ娼妓名簿ノ登録ヲ拒ムコトヲ得

第十二條 廳府縣長官ハ娼妓稼業ヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得

第十三條 何人ト雖娼妓ノ通信、面接、文書ノ閱讀、物件ノ所持、購買其ノ他ノ自由ヲ妨害スルコトヲ得ス

第十四條 左ノ事項ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名簿登録ヲ申請セシメタル者

二 第六條第十二條ニ違背シタル者

三 第十條ニ依リ稼業ニ就クコトヲ得サル者又ハ稼業停止中ノ娼妓ヲシテ強テ稼業ニ就カシメタル者

四 本人ノ意ニ反シテ強テ娼妓名簿ノ登録申請又ハ登録削除申請ヲ爲サシメタル者

第十三條ノ二 左ノ事項ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名簿登録ヲ申請シタル者

二 第七條第九條第十條ニ違背シタル者

三 第八條ニ違背シタル者及官廳ノ許可シタル貸座敷外ニ於テ娼妓稼業ヲ爲サシメタル者

四 第十一條ノ停止命令ニ違背シタル者

第十四條 本令ノ外必要ナル事項ハ廳府縣令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 本令施行ノ際現ニ娼妓タル者ハ申請ヲ待タスシテ娼妓名簿ニ登録セラル、モノトス

〔山梨縣〕

娼妓取締規則施行細則

明治三十三年十二月 山梨縣令第五十三號

改正 明治三十四年三月縣令第一四號、四十二年二月第一二號、大正一三年一月第三四號、昭和二年一月第七號、八年六月第四五號

第一條 娼妓名簿登録ヲ申請セントスルモノハ娼妓取締規則第三條第一項各號ノ外左ノ事項ヲ申請書ニ記載スヘシ

一 姓名及揚代金

二 稼業年限

前項ノ稼業年限ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ記載シ所轄警察官署ニ登録ヲ申請スヘシ

第二條 娼妓ハ貸座敷内ニ居住スヘシ

第二條ノ二 娼妓ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 娼妓ハ張店ヲ爲スヘカラス

二 言語動作其ノ他方法ノ如何ヲ問ハス強テ客ヲ誘引スヘカラス

三 遊客巨多ノ金錢物品ヲ所持シ若ハ費消シ其ノ他舉動不審ナルトキハ直ニ貸座敷主ニ告知スヘシ

四 濫リニ宿屋、料理屋、飲食店等ニ出入スヘカラス

第三條 娼妓稼業年限ハ前後ヲ通シテ四箇年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ警察官署ニ於テ已ムヲ得サル事情アリト認ムルトキハ更ニ一箇年以内ノ延長ヲ許可スルコトアルヘシ

第四條 娼妓其ノ稼業ヲ爲スヘキ場所ヲ變更セントスルトキハ登録ヲ受ケタル警察官署ニ申請シ名簿ノ削除ヲ受ケ更ニ變更地所轄警察官署ニ名簿ノ登録ヲ申請スヘシ

娼妓名簿登録後住居ヲ變更セムトスルトキハ所轄警察官署ニ名簿ノ訂正

ヲ申請スヘシ

第五條 第一條第二項、第四條第二項ノ申請書ニハ娼妓取締規則第三條第一項第三號第四號ノ承諾書ヲ添付スヘシ

第六條 娼妓其ノ族籍住所氏名姓名揚代金ヲ變更シ又ハ休業就業シタル時ハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第七條 警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ特別ノ命令ヲ發スルコトアルヘシ

第八條 娼妓外出セムトスルトキハ其ノ旨ヲ抱主又ハ家人ニ告グヘシ

前項ノ外出ハ之ヲ妨グルコトヲ得ス

第九條 削除

第十條 娼妓ノ服装ハ普通ノモノヲ用ヒ決シテ華麗又ハ異様ナルヘカラス

第十一條 娼妓ハ妊娠五ヶ月ヨリ分娩又ハ流産後二ヶ月ヲ經ルマテ稼業ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 本則第一條第二項、第二條、第二條ノ二、第四條、第六條、第八條第二項、第十一條ニ違反シ又ハ第七條ノ命令ヲ犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ昭和二年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ娼妓タル者ハ其ノ登録シタル稼業年限内ニ限り本令第三條ノ制限ニ據ラサルコトヲ得

〔山梨縣〕

貸座敷取締規則

明治四十年六月 山梨縣令第四十號

改正 明治四十二年第四七號、大正一三年一月第三四號、昭和二年一月第六號

第一條 貸座敷營業ハ別ニ指定シタル免許地域内ニ限ルモノトス

第一條ノ二 貸座敷營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受ケヘシ第三號第四號ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 本籍、住所、氏名、年齢

二 樓名又ハ屋號

三 營業ノ場所

四 營業用家屋ノ平面圖、側面圖及構造仕様書

第二條 營業ノ許可ヲ受ケタル後三ヶ月ヲ經ルモ開業セス又ハ引續キ六ヶ月以上休業シタルトキハ許可ノ效ヲ失フモノトス

第三條 貸座敷營業用ノ家屋其ノ他ハ左ノ制限ニ從ヒ構造シ其使用前所轄警察官署ノ検査ヲ受ケヘシ

一 三階以上ノ建物ヲ設クヘカラス

二 二階ニハ營業地域ノ四周ヨリ望見シ得ヘキ場所ニ欄干椽等ヲ設クヘカラス

三 屋上ニ時計臺望樓又ハ之ニ類スル建築物ヲ取附クヘカラス

四 通路ニ面スル部分ニハ人目ヲ惹キ易キ裝飾ヲ爲スヘカラス

五 通路ヨリハ家屋内ヲ透視シ得サル装置ヲ爲スヘシ

六 屋内ニ適當ノ消火設備ヲ爲スヘシ

七 各階毎ニ娼妓及客用ノ消毒室ヲ設クヘシ

八 適當ノ場所ニ非常口ヲ設クヘシ

第四編 保安

第七章 貸座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

九 娼妓ノ居室及客待室ハ外部ヨリ見透シ得サル様構造シ採光換氣ヲ適當ナラシムヘシ

第四條 貸座敷營業者其ノ本籍住所身分氏名又ハ法定代理人ニ異動ヲ生シタルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第五條 貸座敷營業者ハ左記第一號様式ノ遊客名簿ヲ備ヘ置キ之ニ相當ノ記入ヲ爲スヘシ但シ名簿ハ紙數ヲ記シ所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ使用後滿三ヶ年間之ヲ保存スヘシ

第六條 貸座敷營業者其ノ家族雇人及同居者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 人目ヲ惹キ易キ營業看板又ハ標灯ヲ掲出スヘカラス

二 店頭ニ於テ遊興ヲ勸誘スヘカラス

三 方法ノ如何ヲ問ハス一般公衆ニ遊興ヲ勸誘スヘカラス

四 太鼓又ハ遠距離ニ達スル樂具ヲ用ヒテ音曲ヲ爲サシムヘカラス

五 盃ニ客ニ對シ飲食ヲ勸誘シ又ハ飲食物ヲ供シ若クハ客ヲシテ盃費セシムヘカラス

六 客ニ供スル飲食物ノ價格ハ市價ニ準スヘシ

七 遊興費額及飲食物ノ價格ハ營業所内賭易キ場所及各客室ニ揭示スヘシ

八 遊興費ノ代價トシテ客ノ所持品ヲ受ケムトスルトキ又ハ客ノ依頼ニ依リ入質若クハ賣却セムトスルトキハ所轄警察官署ノ承認ヲ受ケヘシ

九 客ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ之ヲ拒絕シ又ハ隱蔽スル等ノ所爲アルヘカラス

一〇 學生々徒及十八歳未満ノ者ニ遊興セシムヘカラス

〔山梨管〕

〔山梨管〕

二 雇入ノ目的及前住所並職業

三 未成年者ハ法定代理人有夫ノ婦ハ夫ノ承諾書

四 醫師ノ診斷書

警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ雇人ノ數ヲ制限シ又ハ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 貸座敷營業者法令ニ違背シ又ハ公安風俗ヲ害シ其ノ他不都合ノ所爲アリト認ムルトキハ警察官署ハ營業ノ禁止又ハ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第九條ノ二 警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ娼妓貸座敷營業者及組合ニ對スル特別ノ命令ヲ發スルコトアルヘシ

第九條ノ三 警察官吏ニ於テ必要アリト認ムルトキハ娼妓貸座敷營業者及組合ノ營業又ハ業務ニ關スル帳簿其ノ他ノ書類ヲ檢閲スルコトアルヘシ

第十條 貸座敷營業者ハ一地區毎ニ組合ヲ設ケ事務所ヲ設置スヘシ

第十一條 貸座敷營業者ハ其ノ組合ニ加入セスシテ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 組合ハ規約ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトハルトキ亦同シ

組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 組合ノ組織權限及會議ニ關スル事項

二 取締人ノ權限任期及選舉ニ關スル事項

三 組合費用ノ徵收及支出ニ關スル事項

四 違約者處分ニ關スル事項

五 遊興費並其ノ分配方法及娼妓稼業上負擔スヘキ費用ニ關スル事項

六 娼妓ノ教養及救済ニ關スル事項

第四編 保安

第七章 貸座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

一 居續遊興二十四時間以上ニ互ル者及金錢ヲ濫費シ若ハ身柄不相應ノ金錢物品ヲ所持スル者ヲ認メタルトキハ速ニ警察官署ニ申告スヘシ

二 妊娠五箇月以上又ハ分娩、流産後二ヶ月ヲ經サル娼妓ヲシテ稼業ヲ爲サシムヘカラス

三 娼妓ヲシテ張見世ヲ爲サシメ又ハ娼妓ノ寫眞ヲ掲出スヘカラス

四 娼妓ヲシテ午後十二時以後日出迄ノ間ニ於テ客待ヲ爲サシムヘカラス

五 娼妓ニ對シ苛酷ノ取扱ヲ爲シ又ハ糞澤ヲ爲サシムヘカラス

六 娼妓ノ外出ニ際シ附添ニ要スル費用ハ之ヲ娼妓ニ負擔セシムヘカラス

七 娼妓稼ノ爲メニ要スル費用ハ貸座敷組合規約ニ於テ定メタルモノ、外之ヲ娼妓ニ負擔セシムヘカラス

八 娼妓ノ居住セシメタルトキハ其ノ契約書寫ヲ三日以内ニ警察官署ニ届出ツヘシ

九 娼妓一人毎ニ左記第二號様式ノ玉帳ヲ造リ毎日ノ稼高ヲ記入シ月計スヘシ

一〇 娼妓一人毎ニ左記第三號様式ノ貸借計算簿ヲ作り貸借ノ都度記入シ娼妓ニ交付スヘシ

第七條 貸座敷營業者其ノ親族ニ非サル婦女ヲ宿泊セシメムトスルトキハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第八條 貸座敷營業者雇人ヲ雇入レタルトキハ左ノ事項ヲ具シ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ之ヲ解雇シタルトキハ三日以内ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

一族籍、住所、氏名、年齢

七 娼妓ノ表彰及慰安ニ關スル事項

八 娼妓ノ前借金及追借金ノ利息並雇人ノ給料ニ關スル事項

九 前各號ノ外營業ニ關シ必要ナル事項

第十三條 組合ハ正副取締人各一人ヲ選舉シ所轄警察署ノ認可ヲ受ケヘシ

前項ノ取締人不適任ト認ムルトキハ改選ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 取締人ハ左ノ事項ヲ處理スヘシ

一 貸座敷營業者及娼妓名簿ヲ整備スルコト

二 法律規則其他ノ命令ヲ貸座敷營業者及娼妓ニ通知スルコト

三 娼妓ノ健康診斷ノ準備ニ關スルコト

四 右ノ外組合ニ關スル一切ノ事務

第十五條 第一條ノ二第三條乃至第七條、第八條第一項、第十二條、第十三條第一項及第十四條ニ違反シ又ハ第八條第二項、第九條及第九條ノ二ノ命令ヲ犯シ若ハ第九條ノ三ノ檢閲ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十六條 貸座敷營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ據ル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此ノ限ニアラス

第十七條 貸座敷營業ニ關シ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、娼妓、雇人其ノ他ノ從業者本則ニ違反シタルトキハ營業者亦其ノ責ニ任セシム

第十七條ノ二 組合ニ於テ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ第十五條ノ罰則ハ之ヲ組合ノ代表者ニ適用ス

組合ノ代表者ハ組合ノ雇人其ノ他從業者カ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サル故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

附則

第四編 保安 第七章 貸座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

- 第四條 左ノ場合ニハ速ニ報告スヘシ
 - 一 貸座敷營業者第一條第二號ニ記載スル罪ニ依リ處刑セラレタルトキ
 - 二 組合處刑セラレタルトキ
 - 三 貸座敷取締規則第二條ニ依リ許可ノ效力ヲ失フ者アル時
 - 四 雇人ノ數ヲ制限シ又ハ解雇ヲ命ジタルトキ
- 第五條 貸座敷營業者臺帳ハ第一號様式ニ依リ調製スヘシ
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ娼妓名簿ニ登錄スヘカラス
 - 一 有夫ノ者
 - 二 傳染性疾患アル者
 - 三 身體羸弱ニシテ稼業ニ耐ヘスト認ムル者
 - 四 住居スル貸座敷營業者ト三親等内ノ親系ヲ有スル者
 - 五 強盜、窃盜、詐欺、偽證、誣告、賍物、贖胎、賭博、猥褻、姦淫及遺失物ニ關スル罪ニ依リ處刑セラレ滿期後三年ヲ經過スルモ尙改悔ノ情ナシト認ムル者
 - 六 前ニ娼妓タリシ者ニシテ止ムヲ得サル事情アリト認ムルコト能ハサル者
 - 七 前各號ノ外稼業上不適當ト認ムル者
- 第七條 左ノ場合ニハ其ノ狀況若ハ意見ヲ具シ稟議スヘシ
 - 一 娼妓取締規則施行細則第七條ニ依リ命令ヲ發セムトスルトキ
 - 二 娼妓取締規則施行細則第三條但書ニ依リ稼業年限ノ延長ヲ許可セムトスルトキ
- 第八條 娼妓稼業ヲ禁止又ハ停止スヘキモノト認ムル者アルトキハ狀ヲ具シ上申スヘシ

〔山梨警〕

- 第九條 左ノ場合ニハ速ニ報告スヘシ
 - 一 娼妓其ノ債務ノ辨償ヲ終ヘスシテ廢業シタルトキ
 - 二 娼妓ノ外出ヲ制限シタルトキ
- 第十條 娼妓名簿ハ第二號様式ニ依リ調製スヘシ
- 第十一條 娼妓身體検査醫ヨリ提出シタル月報ハ翌月五日迄ニ調査進達スヘシ
- 第十二條 前條検査醫ヨリ差出スヘキ報告ノ外所轄警察官署ニ於テ定日又ハ臨時検査ノ狀況ヲ第三號様式ニ依リ調査シ其ノ都度報告スヘシ

備考	雇人雇入年月日	解雇年月日	異動其 他事由	前住所 及職業	本籍住所 氏名	年齢	營業者		
							姓名	籍住	本業

〔山梨警〕

第二號様式

更	登錄年月日	登錄承認者	登錄後住所	稼業場所	娼妓トナリシ 事由	稼業年限	削除年月日	削除申請者 又ハ削除事由	娼妓 姓名	娼妓 揚代金

第三號様式

昭和	年	月	日	警察署
定期娼妓身體検査健康診斷狀況報告				
検査醫師氏名				
検査開始並終了時間				
開始午時分				
終了午時分				

第四編 保安 第七章 貸座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

娼妓總人員數	當日受檢員數	事故ノ爲受檢シ能ハサル員數	人員中ノ娼妓員數	一週間以内 新規申請娼妓ノ 合格不合格員數	同上年年齡並(初再)別	同上不合格者病名年齡別	當日退院娼妓數並病名別

●貸座敷免許地据置ノ件

明治三十二年十月五日
内務省訓令第三十二號
貸座敷免許地ハ從來指定ノ儘之ヲ据置キ若シ將來新設移轉若クハ擴張ノ必要ヲ生シタルトキハ詳細事由ヲ具シテ稟請スヘシ

警察署

●貸座敷及娼妓賦金徵收規則

明治四十二年六月十四日
山梨縣令第七十五號

改正 明治四十二年三月縣令第三二號、大正九年四月第二二號、一五年六月第三〇號、昭和六年三月第一〇號、八年三月第一〇號

貸座敷及娼妓賦金徵收規則左ノ通定ム

貸座敷及娼妓賦金徵收規則

- 第一條 貸座敷及娼妓業者ハ左ノ賦金ヲ納ムベシ
 - 一、貸座敷ハ營業場一坪ニ付一箇月金拾錢
 - 二、娼妓ハ甲府市在住者ハ一箇月金壹圓其ノ他ハ金五拾錢
- 第二條 賦金ノ納期ハ毎月二十日限トス納期後開業又ハ納期前廢業セシトキハ其ノ届出ト同時ニ納ムベシ

第三條 罰則

- 第四條 貸座敷及娼妓組合取締人ハ其ノ組合内ニ於ケル貸座敷營業者毎ニ四月一日現在ノ營業場坪數及娼妓氏名ヲ取調同月五日迄ニ知事ニ報告スベシ爾後増減異同アル場合ニハ其ノ都度報告スベシ
- 第五條 左ニ該當スルモノハ日割ヲ以テ賦金ヲ免除ス
 - 一、傳染病流行等ノ爲メ交通ヲ遮斷セラレ若ハ其ノ他ノ事故ニ依リ營業停止中
 - 二、娼妓病院入院中
 - 三、引續三十日以上ニ及フ營業休止中

- 第六條 貸座敷營業者ハ開業ノ日ヨリ十日以内ニ賦金代納人ヲ定メ連署ヲ

〔山梨縣〕

●藝妓、藝妓置屋營業取締規則

大正六年五月
山梨縣令第五十八號

改正 大正一五年一月縣令第一號、昭和八年六月第四四號

- 第一條 藝妓營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ第五號、第六號ノ事項ニ變更アリタルトキ亦同シ
 - 一、本籍、住所、族稱、氏名、生年月日
 - 二、戸籍謄本
 - 三、藝名
 - 四、醫師ノ健康證明書
 - 五、置屋主アル者ハ其ノ住所氏名
 - 六、營業ニ關スル契約書類アルモノハ其ノ寫
 - 七、有夫ノ婦ニアリテハ夫、未成年者ニアリテハ法定代理人ノ承諾書

- 第二條 藝妓置屋營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
 - 一、本籍、住所、族稱、氏名、生年月日
 - 二、戸籍謄本
 - 三、屋號
 - 四、營業所
 - 五、藝妓トノ間ニ締結スヘキ諸契約ノ標準

- 第三條 十三歳未満ノ者ハ藝妓營業ヲ爲スコトヲ得ス
- 第四條 藝妓又ハ藝妓置屋營業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但死亡ノ場合ハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ行衛不明ノ場合ハ置屋主、戸主、家族ノ順位ニ從ヒ之ヲ爲スヘシ

以テ知事ニ届出ツヘシ但シ貸座敷營業者ニシテ地租三圓以上ヲ納ムル者ハ此限ニアラズ
賦金代納人死亡轉居其ノ他賦金代納人タル資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ前項ニ依リ十日以内ニ届出ツベシ
娼妓ハ賦金代納人ヲ置クヘシ其ノ代納人ハ貸座敷賦金代納人ヲ以テ之ニ充ツ但シ貸座敷營業者ノ賦金代納金ヲ要セサル場合ニハ其ノ貸座敷營業者ヲ以テ之ニ充ツ

賦金代納人ハ賦金納付ニ關シ一切ノ義務ヲ負擔スヘシ

第七條 貸座敷ノ賦金代納人ハ其ノ郡市内ニ居住シ地租三圓以上ヲ納ムルモノニ限ル

第八條 第四條ノ報告又ハ第六條ノ届出ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告又ハ届出ヲ爲シタルモノハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

附則

本令施行前ニ係ル賦金ニ付テモ亦本令ヲ適用ス
現在ノ貸座敷營業者ハ本規則第六條ニ依リ賦金代納人ヲ定メ本令施行ノ日ヨリ十日以内ニ届出ツヘシ若シ此期限内ニ届出ヲ爲ササルトキハ本規則第八條ヲ適用ス
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十一年三月縣令第十一條同縣令第十七號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

〔山梨縣〕

- 一 住所氏名ヲ變更シタルトキ
- 二 寓所又ハ營業所ヲ變更シタルトキ
- 三 藝名、屋號ヲ變更シタルトキ
- 四 一ヶ月以上休業セムトスルトキ
- 五 死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ
- 六 許可證ヲ毀損又ハ亡失シタルトキ
- 七 前項第一號乃至第三號及第六號ノ場合ハ許可證ノ書換又ハ再下付ヲ請求シ第五號ノ場合ハ前項但書ノ届出義務者ヨリ之ヲ返納スヘシ但行衛不明トナリタル後三ヶ月以内ニ本人從前ノ住所、寓所、藝妓置屋又ハ營業所ニ歸還シタルトキハ本人ヨリ所轄警察官署ニ對シ許可證ノ返付ヲ請求スルコトヲ得
- 第八條 藝妓置屋營業者又ハ藝妓ハ宿屋、料理屋、飲食店、待合茶屋、貸座敷、雇人口入業若ハ遊技場ヲ兼業シ又ハ是等ノ營業所ニ寄寓スルトコトヲ得ス
- 第九條 藝妓及藝妓置屋營業者ハ特ニ指定シタル地域内ニ居住スヘシ前項ノ居住地域ハ別ニ之ヲ定メテ告示ス
- 第十條 藝妓置屋營業者ハ別紙様式ノ計算簿二通ヲ作成シ其ノ一通ヲ藝妓ニ交付シ貸借ノ都度之ニ記載シ藝妓ト共ニ相當欄ニ認印スヘシ前項ノ帳簿ハ使用前所轄警察官署ノ檢印ヲ受ク使用済後尙二年間之ヲ保存スヘシ
- 第十一條 藝妓ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
 - 一 就業中ハ必ス許可證ヲ携帯スルコト
 - 二 宿屋、飲食店ニ於テ營業ヲ爲サルコト
 - 三 住所、寓所又ハ藝妓置屋ニ遊客ヲ誘ヒ又ハ宿泊セシメサルコト
 - 四 結核其ノ他傳染性疾患ニ罹リタルトキハ就業セサルコト

第四編 保安 第七章 貨座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

第九條 藝妓置屋營業者及其ノ從業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
 一 藝妓ニ對シテ置屋ニ物品ノ購買ヲ強ヒサルコト
 二 藝妓ニ對シテ就業ヲ強制又ハ禁止シ若ハ濫ニ外出、通信、面接等ヲ制限セサルコト
 三 衣食其ノ他ニ關シテ不當ノ待遇ヲ爲サ、ルコト
 第十條 藝妓、藝妓置屋營業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察官署ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトアルヘシ
 一 本則又ハ本則ニ基キ發シタル命令ニ違背シ改悛ノ情ナシト認ムルトキ
 二 行衛不明トナリ三ヶ月ヲ經過シタルトキ
 三 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムルトキ
 前項ニ依リ許可ヲ取消サレタル者ハ滿一ヶ年ヲ經過スルニアラサレハ更ニ營業ノ出願ヲ爲スコトヲ得ス
 第十一條 藝妓及藝妓置屋營業者ハ本則ニ依リ檢査ヲ設ケルコトヲ得
 第十二條 檢査ヲ設ケタルトキハ左ノ事項ヲ具シ代表者ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受ケヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
 一 位置及名稱
 二 加入者ノ氏名、出資額
 三 事務員其ノ他從業者ノ住所、氏名、生年月日
 四 檢査規則
 檢査ヲ廢止シタルトキハ其ノ代表者ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
 第十三條 檢査規約ニハ左ノ事項ヲ定ムヘシ
 一 加入脱退ニ關スル事項
 二 會議ニ關スル事項

〔山梨管〕

三 事務員其ノ他從業者ノ採用、解雇及報酬ニ關スル事項
 四 藝妓ノ線香代、祝儀等ノ額並ニ其ノ取立交付ニ關スル事項
 五 事務所ノ經費ニ關スル事項
 六 損益ノ負擔配當ニ關スル事項
 七 積立金ニ關スル事項
 八 藝妓ノ技藝作法等ノ教習ニ關スル事項
 九 其ノ他必要ト認ムル事項
 第十四條 檢査ニハ帳簿ヲ設ケ藝妓ノ出入收支ヲ其ノ都度記載スヘシ
 前項ノ帳簿ニ關シテハ第七條第二項ヲ準用ス
 第十五條 警察官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ藝妓、藝妓置屋營業者、檢査ノ營業又ハ業務ニ關スル帳簿其ノ他ノ書類ヲ檢閲スルコトアルヘシ
 第十六條 所轄警察官署ハ藝妓ニ對シテ必要ト認ムルトキハ指定ノ期間内ニ指定シタル醫師ノ健康診斷書ヲ提出ヲ命スルコトアルヘシ
 第十七條 所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ藝妓置屋營業者又ハ檢査ニ對シテ特別ノ命令ヲ發スルコトアルヘシ
 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 一 本則第一條第一項第四條第七條乃至第九條第十二條ニ違背シタル者
 二 營業中止中營業ヲ爲シタルモノ
 三 第十五條ノ檢閲ヲ拒ミタル者若ハ第十六條第十七條ノ命令ニ從ハサル者
 四 營業又ハ業務ニ關スル帳簿其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲナシタル者
 本條ノ違反行爲ヲ教唆若ハ補助シタル者亦同シ
 第十九條 營業者十四年未滿ノ者又ハ禁治産者ナルトキハ前條ノ罰則ハ之

〔山梨管〕

ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス
 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居人、雇人其ノ他從業者ノ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ前條ノ罰則ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス
 檢査ニ於テ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ前條ノ罰則ヲ檢査ノ代表者ニ適用ス檢査ノ代表者ハ檢査ノ雇人其他從業者カ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス
 第二十條 本則第十條第一項ノ規定ハ檢査ニ之ヲ準用ス
 第二十一條 營業者組合ヲ設ケムトスルトキハ規約ヲ添へ所轄警察官署ニ届出テ豫メ認可ヲ受ケヘシ
 附則
 第二十二條 本則施行ノ際現ニ藝妓營業ヲ爲ス者ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ本則施行後十五日以内ニ本則第一條各號ノ事項ヲ所轄警察署ニ届出ツルニアラサレハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ
 第二十三條 明治四十二年三月本縣令第五十八號藝妓營業取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
 第二十四條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(續式)

第四編 保安 第七章 貨座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

考 備	債務履行方法 (前借金ニ對スル辨濟方法ノ大要)	營業年限	前借金額	藝 妓	置屋主 氏 名	
		自大正 年 月 日 至同 年 月 日	金 圓	藝 名 氏 名 年 月 日 生		
正	大	計月算末	前借金額	本月貸	本月償却	差引借
四月	三月	二月	一月			

年		五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
貸借計算簿	目次								
	貸								
	借								
	却								
	摘要								
	抱主認印								
	藝妓認印								

日	月	年	正	大

藝妓、藝妓置屋營業取締規則施行手續

大正六年五月 山梨縣訓令乙第九九號

- 改正 昭和八年六月訓令乙第一二二號
- 第一條 規則第一號第二條ノ願書ヲ受理シタルトキハ品行ノ良否前科ノ有無其ノ他必要ト認ムル事項ヲ調査シ適當ト認メタルトキハ別紙様式ノ許可證ヲ下付シ諸營業者名簿ニ口取ヲ設ケ登載スヘシ
 - 第二條 行衛不明トナリタル營業者ノ許可證ノ返納アリタルトキハ爾後三ヶ月間之ヲ保存シ規則第四條第二項但書ニ依リ本人歸還ノ上返付ノ請求アリタルトキハ裏面ニ其ノ事由ヲ記載シ交付スヘシ
 - 第三條 規則第七條第二項ニ依リ帳簿ノ檢印ヲ願出タルモノアルトキハ其ノ初葉ニ年月日ヲ記シ署印ヲ押捺スヘシ
 - 第四條 削除
 - 第五條 檢番ノ帳簿ニハ藝妓ノ出先營業シタル時間并線香代祝儀等ノ收受額及其ノ分配ニ關スル事項ヲ記載セシムヘシ
 - 第六條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ關係書類ヲ添へ又ハ事實ヲ具シ稟議スヘシ
 - 一 第一條第二條ノ出願者ニシテ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリ又ハ其ノ他營業不適當ト認メ不許可處分ヲ爲サムトスルトキ
 - 二 營業許可ノ取消又ハ營業停止ヲ爲サムトスルトキ
 - 三 檢番ノ認可ヲ與ヘムトスルトキ
 - 四 臨時必要ト認メ命令スヘキ事項ニシテ營業者全體ニ保ルモノ又ハ爾後一ノ準則トシテ一般營業ヲシテ永久ニ遵守セシムル必要アルモノ若ハ其他重要事項ト認ムルモノ
 - 第七條 規則第十五條ノ檢閱ハ署長ニ於テ特ニ命シタル場合ノ外之ヲ爲サ

〔山梨縣〕

シメサルコトヲ要ス

〔山梨縣〕

式樣證可許

第 號	大正 年 月 日 許 可
藝妓(藝妓置屋)營業許可證	同 年 月 日 書 換 下 付 裏
本籍 氏 名	何 警 察 署 印
住所 氏 名	
藝名(屋號) 年月日生	
面積	面積

藝妓及藝妓置屋營業者居住地指定ノ件

明治四十二年三月 山梨縣訓令第七十七號
 改正 明治四十二年三月告示第八三號、四月第一一八號、四四年一月第三五八號、大正六年二月第二〇七號、七年八月第一五六號、一四年四月第一一一號、一五年一月第一二號、昭和六年一月第一號、七年一月第四六二號

- 左ノ區域ヲ以テ藝妓及藝妓置屋營業者居住地トス
- 一 甲府市若松町東青沼町字裏切四〇八番地乃至四一二番地四一四番地乃至四一七番地四一九番地四二〇番地深町字南切一番地乃至五番地穴切町ノ内字樋田、字横澤裏下ノ一部
 - 二 南都留郡谷村町大字下谷二百九十一番地乃至二百九十五番地三百九番地乃至三百二十二番地
 - 三 北巨摩郡韮崎町字北ノ内千五百六十番地乃至千五百六十三番地乃至千五百六十五番地乃至千五百六十七番地千五百七十一番地
 - 四 北都留郡上野原町關山遊廓内

第四編 保安 第七章 貸座敷、藝妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

宿泊届其ノ他ノ件

明治三十二年七月八日 内務省令第三十二號

- 五 南都留郡福地村大字上吉田字下町東裏四百二十八番地乃至四百三十一番地四百三十五番地乃至四百四十番地四百四十三番地及四百四十四番地
 - 六 北都留郡大原村大字猿橋七十八番地ノ内二、七十八番地七十九番地八十二番地及八十三番地ノ内一
 - 七 東山梨郡七里村大字上於曾字町屋ノ内千二百十八番地千二百十九番地千二百二十番地千二百二十六番地千二百二十七番地千二百三十番地千二百三十一番地ノ一、千二百三十一番地ノ二、千二百三十二番地ノ二、千二百三十七番地千二百三十八番地
 - 八 南都留郡瑞穂村下吉田字新地八百〇四番地八百〇五番地ノ二八百〇六番地ノ二八百〇九番地ノ一
 - 九 北都留郡廣里村大字大月三百五十二番地同村字駒橋千七百七十四番地千七百七十五番地千七百七十九番地千七百八十一番地
 - 十 南巨摩郡鵜澤町二千四百八十三番地二千四百八十四番地
 - 十一 南都留郡船津村大字船津字宮森九十六番地、九十七番地、同村同大字字西川百八十八番地
 - 十二 南都留郡瑞穂村下吉田字一本杉第八百七番地
 - 十三 東山梨郡加納岩町上神田川千二百四十二番地千二百四十三番地千二百四十四番地
- 宿泊届其ノ他ノ件左ノ通相定ム

第四編 保安

第七章 貸座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

三四〇

- 第一條 旅店主其ノ他營業ニ依リ他人ヲ宿泊セシムル者ハ廳府縣令ニ依リ其ノ所定ノ事項ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 前項ノ届出ハ廳府縣令ニ規定アル場合ヲ除クノ外派出所若ハ駐在所ノ巡查又ハ巡回ノ警察官吏ニ之ヲ爲スコトヲ得
- 第二條 宿泊者ハ其ノ家ノ主人若ハ管理人ノ請求アルトキハ第一條ニ依リ届出ヲ要スル事項ヲ告ケ又ハ主人若ハ管理人ノ交付セル用紙ニ之ヲ記載スヘシ
- 第三條 一戸ヲ構ヘテ居住シ又ハ一戸ヲ構ヘサルモ九十日以上同一市町村ニ居住スヘキ目的ヲ以テ居住スル外國人ハ自己及其ノ携帶セル家族ニ關シ氏名國籍職業年齢居住所居住ノ年月日、前居住所、外國ニ於ケル住所及携帶セル家族ノ續柄ヲ居住ノ日ヨリ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 前項ニ該當セサルモ九十日以上同一市町村ニ居住シタル外國人ハ九十日ノ末日ヨリ十日以内ニ前項ノ届出ヲ爲スヘシ
- 外國人一戸ヲ構ヘサル場合ニ於テハ之ヲ寄寓セシメタル者又ハ外國人他人ノ家屋ヲ借受ケ一戸ヲ構ヘタル場合ニ於テハ家屋所有者若ハ家屋管理人第一項及第二項ノ届書ニ連署スヘシ
- 日本ノ國籍ヲ失ヒ猶引續同一居住所ニ居住スル者ハ本條ノ届出ヲ要セス
- 第四條 第七條ノ登録簿ニ登録セラレタル外國人移轉スルトキハ左ニ記載シタル者移轉ノ日ヨリ十日以内ニ移轉ノ年月日及移轉先ヲ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ第四號ニ依リ移轉者自ラ届出ヲ爲スヘキトキハ其ノ届出ハ移轉前タルヘシ
- 一 寄寓ノ外國人移轉シタルトキハ之ヲ寄寓セシメタル者
- 二 一戸ヲ構ヘタル外國人ノ家族移轉シタルトキハ其ノ外國人
- 第五條 何人ト雖第七條登録簿ノ閲覧又ハ登録ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
- 第六條 戶籍吏外國人身分登記ヲ爲シタルトキハ其ノ事項ヲ其ノ外國人居住所所轄警察官署ニ通知スヘシ
- 第七條 警察官署ハ登録簿ヲ備ヘ置キ第三條第一項第二項第四條及第五條ニ依リ届出ヲ受ケタル事項並第三條第一項第二項及第四項ニ該當スル外國人ニ關シ第六條ニ依リ通知ヲ受ケタル事項ヲ登録スヘシ届出若ハ通知ヲキトキト雖第九條ニ依リ本條ノ登録ヲ要スル事實ヲ知り得タルトキ亦同シ
- 第八條 何人ト雖第七條登録簿ノ閲覧又ハ登録ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
- 第九條 第一條ニ依リ届出ヲ要スル事項又ハ第七條登録簿ニ登録スヘキ事項其ノ他本人家族寄寓者ニ關シ警察官吏ノ尋問ヲ受ケタル者ハ之ニ答フ

〔山梨警〕

〔山梨警〕

- ヘシ旅券又ハ其ノ他國籍ヲ證明スヘキ證書ヲ携帶スル外國人ハ警察官吏ノ請求ニ依リ之ヲ示スヘシ
- 第十條 第九條ニ違背シテ警察官ノ尋問ニ答ヘス若クハ答フルニ實ヲ以テセス其ノ請求ニ應セサル者ハ刑法ヲ適用スル場合ノ外二十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十一條 第一條第三條第一項第二項第四條及第五條ノ届出ヲ爲サル者ハ一圓二十五錢以下ノ料料ニ處シ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ刑法ヲ適用スル場合ノ外二十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十二條 本令施行ノ際現ニ帝國版圖ニ居住セル外國人ニ關シ第三條第一項第二項ニ定ムル届出ノ期間ハ本令施行ノ日ヨリ起算ス
- 第十三條 本令ハ明治三十二年七月十七日ヨリ施行ス

●宿屋取締規則

大正六年八月 山梨縣令第二十六號

改正 大正九年二月縣令第七號

- 第一條 本則ニ於テ宿屋ト稱スルハ旅人宿、下宿、木賃宿ヲ謂フ
- 第二條 宿屋營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受ケヘシ其ノ支店ヲ設ケ又ハ第二號第四號第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 本籍住所氏名生年月日法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ住所氏名及定款
- 二 營業ノ種別
- 三 屋號
- 四 營業ノ場所

第四編 保安

第七章 貸座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

三四一

- 五 營業用建物ノ坪數、間取、階段、出入口、庖厨、井戸、浴場、便所ノ位置ヲ示シタル圖面
- 第三條 營業者其ノ業務ニ關シ管理人ヲ選任シタルトキハ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 第四條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ第四號ノ届出ハ戶主家族又ハ同居者ヨリ第五號ノ届出ハ精算人ヨリ之ヲ爲スヘシ
- 一 第二條第一號第三號ニ變更アリタルトキ
- 二 管理人ヲ廢止シ又ハ管理人死亡シ若クハ所在不明トナリタルトキ
- 三 廢業シ又ハ十日以上休業セムトスルトキ
- 四 營業者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ
- 五 法人解散シタルトキ
- 第五條 營業者ハ料理屋、飲食店、待合茶屋、雇人口入營業ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ料理屋、飲食店ハ土地ノ狀況ニ依リ又ハ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ特ニ許可スルコトアルヘシ
- 第六條 旅人宿ニシテ牛馬ヲ繋宿セシメムトスルモノハ其ノ場所及設備ニ付キ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第七條 營業用建物ノ構造設備ハ左ノ各號ニ據ルヘシ
- 一 客室ハ光線ノ射入ヲ圖リ空氣ノ流通ヲ佳良ナラシムルコト
- 二 各室ノ境界ハ壁若クハ襖、板戸等ヲ以テ仕切ルコト
- 三 客室ノ番號ハ其ノ入口ニ標記スルコト
- 四 客室ニハ鏡前付ノ押入又ハ戸棚ノ類ヲ設ケ各異ル鍵ヲ附スルコト
- 五 階層ニ通スル階段ハ幅内法四尺以上蹴上七寸以下踏面八寸以上トシ手摺ヲ附スルコト
- 六 每階層ノ客室二十坪以上ナルトキハ各適當ノ場所ニ階段二個以上ヲ

- 設クルコト客室二十坪未満ノモノト雖モ其ノ階段ヲ共用スル上階層ノ客室坪數ヲ合シテ二十五坪以上ナルトキ亦同シ
- 七 客室二十坪以上ノ建物ニ在リテハ適當ナル場所ニ非常口ヲ設クルコト
- 八 三階層以上ノ客室ヲ有スル建物ニ在リテハ各階層毎ニ避難梯子ヲ設クルコト
- 九 庖厨ハ空欄其ノ他ノ方法ニ依リ光線ノ射入ヲ圖リ常ニ清潔ヲ保持スルニ足ルヘキ設備ヲ爲スコト
- 十 浴場ハ外部ヨリ見透シ得サル様設備シ其ノ洗場ハ可成不透過質ノ材料ヲ以テ構造シ且ツ火焚場、烟突ハ防火上適當ノ装置ヲ爲スコト
- 十一 洗面場ハ建物内ニ之ヲ設ケ汚水排泄ノ装置ヲ爲スコト
- 十二 便所ハ客室及庖厨ニ臭氣ノ及ハサル個所ニ設ケ糞尿溜ハ抽棄ヲ施シタル處其ノ他不透過質ノ材料ヲ以テ築造スルコト
- 十三 便所ニハ扉、窓等ヲ設ケ防臭ノ設備ヲ爲スコト
- 十四 客室二十坪以上ノ建物ニ在リテハ二個以上ノ客用便所ヲ設クルコト
- 階層ノ客室二十坪未満ナルトキハ所轄警察官署ノ許可ヲ得テ前項第五號ノ構造設備ニヨラサルコトヲ得
- 第八條 營業用建物ノ構造設備ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受ケタル後ニ非サレハ使用スル事ヲ得ス増築、改築又ハ變更シタル時亦同シ
- 第九條 營業用建物ニシテ危害豫防又ハ衛生上必要アリト認ムルトキハ其ノ使用ヲ停止シ又ハ變更若クハ改修ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十條 營業者又ハ管理人ハ左記各號ヲ遵守スヘシ
 - 一 正當ノ事由ナクシテ宿泊ヲ拒絶セザルコト
 - 二 客引ヲシテ宿泊ヲ強要セシメ又ハ車夫取者等ヲ利用シ客ヲ誘引セシ

〔山梨警〕

- メサルコト
- 三 同伴者ニ非ラサル男女又ハ雙方承諾ナキモノヲ同宿セシメサルコト
- 四 客室ハ宿泊人一人ニ付キ壹坪半ノ割合ヲ下スヘカラサルコト但シ宿泊人ニシテ同宿ヲ希望スル場合ハ此ノ限りニ非ス
- 五 宿泊人ノ許諾ヲ得ス置リニ他人ヲシテ其ノ室ニ入ラシメ又ハ宿泊人ニ面會ヲ求ムル者アルトキ故ナク之ヲ隱秘シ若クハ執次ヲ拒絶セザルコト
- 六 歌舞音曲其ノ他宿泊人ノ迷惑トナルヘキ喧噪ノ行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメサルコト
- 七 營業上宿泊人ノ所持品ヲ抵償トシテ收受シ又ハ其ノ買入賣却ヲ周旋セムトスルトキハ警察官吏ノ認可ヲ受クルコト
- 八 宿泊人ノ變死又ハ其ノ所持品ノ紛失若クハ盜難ハ速カニ警察官吏ニ申告スルコト
- 九 宿料、賄料其ノ他宿泊ニ必要ナル事項ハ客室、廊下等見易キ場所ニ揭示スルコト
- 十 宿泊人ニ對シ遊興ヲ勸誘セザルコト
- 十一 宿泊人ノ求メナキ飲食物ヲ提供セザルコト
- 十二 宿泊人用ノ枕、敷蒲團及夜著、掛蒲團ノ襟ハ清潔ナル白布ヲ以テ被覆スルコト
- 十三 警察官署ノ指示ニ從ヒ消火器ヲ備フルコト
- 十四 洋燈ノ油壺ハ金屬製ノモノヲ用フルコト
- 十五 傳染性疾患者ヲシテ業務ニ從事セシメサルコト營業者自ラ同疾患ニ罹レルトキ亦同シ
- 十六 宿泊人疾病ニ罹リタルトキハ醫藥、食物等其ノ必要ニ應ジ懇切ニ

〔山梨警〕

- 取扱フコト
- 第十一條 使用人ヲ雇入レタルトキハ左ノ事項ヲ具シ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
 - 一 本籍住所氏名生年月日
 - 二 雇傭ノ目的
 - 三 従前ノ職業履ハレ先
- 使用人ヲ解雇シタルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第十二條 身元詳カナラサル者及未成年ノ婦女ニシテ法定代理人ノ承諾ナキ者ハ使用人トシテ雇入ル、コトヲ得ス
- 第十三條 使用人ニシテ公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ所爲アリト認ムルトキハ解雇ヲ命スルコトアルヘシ
- 家族又ハ同居人ニシテ前項ニ該當スルモノアリト認ムルトキハ其從業ヲ禁止スルコトアルヘシ
- 第十四條 營業者ハ營業ノ種別屋號氏名ヲ記シタル標札ヲ店頭又ハ門戸ニ掲出スヘシ
- 旅人宿、木賃宿ニ在リテハ前項ノ外夜間標燈ヲ掲ケヘシ但所轄警察官署ノ承認ヲ經タルトキハ此限ニアラス
- 第十五條 旅人宿、木賃宿營業者ハ第一號様式ノ宿泊人名簿ヲ調製シ宿泊人發着毎ニ之ニ記入スヘシ
- 警察官署、巡查部長派出所、巡查駐在所、巡查派出所所在地ノ營業者ニ在リテハ前項ノ外第一號様式ニ據リ宿泊人發着届簿ヲ製シ當日午後十二時迄ニ其ノ後ノ分ハ翌日午前八時迄ニ警察官署、巡查部長派出所、巡查駐在所、巡查派出所ニ届出ツヘシ
- 邦語ニ通セサル外國人宿泊シタルトキハ第二號様式ニ準スル用紙ヲ交付シテ記載ヲ求メ到着年月日時ヲ記入シ届出ツルコトヲ得

- 第十六條 宿泊人名簿及宿泊人發着届簿ハ使用前所轄警察官署ノ捺印ヲ受ケヘシ
- 前項ノ帳簿ハ使用後一年間保存スヘシ
- 第十七條 下宿營業者ハ第一號様式ニ準シ下宿人名簿ヲ調製シ下宿又ハ退宿シタル者アルトキハ之ヲ記入シ且ツ第三號様式ニ從ヒ二日以内ニ所轄警察官署、巡查部長派出所、巡查駐在所、巡查派出所ニ届出ツヘシ
- 下宿人外泊五日以上ニ互リ又ハ所在不明トナリタルトキハ其ノ旨届出ツヘシ
- 第十八條 第七條第五號ノ規定ハ之ヲ下宿ニ適用セス
- 木賃宿ニ在リテハ第七條第二號乃至第五號第九號第十號第十二號第十三號第十條第三號第六號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 第十九條 營業者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スルコトアルヘシ
 - 一 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムルトキ
 - 二 本則ニ違背シ改悛ノ情ナシト認ムルトキ
 - 三 營業許可後六ヶ月以上開業セス又ハ六ヶ月以上休業シタルトキ
 - 四 其ノ他營業上不適當ト認ムルトキ
- 第二十條 營業者組合ヲ設ケタルトキハ規約ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ規約ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 第二十一條 本則第二條第三條第四條第六條第八條第十條第十一條第十二條第十四條第十五條第一項第十六條第十七條第二項ニ違反シ又ハ第九條第十三條ニ依リ命ニ從ハサル者若クハ第十九條ノ營業停止期間中營業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第二十二條 營業者力未成年者ナルトキハ本則ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此

ノ限リニアラス
 營業者又ハ管理人ハ家族同居者使用人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス
 法人ノ代表者又ハ其ノ使用人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ前條ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス
 法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告トス

附則

- 第二十三條 本則ハ大正六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二十四條 本則施行ノ際現ニ宿屋業ヲ營ム者ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス
- 前項ノ營業者ニシテ料理屋、飲食店ヲ兼業スル者ニ在リテハ本則施行後尙一年間許可ノ效力ヲ失ハス
- 第二十五條 従前ノ營業者ニシテ本則第七條ノ構造設備ニ抵觸スルモノハ本則施行後一年間内ニ本則ニ依リ改造スヘシ
- 第二十六條 明治二十六年九月縣令第五十號宿屋取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第一號様式

到著年月日時	出發年月日時	行先地	居住地	族籍又ハ國籍	職業	氏名	年齢

備考

一 軍隊學生生徒等團體ノ宿泊ハ隊名校名引率者ノ氏名及人員ヲ記載

〔山梨警署〕

●宿屋取締規則施行手續

大正六年八月
 山梨縣訓令乙第一四〇號

〔山梨警署〕

- 第一條 規則第二條ノ願書ヲ受理シタルトキハ性質、素行、來歴、前科ノ有無其他必要ト認ムル事項ヲ調査シ適當ト認ムルトキハ之ヲ許可スヘシ
- 相續ニ依リ出願スル者ノ營業願書ニハ規則第二條第五號ノ圖面ヲ省略セシムルコトヲ得
- 第二條 規則第三條ニ依リ管理人ノ認可願ヲ受理シタルトキハ前條第一項ノ調査ヲ遂ケ適當ト認ムルトキハ之ヲ認可スヘシ
- 第三條 木賃宿ハ市街ノ體裁ヲ損セサル場合ニシテ市街村落シ邊隅ニ限リ之ヲ許可スヘシ
- 第四條 規則第六條ノ牛馬糞宿所ハ左記各號ニ該當スルモノニ限リ之ヲ許可スヘシ
 - 一 人家ヲ距ル五間以上ニシテ飲料水ニ障害ナキ場所
 - 二 厩舎ハ糞尿ノ地中ニ滲透セサル構造設備アルモノ
- 第五條 規則第一條ノ出願者ニシテ左記各號ノ一ニ該當シ不許可處分ヲ爲サントストキハ意見ヲ具シ關係書類ヲ添ヘ稟議スヘシ
 - 一 公安ヲ害シ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムル者
 - 二 強劫盜詐欺賍物ニ關スル罪及風俗ニ關スル罪ヲ犯シ處罰セラレ改悛ノ情ナシト認ムル者
 - 三 他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認ムル者
 - 四 其ノ他營業上不適當ト認ムル者
- 第六條 左ノ各號ノ場合ハ意見ヲ具シ關係書類ヲ添ヘ稟議スヘシ
 - 一 規則第十九條ニ依リ營業ヲ停止シ又ハ許可ノ取消ヲ爲サントストキ

第四編 保安

第七章 貨座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

シ又公務員華族等ハ單ニ官公職名爵氏名ノミヲ記載シ其ノ他ヲ省略スルコトヲ得
 二 族籍又ハ國籍ノ欄ニハ內國人ナルトキハ族籍外國人ナルトキハ國籍ヲ記スヘシ
 三 外國人ニシテ帝國内ニ居所ヲ有セサル者ハ外國人ニ於ケル住所ヲ記スヘシ

第二號様式 (邦語ニ通セサル宿泊人ニ記載セシムル用紙)

氏名	居住地	國籍	年齢	職業	行先地

年月日 時到着

營業者 住所 氏名

第三號様式

下宿(轉宿)(出發)届
 警察官署宛

本籍住所職業

氏名 年齢

何々ニ付何月何日ヨリ下宿
 又ハ何月何日轉宿(出發)
 右及御届候也

年月日

下宿營業者 住所 氏名

警察官署宛

名

- 二 規則第五條ニ依リ兼業ヲ許可セムトストキ
- 三 規則第二十條ニ依リ組合規約ヲ認可シ又ハ規約變更ノ認可ヲ爲サントストキ
- 第七條 規則第八條ノ検査ハ同則第七條ニ照合調査シ構造設備ヲ完成セシメタル後使用セシムヘシ
- 第八條 旅人宿、下宿營業者ニハ規則第十條各號ヲ遵守セシムルノ外左記各號ヲ遵守シテ之ヲ實行セシムヘシ
 - 一 客室ノ間仕切板戸襖等ナルトキハ其ノ内部ニ鎖鑰ヲ施シ得ヘキ設備ヲ爲シ宿泊人ノ求メアルトキハ其鑰ヲ交付スルコト
 - 二 二階以上ニ客室ヲ有スル建物ニ在リテハ各階層毎ニ客用便所ヲ設備スルコト
 - 三 客用便所ニハ流出装置アル洗手器ヲ設備スルコト
- 第九條 規則第十條第九號ノ緊要事項トハ凡ソ左ニ掲グルモノヲ謂フ
 - 一 汽車、汽船、其ノ他定期ノ車馬發着時間ノ類
 - 二 人力車、馬車、自動車、通船等ノ賃銀額
 - 三 枕敷蒲團及夜著掛蒲團ノ襟ニ被覆スル白布ハ何時タリトモ求ニ應シ取替フヘキ旨
- 第十條 宿泊人名簿及宿泊人發着届簿ノ檢印ヲ願出タルトキハ初葉ニ紙數及年月日ヲ記シ署印ヲ捺捺スヘシ
- 第十一條 規則第十五條ニ依リ宿泊人發着ノ届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ届簿合計ノ次昇ニ月日時ヲ記シ主任者捺印スヘシ
- 第十二條 營業ヲ許可シ又ハ管理人ヲ認可シタルトキハ諸營業者名簿ニ登録シ使用人雇入届ヲ受理シタルトキハ諸營業者雇人名簿ニ營業者毎ニ口取ヲ付シ之ヲ登載スヘシ

●料理屋飲食店待合茶屋取締規則

大正六年十一月
山梨縣令第三十三號

改正 大正一五年一月縣令第二號

- 第一條 料理屋、飲食店、待合茶屋營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其ノ支店ヲ設ケ又ハ第三號第五號第六號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 本籍住所氏名生年月日
- 二 營業ノ種類
- 三 營業ノ場所
- 四 屋敷
- 五 營業用建物ノ總坪數、間取、階段、出入口、窓、廊下、便所等ノ位置及構造ノ大要但シ圖面ヲ添フヘシ
- 六 客室ノ數及其ノ客室ノ坪數
- 第二條 營業者支店ヲ設ケタルトキハ管理人ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 第三條 料理屋、飲食店、待合茶屋ハ相互ノ營業及湯屋(源泉浴場ヲ除ク)湯屋相互ノ營業ニ限リ特ニ許可スルコトアルヘシ
- 第四條 料理屋、待合茶屋ハ官公署、學校、幼稚園、病院、(感化院)、育兒院ノ附近ニ於テハ之ヲ許可セザルコトアルヘシ
- 第五條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ第二號ノ場合ニ左リテハ戶主家族又ハ同居者ヨリ之ヲ爲スヘシ
- 一 本籍住所氏名變更アリタルトキ
- 二 屋敷ヲ變更シタルトキ

〔山梨警〕

〔山梨警〕

- 第十一條 營業者ノ營業狀態ニ依リ所轄警察官署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ酌婦其ノ他使用人ノ數ヲ制限スルコトアルヘシ
- 酌婦其ノ他ノ使用人ニシテ公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ所爲アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ其ノ解雇ヲ命スルコトアルヘシ
- 家族又ハ同居人ニシテ前項ニ該當スル者アルトキハ所轄警察官署ニ於テ其ノ從業ヲ禁止スルコトアルヘシ
- 第十二條 營業者又ハ管理人ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
- 一 夜間十二時後營業ヲ爲サルコト但シ警察官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
- 二 強テ客ヲ誘引セザルコト
- 三 來客ヲ宿泊セシメサルコト
- 四 藝妓又ハ遊藝稼人ヲ同居若ハ宿泊セシメサルコト
- 五 來客アル間ハ門戸ニ鎖鑰ヲ施サ、ルコト
- 六 家族又ハ使用ノ婦女ヲシテ猥褻ノ行爲ヲ爲サシメサルコト
- 七 客ノ需メナキ飲食物ヲ供シ又ハ遊興ヲ強ヒ若ハ濫費セシメサルコト
- 八 來客ニ面會ヲ求ムル者アルトキハ故ナク之ヲ隱秘シ又ハ其ノ執次ヲ拒ミ若ハ通信ヲ妨ケサルコト
- 九 不當ニ飲食料其ノ他ノ代ヲ請求セサルコト
- 十 客ノ所持品ヲ抵償トシテ收受シ又ハ入質賣却ノ執次ヲ爲サムトスルトキハ警察官吏ノ承認ヲ受ケルコト
- 十一 來客ノ金品紛失シ若ハ盜難ニ罹リタルトキハ速ニ警察官吏ニ申告スルコト
- 十二 身分不相應ノ金錢ヲ浪費シ又ハ舉動不審ノ來客アルトキハ速ニ警察官吏ニ申告スルコト

- 三 營業者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ
- 四 廢業シタルトキ
- 五 管理人ヲ廢止シ又ハ管理人死亡シ若ハ所在不明トナリタルトキ
- 第六條 營業用建物ニシテ危害豫防又ハ衛生上必要アリト認ムルトキハ其ノ使用ヲ停止シ又ハ變更若ハ修理ヲ命スルコトアルヘシ
- 第七條 料理屋、飲食店ノ構造設備ハ左ノ制限ニ據ルヘシ
- 一 客室ハ光線ノ射入ヲ圖リ空氣ノ流通ヲ佳良ナラシムルコト
- 二 庖厨ハ窓牖其ノ他ノ方法ニ依リ光線ノ射入ヲ圖リ常に清潔ヲ保持スルニ足ルヘキ設備ヲ爲スコト
- 三 便所ハ客室及庖厨ニ臭氣ノ及ハサル個所ニ設ケ糞尿溜ハ糞糞ヲ施シタル糞其ノ他不滲透質ノ材料ヲ以テ築造スルコト
- 第八條 客室ニハ窓ニ他室ニ往復シ得ヘキ設備ヲ設ケルコトヲ得ス
- 第九條 酌婦其ノ他ノ使用人ヲ雇入レタルトキハ左ノ事項ヲ具シ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 一 本籍住所氏名生年月日
- 二 雇傭ノ目的
- 三 雇傭ノ條件
- 四 前住並職業
- 五 雇傭紹介人ノ住所氏名
- 料理屋ニシテ家族又ハ同居人タル婦女ヲ客席ニ侍セシメムトスルトキハ前項ニ準ス
- 使用人ノ死亡解雇又ハ所在不明ハ三日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第十條 身元詳ナラサル者及未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾ナキ者ハ酌婦其ノ他ノ使用人トシテ雇入ル、コトヲ得ス

- 十三 營業者ハ來客又ハ使用人ニ關シ警察官吏ノ尋問アルトキハ事實ヲ申告スルコト
- 十四 警察官署ノ指示ニ從ヒ相當ノ消防設備ヲ爲ス事
- 十五 洋燈ノ油壺ハ金屬製ノモノヲ用ユルコト
- 十六 庖厨流湯ハ常に清潔ナラシムルコト
- 十七 便所ニハ流出ノ裝置アル洗手器ヲ備フルコト
- 第十三條 料理屋、待合茶屋ニ於テハ服裝又ハ徽章ニ依リ學生、生徒ト認メラル、者及未成年者ヲシテ遊興セシムルコトヲ得ス
- 第十四條 料理屋營業者ハ客席ニ於テ藝妓ニアラサルモノヲシテ藝妓ニ紛ハシキ所爲ヲ爲サシムルコトヲ得ス
- 第十五條 飲食店、待合茶屋ニ於テハ酌婦ヲ使用シ又ハ家族雇人同居人其ノ他ノ婦女ヲ客席ニ侍セシメ若ハ之等ノ者ヲシテ酌婦ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得ス
- 第十六條 飲食店、待合茶屋ニ於テハ藝妓及遊藝稼人ヲ招致スルコトヲ得ス
- 第十七條 營業者、家族、同居人及使用人ノ健康ニ關シ所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ指定醫師ノ診斷書ノ提出ヲ營業者ニ命スルコトアルヘシ
- 第十八條 本則ニ定ムルモノ、外營業ニ關シ所轄警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ特ニ命令ヲ發スルコトアルヘシ
- 第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ若ハ許可ヲ取消スルコトアルヘシ
- 一 正當ノ事由ナクシテ許可後三ヶ月以内ニ開業セス又ハ休業六ヶ月以上ニ互リタルトキ
- 二 公安若ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキ

第四編 保安

第七章 貨座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

- 三 本則又ハ本則ニ基キ發シタル命令ニ違背シ改換ノ情ナシト認ムルトキ
- 四 其ノ他營業上不適當ト認ムルトキ
- 第二十條 營業者ハ各其ノ組合ヲ設ケ規約ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 前項ノ組合ハ警察官署ノ管轄區域ニ依ル但シ所轄警察官署ノ承認ヲ經テ二以上ノ區域ヲ合併シテ一組合トナシ又ハ一區域ヲ分割シテ二以上ノ組合ト爲スコトヲ得組合ニ加入セサルモノハ營業ヲ爲スコトヲ得ス
- 第二十一條 本則第一條第二條第五條第八條第九條第十條第十二條乃至第十六條ニ違反シ又ハ第六條第十一條第十七條第十八條ニ依ル命令ニ從ハサル者若ハ第十九條ノ營業停止期間中ニ營業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第二十二條 家族、雇人、同居ノ婦女ニシテ強テ客ヲ誘引シ若ハ猥褻ニ涉ル行爲ヲ爲シ又ハ飲食店及待合茶屋ノ婦女ニシテ酌婦ノ行爲ヲ爲シ若ハ料理屋ノ婦女ニシテ藝妓ニ紛ハシキ行爲アルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第二十三條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラス
- 營業者又ハ管理人ハ戸主、家族、同居人、使用人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス
- 第二十四條 本則ハ客席ノ設ケナキ飲食店ニ之ヲ適用セス
- 附則
- 第二十五條 本則施行ノ際現ニ料理屋、飲食店、待合茶屋ヲ營ム者ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

〔山梨縣〕

前項ノ營業者ニシテ現ニ本則第三條ノ營業ヲ營ム者ハ本則施行後尙一年間許可ノ效力ヲ失ハス

- 第二十六條 料理屋、飲食店ニシテ本則第七條ニ適合セサルモノハ本則施行ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ改造スヘシ
- 前項ノ期間内ニ改造セサルトキハ許可ノ效力ヲ失フ
- 第二十七條 明治三十八年九月山梨縣令第三十五號待合茶屋、料理屋、飲食店取締規則ハ之ヲ廢止ス

●料理屋飲食店待合茶屋取締規則 施行手續

大正六年十一月 山梨縣訓令乙第一七四號

- 第一條 料理屋飲食店待合茶屋取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)ニ於テ料理屋ト稱スルハ遊興ノ爲メ客室ヲ有シ飲食物ヲ供給スルモノヲ謂ヒ飲食店ト稱スルハ客室ヲ有シ飲食物ヲ供給シ主タル目的トスルモノヲ謂ヒ待合茶屋ト稱スルハ主トシテ客室ヲ供スルモノヲ謂フ
- 第二條 規則第一條ノ營業願ヲ受理シタルトキハ左記各號ノ事項ヲ調査シ許否ヲ決スヘシ
 - 一 性質素行來歴前科ノ有無
 - 二 料理屋營業ニ在リテハ營業用建物ノ構造設備ニシテ斯業ニ適スルヤ否又ハ單ニ酌婦ヲ雇入ル、ノ目的ヲ以テ料理屋ヲ出願シタルモノニアラサルヤ
- 三 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第三條 規則第二條ニ依リ管理人ノ認可願ヲ受理シタルトキハ前條ニ準シ調査ヲ遂ケ適當ト認ムルトキハ之ヲ認可スヘシ

〔山梨縣〕

- 第四條 規則第一條ノ出願者ニシテ左記各號ノ一ニ該當シ不許可處分ヲ爲サムトスルトキハ意見ヲ具シ關係書類ヲ添ヘ稟議スヘシ
 - 一 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムル者
 - 二 略取誘拐其ノ他風俗ニ關スル罪ヲ犯シ處罰セラレ改換ノ情ナシト認ムル者
 - 三 他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認ムル者
 - 四 其ノ他營業上不適當ト認ムル者
- 第五條 規則第九條第三號ノ履備條件ニハ左ニ掲グル事項ヲ明カナラシムヘシ
 - 一 前借金アル者ハ其金額並ニ之カ償還方法
 - 一 給料手當等ノ額及其ノ支給方法
 - 一 疾病等ノ場合ニ於ケル救済方法
 - 一 履備期間
- 第六條 營業者ニシテ多數ノ酌婦又ハ其ノ他ノ使用人ヲ雇備シ風俗取締上特ニ必要アリト認ムルトキハ規則第十一條第一項ニ依リ其ノ數ヲ制限スヘシ
- 前項ノ制限ヲ爲シタルトキ又ハ酌婦其ノ他ノ使用人ノ解雇ヲ命シ若クハ家族同居人ノ從業ヲ禁止シタルトキハ其ノ事情ヲ具シ報告スヘシ
- 第七條 規則第十八條ニ依リ命令シタル事項ニシテ營業者全體ニ保ルモノ又ハ爾後一ノ準則トシテ一般營業者ヲシテ永久ニ遵守セシムル必要アルモノ若クハ其ノ他重要事項ト認ムルモノハ其ノ都度之ヲ報告スヘシ
- 第八條 左記各號ノ場合ハ意見ヲ具シ關係書類ヲ添ヘ稟議スヘシ
 - 一 規則第十九條ニ依リ營業ヲ停止シ又ハ許可ノ取消ヲ爲サムトスルトキ
 - 二 規則第三條ノ營業ヲ許可セムトスルトキ

第四編 保安

第七章 貨座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

●宿屋取締ニ關スル件

大正九年二月 警訓第一號

今般縣令第七號ヲ以テ宿屋取締規則一部ヲ改正シ從來宿屋營業者ハ市街地外ノ地域ニ非レハ絕對ニ料理屋飲食店ノ營業ヲ許可セザリシヲ改メテ土地ノ狀況ニ依リ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テハ特ニ之ヲ許可スルコト、爲モリ即チ其土地ノ實情ニ徴シ宿屋ト料理店飲食店ト個々ニ存在シ各其專業ヲ以テ相當發達シ得ヘキ場所モ可有之ト雖モ專業ナルニ於テハ經營至難ニシテ遂ニ適當營業者ヲ失ヒ爲メニ一般旅客ヲシテ至大ナル不便ヲ感セシム

第四編 保安

第七章 貨座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

ルコト有之又ハ營業者ニシテ宿屋用建物ト料理屋飲食店用建物ト截然區別スル等適當ノ構造設備ヲ爲シ且ツ素行善良風俗ヲ紊スノ虞ナキ場合ニ於テ尙且ツ其營業ヲ禁スルハ聊カ形式ニ拘泥スルモノト認メ之ヲ解除シタルモノナルヲ以テ如上ノ趣旨ヲ諒セラルヘク又階層ノ階段ニ除外規定ヲ設ケタルハ客室二十坪未満即チ僅々三、四坪ノ一、二室ヲ有スルニ過キサル場合ニ於テ規則第七條第五號所定ノ階段ヲ設備スルハ稍困難ナルノミナラス必スシモ規則所定ノ如ク設備セシムルノ要ナキヲ認メ之ヲ改正シタルニ外ナラサルヲ以テ宜シク客室ノ廣狹位置、旅客收容ノ状態ヲ參酌シ其昇降出入ニ不便勿ラシムルコトヲ期シ相當設備セシメラルヘク要スルニ今回ノ改正ハ土地ノ狀況如何ニ關セズ將又公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊スカ如キ虞ナキ營業者ニ對シ一般ノ營業ヲ禁止スルノ形式ヲ排シ須ラケ實情ニ適セシメ而カモ旅客ノ安全ヲ期シ風俗ヲ紊スカ如キコト勿ラシメント欲スルモノナルヲ以テ詔ク如上ノ趣旨ヲ諒シ執行ノ適切ヲ期スルニ努メララルヘシ

●營業浴場ノ風紀取締ノ件

明治三十三年五月二十四日 內務省令第二十五號

客ノ來集ヲ目的トスル浴場ニ於テハ十二歳以上ノ男女ヲシテ混浴セシムルコトヲ得ス
前項ニ違背シタル營業者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス
本令ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ廳府縣長官(東京府ニ於テハ警視總監)ハ營業者ノ出願ニ對シ本令施行ノ日ヨリ起算シ一年以内ノ範圍ニ於テ浴場ノ設備ヲ爲スニ必要ナル期間本令ノ適用ヲ猶豫スルコトヲ得

〔山梨警署〕

●湯屋營業取締規則

明治四十一年十一月 山梨縣令第六十一號

- 改正 大正一三年一月縣令第三三號
- 第一條 湯屋營業ヲ爲サムトスル者ハ左記ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受ケヘシ其之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
 - 一 營業場所所在ノ都市町村地名番及其附近ノ模様ヲ見ルヘキ平面圖
 - 二 營業建物ノ平面圖斷面圖並ニ其坪數
 - 三 浴槽、脱衣場、流シ場、湯氣拔、火焚場、燃料置場、火消場、苗突、排水及給水ノ所在ヲ示シタル平面圖斷面圖及其構造仕樣書
 - 四 浴湯ノ種類 但藥湯又ハ鑛泉ニアリテハ免許指令寫若ハ免許鑑札寫
 - 五 工事落成期日
 - 第二條 浴場ノ建設ヲ爲サムトスル者ハ附近浴場ニ對シ百八十間以上距離コトヲ要ス但シ制限以内ト雖土地ノ狀況ニ依リ又ハ公益上必要ト認ムルトキハ特ニ許可スルコトアルヘシ
 - 第三條 營業ニ要スル建物ノ構造及設備ハ左ノ規定ニ依ルヘシ但土地ノ狀況ニ因リ特別ノ事情アル時ハ所轄警察官署ノ許可ヲ得テ本條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
 - 一 屋根ハ瓦又ハ金屬其他ノ不燃性物ヲ以テ覆葺スヘシ
 - 二 出入口、脱衣場、流シ場及浴槽ハ男女用各別ニ之ヲ設ケ双方又ハ屋外ヨリ見透シ得サル設備ヲ爲スヘシ
 - 三 男女浴槽ノ湯ハ交互ニ流通セサル樣構造スヘシ
 - 四 出入口ニハ下足棚及傘掛ヲ設ケ脱衣場ニハ衣類携帶品等ヲ保管シ得ヘキ箱若ハ其他ノ適當ナル設備ヲ爲スヘシ
 - 五 流シ場ノ面積ハ浴槽ノ三倍以上トシ厚板、陶磁器、石若ハ「コンク

〔山梨警署〕

- 六 流シ場ノ天井ハ高サ十尺以上トシ適當ノ湯氣拔窓及採光窓ノ設備ヲ爲スヘシ
- 七 流シ場ニハ適當ノ勾配ヲ付シ汚水ハ下水溝又ハ衛生上支障ナキ安全ノ場所ニ排出スヘシ
- 八 流シ場ニハ湯槽及水槽ヲ設ケ各四個以上ノ汲上桶又ハ柄杓ヲ備フヘシ但降下式ニ依ルモノハ此限ニアラス
- 九 湯槽及水槽ハ浴槽ヨリ六尺以上隔離スヘシ
- 十 流シ場ニハ一坪五個以上ノ割合ヲ以テ水桶ヲ備フヘシ
- 十一 浴客用便所ハ男女用各一個所以上ヲ設ケヘシ
- 十二 火焚場ハ一坪以上ノ餘地ヲ存シ周圍及天井ハ不燃性物ヲ以テ築造スヘシ
- 十三 煙突ハ不燃性物ヲ以テ堅牢ニ構造シ附近二十間以内ノ屋上ヨリ一丈以上高カラシムヘシ但鐵板ヲ以テ築造スル煙突ハ其厚サ一分以上ニシテ接合ヲ緊密ナラシメ屋根ヲ貫通スルモノハ其周圍ニ一尺以上ノ間隙ヲ保タシメ且ツ適當ノ場所ニ八番乃至十番鐵線ヲ以テ鈔ケトモ三方ヨリ支持スヘシ
- 十四 火消場及灰置場ハ火氣ヲ取扱フ場所並ニ其他ノ側壁ヨリ六尺以上ヲ隔離シタル地下ニ設ケヘシ若シ地上ニ設ケントスルトキハ不燃性物ヲ以テ危險ノ虞ナキ樣構造スヘシ
- 十五 燃料置場ハ火焚場、火消場及灰置場ヨリ三間以上隔離スルヲ要シ燃料小出場ト火焚場トノ境界ニハ不燃性物ヲ以テ安全ナル障壁ヲ設ケヘシ

第四編 保安

第七章 貨座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

- 前項ノ検査ヲ受ケサル間ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第四條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ノ許可ヲ取消シ若ハ營業停止ヲ命スルコトアルヘシ
 - 一 正當ノ事由ナクシテ許可ノ日ヨリ二ヶ月以内ニ工事ニ著手セヌ又ハ期限内ニ落成セザルトキ
 - 二 正當ノ事由ナクシテ休業三ヶ月以上ニ互リタルトキ
 - 三 掃除、修繕又ハ改築ヲ命セラレ之ニ應ゼザルトキ
 - 四 營業ニ要スル建物ノ構造若ハ設備危險ナルカ又ハ衛生上危害ヲ生スル虞アリト認メタルトキ
 - 五 本則又ハ本則ニ依リ發シタル命令ヲ遵守セザルトキ
 - 第五條 營業ニ關シ左記ノ事項ヲ生シタルトキハ營業者ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ヘ届出ツヘシ但營業者變更ノ場合ハ其授受者連署ノ上變更事由ヲ記シ死亡ノ場合ハ戶籍法ニ依ル死亡届出義務者ヨリ届出ツルモノトス
 - 一 營業者ノ住所氏名又ハ法定代理人ノ變更
 - 二 營業者ノ變更又ハ死亡
 - 三 廢業又ハ十日以上ノ休業
 - 第六條 營業者ハ左ノ規定ヲ遵守スヘシ
 - 一 浴場ノ開閉時ハ日出ヨリ午後十二時マテノ間タルヘキコト但所轄警察官署ノ許可ヲ受ケタルモノハ此限ニアラス
 - 二 烈風ノ際ニハ營業ヲ休止スルコト但火力ヲ用ヒサル浴場ハ此限ニアラス
 - 三 入口ノ上方若ハ側方外部ヨリ見易キ場所ニ浴湯ノ種類若シ湯名アルトキハ其湯名及營業者ノ住所氏名ヲ記シタル標札ヲ掲ケ夜間ハ標燈ヲ掲グルコト

- 四 入浴料ハ浴客ノ見易キ場所ニ揭示スルコト
- 五 藥湯又ハ鑛泉ハ其種類效能及浴法等ヲ浴客ノ見易キ場所ニ揭示スルコト
- 六 泥酔者、精神病者其他危險ト認ムル者ヲ入浴セシメサルコト
- 七 他人ノ嫌疑スヘキ疾病アル者ヲ入浴セシメサルコト但疾病湯治ヲ目的トスル藥湯又ハ鑛泉ニシテ其效能該病者ニ適スルトキハ此限ニアラス
- 八 浴湯ハ日日更新スルコト但藥湯又ハ鑛泉ノ類ニシテ特別ノ事由アルモノハ一定ノ期間所轄警察官署ノ許可ヲ得テ更新セサルコトヲ得
- 九 營業時間中ハ浴槽、湯槽、又ハ水槽ニ必ス湯又ハ水ヲ充タシ置ケコト
- 十 消炭及灰ハ火氣全ク消盡シタル後ニアラサレハ火消場外ニ出サ、ルコト
- 十一 浴客ノ衣類、携帶品及下足等ハ看守人ヲ置キ之ヲ看守セシメ若シ盜難ニ罹ルカ又ハ遺留品、取替品等アリテ所有者知レサルトキハ直ニ所轄警察官署ニ届出ルコト
- 十二 遺留品又ハ取替品アルトキハ其都度直ニ三日以上ノ間營業場内見易キ場所ニ揭示スルコト
- 十三 脱衣場、流シ場、浴槽、湯槽、水槽及水桶等ハ毎日掃除シ常ニ之カ清潔ヲ保持スルコト
- 十四 排水路ハ時々浚渫掃除シ汚水ヲ停滯セシメサルコト但暗渠ニ依ラサルモノハ臭氣ノ發散セサル様蓋ヲ爲スコト
- 十五 煙突竈ノ掃除ハ一ヶ月一回以上トシ該期日ハ豫メ所轄警察官署ニ届出ルコト
- 十六 浴槽、湯槽及水槽ノ用水ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受ケ其承認ヲ經

〔山梨警〕

●湯屋營業取締規則執行心得

明治四十一年十二月 訓示第六八號

〔山梨警〕

- 第一條 湯屋營業出願人ニシテ強弱盜詐欺取財其他賍物ニ關スル罪ヲ犯シ改悛ノ情ナキカ又ハ其嫌疑アリト認ムル者及之ト同居スル者ニ對シテハ營業ヲ許可スヘカラス
- 營業繼承ノ場合亦前項ニ同シ
- 第二條 本則第二條ノ構造設備中湯氣抜窓採光窓男女流シ場ノ隔壁及流場等ハ左ノ標準ニ從ハシムヘシ
 - 一 湯氣抜窓ハ流シ場ノ面積十分ノ一以上タラシメ採光窓ハ脱衣場流シ場ノ總面積五分ノ一以上ノ面積タラシムヘシ
 - 二 他ヨリ見透シ得ル場所ノ採光窓ハ必ス摺硝子ヲ以テ之ヲ取ラシムヘシ
 - 三 男女流シ場脱衣場ノ隔壁ハ厚板又ハ摺硝子若クハ陶磁器等ヲ以テ造リ其高サ八尺以上タラシムヘシ
 - 四 床下アル流シ場ハ「コンクリート」若クハ漆喰敷トナシ汚水ノ地中ニ浸透セサル様築造シ流シ場ノ勾配ハ五分乃至一寸タラシムヘシ
 - 五 汚水誘道管又ハ土管ヲ用キ其延長一間ニ付一寸八分以上ノ勾配ヲ付シ汚水ノ停滯ナキ様築造セシムヘシ
 - 六 消火器ヲ設備セシムヘシ
- 第三條 出願人ヨリ工事竣工ヲ届出タルトキハ圖面並ニ其構造仕様書等ニ對照検査シ不都合ナシト認ムルトキハ使用セシムヘシ
- 第四條 本則第四條ニ依リ湯屋營業人ニ對シ營業ノ許可ヲ取消シ若ハ營業停止ノ處分ヲ必要ト認ムル時ハ意見ヲ具シ報告指揮ヲ受ケヘシ
- 許可ヲ取消サレタルモノニ對シ改悛其他取消ノ事由消滅シタルニ依リ再

- 第七條 營業者ハ組合ヲ設ケ入浴料其他業務ニ關スル規約ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ其之ヲ改正變更シタルトキ亦同シ但入浴料ニツキテハ所轄警察官署ノ許可ヲ得テ其規約ニ依ラサルコトヲ得
- 前項ノ組合ハ警察官署ノ管轄區域ニ依ル但所轄警察官署ノ承認ヲ經テ二以上ノ區域ヲ併合シテ一組合トナシ又ハ一區域ヲ分割シテ二以上ノ組合トナスコトヲ得
- 第八條 本則第一條第三條第二項第五條第六條ニ違反シタルモノハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス第四條又ハ第十條第二項ノ處分ヲ受ケタルニ拘ハラズ營業ヲ爲シタルモノ亦同シ
- 第九條 營業者力未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ對シテハ此限ニアラス
- 營業者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指圖ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス
- 法人ノ代表者又ハ其雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス
- 法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ被告人トス
- 附則
- 第十條 本則發布以前ノ湯屋營業者ハ明治四十二年十二月三十一日迄ニ本則ノ規定ニ依リ更ニ許可ヲ受ケヘシ
- 前項ノ手續ヲ爲サ、ルトキハ其營業ヲ停止ス
- 第十一條 本則第二條第一項第一、三、五、六、九及十號ノ規定ハ當分ノ内甲府市ニ限り之ヲ適用ス

營業ヲ許可セムトスル場合亦同シ

- 第五條 浴客用便所ハ男女用ヲ區別シ屋根及目隠ヲ設ケ臭氣ノ發散セサルヘク衛生上及風俗上適當ナル設備ヲナサシムヘシ
- 第六條 營業上使用スヘキ諸用水ハ技術員ニ於テ鑑定ノ上製作シタル水質検査證ヲ便宜願書ニ添付提出セシムルコトヲ得
- 第七條 看守者ハ老人又ハ小兒等ニアラサル相當注意力ヲ有スル者ヲシテ從事セシムヘシ
- 第八條 入浴料ハ土地ノ狀況民力ノ程度並ニ物價ノ高低等ヲ參酌シ適當ト認メタル場合ニ限り認可スヘシ
- 第九條 本則第四條第一項第一號及第二號ノ場合ニ於テ正當ノ理由アル時ハ適當ノ期間ヲ定メ更ニ延期ヲ認可スルコトヲ得
- 第十條 浴槽内ニ於テ石鹼糖等ヲ使用シ又ハ入浴中放歌詩吟等凡テ喧擾セシムヘカラス
- 第十一條 警察官署ノ命令ハ嚴重格守シ其主要ナル事項ハ營業場内見易キ場所ニ揭示シ且ツ休業日ハ各營業者トモ同一日時ニ互ラサル様規約中ニ規定セシムヘシ
- 第十二條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ規定セシムヘシ
 - 一 組合ノ名稱及事務所ノ位置
 - 二 組合ノ區域
 - 三 加入及脱退ニ關スル規定
 - 四 組合員ノ權利義務
 - 五 役員ノ權限及其選任解任並ニ任期ニ關スル規定
 - 六 會議ニ關スル規定
 - 七 會計ニ關スル規定
 - 八 入浴料其他業務ニ關スル規定

第四編 保安 第七章 貨座敷、藝娼妓、宿屋、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋其ノ他

- 九 違約者處分ニ關スル規定
- 十 規約變更ニ關スル規定
- 其他組合ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第十三條 浴客ニ對シ手拭及櫛等ヲ貸與セシムヘカラス
- 附則
- 第十四條 郡部ニ對シ本則第十一條ノ除外例アリト雖モ新築又ハ改築セシトスル者ニ對シテハ本則第二條各號ニ依リ可成改善ヲ速ナラシムヘシ

●營業者雇人名簿様式ノ件

明治四十一年二月
訓示第九號

(別紙)

營業者雇人名簿	業名		屋敷	住居		備考
	飲食店 牛乳營業 食肉販賣	貨座敷 料理店 理髮店		大黒樓 望仙閣 佐渡幸	營業者 住居 氏名	
雇入年月日	解雇年月日	應業	族籍住所氏名	年齢	備	考
明治 月 日	明治 月 日	夫 婦	何 縣 何 村 何 番 地	何 年 何 月 何 日 生 (何 某 方)	前 住 所 及 職 業 何 縣 何 村 何 番 地	
明治 月 日	明治 月 日	弟 徒	同	上 何 某 同	上	
明治 月 日	明治 月 日	同	同	上 何 某 同	上	
明治 月 日	明治 月 日	同	同	上 何 某 同	上	

〔山梨管〕

第八章 外國渡航

●外國旅券規則

昭和十年七月二十二日
外務省令第八號

〔山梨管〕

外國旅券規則左ノ通定ム

外國旅券規則

- 第一條 外國へ渡航スル者ニ下付スル旅券ハ外務大臣之ヲ發給シ外國ニ於テハ左外公館長ヲシテ之ヲ發給セシム
- 第二條 旅券ノ下付ヲ請フ者ハ左ノ書類ヲ内國ニ於テハ本籍又ハ所在地ノ地方廳、關東州ニ於テハ關東州廳、外國ニ於テハ在外公館ニ差出スベシ但シ當該官廳ノ認定ニ依リ身許申告書、戶籍謄本又ハ戶籍抄本及保證書ノ添附ヲ省略セシムルコトヲ得
- 一、旅券下付願書(附錄第一號)
- 二、身許申告書(附錄第二號)
- 三、戶籍謄本又ハ戶籍抄本
- 四、寫眞三葉(最近六箇月以内ノ撮影ニ保ル手札形、無帽半身、無臺紙、裏面ニ氏名記入)
- 五、他ヨリ派遣セラレル者ハ其ノ派遣責任者ノ保證書(附錄第三號)
- 六、在外公館長發給ノ呼寄、再渡航等ニ關スル證明書又ハ外國官廳發給ノ入國ニ關スル許可證、證明書若ハ通知書等ヲ有スル者ハ該書類
- 七、外國在留者ノ呼寄ニ關スル書信等ヲ有スル者ハ該書類

第四編 保安 第八章 外國渡航

備考 本簿ハ營業ノ種別ニヨリ口座ヲ設ケ登錄スヘシ
解雇年月日ハ朱書スヘシ

- 八、其ノ他參考ト爲ルベキ書類アル場合ハ該書類
- 九、右ノ外目的國及渡航目的ノ如何ニ依リ特ニ必要トスル附錄第四號掲載ノ書類

- 前項第二號ノ身許申告書中兵役、賞罰及納税ニ關シテハ内國ニ於テハ市區長村長ノ認證ヲ得タル上差出スベシ
- 第三條 公用ノ爲外國ニ渡航スル者及其ノ同伴スル妻子又ハ從者ニ對シテハ所屬長官ヨリ寫眞二葉ヲ添附シ且從者ニ付テハ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ヲ添附シテ外務大臣ニ公用旅券ノ下付ヲ請求スベシ(附錄第五號)
- 公用ノ爲外國ニ在ル者其ノ所在地ニ妻子又ハ從者ヲ呼寄セントスル場合亦前項ニ準ズ
- 第四條 移民保護法ノ規定ニ依リ移民取扱人ノ取扱ニ保ル移民ヨリ差出スル旅券下付願書ニハ移民取扱人之ニ連署スベシ
- 第五條 内國及關東州ニ於テ旅券ノ下付ヲ受ケル者ハ手数料トシテ旅券一部ニ付移民ニ在リテハ五圓、非移民ニ在リテハ十五圓ニ相當スル收入印紙ヲ領收證ニ貼付シテ之ヲ差出スベシ
- 在外公館ヨリ下付ヲ受ケル旅券ノ手数料ニ關シテハ領事官ノ徵收スル手数料及出張費用ニ關スル規程ニ依ル
- 第六條 旅券ノ下付ヲ受ケル者ハ自ラ其ノ旅券面所定ノ場所ニ署名スベシ
- 旅券ノ査證ヲ必要トスル國ニ渡航スル者ハ其ノ國ノ定ムル所ニ依リ査證ヲ受ケベシ
- 第七條 旅券ノ下付ヲ受ケタル後該旅券發給ノ日附以後六箇月以内ニ於ケル出發迄ノ間ニ該旅券面ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ事由ヲ具シ

内國及關東州ニ於テハ該旅券ヲ下付シタル官廳ニ之カ書替ヲ願出ア又ハ請求スベシ但シ非移民旅券ニ付テハ急速ヲ要スル場合ハ直接外務省ニ之カ書替ヲ願出ブルコトヲ得

前項書替下付ノ旅券ニ對シテハ内國及關東州ニ於テハ三圓ニ相當スル收入印紙ヲ領收證ニ貼付シテ之ヲ差出スベシ但シ其ノ書替ヲ要スル原因ガ關係官廳ノ過失ニ因リテ生ジタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 旅券ノ下付ヲ受ケタル者旅券ノ日附ヨリ六箇月以内ニ出發セザルトキハ該旅券ハ其ノ效力ヲ失フ

第九條 旅券ノ下付ヲ受ケタル者歸國シタルトキハ該旅券ハ之ヲ無効トス

第十條 用務ノ爲本邦ト特定ノ地トノ間ヲ數次往復スル必要アリト認ムル者ニ對シテハ内國ニ於テハ願出テニ依リ數次往復旅券ヲ下付スルコトヲ得

前項ノ旅券ハ其ノ日附ヨリ三年ヲ經過シタル後初メテ歸國スル迄之ヲ有效トス

第十一條 無効又ハ失効ノ旅券ハ直ニ之ヲ該旅券ヲ下付シタル官廳ニ又ハ其ノ他内國ニ於テハ地方廳、關東州ニ於テハ關東州廳若ハ外國ニ於テハ在外公館ニ返納スベシ

第十二條 無効又ハ失効ノ旅券ヲ自己ノ手許ニ保存セント欲スル者ニ對シテハ返納スベシ

〔山梨警〕

本令ハ昭和十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和四年五月外務省令第四號外國旅券規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

〔附錄第一號ノ甲〕(非移民)

外國旅券下付願書(用紙美濃紙型)

- 一、氏名 (右傍ニ片假名ヲ附スベシ、「ローマ」字綴ノ一定シ居ル者ハ其ノ綴ヲモ記載スベシ)
- 一、本籍地 (番地ニ至ル迄記載スベシ、那町村字名ノ右傍ニハ片假名ヲ附スベシ)
- 一、所在地 (番地ニ至ル迄記載スベシ、他人方ニ寄寓スル者ハ「何某方」ト記載スベシ)
- 一、身分 (戶主ト家族トノ別、家族ナルトキハ戶主ノ氏名、職業及戶主トノ續柄ヲ記載スベシ、戶主ノ氏名ニハ右傍ニ片假名ヲ附スベシ)
- 一、年令 (何年何月何日生、滿何年何箇月「ト」記載スベシ)
- 一、職業 (例ハ「醫師」「輸入商」「何製造業」「何會社取締役」等ト可成具體的ニ記載スベシ、商社名テハ右傍ニ片假名ヲ附シ又「ローマ」字綴ノ一定シ居ルモノ及固有ノ歐譯文ヲ有スルモノハ之ヲモ記載スベシ)
- 一、渡航目的地名 (例ハ「加奈陀」「北米合衆國」「佛蘭西」「南阿聯邦」「濠洲」「アラビヤ」ト記載スルカ如シ)
- 一、經由地名 (例ハ「(歸途)」「ボートサイド」「コロソボ」「新嘉坡」「香港」ト記載スルカ如シ)
- 一、渡航目的 (例ハ「視察」「修學」「商用」ト記載スルカ如シ)

テハ返納ノ際該旅券ニ消印ヲ施シタル上之ヲ交付スルコトヲ得

第十三條 現ニ有效ナル旅券ト雖モ當該官廳ヨリ命令アルトキハ何時ニテモ之ヲ返納スベシ

第十四條 旅券ヲ紛失シ又ハ燒失シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ第十一條所定ノ官廳ニ届出ヅベシ紛失旅券ヲ發見シタル場合亦同シ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ旅券ヲ沒收シ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ三月以下ノ懲役若ハ拘留ニ處ス

一、事實ニ相違スル記載又ハ申立ヲ爲シ其ノ他詐欺ノ所爲ヲ以テ旅券ノ下付ヲ受ケタル者及之ヲ幫助シタル者

二、他人名義ノ旅券ヲ使用シ又ハ之ヲ使用セシメ其ノ他不正ノ目的ヲ以テ旅券ヲ授受シタル者及之ヲ幫助シタル者

三、旅券ニ貼付シタル寫眞ヲ取換ヘ該旅券ヲ使用シ又ハ之ヲ使用セシメタル者但シ刑法ニ正條アル場合ヲ除ク

四、本令ニ依リ旅券ヲ返納スベキ場合ニ之ヲ返納セズシテ使用シ又ハ事實ヲ偽リテ旅券ヲ紛失シ若ハ燒失シタル旨ヲ届出テタル者

第十六條 本令ニ於テ地方廳トハ北海道廳及府縣ヲ謂ヒ東京府ニ在リテハ移民ニ關スル限リ警視廳ヲ謂フ又在外公館トハ帝國大使館、公使館、總領事館、領事館、總領事館分館、領事館分館、總領事館出張所及領事館出張所ヲ謂フ

第十七條 朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル旅券ノ下付ニ關シテハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官及南洋廳長官ノ夫々定ムル所ニ依ル但シ旅券冊子ハ總テ外務省ヨリ配付ス

附則

- 一、渡航理由 (渡航セントスル事情ヲ記載スベシ但シ數次往復旅券ヲ希望スル者ハ同旅券ヲ必要トスル事由ヲモ記載スベシ)
- 一、身長 (何「メートル」何「センチ」、何尺何寸何分「ト」メ「ートル」法及曲尺法ノ雙方ニテ記載スベシ)
- 一、特徵 (外部ニ現ハレタル身體ノ特徵一箇所ヲ記載スベシ、特徵ナキモノハ「ナシ」ト記載スベシ)
- 一、出發港名 何港
- 一、出發豫定期日 昭和何年何月何日
- 一、豫定乘船名 何丸(又ハ何號)何等及乘船等級
- 一、歸國豫定期 何和何年何月
- 一、普通旅券ト數次往復旅券トノ別 (數次往復旅券(外國旅券規則第十條)ヲ希望スル者ハ「數次往復旅券」ト記載シ然ラザル者ハ「普通旅券」ト記載スベシ)
- 一、年 月 日 (右ニ依リ外國旅券下付相成度別紙身許申告書、戶籍謄本(又ハ戶籍抄本)、何書(第二條第一項第五號乃至第九號ニ該當スル書類)及寫眞三葉添附此段相願候也)

地方長官(又ハ關東州廳長官)宛

氏 名

- 一、在外公館長ニ差出ス旅券下付願書ノ様式ハ右ニ準ズルコト
- 二、未成年者ガ親又ハ之ニ代ルベキ扶養者ノ呼称ニ依ルニ非ズシテ單獨ニ渡航スル場合ハ親權者、後見人又ハ戸主ハ之ニ同意ノ旨ヲ附記シテ本人ト共ニ連署捺印スルコト
- 三、妻ガ本邦ニ在ル夫ト離レテ單獨ニ渡航スル場合ハ夫ハ之ニ同意ノ旨ヲ附記シテ本人ト共ニ連署捺印スルコト
- 四、夫ガ妻ヲ同伴スル場合又ハ親ガ子ヲ同伴スル場合ハ其ノ氏名、年齢、身長及特徴ヲ夫々人別ニ記載ノ上同一願書ニ依リ出願スルコトヲ得但シ右ノ場合ニ於テ妻ヲ夫ノ旅券ニ又子ヲ親ノ旅券ニ併記方(數次往復旅券ノ場合ヲ除ク)希望ノ者ハ「某某ノ旅券ニ併記」ト氏名ノ項ノ下方ニ記載スルコト

(附錄第一號ノ乙)(移民)

外國渡航許可證ニ旅券下付願書(用紙美濃紙型)

- 一、氏名 (右傍ニ片假名ヲ附スベシ、「ローマ」字綴ノ一定シ居ル者ハ其ノ綴ヲモ記載スベシ)
- 一、本籍地 (番地ニ至ル迄記載スベシ、郡町村字名ノ右傍ニハ片假名ヲ附スベシ)
- 一、寄留地 (寄留地ノ地方長官ニ出願スル者ニ在リテハ番地ニ至ル迄記載スベシ)
- 一、所在地 (番地ニ至ル迄記載スベシ、他人方ニ寄寓スル者ハ「何某方」ト記載スベシ)

〔山梨警〕

及寫眞三葉添附此段相願候也

年月日

氏名

〔山梨警〕

地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)宛

備考

- 一、移民取扱人ノ取扱ニ係ル移民ノ場合ニ於テハ移民取扱人ガ本人ト共ニ連署捺印スルコト
- 二、海外移住組合ノ移住地ニ入植スル爲メ渡航スル者ニ在リテハ同組合理事長ノ保證書ヲ本願書ニ添付スルコト
- 三、植民地經營者ノ取扱ニ依リ渡航スル者ニ在リテハ該植民地經營者ガ本人ト共ニ連署捺印スルコト
- 四、家族移民ノ場合ハ家族全員ノ氏名、年齢、身長及特徴ヲ夫々人別ニ記載ノ上同一願書ニ依リ出願スルコトヲ得此ノ場合ニハ家長及家長トノ續柄ヲ各自ノ氏名ノ上部ニ記載スルコト但シ右ノ場合ニ於テ妻ヲ夫ノ旅券ニ又子ヲ親ノ旅券ニ併記方希望ノ者ハ「某某ノ旅券ニ併記」ト氏名ノ項ノ下方ニ記載スルコト
- 五、未成年者ガ親又ハ之ニ代ルベキ扶養者ノ呼称ニ依ルニ非ズシテ單獨ニ渡航スル場合ハ親權者、後見人又ハ戸主ハ之ニ同意ノ旨ヲ附記シテ本人ト共ニ連署捺印スルコト
- 六、妻ガ本邦ニ在ル夫ト離レテ單獨ニ渡航スル場合ハ夫ハ之ニ同意ノ旨ヲ附記シテ本人ト共ニ連署捺印スルコト

(附錄第二號)

- 一、身分 (戸主ト家族トノ別、家族ナルトキハ戸主ノ氏名、職業及戸主トノ續柄ヲ記載スベシ、戸主ノ氏名ニハ右傍ニ片假名ヲ附スベシ)
- 一、年齢 (何年何月何日生、滿何年何箇月)ト記載スベシ
- 一、職業 (「農業」「漁業」「何小賣業」「何職工」等ト可成具體的ニ記載スベシ)
- 一、渡航目的地名 (「アラビヤ」國ト記載スルガ如シ)
- 一、經由地名 (「英領諸港」「南阿聯邦」ト記載スルガ如シ)
- 一、渡航目的 (「農業」「漁業」「父ノ呼称」ト記載スルガ如シ)
- 一、渡航理由 (渡航セントスル事情ヲ記載スベシ)
- 一、身長 (「何」「メートル」何「センチ」、何「何寸何分」ト「メートル」法及曲尺法ノ雙方ニテ記載スベシ)
- 一、特徴 (外部ニ現ハレタル身體ノ特徴一箇所ヲ記載スベシ、特徴ナキ者ハ「ナシ」ト記載スベシ)
- 一、出發港名 何港
- 一、出發豫定期日 昭和何年何月何日
- 一、豫定乗船名 何丸(又ハ何號)何等及乗船等級

右ニ依リ外國渡航許可證ニ旅券下付相成度別紙身許申告書、戶籍謄本(又ハ戶籍抄本)、何書(第二條第一項第五號乃至第九號ニ該當スル書類)

身許申告書(用紙美濃紙型)

氏名

生年月日

學業

- 一、(何年何月何日何學校卒業)ト記載スルガ如シ)
- 一、(何年何月何日ヨリ何年何月何日迄何所ニ於テ何何研究)ト記載スルガ如シ)

職業

- 一、(何年何月何日何會社ノ事務員ト爲リ何年何月何日何支店詰ト爲リ何年何月何日何支店長ト爲リ今日ニ至ル)ト記載スルガ如シ)
- 一、(何年何月以來農業ニ従事)「何年何月以來何商ニ従事」ト記載スルガ如シ)

兵役

- 一、(何年何月何日徵兵検査ノ結果甲種合格何兵第何聯隊ニ入營何年何月何日滿期退營)「何年何月何日徵兵検査ノ結果何種合格何兵第何補充兵ト爲ル」本年徵兵適齡ナルカ四月十五日ノ徵集延期手續期限(兵役法施行規則第三百二十九條參照)迄ニ外國旅券ノ下付ヲ受ケルコト能ハザリシニ付今國ノ外國渡航出願ニ關シ何年何月何日何聯隊區徵兵官ノ承認ヲ得タリ)又ハ「徵兵適齡前ニ付兵役關係ナシ」ト記載スルガ如シ)

- 一、(或ハ)何國在留ノ爲何年何月何日ヨリ兵役法第四十二條ニ依リ年々徵集ヲ延期セラレ今日ニ至ル、何年何月何日一時歸國、兵役法第四十三條第三項及同法施行規則第三百三十九條第二項ニ依リ何年何月何日